

経済産業省資源エネルギー庁委託

リビアの大量破壊兵器開発計画放棄、国際社会復帰後のエネルギー分野を中心とした経済再建の道筋と課題及びリビアの石油資源への国際石油企業の参入状況と見通しに関する調査

2007 年 3 月

財団法人 日本エネルギー経済研究所

中東研究センター

序

本報告書は、平成 18 年度に経済産業省資源エネルギー庁から当研究所に委託された、石油産業体制等調査研究（リビアの大量破壊兵器開発計画放棄、国際社会復帰後のエネルギー分野を中心とした経済再建の道筋と課題及びリビアの石油資源への国際石油企業の参入状況と見通しに関する調査）を取り纏めたものである。

リビアが大量破壊兵器開発計画を放棄し、国連などによる経済制裁が解除された後、各国政府関係者はリビアを訪問し、長年空白であった政治・経済における協力関係の再構築に努めている。特に、リビアが有する石油資源は経済制裁が実施されている間、開発が進まなかったこと等から、今後大規模油田の発見が期待されるなど世界の石油会社の関心は高い。また、リビアにとっても石油資源の開発は経済再建の大黒柱であることから、原油生産能力を 2015 年までに 300 万バレルに増強する計画を策定し、今後 10 年間に 300 億ドルの外資を導入する構えであり、このため 2005 年、2006 年に 3 回にわたって原油鉱区入札が実施され、我が国企業も権益を獲得するに至った。

そこで本調査では、リビアの大量破壊兵器開発計画放棄の動機や背景と国際政治に及ぼした影響、石油資源の探鉱・開発及び生産の現状と今後の課題、石油資源に対する国際石油企業の参入状況と今後の見通し等について調査分析を行なった。

調査にあたっては、国内外の関係者から貴重なご意見をいただき、また、調査の全体を通じて、資源エネルギー庁には様々なご協力をいただいた。ここに記して謝意を表する次第である。

平成 19 年 3 月

財団法人 日本エネルギー経済研究所
理事長 内藤正久

目次

序.....	1
要約	9
第 1 章 経済制裁から大量破壊兵器開発計画放棄宣言に至る道	21
1. 無血革命の成就.....	21
2. 経済制裁に至る経緯	22
3. ロッカビー事件.....	25
3.1 事件にまつわる疑惑.....	25
3.2 賠償金支払い問題.....	26
4. 大量破壊兵器開発計画の経緯と放棄宣言に至る理由	27
4.1 大量破壊兵器開発計画の経緯.....	27
4.2 大量破壊兵器開発計画放棄の理由.....	29
4.3 大量破壊兵器の処分と軍事力の維持.....	33
第 2 章 大量破壊兵器開発計画放棄宣言が イラン及び北朝鮮に与えた影響.....	37
1. イランに与えた影響	37
1.1 イランとリビアの相違.....	37
1.2 イランの対応への影響.....	39
2. 北朝鮮に与えた影響	40
2.1 北朝鮮とリビアの相違.....	40
2.2 北朝鮮への影響.....	41
第 3 章 米国との外交完全復活と諸外国との外交関係	45
1. 米国との完全外交復活	45
1.1 完全外交復活に至る道.....	45
1.2 完全外交復活声明とその背景.....	47
1.3 マスコミの反応.....	49
1.4 外交復活後の米国の動き	50
2. エイズ感染事件.....	51
2.1 事件の経緯.....	51

2.2 再審の経過.....	53
2.3 今後の行方.....	55
3. 諸外国との関係.....	56
3.1 英国との関係.....	56
3.2 イタリアとの関係.....	58
3.3 フランスとの関係.....	61
3.4 ドイツとの関係.....	62
3.5 ロシアとの関係.....	63
3.6 中国及び台湾との関係.....	63
3.7 韓国との関係.....	66

第4章 アフリカならびに環地中海諸国における

リビア政治姿勢の評価 69

1. アラブからマグレブへの連帯	69
2. バルセロナ・プロセス	70
3. アフリカ統合.....	71

第5章 統治機構とカダフィ大佐の後継者問題 77

1. カダフィ大佐の政治思想	77
1.1 カダフィ大佐の生い立ちと革命.....	77
1.2 「ジャマヒリヤ」体制.....	78
2. 統治機構.....	79
3. 内閣改造.....	81
3.1 内閣改造と保守派の返り咲き	81
3.2 内閣改造を促した「ベンガジ暴動」.....	85
4. カダフィ大佐親子の連係プレー	86
5. カダフィ大佐の後継者問題	88
5.1 「歴史的指導部」による集団指導体制の可能性.....	88
5.2 サイフ・アル・イスラム氏の可能性.....	90

第6章 経済再建の現状と課題 95

1. 石油依存型経済.....	95
2. 経済改革.....	96
2.1 リビア経済の病巣.....	96
2.2 IMF の提言.....	98
2.3 国営企業の民営化進捗状況.....	100

3. 経済プロジェクト	103
4. 二国間協力プロジェクト	108
第7章 外資導入を基盤にした石油開発の現状と課題	115
1. 石油産業史に名を残すリビア	115
2. 石油行政の変遷.....	116
3. 「石油・ガス検討委員会」の設置	118
4. リビア国営石油（NOC）の事業活動	119
5. 外国石油会社との合弁事業	122
6. 原油埋蔵量と生産量の推移	126
6.1 原油埋蔵量.....	126
6.2 原油生産量.....	129
7. 生産計画.....	131
7.1 200 万 b/d 到達の実現性.....	131
7.2 IEA の指摘	133
7.3 OPEC の割当枠と生産調整.....	134
8. 米国石油会社の操業復帰	139
9. 送油、出荷体制.....	141
10. 石油需給、精製、輸出、価格	142
10.1 石油需給.....	142
10.2 石油精製.....	143
10.3 原油輸出.....	146
10.4 原油価格.....	149
11. 経済制裁下での原油鉱区入札.....	149
12. 経済制裁解除後の原油鉱区入札	151
12.1 入札方式.....	151
12.2 第1次、2次入札.....	152
12.3 第3次入札.....	157
13. 探鉱・生産分与（EPSA）IV 契約	163
13.1 .EPSA – IV の仕組み.....	163
13.2 ケーススタディによる検証.....	166
第8章 天然ガス開発、石油化学産業、電力事業の概況	171
1. 天然ガス開発.....	171
2. 石油化学産業.....	175
3. 電力事業.....	176

第9章 我が国の石油開発に占めるリビアの位置と今後の見通し 181

1. カントリーリスク 181
2. 今後の見通し..... 183

巻末資料

- リビアの地図 189
- リビアの地誌 190
- リビア現代略史 191
- アフリカならびに環地中海諸国におけるリビア政治姿勢の評価 195
- リビア革命の軌跡とカダフィ指導者の後継者問題 209
- リビアにおける国営企業の民営化など経済改革の課題 233

要約

第1章 経済制裁から大量破壊兵器開発計画放棄宣言に至る道

カダフィ大佐は革命後、反帝国主義、反イスラエル主義を鮮明にし、西側陣営を標的にした国際テロ活動を展開していく。この国際テロ活動に立ち向かうべく米国は、いち早く、武器禁輸措置などの経済制裁をリビアに科しリビアとの敵対姿勢を強めていく中で1986年4月に、トリポリ、ベンガジへの空爆を実施する。そして、この空爆の報復としてリビアは1988年12月、PanAm 航空機を爆破する「ロッカビー事件」を引き起こすのである。この「ロッカビー事件」こそが、後の国連による経済制裁の原因となるのであるが、元を辿れば、米国という超大国、しかも強い米国を標榜する、時のレーガン政権と対決したことが「ロッカビー事件」を招来したと言えるのである。

超大国の虎の尾を踏んでしまった見返りが国連による経済制裁であったが、問題の「ロッカビー事件」を巡る捜査疑惑がその後浮上する中で、ベンガジ病院で発生した「エイズ感染事件」のブルガリア人看護婦などの被告と「ロッカビー事件」服役者の交換取引がリビア側から提案されたこともあり、奇妙な様相を呈している。しかし、「ロッカビー事件」そのものはリビア側がリビア人容疑者を西側に引き渡すと同時に、遺族に対し賠償金を支払うことで解決し、これを契機に、リビアに対する国連の経済制裁は解除されることになるのであるが、3回にわたる分割払いの賠償金支払いのうち最後の支払いが未払いの状態であり、米国との関係に影を落としている。

一方、米国及び国連による経済制裁と言う国際包囲網にあいながらも、リビアは核兵器開発を進めていたが、2003年10月に遠心分離機装置の一部を積載していたリビア向け貨物船が臨検されたことにより、核兵器開発計画の事実が表面化し、この2カ月後にリビアは大量破壊兵器開発計画の放棄を宣言するのである。それでは何故大量破壊兵器開発計画を放棄するに至ったのか、それまでのリビアが置かれた状況から考察し、国内の技術的基盤の不在と開発の遅れ、政策転換の契機到来、経済・安全保障上の損失、軍事攻撃への懸念の増大、核疑惑に関する安保理決議の不在が挙げられる。そして、これらの事情がリビアを支配している中で、米国の圧倒的な軍事力への戦きと国内石油産業の疲弊の板挟みによって、戦略的な思考転換が避けられなくなったと考えられる。

この放棄宣言を受けて国際原子力機関（IAEA）は、素早く、リビアの核施設査察に乗り出すと同時に、米・英の専門家による大量破壊兵器除去作業も実施された。一方、リビアは、大量破壊兵器開発計画を放棄した後の軍事能力の低下を補うため、米・英両国に高性能武器の供与を求めているが、これに対応する形で英国は2006年6月、リビアと防衛協力協定を締結している。一方、大量破壊兵器は除去されたとは言え、旧ソ連時代にロシアが

提供した濃縮ウランが完全に取り出されているか不透明であり、更に、化学兵器の一部も残存しているため、これらがテロリストの手に流れないようにリビア政府の厳重な管理と早期の廃棄処分が求められる。

第2章 大量破壊兵器開発計画放棄宣言がイラン及び北朝鮮に与えた影響

イランとリビアには以下の相違点がある。核技術に対する戦略的相違があること、イランはリビアより核開発技術が進んでいること、リビアほどには経済が困窮していないこと、イランの原発計画とウラン濃縮計画は直結していること、イランの方針転換にはリビアと比して多くの労力と時間を必要とすること、である。このような相違を持つイランに、「リビア方式」の大量破壊兵器開発計画放棄を迫ることには無理がある。また、自国の安全保障に対する脅威への対抗手段として大量破壊兵器開発を目指している国にとって、その開発計画が一定の進捗を果たしている以上、放棄を外交カードとして切るインセンティブはきわめて低い。仮に、イランの体制指導部が方針転換を思考する場合には、国外からの圧力の有無に関わらず、最終的には国内におけるパワーバランスの下で決着が図られることになる。

かたや、北朝鮮の場合でも、石油資源国でないこと、中国の国際政治力に頼れること、「先軍政治」による全体主義であること、核抑止力による自国防衛の強化など、リビアとの違いがあり、ボルトン前米国連大使は、「リビア方式」を北朝鮮に当てはめることは不可能であると指摘している。また、最近の6ヶ国協議で核放棄に向けた一定の合意が見られたものの、金政権に完全放棄の意思があるのかどうか不透明である。従って、リビアを「模範国」にせよとの喧伝は、国際政治上のプロパガンダになるにせよ、北朝鮮の政治選択に好影響を及ぼすことはない。

第3章 米国との外交完全復活と諸外国との外交関係

米国は、リビアが大量破壊兵器開発計画を放棄した翌年の2004年9月、18年ぶりにリビアへの経済制裁を解除するのであるが、「テロ支援国家」リストからの削除を含む外交の完全復活までには後2年弱の月日を待たなければならなかった。米国は、リビアの人権・民主化問題の改善、サウジアラビア皇太子暗殺未遂事件の全容解明がなされない限り完全復活はないことを示唆していたが、この間頑なな態度に終始していたわけではなく、米国上院外交委員長のリビア訪問、武器輸出管理法の一部緩和、輸出信用保証供与の再開などを

行いリビアへの接近を図っていた。

そして、「テロ支援国家」リストからの削除に機が熟したかに見えた 2006 年 4 月末、周囲の期待に反し、米 국무省はリビアを引き続き「テロ支援国家」に指定する報告書を議会に提出したのであるが、その約 2 週間後の 5 月にライス国務長官は、打って変わって、「テロ支援国家」リストからリビアを削除し、外交完全復活を行なう声明を発表したのである。この間に、米国が懸念を表明していたサウジアラビア皇太子暗殺未遂事件と「エイズ感染事件」の解決に向けて事態が急速に進展したわけでもなく、突然の決定について、フランスのリベラシオン紙は不思議なことであると疑問を呈していた。また、ワシントン・ポスト紙は、ブッシュ政権にとって民主主義は優先課題ではなくなったとの論評を載せ、米国の石油戦略が背景にあると分析している。確かに、リビアが「テロ支援国家」である限り、米国企業はリビアでの企業活動を制限され、石油開発を筆頭にしたビジネスチャンスを他国にさらわれるという焦りが産業界にあり、この不満が 4 月末から 5 月中旬の 2 週間の間に、ブッシュ政権を猛烈に突き上げた可能性が指摘されるのである。

一方、完全外交復活後初めてリビアのシャルガム外相と会談したライス国務長官は、シャルガム外相によるライス国務長官のリビア訪問の招請に対し、「ロッカビー事件」の賠償金問題を取り上げ、その決着の重要性を述べている。この賠償金問題と「エイズ感染事件」の解決がない限り、ライス国務長官のリビア訪問はないと見られる。この「エイズ感染事件」は、ベンガジ病院で故意に HIV ウイルス感染血液を児童に輸血したとして逮捕・死刑判決を受けたブルガリア人看護婦とパレスチナ人医師を巡る事件であり、ブルガリアとリビアの 2 国間問題に留まらず、欧米も重大な関心を示す国際問題になっている。ブルガリアと欧米側は、エイズ感染はベンガジ病院の不衛生な医療慣行が原因であると主張し、即刻の被告釈放を求めているが、リビア側は 2 度の裁判で 2 度とも死刑判決を宣告しているのである。2 度目の死刑判決を受けて欧米側がリビアへの圧力を高める中、リビアは司法判断に政治は介入できないとして欧米側の要求に抵抗しているが、犠牲者家族の怒りと国際的圧力の狭間で、カダフィ政権は難しい舵取りを迫られている。ともすれば、国際社会に復帰したリビアの政治的立場が一時的に後戻りする可能性も孕んでいる重大な問題であるだけに、今後の行方からは目を離せない。

一方、米国に先駆けてリビアと復交した英国は 2005 年 10 月にリビアと、テロリストの疑いがあると看做される在英リビア人をリビアに送還する「覚書」を、2006 年 6 月には「防衛協力協定」を締結し、両国の関係を強化している。更に、英国防省の関連機関によるリビアは武器取引の最大の顧客になるという報告書も出され、両国の関係は今後益々深まることが予想される。また、旧宗主国であるイタリアとは、植民地賠償問題、不法移民問

題があるにせよ、石油・ガス開発を筆頭に両国の経済関係は密接な繋がりを持っていて、より一層幅広い関係構築が模索されている。次にフランスは 2006 年 3 月に、リビアに核の平和利用技術を提供する覚書に調印し、更に、リビアの兵器装備の近代化を目指した交渉も行っている。また、ドイツ、ロシアもリビアとの関係強化に乗り出しているが、中国についても同様で、中国はアフリカ外交政策の一環としてリビアにも積極的な外交攻勢を仕掛けている。しかし、2006 年 5 月に台湾の総統が、リビアを電撃訪問したことが両国の関係に波紋を投げかけ、中国側はリビアに対し、「一つの中国」政策堅持を要求しリビアを非難したが、カダフィ大佐は「中国と台湾がビジネスを行なうことができるのなら、リビアも台湾とビジネスが出来る」と強気の姿勢を見せている。石油の欲しい中国を相手にしたリビア外交のほうが一枚上手のようである。

第 4 章 アフリカ並びに環地中海諸国におけるリビア政治姿勢の評価

革命後のカダフィ大佐はアラブ民族運動の衣鉢を継ぎアラブ諸国の連帯強化を目指すが、その後エジプトとの関係が冷却したため、アラブ諸国の連帯よりも西部マグレブ諸国との統合に目を転じ、1989 年 2 月に、アラブ・マグレブ連合を創設することになる。この連合は、欧州諸国との垂直的な経済従属関係を軽減し、マグレブ諸国間の水平的経済連携を深めることを主目的にしていたが、マグレブ諸国間の政治的な足並みの乱れと経済の相互補完性の欠如により、大きな前進が見られないままである。

一方、リビアが主体的な行動を取らなくても、その地理的位置関係からリビアの参加を呼びかける地域統合機構があり、それは 1995 年 11 月に、EU15 カ国と地中海諸国 12 カ国が参加したバルセロナ・サミットを契機としたバルセロナ・プロセスである。しかし、リビアの石油資源に重大な関心を寄せるバルセロナ・プロセス加盟国の呼びかけには冷淡であり、2000 年 11 月にはオブザーバー国としての参加を表明したが、イスラエルが加盟国であることを理由に、正式加盟はしていない。カダフィ大佐は EU の呼びかけに対し、「バルセロナ・プロセスを通じて、北アフリカを EU の属国化するために我々の参加を求めている」と述べ、警戒心を露にしている。

このように、アラブの結束が挫折し、マグレブ諸国との連携も思うような進展が見られない中、環地中海諸国の統合構想には冷淡な姿勢を見せるカダフィ大佐は、その政治的イニシアティブをアフリカ統合に傾注するようになる。その第 1 弾が、1998 年 2 月に設立したサヘル・サハラ諸国共同体である。この共同体は、主にサハラ以南のアフリカ諸国の経済、治安維持にわたる地域経済協力体制を目指しているが、カダフィ大佐は 1999 年 9 月の

アフリカ統一機構（OAU）の首脳会議で、これを更に拡大しアフリカ全域を対象にしたアフリカ合衆国（USA）構想を提唱したのである。また、アフリカの統一を提唱するだけでなく、アフリカの貧困国には資金援助を行なうと共に、アフリカ諸国間の紛争にも仲介役を演じ、実質的な行動もとっているが、南アフリカ、ナイジェリアなどのアフリカの大国は、USA 構想にはカダフィ大佐の隠された政治的思惑があるのではないかと懐疑的である。必ずしも OAU の後継機関であるアラブ連合（AU）の足並みが揃っているとは言えないのが実態であるが、USA 構想には、絶え間ない国境問題と内戦が続くアフリカ諸国の統合に一筋の光明を投げかけていることは評価できるものである。

第5章 統治機構とカダフィ大佐の後継者問題

カダフィ大佐は 1976 年に自著の「緑の書」の中で、議会制度、政党活動、選挙による代表制を否定する「第三世界理論」を表明し、人民全てが政治をコントロールできる直接民主主義として「ジャマヒリヤ」体制を導入した。この「ジャマヒリヤ」体制を支えるのが全人民が参加する基礎人民会議であり、基礎人民会議の上部機関として全国人民会議がある。この全国人民会議は立法機関であるが、行政機関としては全国人民委員会があり、この委員は全国人民会議によって選出される。しかし、全国人民会議は立法機関としての機能は殆どなく、実態は、カダフィ大佐の考えを追認する機関であると指摘されている。

一方、カダフィ大佐は自分の権力基盤を確実にするため度々内閣改造を行なっているが、ここ 1 年で 2 回実施された。特に注目されるのは 2006 年 3 月の改造で、改革派の旗手とされたガーネム首相が更迭され、保守派が再び咲いたことである。保守派の再び咲きには「守旧派」の攻勢に加え、反体制派がイタリア領事館を攻撃した「ベンガジ暴動」によって、保守的基盤を固め直す認識があったことも一つの理由である。また内閣改造によって、リビア国営石油（NOC）と石油行政を巡り角逐のあったエネルギー省が廃止され、一応、NOC に石油行政が一本化されたことである。

更に、カダフィ大佐が権力の頂点に君臨している限りリビアには政変がないと指摘できるが、ポスト・カダフィを想定した場合、カダフィ大佐の後を継ぐ指導者として大佐の次男であるサイフ・アル・イスラム氏が有力であると見られている。しかし、昨年夏に、この親子は政治改革を巡り真っ向から反対する意見を公にし、リビア国民の注目を浴びることになったのであるが、両者の相反する政治姿勢は「管理された改革へのプロセス」とも評され、親子の連係プレーと解釈できる。また、サイフ・アル・イスラム氏は、国際的活動による外国メディアへの露出度が高いが故に、後継者として有力視されているが、国内

に動員できる有力な支持勢力を持たないことを考慮すると、世評通りとするには疑問が残る。寧ろ、直属の部隊を持つ大佐の三男であるサアーディ氏の存在が注目される。更に、最終的に次男あるいは三男が指導者になるにせよ、ポスト・カダフィ直後のリビアは、「歴史的指導部」によるトロイカ体制になる可能性が強い。いずれにしても、カダフィ大佐がいなくなったリビアには相当の混乱が予想される。これ防ぐために、後継者選出を決める正式なルール of 明文化が早急に求められる。

第6章 経済再建の現状と課題

米国の調査団が2006年2月に纏めた「リビア・アラブ・ジャマヒリヤの競争力評価」は、リビア経済の生産性の低さを指摘している。その原因は石油依存体質と国営企業の非効率性にあるとし、その成長疎外要因として官僚主義的体質、腐敗、情実主義、全体を統制する機能の欠如を挙げている。一方、IMFは経済改革に至る実行計画の欠如、政府予算の管理体制の不備などを挙げ、近代的な管理手法を導入するため外部からの専門家の招聘を提案している。また、経済改革には外資の導入が必要とされるが、カダフィ大佐は昨年夏に、リビア人の手による経済建設を訴え、外国企業の参入に厳しい態度を示した。とは言え、外国企業にリビア人の雇用と研修義務を課すなど、外国企業にとっては負担となるものの、外国企業の存在は必要不可欠であることも露呈している。

また、経済改革の主要課題である国営企業の民営化については2004年に、5年間かけて360社を民営化する計画を発表し、国営企業を小・中・大規模に分類し、小・中規模はリビア人を対象に、大規模は外国企業を含めて売却する方針を公表した。しかし、昨年夏時点での成果は66社と報告され、リビア当局は「所有権移転公社」という専門機関を設置し積極的に取り組んでいるが、民営化の速度は遅い。その原因として、守旧派の存在、官僚主義体質、責任の所在の不透明性などが挙げられるが、これらの欠陥はリビア社会に深く根付いているため、改革の全うには時間がかかる。

一方、改革以外にも経済制裁で着手できなかった社会・都市基盤の整備にも乗り出して、大人工河川事業、空港整備事業、都市・不動産開発事業、観光開発、インフラ整備事業などの大型プロジェクトには外国企業の参加が必要不可欠である。また、リビアの経済発展の一翼を担う二国間経済協力プロジェクトも盛んに行われている。このように経済復興事業が盛んに行なわれている反面、リビア側からの工事代金支払い遅延が報告されていることにも注意を要する。

第7章 外資導入を基盤にした石油開発の現状と課題

2006年3月の内閣改造により、それまでNOCと対立してきたエネルギー省が廃止され、石油開発に関する権限はNOCに一本化されることになったが、その半年後の9月に、NOCを監督する「石油・ガス検討委員会」が設置され、一旦手にしたNOCの権限は大幅に縮小されることになった。迅速かつ透明な意思決定が阻害されはしないかと懸念されるが、そのNOCは開発・生産操業を行うため傘下に13社の子会社を擁している。このうち石油・天然ガスを開発・生産する会社が4社、製油所を運営する会社が3社である。この他、石油製品の流通、掘削関係作業、物資供給業務などを行なう6社は売却される計画である。

一方、NOCの子会社ばかりではなく、Agip（イタリア）、Total（フランス）、Repsol YPF（スペイン）、Petro-Canada（カナダ）、Wintershall（ドイツ）などの外国石油会社もオペレーターとして油田操業を担っている。例えば、Agipが操業するBu Attifel油田では、水攻法のための水圧入施設増強工事の入札が行なわれドイツとイタリアの企業が落札している。また、Agipの親会社であるEniは2006年9月に、石油開発以外の社会プロジェクトに1億5,000万ドルを投資する覚書に調印し、更に同年12月には、向こう20年にわたる石油・ガス部門の新規投資に関するマスター・プランの検討を行い、リビアとの繋がりを更に深めている。

次に、リビアの2005年末の原油確認埋蔵量は、OPEC統計によると414億6,400万バレルで、OPECの中では7番目に当たる。ところが、BP統計によると391億バレルで、23億6,400万バレルの違いがある。リビアの原油確認埋蔵量については2005年9月に英国の石油アナリストが、リビアが過去に埋蔵量の改定を行なったときに合理的な根拠が見当たらなかったと重大な疑義を呈している。いずれにしても、統計によって約24億バレルの違いがあることを指摘しておかなければならないが、NOCによると2015年までに新たに200億バレルの発見が期待されている。他方、確認埋蔵量の堆積盆ごとの賦存比率は、Sirte堆積盆が87%を占めている。またNOCの発表によると、1957年から2002年までの試掘井成功率は34%と高く、中でもOffshoreは61%の成功率を誇っている。但し、試掘井の成功イコール商業量の発見ではないことに留意しておかなければならない。

また、リビアの原油生産計画は、300億ドルの外資導入を条件に2010年に200万b/d、2015年に300万b/d到達することになっているが、IEAはこの計画を非現実的であると指摘し、300万b/d到達には更に15年かかるであろうと警告を発している。これに対しNOCは、2007年に200万b/dに到達すると強気の発言を行なっているが、その実現性はPIWの予測増産量及びWaha油田の増産如何によっては現実味を帯びてくる。一方、OPECの生産

削減が昨年後半から 2 回実施された結果、リビアも減産を余儀なくされ、たとえ 200 万 b/d の能力に到達しても、全量市場に出荷することは出来ない状況にある。このため、今後は、OPEC 生産割当枠の増枠引き上げを求める動きが予想される。

他方、当面の増産に寄与するのは、原油鉱区入札で新規に開放された鉱区開発ではなく、既存油田の回収率向上と小規模油田の開発にあり、NOC は増進回収法（EOR）などの技術に優れた外国石油会社の参入を期待している。このためには、開発・生産分与契約（DPSA）などの新しい契約方式が検討されているが、外国石油会社の参入意欲を削がない工夫が求められる。また、既存油田の回収率向上には、米国の単独経済制裁でリビアから撤退を余儀なくされた米国石油会社が 19 年ぶりにリビアに戻ってきたことが大きい。米国石油会社の撤退後は、NOC 単独で生産操業を行っていたのであるが、自然減退を食い止める技術に乏しかった。米国石油会社の技術が今後大きく貢献するであろうが、一方で、米国石油会社（Oasis Group）は、撤退する前と同じ投資条件を確保するため 13 億ドルの復帰料を支払っていることに留意しなければならない。

更に、リビアの石油需給を 2005 年に限って見れば、原油生産量 1,693 千 b/d のうち、大半がイタリアを筆頭にした西欧向けに、7ヶ所の石油出荷基地ターミナルから 1,306 千 b/d 輸出された。輸出で差し引かれた残りの 387 千 b/d は、合計処理能力 38 万 b/d になる 5ヶ所の製油所で精製される、中間留分と重質油の得率が多く、ガソリンの得率が低い。このため、製油所の増強・高度化工事が計画されているが、このうち Zawia 製油所の高度化工事については、工事契約金額の 10% を地元の社会基盤整備に投資しなければならない条件が付いているため、計画から 4 年経っても工事業者が決定されず、足踏み状態である。また、これらの高度化工事資金を調達するため、欧州の下流部門に進出していた Tam Oil Europe の売却が進められているが、保有権益の売却割合が未定などにより未だ決着が付いていない。

以上の石油開発体制を背景に、経済制裁解除後、経済再建の柱として原油鉱区入札を 3 回実施し数多くの外国石油会社の参入を得ることになった。第 1 次、2 次の入札方式は石油会社の取り分が勝敗を決するパラメーターであったが、第 3 次では、石油会社の取り分、サイン・ボーナスそして探鉱作業計画の 3 つのパラメーターからなる得点方式に変更され、探鉱作業計画も取り入れたことは、石油会社に開発を急がせようとする NOC の意図が読み取れる。第 1 次では米国石油会社による落札が過半を占め、第 2 次では日本を含む各国の石油会社が落札し、第 2 次をもって世界の石油会社の殆どがリビアの原油鉱区に顔を揃えることになった。しかし、この第 2 次では競争の激しさのあまり石油会社の取り分が 10% を切る鉱区が多数出現し、採算性が疑問視されるケースもあるが、リビアへの進出基盤作りという石油会社の意図も推察できる。続く第 3 次では、ロシア勢が優勢を誇りながらも、

前回までの入札に比べ全体的に小ぶりになっている。また、世界の石油会社が出揃ったとは言え、オイル・メジャーでは BP、Shell が外れているが、この両者は原油開発より天然ガス開発に関心を向けているようである。

一方、この原油鉱区入札は、探鉱・生産分与契約（EPSA）IV の下で行なわれるが、重要な点は石油会社の取り分にある。入札時に提示する石油会社の取り分が勝敗を決するパラメーターになるのであるが、この石油会社の取り分は、探鉱・開発資金を回収し終わった以降の利益原油を配分する段階で、減算されるのである。即ち、この契約には石油会社に不利に働く仕組みが内在しているのであるが、それにも拘らず、リビア鉱区入札が盛況である理由は、原油価格が高値で推移するとの見込みが石油会社側にあることと、外資に開放される新規探鉱地域はリビア以外殆どないという事実、更にはリビア参入の足場作りにある。しかし、原油価格の高騰は石油開発資機材の高騰をも招くので、探鉱コストへの跳ね返りが採算ラインを高くすることにも注意を要する。

第 8 章 天然ガス開発、石油化学産業、電力事業の概況

リビアの天然ガス確認埋蔵量は 2005 年末時点で 1 兆 4,910 億 m³ であるが、OPEC 内では最下位の保有量である。天然ガス開発より原油開発を先行させてきた結果であろうが、2005 年の需給を見ると、生産量は 11,700 百万 m³/ 年に対し輸出が 5,400 百万 m³/ 年、国内消費が 6,300 百万 m³/ 年である。今後は、火力発電所用燃料を石油からガスに転換させる方針の下、天然ガス開発にも勢いをつける構想であり、その原動力は Eni が共同事業者となっている西リビア・ガス開発プロジェクト（WLGP）である。このプロジェクトの下、既にイタリアへのガス・パイプライン（グリーン・ストリーム）が完成し、順調に稼働している。また、Shell と天然ガス開発、LNG プラント増強工事契約を調印する一方、BP とも開発に向けた交渉を続けていて、天然ガス開発に拍車がかかると期待されている。

他方、石油化学産業を見ると、石油化学製品は 3ヶ所のプラントで生産され、国内消費を除いた余剰分は主に欧州に輸出されている。NOC は Ras Lanuf と Marsa el-Brega の 2ヶ所のプラントの増強計画を推進中であるが、Ras Lanuf については具体的な進展が見られていない。また、電力供給を見ると、電力需要の高まりを受けて、今後 2010 年までに新たに 35 億ドルを投資して 4,000MW の発電能力を建設する計画がある。この一環として、ベンガジとミスラタに発電所を建設する工事を韓国企業が受注している。一方、リビアの電力事業を担うリビア電力公社（GECOL）は資金不足のため、これまで思うような新規投資に阻まれていたが、リビア政府は昨年 12 月に 30 億 LD の新規予算を割り当てた模様で、新規発電

所建設計画も具体的に動くことが予想される。

第9章 我が国の石油開発に占めるリビアの位置と今後の見通し

リビアの国際政治は、「ロッカビー事件」の賠償金支払い問題、「エイズ感染事件」の決着方法によっては、欧米との関係に一時的な摩擦が予想されるにせよ、リビアと西側の接触は途絶えることなく、今後益々、国際社会との連携が深まるであろう。また、国内においては、カダフィ大佐の独裁体制が強固であるが故に、開発独裁型の安定性を保っている。一方、リビアは、最近のロシア政府によるサハリン事業への介入に見られるような、エネルギー大国としての傲慢さはない。あるいは、一方的な国有化宣言をしたボリビア、一方的な権益条項変更を通知したベネズエラのような無謀さも持ち合わせていない。更に、イラン、イラクなどのように国際政治の利害が複雑に絡まり、参入したくても参入できない国ではない。リビアは、外資に開放されている数少ない産油国の一つである。しかし、それだけに競争は厳しく、投資条件のハードルは高い。リビアに進出する石油会社には財務体質の強化が求められるが、低い採算性でもリビア鉱区を取得することには、更なるビジネスチャンス獲得の足場作りがあるという側面も見逃せない。

一方、我が国の石油会社が掘り当てた原油をどのように流通させるかであるが、日本まで海上輸送し持ち込むことは、緊急時以外は非合理的な流通ルートである。平時は、欧米企業にリビア原油を販売するほうが合理的であり、採算性に適っている。この場合、欧米企業が中東に持つ権益原油とバーター、あるいはスワップ取引すれば、欧米の中東権益原油が日本に流通する道が開ける。他方、欧米企業によるリビアの石油開発が加速されれば、欧米の中東依存度は減少し、我が国の中東原油獲得競争に余裕が出来る。更には、リビアの存在は我が国の原油供給先の多元化に大きく寄与する。

NOC は今後更に、4、5回の原油鉱区入札を行ない、合計で220ブロックを開放する計画である。NOC に求められるのは外国石油会社にとって魅力ある投資条件の整備であり、同時に我が国も含めた外国石油会社は、そのような改善に向けた働きかけを行なっていく必要がある。翻って言えば、外国企業と共存共栄できる環境の創出こそ、リビアの経済復興に欠かせないものであり、このためにはリビアの柔軟な姿勢と共に、リビアに参入する外国企業には、中長期的な視野でリビアと向き合い、事業基盤の確立に繋がる粘り強い努力が求められる。

第 1 章

第 1 章 経済制裁から大量破壊兵器開発 計画放棄宣言に至る道

1 無血革命の成就

リビアは 16 世紀半ば以降オスマン・トルコの属国として存続してきたが、20 世紀初頭に欧米列強の植民地主義がアフリカにも押し寄せ、リビア隣国のエジプトはイギリスに、アルジェリア、チュニジアはフランスに支配される。しかし、リビアはその国土の大半が不毛の地であったため、列強の侵略から逃れていたが、イギリス、フランスに遅れを取るイタリアが劣勢を挽回するため、1911 年 10 月地中海を挟んだ対岸のリビアに侵攻した。イタリアはオスマン・トルコとリビアの混成部隊と激突するが、その翌年の 1912 年トルコ軍の敗走により、トルコ・イタリア講和条約が締結され、リビアはイタリアに割譲されることになった。しかし、イタリアの植民地支配はリビアのサヌシー教団による頑強な抵抗に遭い、リビアを完全に平定するまでには 20 年の時間が必要であった。このサヌシー教団というのはイスラム神秘主義教団の一派であり、ここの長老であるオマム・ムフタールが抵抗戦の指導者であった。このムフタールは「砂漠のライオン」と称されるほどに勇猛果敢で、今でもリビア国民にとっては英雄であり、リビアの 10 ディナール紙幣には彼の勇姿が印刷されている。

さて、リビアを平定したイタリアはその後第 2 次世界大戦に突入し、連合国側の前に敗北する。その結果リビアも手放さざるを得ず、リビアは一時イギリスとフランスの軍政下に編入されたが、1951 年の国連決議により連邦制からなる「リビア連合王国」としての独立が認められることになった。更に、1963 年には連邦制を廃した「リビア王国」となるが、いずれにしても王政であることには変わりがなく、国王及び特権階級による富の独占に対し国民からは不満の声が噴出していた。ここで言う富とは石油収入であるが、当時の石油開発は外国の石油会社によるものであった。この外国石油会社に対し、国王は石油会社に有利な契約条件を認め、石油収入の国民への分配というものを考慮していなかった。また、米軍、イギリス軍に軍事基地を貸与していたが、これも国民の反発を煽っていた。

このように王政に対する不満が高まる中、1969 年 9 月 1 日にカダフィ大佐（当時は大尉）を指導者とする自由将校団による軍事クーデタが起きるのである。革命は、イドリス国王が病気治療のためトルコに滞在中のこともあり一夜のうちに成就する。国名を「リビア・

アラブ共和国」と変え共和国制に移行すると共に、革命評議会を組織しカダフィ大佐が議長に就任する。同時に、外国石油会社との不平等契約の改定に着手するのである。それまで不当に安く抑えられていた原油価格の改定、外国石油会社の意のままになっていた油田の国有化など、他の産油国が手を拱いていた外国石油会社との対決に乗り出し、次々とリビア側の要求を貫徹していった。このリビアの快挙は他の産油国の資源ナショナリズムを刺激し、国有化の波は広がっていくが、これと平行して大国との対決に自信を深めたカダフィ大佐は、米英を主軸とした西側との敵愾心も深めていくことになる。

1969年の無血革命後の1971年カダフィ大佐は、「米国あるいはソ連の支持なしに生きることの出来ない国は地獄に落ちろ」と演説し、反帝国主義、反イスラエル主義を明確にしてきた。特に、日本赤軍が起こした1973年7月のドバイ事件¹でハイジャックした日航機並びに1975年8月のクアラルンプール事件²で犯人を移送した日航機は何れも最終目的地はリビアであったことは、リビアの反帝国主義姿勢に対するテロ活動家の期待と支持が大きかったことを物語る事件である。このリビアの姿勢を静観できない米国は1978年に、国際テロ事件にリビアが関与していると判断し、航空機を含む武器禁輸措置を発動することになる。

2 経済制裁に至る経緯

その後、リビアの国際テロ活動を重大な危機と受け取った米国は更に、武器禁輸措置を含む包括的な経済制裁³を1986年1月に実施しリビアへの圧力を高めていった。そして、後述の1988年12月に起きたPanAm航空機を爆破する「ロッカビー事件」を契機として、1992年3月に国連は経済制裁⁴を科すのである。米国と国連による二重の経済制裁を科されることになったのであるが、この「ロッカビー事件」の前には1986年4月に実施された米国によるトリポリ、ベンガジへの空爆があり、更にその先には大使館の閉鎖、「テロ支援国

1. 日本赤軍とパレスチナ・ゲリラが日航機をハイジャックし、ベンガジ空港で爆破した事件

2. 日本赤軍がクアラルンプールの米総領事館の人質と交換に日本赤軍活動家を釈放させ、その後日航機でリビアに向かい現地で開放された事件

3. 米国単独経済制裁

(大統領令 12543)

- ・リビアとの物品、技術、サービスの輸出入禁止。
- ・リビアへの往来に関する契約締結の禁止。
- ・第三国への輸出のためのリビア製品輸入の禁止。
- ・リビアの商・工業・政府プロジェクトへの援助禁止。
- ・リビア政府への信用供与、融資の実施及び延長の禁止。
- ・リビアへの渡航及びリビア国内での活動禁止。

(大統領令 12544)

- ・リビア政府及びその関連機関による在米及び米系金融機関の海外口座における資産の凍結。

家⁵」の指定などに象徴される米国・リビアの外交関係の悪化がある。そもそも、1970年代後半から顕著になる関係悪化は何を起因としていたのであろうか。

まず触れなければならない事件は、米国大使館襲撃事件である。米国と緊密な関係を結んでいたイランのパーレビ王朝が1979年にホメイニ師によるイラン・イスラム革命によって打倒されると、同年12月にイラン革命を支持するリビアの学生、市民が在リビア・米国大使館に侵入し、放火する事件が起きた。イランでは革命戦士が依然米国大使館を占拠し米国政権の神経を過敏にしていただけに米国にとって許されざる暴挙であった。また、この年米国は「テロ支援国家」リストを作成し、リビアをイラク、南イエメン、シリアと同列に対象国とし、翌年には在リビア・米国大使館を閉鎖した。これら一連の事件以降、リビアと米国の関係は悪化の一途を辿るのである。続く1980年4月にカダフィ大佐は海外亡命リビア人の暗殺声明を出し、ロンドン、ローマ、アテネで亡命リビア人の暗殺テロが頻繁に発生する。

一方、1981年1月に就任した米国のレーガン大統領はカダフィ大佐との対決色をより鮮明にし、同年8月にはリビアのシドラ湾上で米海軍は演習を行い、リビア空軍機2機を撃墜するのである。「カウボーイとベドウィンの闘い」と揶揄された力の対決であるが、1981年夏以降、米国CIAによるカダフィ政権転覆計画、リビア側によるレーガン大統領とその高官の暗殺計画が「ニューヨーク・タイムズ」などの米紙で報道され、その真偽のほどは定かではないが、心理戦となる応酬も相互の不信感を増幅する結果となったのである。

4. 国連制裁

(決議 748 号)

- ・ 各国領土へのリビア機の離発着の禁止。
- ・ 航空機・同部品に対するメンテ、サービス等の禁止。
- ・ 武器、弾薬、軍事車両などの売却、移転、関連サービス提供の禁止及び在リビア軍事要員・機関の撤収。
- ・ 在リビア外交官の削減及び各国内でのリビア人外交官の活動制限。

(決議 883 号)

- ・ リビア政府及び関連組織による在外金融資産の凍結（但し、分離鋼材による石油、ガス、農業製品等の代金処理は認める）。
- ・ 製油所及び石油輸出用ターミナルで使用される特定機器・機材の禁輸。
- ・ リビア航空事務所の即時閉鎖及び同社との取引全面禁止。

5. 「テロ支援国家」指定による制裁措置

- ・ 武器関連品目の輸出・販売禁止
- ・ 軍・民両用 (dual use) の輸出管理

被指定国の軍事力またはテロ支援能力を増強する可能性のあるモノやサービスの輸出については、30 日前に議会の通知を義務付ける。

- ・ 金融取引などにおける規制

国際金融機関による融資に対し米国は反対する。企業が被指定国で得た収入（＝その収入に基づき支払った所得税）については税額控除を認めない。米国へ輸出されるモノの免税措置を認めない。米国人が財務省の許可なくして被指定国との金融取引を行なうことを禁止する。

カーター前政権の弱い米国に対し強い米国を演出するレーガン大統領は、1985年12月に起きたウィーン、ローマ両空港のテロ事件を受けて1986年1月に経済制裁を発動するのであるが、同時に米第6艦隊はリビア沖で毎月軍事演習を繰り返すことになる。その集大成が、1986年4月のトリポリ、ベンガジへの空爆であった。実は、この空爆の10日前に米国兵が頻繁に出入りする西ベルリン（当時）のディスコ「ラ・ベル」で爆破事件が発生し、米国兵2名とトルコ人女性1名が死亡、200名以上が負傷する事件が起きていた。米国政府はリビアが関与しているとの非難声明を出し、空爆を実施したのである。また、カダフィ大佐の養女が死亡したこの爆撃は、リビアによる米国政府高官暗殺計画の報復として1981年11月末以来練り上げられてきたものであった⁶、という説もある。

超大国のトラの尾を踏んでしまった感のあるリビアへの報復は米軍の空爆であったが、背景には、レーガン大統領とカダフィ大佐、どちらも信念に溢れ、行動力に富み、どちらかというスタンド・プレーに偏る政治手法を好む政治家同士が激突したことがある。そして、1986年5月に開催された「東京サミット」では、リビアを非難する「国際テロリズムに関する声明」が採択された。しかし、これらの攻撃で萎縮するカダフィ大佐ではなかった。約2年半後の1988年12月リビアは国連制裁の原因となる「ロッカビー事件」を引き起こすのである。トリポリ、ベンガジ空爆に対する報復であると見られるこの事件は、国際社会からの集中的な非難を浴びることになった。巨大な軍事力を背景にした米国のトリポリ沖軍事演習とその延長線上にあるトリポリ、ベンガジ空爆に対抗するために、ロンドンからニューヨークに向かう民間機を標的にした報復テロを実行したのである。また、民間機を標的にしたテロ活動としては、1989年9月にコンゴ共和国からパリに向かうフランスのUTA航空機772便がニジェール領のサハラ砂漠上空で爆発・炎上する事件がある。乗客・乗員合わせて170人全員が死亡する大惨事であった。

以上の事実を総合すれば、国際テロ活動の延長線上で、米国、それも「強いアメリカ」を演出するレーガン政権と真っ向から対決した結果が「ロッカビー事件」及びUTA機爆破事件を招来したと解釈できる。そして、国連の経済制裁に見舞われるのであるが、米国の経済制裁から数えて18年強、国連の経済制裁からは約12年にわたる国際社会からの孤立はリビアにとってあまりにも大きすぎる代償であった。

6. 「リビア新書」（野田正彰著）

3 ロッカビー事件

3.1 事件にまつわる疑惑

それでは、渦中の「ロッカビー事件」を振り返ってみる。事件は1988年12月12日、スコットランドのロッカビー村上空で、ロンドンからニューヨークに向かうPanAm航空機103便が爆破された民間航空機を標的にしたテロ事件である。乗員・乗客259人は全員死亡し、ロッカビー村住民11人も巻き添えになり270人が犠牲となる大惨事であった。この翌年の9月には、先述したUTA772便の爆破事件が起きる中、国連安全保障理事会は「ロッカビー事件」及びUTA機爆破事件にリビアの関与が濃厚と判断し、リビア側に事件の捜査協力を求めている。しかし、リビアが捜査協力を拒否したため、国連安全保障理事会は1992年3月、リビアに対し経済制裁を科すことになったのである。

その後、1999年4月にリビア政府は、「ロッカビー事件」の関与が疑われたリビア人2名の容疑者を国連側に引渡した。これをリビア側の積極的な協力姿勢と受け取った国連は制裁の一時停止を行なうが、容疑者については、2002年3月スコットランド法廷で2人のリビア人のうち1人は無罪、1人は27年の有期刑を宣告され収監された。

一時停止後も制裁は引き続き継続されたが、国連は経済制裁解除の条件として（1）「ロッカビー事件」犠牲者遺族への賠償金支払い、（2）同事件の責任の認知、（3）同事件の全ての情報提供、（4）テロ行為の放棄を認めることをリビア側に要求していた。経済制裁による国民経済の疲弊を無視できなくなっていたリビアは遂にこれを受け入れ、犠牲者遺族と賠償金支払いの交渉を続けた結果、2003年8月に遺族側と支払い合意に至る。そして、翌月の9月に、国連の要求に沿った書簡を国連安全保障理事会に提出し、米国とフランスの棄権があったものの13対0の安全保障理事会決議で解除される。米国とフランスが棄権に回った理由は、米国は自国の単独経済制裁をはずしていないからであり、フランスはUTA772便の爆破事件を抱えていたからである。

以上が「ロッカビー事件」の顛末であるが、このテロ事件に関し、英国のEconomist Intelligence Unit（EIU）は2005年10月付Libya Country Reportの中で米国中央情報局（CIA）による証拠捏造の疑いを以下の通り報告しているのである。

スコットランドの元上級警察官が8月に受刑者の弁護人に、重要な証拠物件である爆発物時限発火装置の一部と見られる回路版の破片をCIAが森の中に埋めた、とする書簡を送っている。その破片はロッカビー村から数マイル離れた森の中で、事件発生後数カ月

経ってから発見されたものである。また、元 CIA 諜報員も 2003 年に弁護士に宛てた書簡の中で、回路版が埋められたこと、リビア人を有罪にするため事件捜査の脚本を CIA が書いたことを指摘している。しかし、この疑いに対する捜査関係者からの反応は出ていない、と報告しているのである。

更に、スコットランドの新聞社「The Scotsman」は 2005 年 10 月 24 日付のウェブ・サイト上で、27 年の刑に服している al-Megrahi 受刑者を起訴したスコットランドの高等法務官であるフレーザー卿は最近になって、同受刑者をリビアに移送しそこで残りの刑期を務め上げさせることを主張していると報道した。また、犠牲者遺族の代理人であり、自分の娘を失ったジム・スワイア氏は、この措置が受刑者の利益になるものであれば支持するとし「受刑者が投獄されていることに罪悪感を持っている。(有罪とした) 判決は間違っている」と述べたが、「有罪判決が最終的に覆された場合、本国移送は真犯人追及の機会を逃す」との懸念も示している、との記事も併せ掲載していた。

以上の事件の根本に関わる疑惑が、リビア側ではなく米・英の関係者から出されただけに衝撃的である。しかし、その主張は司法の場で審理されるべきであり、国際政治の場で蒸し返すにはリビア及び米・英両国にとって波風を立てるだけで実益はない。また、2003 年 8 月に国連安全保障理事会に宛てた書簡で、リビア政府はロッカビー事件の責任を認めているし、リビア政府がこれを材料に国連制裁決議の不当性を訴える動きに出るとの報道もない。

3.2 賠償金支払い問題

しかし、この疑惑を超える重大な賠償金支払いに関する問題が、2006 年 5 月の米国ライス国務長官の完全外交復活声明前後に浮上してきたのである。賠償金については、リビアは犠牲者遺族に 1,000 万ドルの賠償金を支払うことで決着しているが、その支払い方法は、国連制裁が解除されたときに 400 万ドル、米国による経済制裁が解除されたときに 400 万ドル、「テロ支援国家」リストから削除されたときに 200 万ドル支払うことになっている。当然のことながら、このうち 800 万ドルは支払い済みであるが、200 万ドルは未払いのままである。問題は、この 200 万ドルについて米国人犠牲者遺族が、リビアが最後の支払いを実行するまでリビアとの復交を行なうべきではないとの反対姿勢を表明したことである。米国上院議会も 2006 年 6 月これを支持する議案を可決している⁷。

7. AP 2006.6.20

一方、「ロッカビー事件」を担当するリビアの司法チームは同時期に、最後の賠償金 200 万ドルの支払いについて、賠償協定の期限が過ぎたので支払いの法的義務はないとの声明を出したのである⁸。同司法チームの主張は、当初の協定は「テロ支援国家」リストからの削除期限を、いくつかの延長を挟んで、2004 年末としていたが、2004 年末になっても削除の実行はなかった。従って、その期限が過ぎたので、賠償金支払いのために設けていた預託金勘定を解約し、資金を引き出したとするものである。

しかし、以上の犠牲者遺族及び米国議会の反対が渦巻く中、米国政府は既定方針通り、リビアを「テロ支援国家」リストから削除し完全外交復活を成し遂げた。米国政府はこの賠償金問題を民事の問題であるとし、一定の距離を置く姿勢を示しているが、リビア政府には支払い圧力をかけている。ライス国務長官は 2006 年 9 月の国連総会の場で、リビアとの完全外交復活後初めてリビアのシャルガム外相と会談し、「ロッカビー事件」の賠償金問題を決着させることの重要性を述べているのである⁹。他方、リビアの司法チームは、この問題を透明性と誠意ある行動によって解決したいとして、支払いの可能性を排除していない¹⁰。とはいえ、リビア側の出方次第では、米国政府は民事問題としているにせよ議会からの攻撃に備えて、リビアに強硬な圧力をかけてくることが予想される。

なお、UTA 機爆破事件については、1999 年にフランス法廷が容疑者不在のまま起訴し終身刑を言い渡しているが、リビア側は容疑者の引渡しに同意していない。しかし、賠償面では 2004 年 1 月に、犠牲者遺族に対し 120 万ドルの支払いを行なうことで合意している¹¹。

4 大量破壊兵器開発計画の経緯と放棄宣言に至る理由

4.1 大量破壊兵器開発計画の経緯

さて、米国の単独経済制裁、「ロッカビー事件」を契機とした国連の経済制裁という国際社会の包囲網にあいながらも、リビアの先鋭的政治姿勢は変わらず、その最たるものが大量破壊兵器開発計画であった。

そのリビアが大量破壊兵器の開発・取得に多大な関心を寄せているとの報道や報告は 1970 年代から始まっていた。核に関して、リビアは、1975 年に核不拡散条約（NPT）を批

8. Washingtonpost.com 2006.6.27

9. Reuters 2006.9.23

10. Dowjones 2006.7.10

11. BBC 2004.1.9

准し、1980 年にはその核施設を国際原子力機関（IAEA）の保障措置の下に置いた。リビアに対してソ連（当時）は 1970 年代後半にトリポリ郊外の町にある Tajura 核研究センター（TNRC:Tajura Nuclear Center）に研究炉を提供していたが、リビアは、さらに発電用の軽水炉を求めてソ連や西側にアプローチしていた。しかしながら、拡散への警戒を強めた西側が、これらの商談の相手国に圧力をかけたことによって計画が頓挫した経緯がある。

平和利用目的での核開発に関するカダフィ大佐の意図表明に反して、特に 1999 年の国連制裁の一時停止後に海外からの高濃縮ウランの調達に関する行動の活発化などは、明らかにリビアの野心を物語る状況証拠であった。そして、2003 年 12 月 19 日の放棄宣言を受け、リビア国内の核施設の検証が大々的に行われたわけであるが、その際に、二つの事項が明らかになっている。まず、リビアの招きに応じて施設を訪問した米英の調査官は、想像以上に兵器化に通じる開発が未申告施設で進行していたことに驚かされることとなった。ただし、この評価には後述するように、多分に誇張されたものであるとも考えられている。

一方、以下の図表 1.1 に示すように、実に 11 の設備やサイトについては、IAEA に対してリビアから申告がなされていなかったため、保障措置の適用と査察を受けていなかったことは事実である。

図表 1.1 リビアの核関連施設

番号	所在	活動内容・目的
1	al-Hashan	遠心分離器の初期研究開発
2	al-Fallah	遠心分離器の研究開発、UF6 の貯蔵・保管
3	al-Khalla	ウラン転換設備の当初設置
4	Salaheddin	ウラン転換設備の設置
5	Janzour	遠心分離器組み立て工場
6	Sabha	イエローケーキの貯蔵
7	Sawani	ウラン転換設備の当初設置、濃縮実験用の遠心分離器の器材の保管
8	al-Karamia	建設資材倉庫
9	Tajura	脱塩設備
10	国家科学研究委員会（NBSR）本部	国家科学研究委員会
11	Al-Ezeizia	建設資材の当初倉庫
12	Tajura	研究炉

（注）Tajura は IAEA の査察対象施設であったので、未申告施設は 11 施設になる。

いまひとつは、リビアに対してこのような技術および器材を提供したチャンネルとして、パキスタンの核科学者である AQ カーン博士を取り巻く「核の闇市場」の存在が表面化したことである。これは、リビアの大量破壊兵器開発計画放棄宣言が副次的にもたらした成果

であり、各国は、イランや北朝鮮など、他の拡散懸念国に対する警戒をいっそう強めることとなった。

大量破壊兵器開発計画放棄宣言後、リビアは、2004 年 1 月に包括的核実験禁止条約（CTBT）を批准し、同年 3 月に追加議定書（Additional Protocol）に調印した。また、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）の対象となる射程 300km を超える弾道ミサイルの廃棄を約束し、米国がその実施を確認している。ただし、核兵器開発プログラムの完全廃棄に関して、当事者機関である IAEA は、その後も検証完了報告を提出するには至っていない。これは科学的検証に要する時間を考えれば当然のことである。

なお、リビアの大量破壊兵器開発計画放棄宣言の動機として、「イスラエルの核」への安全保障上の対抗策としての位置付けが指摘されている。自己正当化に満ちたその論理は、カダフィ大佐の大量破壊兵器開発放棄宣言に現れるように、リビアが提唱した「大量破壊兵器開発計画廃絶中東アフリカ構想」への国際社会の冷ややかな反応に対して、一転して自国防衛の手段としての開発および取得にリビアが乗り出した、というものである。

4.2 大量破壊兵器開発計画放棄の理由

カダフィ大佐の放棄宣言が発表された 19 日、英国のブレア首相は記者会見の場で、「今年の 3 月にリビア側から我々（米・英両国）に接触を図ってきた。そこでリビアは大量破壊兵器問題もロッカビー事件のような協力的な方法で解決されるのではないかと積極的に働きかけてきた」と述べ、約 9 カ月間米・英両国はリビア側と水面下で交渉を重ねてきたことを明らかにした。また、米国のブッシュ大統領は、「今回のリビアの姿勢は非常に評価されるものである。大量破壊兵器を放棄する国は、我々と良好な関係を築くことができる。そうでない国は、サダム・フセインと同じ運命を辿るであろう¹²」と述べ、米国の指導力に自信を深める発言を行なった。更に、「リビアは、より平和な国家となれる。リビアはアフリカと中東が安定していくための核となりうる国である」と続け、リビアが今後改革を進め、真剣に国際社会に復帰することを望むのなら、惜しみない援助を行なうことも約束したのである。このように、米・英に歓迎される大量破壊兵器開発計画の放棄という極端な戦略上の政策転換を図ったのであるが、ここに至った背景を考察すると、以下の内的環境と外的環境の双方が存在するものと考えられる。

12. Dowjones 2003.12.19

【内的環境の作用】

(1) 国内の技術的基盤の不在と開発の遅れ

IAEA に対する申告によれば、リビアは、2003 年末時点で、10 年以上にわたって秘密裡にウラン濃縮技術の開発に従事していた。国外からの調達品目の中には、天然ウラン、遠心分離器、ウラン転換装置に加え、核兵器の設計図や製造に関する書類などが含まれ、リビア国内ではウラン濃縮実験設備の建設にも踏み出していた。

リビア国内の未申告施設を訪問した IAEA および米英の科学者が受けた衝撃は、湾岸戦争後のイラクにおける大量破壊兵器の開発状況が査察を通じて明らかとなった時に次ぐ体験であったものと考えられる。しかしながら、リビアは、ウラン濃縮のための遠心分離器を保有していたものの、同国の技術力と産業の裾野は、遠心分離器のフィードとなる 6 フッ化ウラン (UF₆) の製造にも至っていないレベルであった。

また、遠心分離器に関しても、1980 年代に国外から非リビア人専門家を採用してはじめて研究が進んだのであり、1992 年の同専門家の離任後、遠心分離器の製造研究に支障を来すこととなった。1995 年にウラン濃縮を含む核開発計画の復活後も、P-1 型に相似する L-1 型遠心分離器や、大量発注した L-2 (P-2) 型遠心分離器を海外からの供給に頼る状況にあった。遠心分離器組み立て工場で用いる予定の器材の中には、船積み用の木枠に収められたままの状態で残されていたものもあった。

このように、2003 年末時点のリビアには、核兵器製造に必要な高濃縮ウランはおろか、低濃縮を実施する技術力も備わっていなかった、というのが定説となっている。欧米の大学に学生を留学させることによって技術の習得に努めてきたとはいえ、リビアの核技術は、国外の第三者の協力なくしては維持・推進できず、また、引き渡された遠心分離器のほとんどは半完成品と呼ぶにも値しない代物であった。同様の見立ては、核分裂物質の兵器化に関する技術情報の取り扱いについても指摘できる。

(2) 政策転換の契機到来と政治指導力

大量破壊兵器開発計画の達成が難しいとの現実と直面した際に、逆転の発想に基づいて大量破壊兵器開発計画を戦略的な外交カードとして利用する認識に始まり、それを実施に移す政治力が求められていることは明白である。

後述のように、特異な政治指導力を持つカダフィ大佐による「独裁体制」下の大量破壊兵器開発および取得という位置付けは、いい意味でも悪い意味でも、戦略的発想を実行に移す際に肯定的な環境を提供した。特に、外的環境の変化に対応するため、自身の後継者

問題とも結び付く国内調整を達成した上で、いかに多くの実を確保するかが、政治指導者として問われたのである。

(3) 経済・安全保障上の損失

リビアではロッカビー事件に関する国連安保理決議に基づく経済制裁の影響が甚大であった。2003 年時点で技術と資本不足のためリビアの原油生産は大きく沈下しており、大量破壊兵器開発に固執し続けることによる経済や安全保障上の損失が、将来の電力供給を念頭に置いた開発や達成の不確実な兵器開発に頼った安全保障を凌駕したとしても不思議ではない。そのような政治判断を助けたのが、カダフィ大佐の子息であるサイフ・アル・イスラム氏であるとする説が存在する。

上記のいずれの事例でも、核開発への執着を強化する作用よりも、リビアの政治指導部に政策転換を志向させる下地を整えたと言える。

【外的環境の作用】

(1) 軍事攻撃への懸念の増大

リビアの大量破壊兵器開発は、出発時点でこそ対イスラエル戦略上の意義と必要性を以って進められたが、甚だ未完成な状態にあったことが分かっている。2003 年春のイラク戦争で単独主義に動いた米国と、それを支えた英国の動きを見るまでもなく、同年 10 月にリビア向けのウラン濃縮用の器材が、いわゆる「拡散に対する安全保障行動」(PSI) 活動によって地中海を航行中であった BBC China 号から押収されたことを受け、米軍によるリビア攻撃への懸念が高まり、リビア指導部にとって生き残りのための危機打開が至上命題となっていた。同年春から米英を相手とする秘密交渉を進める傍らで、核兵器開発の強力な状況証拠とも言える L-2 型遠心分離器のコンポーネントの押収によって、先制軍事攻撃と体制転換の矛先が次にリビアに向かいかねない切迫感が生じたのである。

一方、このような見方とは対照的に、大量破壊兵器開発放棄宣言を 1999 年春に始まったリビアによる国際社会復帰に向けた努力の一環として説明する向きもある。そして、当時はリビアの核開発計画に実態上の脅威が認められなかったが故に、欧米もその解決への申し出に対して特段の関心を示さず、結果としてその後数年間、放置されることとなったという。ただし、なぜリビアが 1999 年以降、核開発に不可欠な器材を「核の闇市場」を通じて積極的に購入するようになったのか、という本質的な疑問に対する解をこの説明から導き出すことは出来ない。

実際の理由がどちらであったにしても、開発途中の大量破壊兵器開発には何の抑止効果

の発揮も期待できず、むしろ災禍をもたらすばかりとなったことは確かである。最終的にこの事態が方針の転換を促すこととなったものと考えられる。

(2) ロッカビー事件をめぐる交渉および安保理との関係

リビアに対する国連安保理決議に基づく経済制裁は、ロッカビー事件に関する諸決議が要求した容疑者の引渡しにリビアが応じたことよって、一足早く 1999 年 4 月に一時停止されていた。以後、2003 年末に至るまでの状況は、リビアに関する二つの側面を呈示している。第一に、制裁解除に至った交渉の経験が示すように、安保理決議という外的環境への対応を志向する上での政治的・経済的メリットをリビアが承知していたということである。

第二に、この期間におけるリビアの核開発疑惑に関する安保理決議および制裁の不在である。裏を返せば、リビアへの核拡散の懸念がそれほど深刻に受け止められていなかったということであり、このことはリビアが国際社会を前にして意地でも護ろうとする核関連の国内産業基盤を持っていなかったことにも通じている。

こうして、偶然の産物であるとはいえ、リビアの核問題は安保理ではなく、専ら米国と英国を相手とした二国間関係の枠組みの中で取り扱われることとなった。これは、大量破壊兵器開発計画放棄宣言後、両国から検査官を受け入れ、さらには、機微に触れる濃縮関係の器材や設計情報、そして核分裂物質などを米国へ搬送した経緯から見ても明らかである。それ故に、リビアがいかなる対応を示すとしても、安保理による手続きを経なくて済むという状況にあった。

以上のことを背景に、リビアは秘密裏に米・英両国と大量破壊兵器開発計画の放棄を巡る交渉を続けていくのであるが、放棄宣言を決断させることになる決定的な出来事はサダム・フセインの拘束であろう。イラクの大量破壊兵器開発計画疑惑で開戦されたイラク戦争は、2003 年 12 月のサダム・フセイン拘束によって一応の終止符を打つのであるが、サダム・フセインが隠れ家から引きずり出される姿は衝撃的であった。権勢を恣にしたイラク大統領が米軍の手によって拘束されたシーンは、カダフィ大佐にとっても他人事ではなかったであろう。米・英の圧倒的軍事力とその展開力がカダフィ大佐の決断を早めたと思われるのである。同時に、重要なことは、リビアはこの時点では、核兵器保有国ではなかったという事実である。このような段階におけるイラク戦争は、カダフィ大佐にとって、1986 年の米軍によるトリポリ、ベンガジ空爆と二重写しになったと考えられる。

いずれにしても、リビアは、大量破壊兵器開発計画放棄を選択する際に、ためらいや足かせが発生する可能性の少ない事例であったと考えられる。総括すれば、米国の圧倒的な軍事力への戦きと国内石油産業の疲弊の板挟みによって、リビアは、戦略的な思考転換が

避けられなくなったとの見方には一定の妥当性が認められる。

4.3 大量破壊兵器の処分と軍事力の維持

ところで、国際原子力機関（IAEA）は、大量破壊兵器開発計画放棄宣言を受けて早速核施設の査察に乗り出し、2003年12月にエル・バラダイ事務局長自らがリビアに赴き4ヶ所の核施設を査察し、関連書類の提出要求と開発担当者へのインタビューを実施している。その結果2004年2月にIAEAは、リビアの核開発計画の全容を報告書に纏め、核兵器開発は初期の段階であったが、完成までには時間の問題だけであったことを明らかにしている。また、IAEA査察と同時に米・英両国の専門家による大量破壊兵器除去作業も行なわれ、2004年1月に、大量破壊兵器開発関連の資機材の米国向け搬送が開始され、同年3月に完了、搬出された資機材は合計500トンに及んだ。

一方、化学兵器についても査察が実施され、2004年3月査察を行った化学兵器禁止機関（OPCW）は、マスタード・ガス、神経ガス、化学兵器製造施設の存在を公表し、その一部である化学兵器弾頭部3,500発の廃棄処分も行なった。また、未処理の化学兵器の処分につき、米国は2006年3月に専門家をリビアに派遣しその費用と方法を調査しているが、問題はその費用の負担先をどこにするかであり、米国は最終的にはリビア側にその責任があると主張している。なお、リビアは、化学兵器禁止条約により2007年4月までに化学兵器を廃棄しなければならなかったが、2006年12月にOPCWは、この期限を2010年4月まで延長する措置を発表している。

更に、ロシアの原子力エネルギー連邦局（Rosatom）は2006年7月に、リビアのTajura核研究所（TNRC）から3kgの高濃縮ウランをロシアに移送している。これは、旧ソ連時代にロシアが外国の核開発研究所に提供したロシア産高濃縮ウランをロシアに移送する米ロ政府間協定に基づき行なわれたものであり、対象国はリビア、セルビア、ルーマニア、ブルガリア、ウズベキスタン、ラトビアである。リビアの場合、2004年3月にも実施され17kgの高濃縮ウランが移送されている。合計20kgの高濃縮ウランがロシアに返還されたことになるが、返還された高濃縮ウランはロシア国内の研究所で低濃縮ウランに転換され原子力発電所用燃料に供される。また、リビアのTNRCにある核反応塔は低濃縮燃料装置に転換されることになっている。

それでは、大量破壊兵器開発計画を放棄したリビアの軍事費予算を見てみると、EIUは、国際金融機関（IMF）の推定として2005年軍事費予算は、GDPに対し約1.8%に相当する6億7,000万ドルであると報告している¹³。リビアがまだ大量破壊兵器開発計画に専念していた1999年の予算は、米国中央情報局（CIA）のデータによれば、対GDP比率3.9%の13億

ドルであったので¹⁴、当時と較べると軍事費は半減している。また、同じく EIU はリビアの軍事力を、英国の国際戦略研究所による 2005 年の推定として、兵士の数は総勢 7 万 6,000 人であると報告している。内訳は陸軍に 4 万 5,000 人、海軍 8,000 人、空軍 2 万 3,000 人である。この他、人民軍と称される予備役兵が約 4 万人、また、統計上現れてこない治安部隊も相当数控えていると見られる。

一方、リビアは、大量破壊兵器開発計画を放棄した後の軍事能力の低下を補うため、米・英両国に高性能武器の供与を求めているが、これに対応する形で英国は 2006 年 6 月に、リビアと防衛協力協定を締結した。リビアが生物あるいは化学兵器によって攻撃されるようなことがあれば、英国は国連安保理の行動を要求することを確約し、同時にリビアの防衛能力増強に英国が協力することを内容としている。今後、英国だけではなく米国も武器取引に参入してくることは確実であろう。

以上見てきたように、リビアの大量破壊兵器は IAEA 及び米・英両国の査察により除去されたが、旧ソ連時代にロシアが提供した高濃縮ウランの返還が完結したのか不明である。更に、化学兵器も一部存在しているので、大量破壊兵器が完全に撤去されてはいない。ここで憂慮されるのは、それらがテロリストに流れ、テロリストの手に落ちはしないかと言う危惧である。リビアは 9・11 以降の米国の対テロ戦争には積極的に協力しているので、リビア政府自らテロリストに手渡すことは無いにしても、管理の不手際について盗品される可能性もある。今後の課題としては、リビア政府の厳重な管理と早期の廃棄処分が強く求められることである。

13. The Economist Intelligence Unit(EIU) “Country Profile 2006, Libya”

14. CIA ホームページ 「The Word Factbook Libya」

第 2 章

第2章 大量破壊兵器開発計画放棄宣言 がイラン及び北朝鮮に与えた影響

それでは、リビアの大量破壊兵器開発計画放棄に見られた「リビア方式」が他国、とりわけ「悪の枢軸」国と指弾されるイラン、北朝鮮にどのような影響を及ぼしたのか、以下考察してみる。

1 イランに与えた影響

1.1 イランとリビアの相違

【戦略観の相違】

まず、イランは、あくまでも「NPTに基づく権利としての平和利用目的での核開発」に固執し、さらには「核を含めた大量破壊兵器開発の開発・保有・使用をイスラーム法に照らし合わせて違法」と規定している。いかなる理由があるにせよ、大量破壊兵器開発計画の存在を公式に認め、物証を提示したリビアとの間では、その行動を規定する前提がまったく異なるものと考えなければならない。

さらに、仮にイランの行動が額面どおり平和目的のものであるとすれば、周辺に展開する米軍からの圧力を跳ね返すために「戦略的曖昧性」(strategic ambiguity)を確保したいイランと、控えめに見ても大量破壊兵器入手を足場として米国との直接交渉に乗り出したリビアとの間に、大きな戦略上の相違があることは当然のことである。

ただし、両国とも「イスラエルの核」による脅威を認識し、安全保障上、対抗措置を模索する必要に駆られている点では、共通の土台の上に立っていると言えよう。また、イランとて、2003年春に米国との秘密折衝を通じて「大バーゲン」(grand bargain)を模索したように、リビアと同じ時期にイラク戦争を目の当たりにして、米軍による自国に対する攻撃への懸念を強めたことも確かである。

もっとも、時間の経過とともに現在のイランでは米軍がイラクで釘付けになっているとの認識が趨勢となっており、対イラン軍事介入へ発展することへの危機感が乏しい。

【計画の進捗と国内基盤の存在】

2003 年末時点で時計の針を固定した場合でも、イランとリビアとの間には国内の能力的な受け皿に大きな差が存在した。両国とも、「核の闇市場」を通じて濃縮技術や器材を密かに入手した点では同じであるが、リバースエンジニアリングによる P-1 型遠心分離器の国産化に成功しているイランと、密輸した遠心分離器による核分裂物質を導入した試験運転に至っていなかったリビアとでは、技術の蓄積および内製化という観点から同一のレベルで語ることは適当ではない。6 フッ化ウランの製造など、関連分野についても同様のことが指摘できる。

さらに、リビアは国内にウラン鉱脈を持たないことから、極論すれば、リビアは、仮に兵器化に成功していたとしても、運搬手段を含めて自国生産できないことによって生じる限界が常に付随していたことになる。

すなわち、イランは、どのような理由を以って説明するにせよ、「放棄」を選択することは国内産業にそれなりの打撃を与えることとなる。一方、仮にリビアに倣った「放棄」戦略を採用した場合でも、国内に知的・技術的蓄積があることから、どこかの時点で密かに核開発計画を再建することも不可能ではない。

【経済的困窮の程度】

1992 年より安保理制裁の下に置かれてきたリビアは、99 年によくロッカビー事件容疑者 2 名の引渡しに応じたわけであるが、制裁がリビア経済とその石油産業に残した爪あとは隠しようのない事実であった。換言すれば、リビアは、多くの代償を払った後に、はじめて決議受諾に動いたのである。それでも大量破壊兵器開発放棄宣言後のリビアに対する経済的な見返りが充分ではないとの評が立っている。

この点、イランは、2006 年 12 月の安保理決議によってはじめて国連の経済制裁が適用されたに過ぎない。近年の油価高騰を念頭に置けば、国庫に余裕がある状態からの制裁導入であり、その効果が発現するまでの時間を必要とする。故に、短期間でイランの行動に変化が現れることに過剰な期待を寄せることは慎むべきである。

【民生用エネルギー需要の圧力】

計画の実現性については多くの疑問が残るが、イランは、国内電力需要の伸びに対処するため、現在建設中であるブーシェヘル 1 号機に続いて、新たに 20 基の原発建設を長期的国家目標に掲げている。イランが放棄に応じようとしていないウラン濃縮計画は、まさにこの壮大な発電計画に直結しているのである。これに対してリビアは、当面の人口増や産

業需要の伸びを最大限に見積もったとしても、早急に国内に原子力発電プラントを立ち上げる必要性に乏しい。

【多極構造の下での体制権力】

体制の制度について論じるとすれば、カダフィ大佐による「独裁体制」の下にあるリビアと、自由民主主義とは乖離がありながらも、選挙を通じて国民が政治指導者を選ぶイランのイスラーム共和制では、採用できる施策に質的な差が生じ、また、適用の速度も異なる。付言すれば、イランの権力構造は多極化が進んでおり、最高指導者、国会、大統領、司法府、軍、志願兵組織などの間で利害調整を行い、意思統一を図ることは容易なことではない。イランが方針の転換を図る際に、リビアと比してより多くの労力と時間を必要とするということである。

1.2 イランの対応への影響

ここまで見てきたように、リビアによる大量破壊兵器開発計画の放棄は、現在のイランが踏襲できるような前例とはならないとの結論におのずと至る。その背景は、「核の平和利用」という公式論に基づく相違を除外したとしても、現状での戦略的な余裕、国内権力構造の複雑さ、国内産業への影響、リビアに対する報償の不足など、多岐にわたる。

そもそも、リビアの事例を誇張し過ぎていることからして問題である。体制変換をイラクで達成した米国は、その余勢を駆ってリビアで大量破壊兵器開発の廃棄に成功したことを、イランや北朝鮮のような「悪の枢軸」国に対して喧伝している。そして、同じ手法がイランにも適用できると考えているからこそ、いっそう余計にリビアでの成功例に倣おうとし、圧力と脅迫を高めるのである。

しかしながら、リビアにおける大量破壊兵器開発計画が実際には「張子の虎」であったからこそ放棄が適ったように、自国の安全保障に対する脅威への対抗手段として大量破壊兵器開発の開発・取得を目指している国にとって、その開発計画が一定の進捗を果たしている以上、放棄を外交カードとして「切る」インセンティブは極めて低いと考えなければならない。核実験を強行した北朝鮮の事例が示すように、核保有を目指す体制こそ、あらゆる代償を支払ってでも計画を遂行する覚悟である。

このような観点から眺めた場合、米国が2003年にリビアの申し出には応じながら、少なくともそれと並行して動いていたイランの提案を拒絶した理由こそが問われてしかるべきである。米国としてその当時からイランに対する核拡散を真剣に憂慮していたのであれば、

せつかくの提案に対処しなかったことは不自然であり、むしろイランの核化に対するその当時の度重なる警告こそが誇張であったと読み取ることさえ可能となる。

その後、イランでは技術的な進歩が見られ、今ではウラン濃縮などを完全に放棄させることが難しくなった上に、より拡散の懸念の高い次元に活動が移行しつつある。改めて指摘するまでもなく、これをリビア方式に従って廃絶することはほぼ不可能である。

実は、開発済みの核兵器を放棄した実例とされている南アフリカ共和国でも、放棄は対外戦略の変更によって生じたわけではなく、あくまでも政権移行に伴う国内問題として実施された経緯がある。イランに関しても、仮に体制指導部が方針転換を志向する場合には、国外からの圧力の有無にかかわらず、最終的には国内におけるパワーバランスの下で決着が図られることとなる。

2 北朝鮮に与えた影響

2.1 北朝鮮とリビアの相違

次に、核保有国になったと自称している北朝鮮との関係を見てみると、北朝鮮は過去リビアに対し6フッ化ウラン、ミサイルなど核兵器関連機器を供給していたが、2004年4月にリビア政府は米国政府高官に、北朝鮮との軍事取引を止める意向を明らかにしている¹⁵。また、2004年6月に日本の逢沢外務副大臣（当時）がカダフィ大佐と会談した折、カダフィ大佐は北朝鮮に対し、核開発を放棄するよう働きかけていたことを明らかにしたが、2006年9月の韓国首相との会談で、以前の交渉と説得は何の成果もなかったことを打ち明けている¹⁶。更に、リビア側からの説得ばかりでなく、米国からの説得も試みられていて、2005年1月に北朝鮮を訪問したトム・ラントス米下院議員は北朝鮮の高官に、リビアと同じ核開発計画放棄の受け入れを提案したが、北朝鮮側は「我々とリビアは違う」と述べて、この提案受け入れを拒否している。

それでは何が違うのか、客観的に見れば、先ずリビアは長年の経済制裁を受けていたが北朝鮮は制裁を受けていなかったことが挙げられる。北朝鮮はその後、米国の金融制裁と国連の経済制裁を受けるが、この時点では制裁は科されていなかった。次に、石油資源保有国であるリビアとそうでない北朝鮮の違いである。リビアは石油資源の開発に欧米の、特に米国の技術と資金が必要であった。また、リビアは石油資源を軸に欧州諸国との接触

15. The New York Times 2004.4.11

16. AP 2006.9.21

を保っていた。次に、欧州に近接しているリビアと極東に位置する北朝鮮の地政学的な違い。欧米諸国にとってリビアの動向は北朝鮮より重大な関心事であった。一方、極東に位置するとはいえ、中国と同盟関係にある北朝鮮は、安保理常任理事国である中国の国際政治力に頼ることが出来た。更に、カダフィ大佐の独裁体制と「先軍政治」を進める全体主義体制の北朝鮮という体制の違いである。このように、自国の置かれた立場から来る客観的な相違はあるものの、もう一つ重要な点は、サダム・フセイン政権が崩壊したイラク戦争をどのように解釈したかである。カダフィ政権は、既述のように、今度は自国が攻撃されると直感的に意識したと推測されるのに対し、北朝鮮は、核兵器を保有しさえすれば核抑止力によって米国からの攻撃を防ぐことが出来ると解釈し、頑なに自国防衛を強固にしていたと推測できるのである。

2.2 北朝鮮への影響

一方、カダフィ大佐の北朝鮮に対する説得は不調に終わっているが、それでも北朝鮮との外交ルートを通じ説得を試みることを、先の韓国首相との会談で表明している。しかし、同時に、大量破壊兵器開発計画放棄の見返りに与えられた国際的援助と補償は充分でないとの不満も露にしている。この見返りに対する不満は、今回だけでなく過去にも度々カダフィ大佐の口から公言されていることであり、このような消極的発言が北朝鮮の行動を過激に走らせている一因となっていることも否定できない。

さて、米国政府はイラン、北朝鮮に対して、大量破壊兵器開発計画を放棄したリビアを「模範国」としてリビアに倣うよう事あるごとにリビアに言及しているが、この核問題解決策として「リビア方式」を北朝鮮に適用する姿勢に対し、ボルトン前米国連大使は2007年1月の朝日新聞とのインタビューで否定的な見解を述べている¹⁷。リビアが大量破壊兵器開発計画放棄をした時に米国の軍備管理問題担当の国務次官であったときの経験を基に同氏は「リビアでは、あらゆる施設を英情報機関と米中央情報局（CIA）が事前に検証した上で（放棄の）合意に達した。このやり方（「リビア方式」）を北朝鮮に当てはめることは不可能だ」と指摘し、更に「北朝鮮の現体制で、我々が満足でき、彼らが順守するような合意に達するチャンスは皆無だ」と述べ、制裁強化などによる体制の崩壊を目指すべきであることを強調している。ネオ・コンならではの強硬な見解であるが、この発言から汲み取れるのは、北朝鮮はリビアよりも御し難い国であるとの認識である。しかし、2007年2月の6カ国協議において北朝鮮は、寧辺の核施設の停止とIAEAによる査察受け入れを含む2段階方式の非核化提案を受け入、米国は北朝鮮を「テロ支援国家」リストから解除をするため

17. 朝日新聞 2007. 1.19

の作業を開始する事を表明した。とはいえ、一定の前進は見られたものの、核開発計画の完全で検証可能かつ不可逆的な廃棄からは程遠く、金正日政権が核兵器を完全に放棄したリビアを「模範国」にせよとの声明は、国際政治上のプロパガンダになるにせよ、現実政治における北朝鮮の政治選択に好影響を及ぼすことはない。

第 3 章

第3章 米国との外交完全復活と諸外国との外交関係

1 米国との完全外交復活

1.1 完全外交復活に至る道

リビアが2003年12月に大量破壊兵器開発計画放棄宣言を行なった後、米国は2004年2月に、トリポリに米国通商利益代表部を開設し、同年4月にはイラン・リビア制裁法(ILSA)¹⁸からリビアを適用除外とする決定を行なった。この間、リビアの革命以降米国高官としては初めての訪問となるバーンズ国務次官補が3月にトリポリを訪問し、同時期に英国のブレア首相もトリポリでカダフィ大佐と会談を行なっている。そして、リビアとの外交距離が急接近する中、同年9月に米国は18年ぶりにリビアへの経済制裁を解除するに至ったのである。しかし、「テロ支援国家」リストからの削除を含む外交の完全復活に至るまでには、あと2年弱の月日が必要であった。

とはいえ、米国とリビアは外交完全復活に向けて双方歩み寄りをしていたのは事実で、2005年8月にリチャード・ルーガー米国上院外交委員長はリビアに赴きカダフィ大佐と会談を行っている。カダフィ大佐はリビアへの米国大統領の招請を提案し、同時に在リビア米国大使館再開設についての意見交換も行った。また、この会談の席上カダフィ大佐は大量破壊兵器開発計画を放棄した見返りとして、米・英両国が高性能武器と淡水化のための核技術を提供してくれることを望むと発言している。

そして、会談の2日後、カダフィ国際慈善基金のサイフ・アル・イスラム総裁は「リビア大使館と米国大使館が双方の国に近いうち開設されるであろう¹⁹」と語り、早期開設への期待を表明した。しかし、米國務省のマコーマック報道官は、ルーガー委員長、カダフィ大佐会談についての記者会見で、在リビア米国大使館再開設の可能性について質問を受けたが、「リビアの人権、テロ、民主化問題は依然として米国の関心事である²⁰」とだけ述べ、

18. イラン・リビア制裁法

米国大統領は、イラン、リビアそれぞれの石油・ガス産業に対して年間4,000万ドル以上の投資を行なった企業・個人に制裁を科すことができる。2001年8月に投資上限額が2,000万ドルに引き下げられる。

19. Aljazeera 2005.8.22

20. Dowjones 2005.8.22

大使館開設についてコメントをしなかった。また、ライス米 국무長官は 2005 年 9 月にリビアのシャルガム外相と国連総会の場で会い、「米国はリビアとの関係を緊密にする努力をしている²¹」と述べたが、民主化と人権問題の改善が必要であるとの見解を示し、リビアが長年望んでいる外交完全復活を約束するまでには至らなかったのである。

このように両者の対話は継続されていたが、外交完全復活に対する姿勢にはかなりの温度差があった。米国としては、依然として国際的非難の高い人権、テロ問題の解決が外交関係の全面的復活にとり最重要課題であることに変わりなく、2005 年 3 月にブッシュ政権は、2005 年末までに大使館開設を含む外交関係復活をする用意があると議会で述べたが、ルーガー・カダフィ会談後は、人権およびテロ問題が払拭されなければ外交関係の完全復活はないことを示唆していた。

それでは米国が指弾する人権、テロ問題は具体的に何を指すのであろうか。先ず人権であるが、アムネスティ・インターナショナルは 2005 年報告書でリビアの人権状況について「拘禁中における不審死、失踪者の居所について説明がなされていない。治安当局による不当逮捕はなくなり、彼らは政治犯と同様に外部接触を断たれたまま長期間拘留される。また、結社、立党の自由も認めず、時には非暴力による政治活動にも死刑が適用される」と非難し、厳しい監視の目を向けている。次に米国の憂慮するテロ問題は、5 人のリビア人が関与したとされる 2003 年に起きたサウジアラビアのアブダッラー皇太子（現国王）暗殺未遂事件である²²。ライス長官は、2005 年 6 月に、同事件を含めた問題が解明されない限りテロ支援国家リストからリビアを削除しないと声明している。その後同年 8 月に、サウジのアブダッラー国王は 2 人のリビア人容疑者を恩赦にしたものの、全容解明はなされぬまま、米国の強硬姿勢に変わりはなかった。

しかし、一方で米国政府は頑なな態度に終始していたわけではなく、2005 年 9 月にリビア規制を緩和する 2 つの大統領令を発している。1 つは、リビアの化学兵器廃棄に米国企業の参加を認めるものである。もう 1 つは、1970 年代にリビアが米国から購入したまま米国内に格納されている 8 機の DC-130 型航空機を、引渡しに向けて修理できるようにするものであった。また、2005 年 11 月に米国商務省は、重要な部分が暗号化されている通信機器、コンピューター・ソフトウェアなどのロー・テク製品の輸出許可を検討することを発表し

21. ABC 2005.9.18

22. 2003 年 3 月、米英のイラク侵攻を目前に控えアラブ諸国の共通姿勢を打ち出すためにエジプトで開催されたアラブ・サミットの席上で、カダフィ大佐が、サウジアラビアの米軍駐留容認を非難したことに対し、サウジアラビア皇太子は、カダフィ大佐は革命クーデタの時に米軍戦車の援護を受けたと応酬し、両者の罵り合いが公然と繰り広げられた。これが原因となり、サウジアラビア皇太子暗殺未遂事件が引き起こされたと言われている。

ている。これらは、リビアへの武器輸出を禁止した武器輸出管理法による規制のいくつかを撤廃するものであるとともに、米国内のリビア資産凍結解除の一環であった。更に、2006年3月に米国輸出入銀行は、リビアの公的機関に対し物品・役務を提供する米国の輸出業者に輸出信用保証を供与することを再開すると発表した。

1.2 完全外交復活声明とその背景

このように、米国もリビアとの完全外交復活に着実に手を打っていく中、2006年5月ライス国務長官は遂に、リビアを「テロ支援国家」リストから削除し、外交完全復活を行なう声明を発表したのである。ライス国務長官はその声明の中で、今回の決定は、リビアのテロ活動の放棄、並びに9・11以降の世界的脅威に対抗する顕著な協力実績が認められたからであるとして、その一番の理由を述べている。また、2003年に大量破壊兵器開発計画を放棄した、その歴史的な決定が生んだ目に見える結果であると続け、リビアにとって、2003年が転換点であったように、2006年はイラン、北朝鮮にとって転換点になり得ると指摘し、イラン、北朝鮮への警告も重ね合わせた。そして、リビアは、イラン、北朝鮮にとって重要な模範国となることを強調し、両国の指導者に対し、国民の利益となるような同様な戦略的決定を行なうことを求めたのである。

なお、リビアの対テロ戦争協力姿勢は次の具体例で示される。一つは、2005年11月に米国中央情報局（CIA）の Callad 副長官一行がトリポリを訪問し、カダフィ大佐と諜報活動を担当する Abdullah Sanusi 氏と会談し、対テロ戦争におけるリビアの役割を強化する方法について話し合った例である。会談は前向きで実のある内容であったと伝えられている²³。また、これ以前にもリビアは、国際テロに関係するリビア人テロリスト情報を CIA に提供し、見返りに米国は、キューバのグアンタナモ・キャンプに拘留されているリビア人の尋問を許可している²⁴。

しかし、それにしても不可解なのは、4月末の米 국무省の発表であった。4月28日、米 국무省は米国議会に、リビア、キューバ、北朝鮮、イラン、スーダン、シリアの6カ国を引き続き「テロ支援国家」リストに指定する報告書を提出していた。米 국무省のマコーマック報道官は4月13日、リビアの「テロ支援国家」問題に関し、「米国の法令を満たす一定の条件が必要であり、現時点では、リビアをリストから削除する環境ではない²⁵」と述べ、米国政府の姿勢に変わりがないことを示していたのである。

23. Los Angeles Times 2005.11.17

24. Los Angeles Times 2005.9.4

25. AFP 2006.4.13

一方、この米 국무省の動きを察知した米国・リビア・ビジネス協会のゴールドウィン会長は「リビアはテロ行為、大量破壊兵器開発計画の放棄など米国が要求したことは全て行なってきた。それにも拘らず、リビアが『テロ支援国家』に指定されている理由は、テロと関係のない事柄からくる²⁶」と述べ、早期の指定解除を要求していた。また、2006年8月カダフィ大佐と会談した米国上院外交委員会のルーガー委員長も3月に、リストから削除されない問題につき 국무省に聴聞会を要求するかもしれないと、リビア関係者に告げていた。

このように、「テロ支援国家」リストからの削除に対する期待は、リビア側だけでなく、米国内の一部からも高まっていたのだが、4月末の議会報告書では削除することなく「テロ支援国家」のままであった。それでは、米国政府がこだわっていた問題とは何かであるが、それは前に述べた「サウジアラビア皇太子暗殺未遂事件」と後述のブルガリア人看護婦5人とパレスチナ人医師1人が、故意にHIVウィルスで汚染された血液を輸血したとし死刑宣告された「エイズ感染事件」である。しかし、この2件の事件が、4月末から5月15日の声明に至る約2週間の間に、米国の満足いく程度に急速に進展したとは思われない。「サウジアラビア皇太子暗殺未遂事件」でリビアがその全容解明に協力したとの報道はないし、「エイズ感染事件」の再審は5月11日に第1回目が始まったが、被告は釈放されることなく再審は続いていたのである。

また、「テロ支援国家リスト」削除声明でライス 국무長官は、イラン、北朝鮮に対しリビアを模範国として見習うべきであるとの要求を突きつけ、リビアのリストからの削除をイラン、北朝鮮外交に利用していた。しかし、その政治的意図の実現に真剣ならば、早ければ早いほど効果があったであろうから、4月の議会報告で発表すべきであったであろう。

このように、何故、4月末の報告書を2週間後に覆したのかという疑問は晴らせないが、この2週間の表立った動きから言えば、「エイズ感染事件」の再審があった。リビアの裁判所は第1回目の審理において、弁護団からの保釈申請を却下したのであるが、米国政府は裁判の長期化を懸念し、早期の釈放を確保するため今回の措置を発表したとの推測も成り立ったのである。しかし、フランスのリベラシオン紙は、「エイズ感染事件」の被告が釈放される前に、米国が今回の決定を行なったことは不思議なことであると疑問を呈した²⁷。あるいは、もう一つ考えられるのは、4月末の議会報告書を受けて、リビアのリストからの削除を要求していた米国議会並びに産業界内の勢力が、ブッシュ政権を猛烈に突き上げた可

26. Dowjones 2006.4.10

27. FT.com 2006.5.17

能性が大きいと思われる。リビアが「テロ支援国家」である間は、自由な企業活動が出来ない、石油を筆頭にしたビジネス・チャンスをやその国にさらわれてしまうという焦りがあった。つまり、リビアの石油開発に必要な資機材を輸出するためには、軍・民共用資材でないことを証明する必要があった。例えば、井戸を仕上げる最終段階において、油層から井戸内に油を取り入れるため、ケーシングパイプとそれを固定しているセメントに穴を穿つガンパー火薬を輸出する際にも、その証明のために時間とコストがかかっていた。このため、米国石油会社の競争力が他国に較べ落ちていると訴え、米 국무省関係者にリストからの削除を求めているのである。

そうでなくとも、米国と国連の二重制裁下においても、米国企業だけが取り残されているという不満が米国産業界にはあった。国連制裁だけで十分ではないかというのが彼らの主張であったが、その米国単独制裁は 2004 年に解除され、産業界の不満は和らいだ。そして、2005 年に行われた第 1 次原油鉱区入札には米国石油会社も他国の石油会社と同列にリビア鉱区を落札し、リビアでの利権開発に参入することができたが、「テロ支援国家」にリビアが指定されている事実は、政治的には有効であっても、経済的には米国政府が米国企業の足を引っ張る獅子身中の虫であったのではないと思われる。

1.3 マスコミの反応

いずれにしても、米国との完全外交復活は、リビアの原油開発を加速させることは間違いないものであり、リビア国営石油（NOC）のガーネム総裁は、これまでの規制が撤廃されることによって、原油開発用の資機材の流入が容易になるので、増進回収法（EOR）が行なえると今後の抱負を表明したのである²⁸。また、欧州連合（EU）、英国も、これまでのリビアの前進を評価し、歓迎の意向を表明した。

しかし、政治的な面からの批判もあり、エジプトを活動拠点とするリビアの国外反体制組織であるリビア国民議会は、カダフィ大佐は、今回の決定を、表現、結社の自由を求めるリビア国民を締め付ける手段に利用するであろうとの非難声明を出した²⁹。また、ワシントン・ポスト紙は、中東に友人と石油を求めている米国と、外資の呼び込みを求めているリビアの両国が巡り会った結婚であると分析し、ブッシュ政権にとって、民主主義は優先課題ではなくなったと指摘した³⁰。

28. Platts 2006.5.17

29. Aljazeera 2006.5.15

30. Washingtonpost.com 2006.5.16

更に、フィナンシャル・タイムズ紙は、かつてレーガン政権時代に中東の「狂犬」と呼ばれたカダフィ大佐が、中東世界で米国の最良の友人になったことは画期的な出来事であるとしながらも、これまでリビアが歩んできた道程が、ならず者国家を国際法に従わせる一つのモデルになるかどうか大きな疑問が残ると辛口の論評を掲載した³¹。一方、イランの政府系新聞社 Jomhuriye Eslami は、今日の世界の国々は十分に賢くなっている、自国の政治的独立と国の権利を無意味な特権並びに友好と交換することはないのであり、リビアを一つのモデルとしようとする米国政府の目論見は的外れであると、イランとしては当然の論評を発信した³²。また、中国の新華社電は、両国の警戒心は解けていないとして、今後の両国の動きに注意を向けていくとの論評を伝えた³³。加えるに、北朝鮮からのコメントはないが、リビアが米国と完全外交復活を勝ち得た直後の 6 月 11 日に、リビアが 36 年前に米軍空軍基地を閉鎖したことを記念した第 36 回米軍撤退記念日に、北朝鮮人民最高議会議長名でカダフィ大佐に祝電を打ち、リビアとの関係がより一層深まることを伝えている³⁴。そして韓国の藩・外交通商相（当時）はこの祝電の約 1 カ月前の 5 月 17 日、北朝鮮にリビアの例を見習い大量破壊兵器を放棄し、明るい未来へのチャンスを掴むことを求めた声明を発表している³⁵。

1.4 外交復活後の米国の動き

以上のように政治より経済的要因に後押しされてリビアとの完全外交復活に踏み切った米国であるが、ライス国務長官は 2006 年 9 月の国連総会場で完全外交復活後初めてリビアのシャルガム外相と会談し、リビアに注文を付けることを忘れなかった。同会談でライス国務長官は、前にも述べた「ロッカビー事件」の賠償金支払い問題を決着させることの重要性を述べたのである。これ以外にも、リビアが関与したとされる 1986 年の西ベルリン（当時）ディスコ爆破事件、スーダンのダルフル紛争に関する事項も取り上げられた。ダルフル問題については、紛争地域に国連軍を受け容れるようスーダン政府に圧力をかけるようリビアなどのアラブ諸国に要請していたが、リビアにあらためて協力依頼を行なったと観測されている。また、「ロッカビー事件」の賠償問題に焦点を当てるのは理解できるにしても、20 年前のディスコ爆破事件まで遡る米国政府の執拗な態度には、経済一辺倒ではない米国政府の外交方針が窺われる。他方、この会談の席上、ライス国務長官のリビア訪問を期待していたシャルガム外相が、その時期についてライス国務長官に尋ねたところ、「その時期が来たらお知らせする³⁶」と素っ気ないものであった。米国政府にとって、以上

31. FT.com 2006.5.17

32. FT.com 2006.5.24

33. FT.com 2006.5.17

34. FT.com 2006.7.4

35. Reuters 2006.5.17

の問題に加えて、「エイズ感染事件」の裁判の行方も重大関心事項であり、その解決がなされない限りライス国務長官のリビア訪問はないと見られている。

なお、完全外交復活後リビアを最初に訪問した米国政府の最高レベルの高官はドブリアンスキ（Dbriansky）国務省次官であった。同次官は2006年7月に保健省と商務省関係者一行とリビアを訪問し、教育、保健衛生、水資源、環境の各分野で技術協力を行なうことに合意している。また、高官のリビア訪問とは別に、米国軍事当局はリビアをサハラ横断対テロリズム・パートナーシップ（TSCTP）同盟に加入させることに意欲的である。この同盟は、アフリカからアル・カイダ組織を排除するためアフリカ諸国の9カ国が米軍と共同行動を取ることを目的とするもので、米軍が特に危険視しているのはリビア・イスラム戦闘集団（LIFG）の存在である。米国・欧州司令部（EUCOM）の関係者は、「LIFGの危険性は、欧州のテロ活動基盤作りを支援していることにある。パスポート、ビザの偽造に優れた者がいる³⁷」として、LIFGの活動に懸念を示している。リビアを含むアフリカ北西部の広大な砂漠は無防備であるため、アル・カイダの活動拠点にはうってつけの地域であることに加え、LIFGの活動を抑え込む目的からして米軍は是非ともリビアをTSCTPに参加させたいところであるが、リビア側からは具体的な反応が示されていない。

2 エイズ感染事件

2.1 事件の経緯

さて、問題の「エイズ感染事件」とはどのような事件であったのか、それを辿ることはリビアの実情を知る上で極めて重要なことである。

事件の発端は1999年2月にベンガジのAl Fateh病院で400人以上の子供がエイズに感染する出来事であった。リビア当局はこの事件を受けて、当時同病院に勤務していた5人のブルガリア人看護婦と1人のパレスチナ人医師を、HIVウイルスに汚染された血液を故意に輸血したとして逮捕したのである。逮捕された6人の医師団は収監されリビア官憲の監視下に置かれることになったのであるが、2004年5月にベンガジ裁判所は、被告はエイズ研究のため子供達に生体実験を行ったとして6人全員に銃殺刑による死刑を宣告した。しかし、6人の被告はリビア人警察官が暴行や電気ショックを加え自白を強要したと訴え無罪を主張した。

なお、当初、イスラエルの諜報機関モサド及びCIAの手先として、リビアの安全保障を

36. Reuters 2006.9.23

37. Reuters 2006.10.15

損なう目的があったとされたが、その後リビア当局はこの罪状を取り下げている。また、被告に拷問を加え自白を強要した容疑で起訴されていた9人のリビア人警察官と1人の医療関係者に対しトリポリ裁判所は2005年6月に、無罪を言い渡している。一方、この事件はブルガリアとリビアの2国間問題に止まらず、欧米も重大な関心を示すほどの国際問題に発展していたのである。特に、2005年10月にブルガリアのParvanov大統領と会談した米国のブッシュ大統領は、「米国政府の立場は看護婦の釈放である。看護婦の助命だけではなく、出獄もなければならない。今後も、このメッセージが誤解されないようにしていく³⁸」と米国政府の立場を明らかにしていた。ブルガリアを含む欧米側の主張は以下の通りである。

- ・ 子供たちがエイズに感染したのはベンガジ病院の不衛生な医療体制にあった。看護婦たちが勤務する以前からHIVウイルスが病院に蔓延していた。エイズ研究の世界的権威者であるフランスのMontagnier博士の証言で裏付けられている。
- ・ 有罪の根拠となった被告の自白は拷問によって強要されたものであり、従って自白の証拠能力はない。
- ・ リビア側の要求する賠償金の支払いには応じないが、エイズ感染者に対する人道的支援及びリビアの医療体制改善施策を提供する。
- ・ 被告の即時釈放を要求する。

一方、リビア側の主張は次の通りである。

- ・ 子供たちがエイズに感染したのは、被告が故意にHIVウイルスに汚染された血液を輸血したからである。
- ・ 拷問を行ったとされる警官などの関係者は、その事実がなかったとして無罪であった。
- ・ ブルガリア政府が犠牲者の家族に賠償金を支払えば、被告の死刑宣告は取り下げる。
- ・ 犠牲者の家族とその関係者は、被告を即刻死刑にすることを強硬に要求する。先ほどの2005年10月のブッシュ大統領の要求に対し、数百人が抗議デモを行い「我々は子供たちの権利を要求する。ブッシュは犯罪人である看護婦を支持している³⁹」と訴えている。

以上のように、両者の主張が真っ向から対決し事態は硬直するかに見えていたが、何らかの打開策を求めるべく両者は交渉の道を閉ざさなかった。その交渉の結果として、2005

38. Reuters 2005.10.17

39. Aljazeera 2005.10.19

年12月にブルガリア、米国、欧州連合（EU）はリビア当局と、エイズ感染者の家族のために国際基金を設立することで合意した。この基金の運営はブルガリアの非政府組織、欧州委員会、カダフィ国際慈善基金などで構成される非政府組織が行い、犠牲者家族のために資金・物的両面からの援助を行なうことになった。そして、この動きを歓迎したリビア最高裁判所は、事件2日後の12月25日に被告に対する死刑判決を破棄し一審に差し戻す決定を下したのである。

2.2 再審の経過

以上が事件の経緯であるが、この事件を巡り一つ奇妙な事実が発覚していた。それは、ブルガリアの Passy 前外務相が2005年11月に地元のテレビ番組に出演した時の発言である。同番組で前外相は、自分が外相を務めていたときに（2001年から2005年8月）、リビア側から看護婦とスコットランドで服役している「ロッカビー事件」の実行犯 al-Megrahi の交換を提案してきたことがあることを明らかにしたのである⁴⁰。前外務相によれば、リビア当局がそのような取引の可能性について、当時の英国のストロー外相と交渉を始めるよう依頼してきた。しかし、その申し出は断り、後任の Kalfin 外相もそのような取引を撥ね付けた、とのことであった。

al-Megrahi 実行犯を巡る CIA の証拠捏造疑惑、リビア移送、無実の疑いなどをリビア側がどれほど意識しているのかどうか不明であるが、看護婦と al-Megrahi の交換取引は、「ロッカビー事件」と「エイズ感染事件」を結びつけて解決を図ろうとするものであった。しかし、Kalfin 外相は、「二つの事件には何の関連性もない。このような取引で看護婦を利用したくない。取引に応じれば看護婦の有罪を認めることになる」と AFP 通信のインタビューに答えている。一方、ブルガリアの Petkanov 法務相は、11月14日の地元のテレビ番組の中で、Kalfin 外相の意見に相違して、交換取引はあり得ると述べている。また、ブルガリアのアラブ専門家は、カダフィ大佐が自分の面子を保つために交換取引を要求してくるであろうとの見解を示していた。

しかし、この奇妙な取引が現実のものとなることはなく、最高裁が差し戻した審理が2006年5月に開始され、裁判所での司法判断に委ねられることになった。この第1回目の審理が開催される1カ月前の4月に、米国のライス国務長官はブルガリア政府関係者と会談し、「看護婦の拘束は長すぎる。これは人道上の問題であり、彼女らはブルガリアに戻るときが来た⁴¹」と看護婦の釈放をリビア側に求めていた。そして、第1回目の審理を目前に

40. AFP 2005.11.16

41. AP 2006.4.28

した5月に、ブルガリアのNovinar日刊紙はカダフィ大佐の風刺漫画を掲載し、リビア側の神経を刺激したのである。一つは、カダフィ大佐が悪魔の三叉矛を持ち、5つの看護婦帽子が浮いているスープの大鍋の傍らに立っている漫画である。一つは、カダフィ大佐が看護婦と、石油を詰めた樽（バレル）を駒に擬してチェスをしている漫画である。これを受けてブルガリア外務省は早速、「看護婦達の再審がよい方向に向かうよう努力している微妙な時期に、リビアとの関係を損なう出版物とは一線を画す⁴²」との声明を発表し、事件の鎮静化に努めた。

このように西側の圧力と不穏な情勢が高まる中、第1回目の審理で被告弁護側は被告の保釈を申請したが、保釈を認めれば被告の逃亡の恐れがある、過去にも被告の一人が逃亡を企てたことがあるとする検察側の主張を採用し、裁判所は保釈申請を却下している。その後、再審は9回開催されたが、弁護側、検察側双方の主張の応酬に終始し何ら目新しい展開も見ることがなかった。とは言え、この間、裁判所の外では画期的な動きがあった。英国の科学誌「ネイチャー」が、昨年11月から12月にかけてこの事件を取り上げ、エイズの感染は被告たちがベンガジ病院に勤務する以前から発生していたとの専門家の証言と科学的根拠を掲載し、そもそもの原因はベンガジ病院の不衛生な医療慣行にあると結論付けたのである。被告が故意にHIVウイルスを輸血用血液に混入したとのリビア検察側の主張を否定し、従来の西側の主張を科学的に補強する記事であるだけに、今回の審判では、被告に有利に作用することが期待されたのである。しかし、その期待を裏切るかのように、審理を終了したリビアの裁判所は昨年12月、被告6人に対し再び死刑判決を言い渡したのである。

この判決を受けて、被告の釈放を期待していた西側政府は、今回の判決が思いもよらぬ再度の死刑判決で一気に深い失望の念を表明している。ブルガリア政府は、「判決に非常に失望とした⁴³」と述べ、「裁判所はエイズ感染の真の原因を隠している。判決の見直しと被告の早期釈放を求める」とコメントしている。米国のブッシュ大統領も、ブルガリアのパラバノフ大統領との電話会談で、ブルガリア政府の釈放努力を支持することを言明している⁴⁴。また、ライス国務長官も失望の念を隠さず、「感染児童とその家族の苦しみは理解できるが、同時に被告たちが一刻も早く故郷に戻れることを望んでいる⁴⁵」と述べている。EUのフラッタニ司法委員長は、「この判決に衝撃を受けている。リビア当局がこの判決を見直すことを望んでいる。死刑が執行されるとは考えていないと⁴⁶」語っている。また、ドイツのメルケル首相は、「恐ろしい判決である。リビア政府に対し、被告にチャンスを与え

42. Reuters 2006.5.4

43. BBC 2006.12.19

44. Dowjones 2006.12.21

45. Voice of America 2006.12.19

46. BBC 2006.12.19

ることを訴える⁴⁷⁾と述べ、衝撃を露にしている。

一方、このように国際的非難が高まる中、カダフィ大佐は、「罪を犯したものは刑罰を受けなければならない⁴⁸⁾」として、西側の介入と圧力を拒否する声明を出している。また、シャルガム外相は、「リビアは米国、欧州などからの圧力と取引はしない。わが国の裁判には誰も介入することが出来ない。カダフィ大佐でさえも介入できない。これははっきりしていることである⁴⁹⁾」と断固たる姿勢を表明している。司法判断に政治権力が容喙する余地はないとの言明であるが、一面においては、司法にこの難題の責任を取らせ、カダフィ大佐を免責するレトリックのように聞こえることも否定できないであろう。オックスフォード大学のマグレブ専門家であるジョージ・ジョフェ教授は、「今回の判決は事件の真相を別にすれば、政治的な面から見て完全に想定内であったので、驚いていない。寧ろ、賠償金の支払い、あるいは恩赦などに至る本当の交渉がこれから始まるであろう⁵⁰⁾」と述べ、政治的な解決を強調している。

2.3 今後の行方

一旦は最高裁判所で死刑判決が破棄されたこの事件に対し、再び死刑判決が下るという事態を見ると、リビア国民、特に犠牲者家族の被告達は犯罪者であるとの確信と怒りが大きいことが分かる。リビア裁判所はこのような全国的な雰囲気の中で、迂闊な判決は出せないであろう。この意味で今回の再度の判決は、犠牲者家族の満足するところであったが、しかし、一方では、ようやく国際社会に復帰したリビアと西側との関係を後退させる懸念もある。今後、被告弁護団が最高裁判所に上告し争っても、被告に有利な判断は期待できそうにもないことが予想される。特に、事件の発生地であるベンガジはトリポリに次ぐ第2の都市であるにも拘らず、トリポリとの経済格差が大きくベンガジ住民の政府に対する不満は大きい。また、ベンガジは反体制派の温床とも報告されているので、慎重な取り扱いが要求される。この面からしても、最高裁判所が国際的な圧力の下に死刑判決を覆すという昨年の二の舞を演じることはないであろう。

それでは、究極的な解決は何かというと、それは政治決断でしかない。この事件は司法の判断に属し政治的介入はできないとするリビア政府であるが、交換取引が水面下で模索されていた事実、並びに2004年6月にブルガリアを訪問したレバノンの故ハリリ首相が、「判決の行方はカダフィ大佐に大きく委ねられている⁵¹⁾」と示唆したことを鑑みれば、司法

47. Aljazeera 2006.12.19

48. BBC 2006.12.29

49. BBC 2006.12.19

50. BBC 2006.12.19

51. Bulgarian News Network 2004.6.10

ではなく政治の判断に大きく依存していると解釈できる。カダフィ大佐が、国際関係を維持しつつ、リビア国民にも納得の出来る道を決断するしかない。それは、先のオックスフォード大学のジョージ・ジョフェ教授が指摘する賠償金と恩赦を組み合わせる方法であろう。リビア側は、これまでに犠牲者の一家族に対し 1,000 万ユーロ（約 1,300 万ドル）の賠償支払いを求めているが、ブルガリア政府は、この支払いを認めれば看護婦達の有罪を認めることになるとして拒否している。また、このリビア側が要求する賠償金額は、「ロッカビー事件」でリビア側が負った一遺族 1,000 万ドルの賠償金額に近似しているので、意図返しの印象も拭えない。このため、金額の多寡、支出名目の妥当性も含め真剣な交渉をしていかなければならない。そして、被告が無罪釈放される可能性が極めて薄くなった今、あまりにも長期に拘束されすぎた被告に対する裁判を結審し、早期に恩赦することである。

3 諸外国との関係

3.1 英国との関係

それでは次に、米国以外との関係に触れたい。先ず、英国であるが、1984 年 4 月にロンドンでリビア人国外反体制派が反カダフィ運動を展開していた時、リビア大使館の近くで英国の婦人警官が射殺される事件が起きた。これを受けた英国政府はリビア大使館から発砲されたと判断し、リビアとの国交を断絶するのである。その後「ロッカビー事件」も含めこの問題も解決し、国連制裁が一時停止された年である 1999 年の 7 月に両国は国交を復活するのであるが、この間にもう一つの重要な事件を両国は抱えていた。それはリビアのアイルランド共和国軍（IRA）に対する武器供与問題である。1980 年代にリビアは IRA に武器を供与し、IRA のテロ活動を支援していたのであるが、英国政府はリビアに対し武器供与に関する資料の提出を求めている。この英国政府の要求にいつまでも抵抗することは出来ず、遂に 1995 年にリビア政府は英国政府に武器供与に関する詳細資料を提出したのである。これも、両国関係の改善に大きく寄与し、その後リビアとのパイプを太くした英国は大量破壊兵器開発計画放棄に向けての米国との橋渡し役を務めたことは先述した通りである。

この両国の緊密な関係はその後も損なわれることなく続き、2004 年 3 月にはブレア首相が、英国首相としては 1951 年のリビア独立以降初めてとなるリビア訪問を行い、カダフィ大佐とテロ問題や二国間経済協力問題を協議している。このように両国の連携を深める中、2005 年 7 月にロンドンの輸送公共機関を狙った自爆テロに見舞われたブレア政権は、対テロ作戦を強力に推し進めるため、リビア政府と同年 10 月に国外退去に関する「覚書」を締結した。同「覚書」は、英国がテロリストの疑いがあるとみなした在英リビア人をリビア

に送還することを内容とするが、骨子は、リビアはそのテロリスト容疑者を不当に扱わないことを保証することにある。同様の「覚書」はヨルダンとも同年8月に調印済みで、アルジェリア、レバノン、チュニジアなど他の8カ国との調印も検討中である。関係筋によると、4～5人のリビア人がこの「覚書」によって国外退去になるとの観測であった。

しかし、この「覚書」を巡っては人権活動家からの批判が寄せられている。国連の拷問問題担当特使である Manfred Nowak 氏は、英国が欧州人権条約の加盟国である限り拷問や不当待遇の恐れがある国に強制送還はできないとし、不当待遇をしないという保証があっても被送還者を完全に保護できない、保証というのは国際法上何の意味もなさない、と手厳しい意見を述べている。また、アムネスティ・インターナショナルの Kate Allen 英国事務局長も「拷問があると報告されている国に、拷問をしないとする数枚の協定書の遵守を期待することは危険な過ちである⁵²⁾」と指摘している。

このような懸念に対し英国のブレア首相は2005年11月の下院委員会で、「送還先の政府の保証がなければ、送還をするつもりはない。しかし一般的に言って、保証をすると言った政府は覚書を遵守すると信じている⁵³⁾」と強気の答弁を行った。同首相は更に、「国際テロリズムの脅威はまだ続くであろう。過激主義者はイスラムから逸脱している。テロリストの核心は、人を殺せるだけ殺すということである」と付け加えている。

また、この「覚書」締結に先立つ2005年10月に英国政府は、対テロ戦争の一環として、リビア・イスラム戦闘集団（LIFG）を含む15のイスラム過激集団を非合法とする計画を明らかにした。法制化されると、過激派のメンバーあるいはその支援者は最大10年の実刑が科されることになる。

以上のリビアとの連携における問題は、リビア国内での人権状況に対する深い懸念が払拭されていないことである。政治活動の禁止、逮捕状なしの不法逮捕、外部との接触を絶たれたままの長期間の拘留などが人権団体から報告されるなか、最近では、インターネット・ジャーナリストに1年半の刑を宣告する事件が起きた。英国のウェブ・サイト上に反政府的記事を載せていた al-Mansuri 氏が2005年1月に自宅で逮捕され拘束されていたが、10月19日にリビア裁判所は銃砲不法所持の罪で有罪宣告を下した。これに対しヒューマンライツ・ウォッチは、「(父親の持ち物であった)銃砲所持は策略である。当局は、彼の書いたものを好まなかったのが逮捕したのである⁵⁴⁾」と非難している。

52. BBC 2005.10.18

53. AP 2005.11.22

54. Reuters 2005.11.3

また、英国がテロリストと認定するリビア人の中に反体制活動家が含まれる可能性がないのかどうかである。即ち、何をもってテロリストと認定するか、である。破壊と殺人を生業とするテロリストとカダフィ政権打倒を狙う政治的活動とは区別されなければならない。反体制主義者がリビアに送還された場合、リビア当局にとっては「飛んで火にいる夏の虫」で、思うように不満分子を排除できるであろう。リビア人テロリストに関する情報を米国に提供した前例があるように、リビア政府が反政府分子をテロリストとして英国に通知する危険性もあるということである。

とは言え、英国からリビア人テロリストを駆逐すること自体は評価されるものである。そのためには、受け入れ先のリビアの人権状況が改善されなければ「覚書」は有効に機能しない。2005年9月にリビアが政治犯を5人釈放したとき、今後一切の政治活動を行わないと宣誓した後に釈放されたと伝えられ⁵⁵、アムネスティ・インターナショナルはその活動禁止が取り払われることを要求している。このような懸念に配慮してか、英国のクラーク内務相は2006年2月にリビアを訪問、リビアのシャルガム外相と両国の関係強化、治安問題などについて意見交換をしている。この会談の中で、シャルガム外相はクラーク内相に、リビアは「覚書」の合意事項を遵守するための透明性を確保することに努めることを伝えている。

リビアには政治活動を容認する「開かれた社会」づくりが早急に望まれるが、英国はテロリスト追放以外でも2006年6月に先述のように、リビアと防衛協力協定を締結した。また、これと関連して、英国防省の防衛輸出サービス機構（DESO）が、人権問題は抱えているが対テロ戦争には前面に立っているイラク、リビアは武器取引の最大の顧客になるという報告書を武器取引業者に送付していた事実が発覚している⁵⁶。このようにリビアの国内政治に問題はあるものの、英国にとってリビアとの関係を後戻りさせるほどのものではなく、両国の関係は今後益々深まるものと予想される。

3.2 イタリアとの関係

次に旧宗主国であるイタリアとの関係であるが、イタリアは地理的にも近いという関係もあって、リビアの最大の貿易相手国である。特に、イタリアにとってリビアは石油・ガスの供給元として重要な国である。イタリアのEniとリビアのNOCが共同開発したリビアの天然ガスをイタリアに供給する地中海海底パイプライン（グリーン・ストリーム）が

55. Arabic News 2005.9.28

56. Gurdian Unlimited 2006.9.24

2004年に完成してからとみにその重要性は高まってきている。このグリーン・ストリームを通してイタリアに供給される量が2006年11月に当初計画どおり80億m³/年に到達することを発表した記者会見の席上、EniのScaroni会長は、今年の冬はガス供給不足にならないであろうと楽観的な見通しを述べ⁵⁷るほどであった。2005年の冬にイタリアはロシアとウクライナの価格論争によって供給不足に見舞われているため、そのことを念頭に置いた発言であるが、原油の供給においても、リビア総輸出量のうちイタリア向けが最大である。2005年の実績は、総輸出量130万6,000b/dのうち33%の43万4,000b/dであった。

一方、政治面では、植民地時代の賠償問題が解決していないことが挙げられる。リビアはイタリアがリビアを侵略した10月26日を「闘争の日」として、海外との通信・航路を遮断し、国民は喪服を着用し植民地時代の記憶を毎年新たにしているが、後述する2006年2月に起きたイタリア領事館襲撃事件の「ベンガジ暴動」をイタリア植民地時代の賠償問題に利用することも忘れてはいない。カダフィ大佐は2006年3月の全国人民会議で、ベンガジ暴動は一般的に報道されているムハンマド風刺漫画の抗議行動よりも寧ろイタリアに対する憎しみを爆発させたものであると訴えた。また、数十年にわたるイタリア植民地支配が癒されなければ、暴動は再燃するであろうとの懸念も表明し、その演説の中で、「リビア人はデンマークを知らないしデンマークを嫌いではない。しかし、イタリアは知っているしイタリアを憎んでいる。もし、イタリア領事館警備で実弾を使っていなければ、領事官とその家族は殺されていたろう⁵⁸」と述べ「彼らが殺されてもどうということはない。イタリアは植民地時代に同胞70万人を殺害したのだから」と訴えたのである。これに対して、イタリアのフィニ外相は、「カダフィ大佐の言葉を真剣に受け止めてはいけない。責任ある国際的立場からではなく彼が最も信頼する支持者向けに話したことであるから⁵⁹」と述べ、今回のカダフィ発言は何の足しにもならないと冷静に受け止めている。カダフィ大佐は、賠償の一つとして、エジプトとチュニジアを結ぶリビア横断海岸高速道路と医療施設の建設をイタリアに要望しているのであるが、イタリア政府は、フィージビリティ・スタディの実施に合意しているだけであると、その溝は埋まっていない。このように「ベンガジ暴動」事件を賠償問題に利用するカダフィ大佐の考えの一つに、暴動を契機に蘇るかに見えた国内反体制派の活動から国民の目をイタリアとの問題に転じさせる巧妙な仕掛けを読み取ることができる。

しかし、双方の歩み寄りにはまだ隔たりがあるものの、イタリアは交渉の道を閉ざしているわけではない。2006年7月イタリアのアマト内相は、「帝国主義的野望によって支配さ

57. Dowjones 2006.10.17

58. Aljazeera 2006.3.3

59. AP 2006.3.3

れた国には賠償請求権がある⁶⁰」と、これまでより一步踏み込んだ発言をしている。イタリアは総選挙の結果、同年6月に中道左派のプロディ内閣が誕生したが、それまでの中道右派政権と一味違ったイデオロギー的割りきりが、今後の交渉に大きな弾みをつけるであろうと期待される。また、時を同じくして、両国は1998年の共同宣言に基づく関係強化と協力体制について戦略的な話し合いの場を持っている。この共同宣言には、リビアのインフラ整備及び植民地時代にイタリアが埋設した地雷で損傷した犠牲者に義足を製作する工場の建設、並びに農業、技術、文化、環境に関する共同プロジェクトが盛り込まれている。

イタリアとの関係でもう一つ見逃せないのが、不法移民問題である。この不法移民とは、主にサハラ砂漠以南のサブ・サハラ地域の住民が貧困、圧政などからの脱却を目指し欧州に密航することである。彼らは地中海を渡るため一旦リビアに集まり、そこからマルタあるいはシチリア島を経由しイタリア本土に侵入するのである。リビアが不法移民の出発点になっているため、イタリアなどの欧州諸国はリビアの沿岸警備が不十分であると非難しているが、一方では、リビアは時には、イタリア、マルタと連合して不法移民の取締りに当たっているものの、その効果は限られ移民の数は絶えない。2005年12月にリビアの警備体制を調査した欧州議会の使節団は、リビアは不法移民問題を取り扱う組織と戦略が欠けていると指摘しているが、リビアの警備体制を責めるだけでは問題解決にはならない。というのも、不法移民が地中海を渡航できるのは密航業者という組織的犯罪集団が暗躍しているからである。密航業者は暴利を得るため、1航海につき100人から200人前後の移民を満載するのである。1航海の実コストは2万ドルから3万ドルとされるが、1人当たり1,000ドルから2,000ドル徴収し出来る限り多くの移民を詰め込むのである。この密航業者の存在に加え、国境警備の問題も指摘される。サハラ砂漠を越境する移民にも目を向けなければならないのであり、そのためにはリビア一国だけの警備体制では限界がある。

リビアは、この国境警備問題も含め取締りを厳重にするには資金が必要であると欧州連合（EU）に訴え、EUも前向きな姿勢を示している。しかし、アムネスティ・インターナショナル（AI）は2006年10月、避難民を保護する保証のないまま、不法移民対策のためにリビアなどの国に財政援助を行なおうとするEUの動きに懸念を示したのである⁶¹。リビアに関しては、ジュネーブ難民協定に調印せず国連難民高等弁務官（UNHCR）の活動も制限されている国であり、重大な人権侵害記録が報告されているとして特別な関心を寄せ、リビアに不法移民が送還された後の情報について、それが全くないことを問題視している。AIは送還先の国と協力を行なう前に、人権の尊重を確保することが前提になると訴えるのであるが、リビア、イタリア更にはEUにとって、人権問題以上に不法移民問題は頭の痛い問

60. Reuters 2006.7.3

61. Amnesty International 2006.10.4

題である。イタリアは、人権問題はリビアの内政問題であるとして、不法移民対策を優先させる方向であり、2006年1月には不法移民対策として10機のヘリコプター売却契約に調印している。

以上のように両国は植民地賠償問題、不法移民問題を抱えているが、このために両国の関係が後退していることはない。寧ろ積極的な外交が展開されていて、その一つの事例として、2006年11月イタリアのBasescu大統領がリビアを訪問したことが挙げられる。同大統領の訪問は、イタリアの国家元首としては1990年以降初めてのものであり、大統領との会談に臨んだカダフィ大佐は他の閣僚のいる前で、イタリアとの伝統的な関係を再開する意向を示している⁶²。石油開発分野ではEniが既に進出しているが、石油以外での分野においても、幅広い経済関係を築いていこうとの両国の姿勢が透けて見える。

3.3 フランスとの関係

フランスとリビアの関係は、既述の1989年9月に起きた「UTA機爆破事件」を契機に悪化し、2003年9月の国連安保理におけるリビアに対する制裁解除決議においても棄権するほどであったが、2004年1月に、犠牲者遺族に対しリビア側が120万ドルの支払いを行なうことで合意したことを受けて両国の関係は急速に改善し、同年11月にはシラク大統領がリビアを公式訪問した。このフランス大統領の公式訪問は、リビアが1951年に独立して以来初めてとなるもので、カダフィ大佐と会談した大統領は、両国が新たな関係に入ったことを強調している。一方、カダフィ大佐は、大量破壊兵器開発計画放棄の見返りに、平和目的の核技術供与を大統領に求め、大統領は、国際基準を遵守する国には核技術を供与すると答えている。

そしてこの核技術供与は2006年3月に実現することになった。フランスはリビアに核の平和利用技術を提供する覚書に調印したのである。この核技術の使用目的は淡水化プラント用であるが、調印に際しフランスは「大量破壊兵器開発計画を放棄し、核の平和利用を進めるリビアから世界に向けたメッセージである⁶³」との声明を出した。カダフィ大佐は常々、大量破壊兵器開発計画を放棄した見返りに高性能武器と核技術が欲しいと打ち明けていたので、このうちの一つが実現することになったのである。引き続き2007年2月には、フランスのAreva社が、リビアの砂漠地帯でウラン鉱石鉱床を探索する覚書を調印している。

62. Nine O'clock 2006.11.16

63. BBC 2006.3.16

また、フランスの国防省武器担当部署は2006年10月に、2005年に改定されたリビアとの武器取引協定の一環として、リビアの兵器装備を近代化するための交渉を行っているとして述べ、国際関係部門長官が最近トリポリを訪問したことを明らかにした⁶⁴。交渉内容は、リビアが25年前以上に購入した38機のミラージュF1戦闘機の改良と、警備艇に対艦ミサイル Otomat を装備することを含むリビア軍事能力の増強に関するものであるが、Rafale ジェット戦闘機、戦闘ヘリコプターなどの新鋭兵器の売却が含まれているかどうかは明らかでない。同時に、20機のフランス製エアバスの売却交渉も進められている。以上のことは、フランスはリビアに対し武器を供与しても安全な国であるとの信頼関係が構築されている証左であるが、両国の関係は武器取引が先行する気配である。

3.4 ドイツとの関係

ドイツとの関係は、1986年4月に起きた西ベルリン（当時）のディスコ爆破事件で一時悪化するが、その後賠償問題に決着が付き、国連制裁解除後急速に改善し、2004年10月のシュローダー首相（当時）のリビア訪問で頂点に達した。ドイツ首相としては初めてのことになったこの訪問にはドイツ企業的首脳も同行し、今後のリビアとのビジネス関係も模索された。更に、最近では、スタイメイヤー外相が経済界の首脳と共に2006年11月リビアを訪問し、ドイツが2007年にEUの議長国になることを機に、リビアとの関係強化を働きかけることを約束している。同時に、大量破壊兵器開発計画とテロ活動を放棄したリビアを賞賛し、問題を抱えている他国もこの勇氣ある、前向きな決断を見習うべきであることを強調する一方、「エイズ感染事件」の被告の無罪釈放を要請する傍ら、ベンガジの感染症・免疫センターにドイツ政府を代表して10万ドルを寄付し、ドイツも同事件への関心が高いことを示した⁶⁵。

一方、積極的な外交展開とは別に、ドイツ国内ではリビアに核兵器開発技術を供与したとされるドイツ人エンジニアである Gotthard Lerch 容疑者の裁判が行なわれている。同容疑者は、1999年から2003年にかけて、「核の闇市場」を通じウラン濃縮用ガス遠心分離機の調達と真空技術をリビアに供与した罪で国際指名手配を受けていたが、2004年11月にスイス当局に逮捕され、その後ドイツ当局に身柄が引き渡された。引き続き、2006年3月ドイツのマンハイム裁判所で、武器輸出法違反の罪で起訴された同容疑者の審理が開始されている⁶⁶。この裁判の行方がリビアとの関係を損なうことにはならないであろうが、リビアの核兵器開発にドイツ人も関与していたことに注意を喚起しておきたい。

64. AFP 2006.10.18

65. AFP 2006.11.14

66. AP 2006.3.16

3.5 ロシアとの関係

既述のように、ロシアは2004年から米ロ政府間協定により、ロシアが旧ソ連時代にリビアに提供したロシア産高濃縮ウランをリビアから撤去し、自国に移送しているが、この見返りにロシアはリビアに2005年12月に、低濃度ウラニウム燃料を提供している。一方、外交面では、2005年9月にロシア外務省は、リビアとの外交樹立50周年を記念して、リビアとこれまで以上に幅広く相互協力を推し進めていく声明を出し、2006年4月に、ロシアの外務省副大臣がトリポリを訪問し、世界の安定のためにはリビアとの関係強化と協力・対話が重要であるとの認識を示したプーチン大統領の親書をリビア側に手交している。これに続く同年6月にロシア財務省は、リビアがロシアの武器を購入すれば、ロシアがリビアに有する33億8,000万ドルの債権を放棄するとの提案も行なっている。

このような政府間の繋がりを補強するかのように、国会レベルでの活動も活発に展開されており、2005年12月には、ロシア国会連合協議会とリビア全国人民会議は、両国議員の相互訪問、国際会議での共同歩調、友好関係の構築などを目的にした協定書に調印をしている。これを受けて、ロシアのChilinguirov国会副議長は2006年3月リビア外務省と会談し、両国の関係強化について話し合いを持った。更に、同年8月にはJirinovski国会副議長もリビアを訪問、カダフィ大佐と会見し、後述するリビアのジャマヒリヤ体制に敬意を表している。

他方、2006年11月にNATOの経済専門家による調査として、ロシアはリビア、アルジェリア、カタール、中央アジア、イランを巻き込んだ天然ガス・カルテルの結成を模索しているとの話が流れた。ロシア当局は、そのような動きを否定したが、リビアが保有する天然ガス埋蔵量はOPECの中では最少であるにも拘らず、リビアも対象国に挙げることは、ロシアとリビアの関係は緊密さの度合いが増していることを窺わせる出来事である。また、後述するようにリビアの第3次原油鉱区入札では、落札された10鉱区のうちロシアの石油会社が4鉱区を取得し、ロシア勢の進出振りが大きく注目されている。

3.6 中国及び台湾との関係

中国は毎年、外相の外交日程にアフリカ訪問を最初に持ってくるほどに、アフリカへの関心を10数年来高めてきており、アフリカへの関与が高まれば高まるほど、政治、経済両面における西側との摩擦が増す可能性がある⁶⁷と指摘されている。2006年1月も、中国の

67. AP 2006.1.11

李外相はカーボベルデ共和国、セネガル、マリ、ナイジェリア、リビアを公式訪問した。このアフリカ訪問について AP 通信社は、鉱物資源、石油を豊富に有するが貧困なため中国からの援助を求めているアフリカ諸国と中国の資源獲得意欲が一致した結果であると伝えている。このような指摘に対し、マリを訪問した中国の李外相は、「中国はアフリカ諸国と、政治面における平等と相互信頼、相互利益にもとづいた経済協力、文化交流を目指した新しい戦略的パートナーシップを構築・発展させる⁶⁸」ことを強調し、軍事技術、軍事訓練に関する協力も進めていくことを表明している。

ところが、この李外相のアフリカ訪問の最中、カダフィ大佐の次男でカダフィ国際慈善基金の総裁であるサイフ・アル・イスラム氏が台湾を訪問し陳総統と会談したのである。会談の中で、サイフ・アル・イスラム氏はカダフィ大佐によるリビア訪問の招請を伝え、陳総統はこれを受け入れたことを明らかにした。また、経済、観光、文化、軍事部門での協力関係を促進するために台湾、リビア双方が連絡事務所を開設する計画があることも表明すると共に、返礼として陳総統はカダフィ大佐の台湾訪問を招請した。

ここで懸念される問題は中国と台湾の関係である。台湾は中国領土の一部であるとして台湾の独立を認めない中国は、台湾が独自外交で他国と国交を結ぶことに対しては極力反対してきた。台湾とリビアの外交関係についても、両国は 1959 年に国交を樹立したが、1978 年にリビアが中国を承認したため断交し、その後 1980 年に台湾はリビアに貿易事務所を開設するが 1997 年に閉鎖している。またリビア以外での最近の事例では、2005 年 10 月中国は、台湾と国交のあったセネガルに対し支援・協力を行ってきた成果が実り 1996 年以降途絶えていた国交を回復するに至っている。セネガルは 1996 年に中国の代わりに台湾を承認したため中国との外交が途切れていたが、この中国との国交回復により今度は台湾と断交することになったのである。なんとしてでも台湾の独自外交を締め付けにかかる中国の独善外交であるが、台湾と国交のある国は、中南米・カリブに 12 カ国、アフリカに 6 カ国、大洋州に 6 カ国、欧州に 1 カ国（バチカン）の合計 25 カ国である（2006 年 4 月現在）。いずれも小国で豊かな国とは言えない。中国にとってこれらの国は許容範囲であるのだろうが、石油資源を豊富に有し国際社会への復帰を果たしたリビアと台湾が外交関係の構築に進むとなると、許容範囲ではなくなる可能性がある。

このような中国と台湾の政治・歴史的関係がある中、リビアは中国の李外相がリビアを訪問しようとしている矢先に冒頭の招請を表明したのである。BBC 放送は、リビアが台湾との関係改善を画策しているとの話が中国を焦らせ、リビア政府を自分たちに取り込もう

68. AFP 2006.1.15

と懸命になるであろうと解説した⁶⁹。もしリビア政府が中国と台湾を競わせることによって、経済協力分野等の交渉でリビア側に有利な条件を引き出す意図があるなら、リビアは一筋縄では括れないしたたかな外交戦略を持っていると推測できる。

こうした中国と台湾の関係に亀裂を生むと懸念されている時に、台湾の陳水扁総統は2006年5月に、パラグアイとコスタリカ訪問の帰路にリビアへの電撃訪問を実行したのである。陳総統のリビア滞在は4時間という短いものであったが、陳総統一行はサイフ・アル・イスラム氏の出迎えを受け、代表事務所の設置、漁業、観光、石油化学分野での協力などについてリビア関係者と意見交換し、両国関係の発展に繋がる話し合いを行った。当然のことながら、中国は陳総統のリビア訪問に対し鋭く反発し劉報道局長は定例記者会見で、リビア政府が台湾の陳総統のリビア通過滞在を許可し、代表事務所の設置を話し合ったことに対し、中国政府は強い不快感を持っていることを表明した。また、中国側からの勧告と強い反対にも拘らず、リビア政府が通過滞在を認めたことは、リビア政府の「一つの中国」政策堅持に著しく反するものであり、中国、リビアの両国関係に悪い影響をもたらすものであると指摘し、リビア政府に厳重な抗議を行ったことを明らかにした。更に、リビア政府に「一つの中国」政策の堅持と、台湾との政府間交渉の即刻停止並びに中国との関係維持を求めたことも明らかにしている。

これに対しリビアは「一つの中国」政策を堅持する立場を表明しているが、この原則から言えば、たとえ短時間でも、外交交渉を伴った陳総統の入国許可は信義に悖るといわざるを得ない。しかし、リビアと中国の利害関係から推せば、エネルギー獲得に必死な中国にとってリビアという石油大国との関係を断ち切る訳には行かない。2005年10月の第2次原油鉱区入札で、中国のCNPCはリビアの原油開発の権益を取得した。これ以外にも、リビアの通信事業などで中国企業の参入があり、今後も中国のリビア進出意欲は変わらない。また、カダフィ大佐は中国からの抗議を受けて、「中国が台湾とビジネスを行なうことが出来るのなら、リビアも台湾とビジネスを出来る⁷⁰」と強気の姿勢を見せている。

このように中国よりもリビアに分がある実務的关系を背景にすれば、リビア政府が中国政府の意向を通して台湾関係を考慮する程度は大きくないであろう。今回の訪問で、陳総統がカダフィ大佐と会談したかどうか詳らかではない。リビア政府としては、元首であるカダフィ大佐の公式な場面での登場を控え、格下レベルでの実務会談に装ったのであろうが、今後リビアの対中国、対台湾外交がどのように展開するのか、「一つの中国」が絡むだけに目が離せない問題である。

69. BBC 2006.1.18

70. EIU "Country Report July 2006,Libya"

3.7 韓国との関係

砂漠の地下水を沿岸部に送水するリビアの大人工河川（Great Man Made River）事業に自国企業が参加している韓国は2006年9月に、韓明淑・首相が運輸・建設大臣、外交部副大臣、産業界、マスコミの一行と共にリビアを訪問し、アフリカへの投資促進のためリビアと戦略的パートナーシップを構築する意見を表明した。同時に、韓国大統領からカダフィ大佐宛の、大量破壊兵器開発計画を放棄した勇気ある決断を賞賛し、リビアの経済改革と政治的信頼の回復を評価するメッセージを手交すると共に、カダフィ大佐の韓国訪問を招請している。

また、カダフィ大佐との会談において韓首相が、北朝鮮に対し核開発を放棄し、経済改革と開放政策に向かうよう説得してくれることを頼み、同大佐は北朝鮮に説得することを試みることを約束した。しかし、以前も説得したことがあるが、何も成果がなかったことも付け加える一方、北朝鮮の核開発問題に調停役を果たすことには依然として関心があることを韓首相に伝えている⁷¹。

71. AP 2006.9.21

第 4 章

第4章 アフリカならびに環地中海諸国におけるリビア政治姿勢の評価

1 アラブからマグレブへの連帯

以上見てきたように、欧米及び中国、韓国との関係改善・強化は着実に進められているが、一方、リビアはその地理的位置関係と政治的思惑から、アフリカ及び環地中海諸国との関係にも早い時期からその連携を模索し続けている。このリビアの関係地域への働きかけについては、カダフィ政権の客観的評価を知る上で重要な道しるべとなる。そこで、本題について、マグレブ地域を専門とする明治大学軍縮平和研究所研究員の吉田敦氏に執筆いただいたので⁷²、同氏の見解をもとに以下その変遷と評価を辿ることとしたい。

先ず、革命後のカダフィ大佐は、アラブ民族運動の盟主であるナセルの衣鉢を継ぎ、アラブ諸国の連帯を強化するため 1971 年 9 月にリビア、エジプト、シリアの 3 カ国でアラブ共和国連盟の創設を宣言する。その後 1973 年 10 月の第 4 次中東戦争を機にナセル主義がエジプトで退潮したことにより、リビアとエジプトとの関係も冷却化したため、カダフィ大佐はアラブ諸国の連帯よりも西部マグレブ諸国との統合に目を転じることになる。しかし、1970 年代半ばに隣国のチュニジア、アルジェリアとの関係強化に乗り出しながらも、チャドとの国境紛争⁷³ がリビアの威信を低下させたため、リビアはマグレブ諸国間での孤立を深めることになった。

一方、リビアの孤立は深まるものの、リビア、アルジェリア、モロッコ、チュニジアのマグレブ 4 カ国による地域経済統合を目指したマグレブ常設委員会の活動を止めることはなく、1983 年 3 月にはモロッコを除くリビア、アルジェリア、チュニジアそれにモリタニアを加えた 4 カ国が大マグレブ樹立を目指す友好・親和協定を締結した。その後モロッコもこの友好・親和協定に調印し 5 カ国となったマグレブ諸国は、1989 年 2 月にアラブ・マグレブ連合を創設することになった。このアラブ・マグレブ連合は、欧州諸国との

72. 原稿の全文は巻末資料の「アフリカならびに環地中海諸国におけるリビア政治姿勢の評価」に掲載。

73. リビアは 1973 年に、チャド北部のリビアとの国境付近に広がるアオズ地区（Aozou Strip）に侵攻し、同地区の領有権をめぐる紛争が勃発した。1980 年代を通じ軍事介入を続けるが、87 年 3 月にリビア軍の敗退が決定的となったのを契機に、アフリカ統一機構（OAU）の調停により 1988 年 10 月に停戦が実現する。

垂直的な経済従属関係に甘受しているマグレブ諸国間の水平的経済連携を深め、相互諸国間の補完的な貿易の促進、及び市場の拡大を目的にしたもので、当時の欧州共同体（EC）を模したものといわれている。しかし、連合は設立されたものの、1994年8月にマラケシュでのイスラム原理主義のテロ事件をめぐってアルジェリアとモロッコの対立が深刻化したことにより、1995年12月にモロッコのハッサン2世国王は連合の活動凍結を宣言している。

この事態を憂慮したカダフィ大佐は1998年12月にトリポリで開催されたマグレブ諸国間政治対話会議で、「北アフリカ諸国が有する人的・文化的資源の重要性を認識し、民族、言語、宗教の相違を乗り越えることでEUのような統合が実現できる⁷⁴」と結束を呼びかけている。また、2005年5月にはトリポリでの首脳国会議を呼びかけたが、アルジェリアとモロッコの政治的不和により不調に終わっている。このようにカダフィ大佐のアラブ・マグレブ連合への思い入れは強いが、マグレブ諸国の政治的な足並みの乱れとマグレブ諸国間の貿易額は、貿易全体の0.3～0.6%を占めるに過ぎないという相互補完性の欠如により、大きな前進が見られていない。

2 バルセロナ・プロセス

他方、リビアが主体的な行動を取らなくても、その地理的位置関係からリビアの参加を呼びかける地域統合機構がある。それは、1995年11月、EU15カ国と地中海諸国12カ国の外相が、スペインのバルセロナで一堂に会してバルセロナ・サミットが開催されて採択されたバルセロナ宣言を契機とするバルセロナ・プロセスである⁷⁵。地中海諸国からは、アルジェリア、モロッコ、チュニジア、エジプト、シリア、レバノン、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ自治政府、マルタ、キプロス、トルコが参加している。リビアは、このバルセロナ・プロセスには一切参加を表明してこなかったが、ロマーノ・プロディ（Romano Prodi）EU委員長（当時）は、リビアのバルセロナ・プロセスへの加盟交渉を行うため、2000年4月にカイロで開催されたアフリカ、カリブ海、太平洋諸国（ACP）欧州首脳会議でカダフィ大佐との会談を行った。この結果、リビアは2000年11月からオブザーバー国として参加を表明したが、イスラエルの参加を理由として正式加盟はしていない。

このバルセロナ・プロセスはEUと地中海諸国の政治・経済的な協力関係の強化を目的としたもので、特に経済関係では、2010年までに関税・非関税障壁の完全撤廃によるEU・地

74. Arabic News 1998.12.6

75. 現在は、2004年のマルタ、キプロスのEU加盟により地中海諸国側の参加国は10カ国となった。

地中海諸国自由貿易圏の創設が目標とされている。また、EU との対岸に位置し地中海沿岸の広大な国土面積に加え、豊富な原油・天然ガス資源を保有するリビアは、EU にとってもまた地中海諸国にとっても極めて重要な経済的影響力を有する国である。しかし、リビアはバルセロナ・プロセス加盟国の関心には冷淡な姿勢を見せている。カダフィ大佐は 2001 年 7 月のアフリカ統一機構（OAU）首脳国会議で、EU の呼びかけに対し「バルセロナ・プロセスを通じてアフリカ大陸を分割して北アフリカを EU の属国化するために、我々を誘引し、我々に参加を求めている⁷⁶」と述べ、バルセロナ・プロセスへの警戒心を露にしている。

3 アフリカ統合

このように、アラブ民族主義によるアラブの結束が挫折し、マグレブ諸国との連携に目を転じるが、関係国の利害の衝突により思うような進展が見られない中、環地中海諸国の統合構想には冷淡な姿勢を見せるカダフィ大佐は、その政治的イニシアティブをアフリカ統合に傾注するようになる。特に、アラブ連盟が国連の対リビア経済制裁に無力であったのに対して、OAU は 1998 年 6 月の OAU 首脳会議ではっきりとしたリビアに対する支持表明と部分的禁輸措置の解除を打ち出したことが、アラブからの離反とアフリカへの接近を深めることになった。

その第 1 弾が、1998 年 2 月に設立されたサヘル・サハラ諸国共同体（CEN-SAD:Community of Sahel-Saharan States）である。この共同体はカダフィ大佐の主導の下に設立され、サハラ以南のアフリカ諸国における地域協力及びアフリカ連合（AU）やアフリカのその他の地域経済共同体との協力を通じて、和平、治安維持及び経済・社会的な発展を目的としている。当初の参加国は 6 カ国であったが、現在は 23 カ国に拡大している⁷⁷。リビアは、加盟諸国の経済、社会発展に向けた投資及び地域貿易の促進を目的として設立されたアフリカ開発・貿易銀行（現サヘル・サハラ投資・貿易銀行）の設立資金（2 億 5000 万ユーロ）の 75% を拠出し、名実ともに共同体の盟主としての役割を果たしている。

そして、アフリカ統合の次なる手は、アフリカ合衆国（USA:United States of Africa）設立構想である。カダフィ大佐は 1999 年 9 月の OAU 臨時首脳会議で、外国投資に必要な基礎

76. Luis Martinez, «Quels changements en Libye », *Annuaire de l'Afrique du Nord* 2000-2001, CNRS-Editions, Paris, 2003, pp.187-188.

77. 現在の加盟国はリビア、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、チャド、スーダン、エリトリア、中央アフリカ、セネガル、ガンビア、ジブチ、エジプト、モロッコ、チュニジア、ナイジェリア、ソマリア、トーゴ、ベナン、ギアナビサウ、コートジボワール、リベリア、ガーナ、シエラレオネ。

的インフラの整備、アフリカ基金、アフリカ開発銀行、及びアフリカ単一通貨の創設を目的とした USA 設立構想を提唱したのである。この背景には、アフリカ諸国間で生じている悲劇的な紛争の最大の原因は、植民地期に画定された国境線をめぐる争いであるとするカダフィ大佐の歴史的考察があり、その解決を図るためにもアフリカ統一の重要性を訴えている。この USA 構想は、2000 年 7 月に開催された第 36 回 OAU 首脳会議で採択された。

一方、この第 36 回 OAU 首脳会議は、AU の設立を目的にしたアフリカ連合制定法を採択し、2002 年 7 月の首脳会議で、OAU の後継機関として AU が正式に発足した。AU の活動目的は、OAU と同様にアフリカ諸国の統一と連帯、主権尊重などを掲げているほか、アフリカの安全保障の強化、民主的原則と制度・国民参加・良い統治（グッド・ガバナンス）、持続可能な開発など広範囲におよぶ。制度的には EU を模した政治的・経済的・社会的統合を目指している。

そして、OAU が AU への組織改変を遂げるなかでリビアは、石油の輸出収益で得た豊富な外貨を梃子にして、サハラ以南アフリカ諸国に多額の援助をおこなってきた。ニジェールやマリではモスクが建設され、ウガンダ、トーゴ、ブルンジ、中央アフリカ、ガボンに対しては金融支援が行われた。更に、最貧国に属する諸国（ギアナビサウ、リベリア、ニジェールなど）の OAU 分担金の肩代わりを行ったり、スーダン、ガボン、ジンバブエといった諸国の対外債務返済に向けた資金援助を行ってきた。しかし、このような資金援助を通じアフリカの統一に力を入れるリビアであるが、アフリカの大国であるナイジェリア、南アフリカはカダフィ大佐の USA 構想には隠された政治的思惑があるのではと懐疑的である。資金援助で恩恵を得る貧困国は別にして、必ずしも AU 加盟国の足並みが揃っているとは言えないのが実態である。加えて、リビアの主要貿易相手国の大半が欧州諸国であるというリビアの経済構造も、アフリカ諸国間での水平貿易を目指す USA 構想に足枷となっている。

一方、資金援助とは別に、アフリカ諸国間の紛争に対しても、その紛争解決に積極的に乗り出している。例えば、スーダン西部のダルフル紛争⁷⁸を解決するため、カダフィ大佐は 2006 年 11 月、関係国のスーダン、チャド、エジプト、エリトリア、中央アフリカ共和国の各国首脳をトリポリに参集させミニ・サミットを開催している。話し合いの中身は、この紛争をアフリカ自身の手で解決するため、国連平和維持軍の受け入れを拒否し、その代わりにアフリカ連合軍の派遣規模を増強し、かつスーダンの反政府勢力の説得に努める

78. 2003 年 2 月、アラブ系中心のスーダン政府に不満を募らせたダルフル地方のアフリカ系住民が反政府勢力を組織し、政府と反政府勢力の攻防が激化した結果、同地域には膨大な難民が発生している。

というものであった。カダフィ大佐の目的はアフリカ人による自助努力であるが、現実には、AU 軍の限られた軍事力と展開力からして、限界のある主張である。事実、国連の介入を受け容れざるを得ない状況であるが、カダフィ大佐のアフリカ問題に対する政治的関心の高さを見て取れる。

しかし、その一方では、同じく昨年 11 月にナイジェリアのアブジャ空港でカダフィ大佐一行はナイジェリアの治安当局と一騒動を起こしている。アフリカ及び南米の首脳サミットに出席のため、ナイジェリアに到着したカダフィ大佐は 200 人以上の武装ボディー・ガードを引き連れていたのであるが、ナイジェリアの治安当局は外交上許される以上の武器の携行を認めず、双方の争いは一時険悪な状況まで昂じたのである。実は、この事件の 5 カ月前の 6 月に開催されたサヘル・サハラ諸国共同体サミットの開会式でカダフィ大佐はナイジェリアを非難する発言を行なっているのである。反人道的行為で訴追されたリベリアのテイラー前大統領をナイジェリアが国際裁判所に引き渡した事件を引き合いに出して、カダフィ大佐は、「国際裁判所に引き渡したことは、非道徳行為でありアフリカの威信を損ねるものである⁷⁹」と述べたのである。そして、この発言が物議を醸し、2 日間の予定であったサミットが 1 日で終了する結果となっている。

このように因縁浅からぬナイジェリアに入国しようとするカダフィ大佐の身構えは理解できるにしても、武器を携行した 200 人以上の大デリゲーションは時代錯誤の誇りを免れない。しかも、AU 加盟国の大国であるナイジェリアに武断外交を匂わせる行為は USA 構想の実現に害はあっても益はない。アフリカ統一にかける意気込みが、折々の政治的場面によって空回りしているカダフィ大佐であるが、このようなカダフィ大佐を捕らえて吉田氏は、強力な指導者不在が続くアフリカ諸国のなかでカダフィ大佐が「アフリカの賢人」となることができるかどうか予断は許さない、としている。しかし同氏は、欧州統合の礎となった欧州石炭鉄鋼共同体の生みの親であるフランスの経済官僚ジャン・モネの「政治とは今日不可能にみえることを明日可能にするアートである」との言葉を引用し、現在、カダフィ大佐が目指している USA 構想は、絶え間ない国境間の対立と内戦が続くアフリカ諸国の統合に一筋の光明を投げかけている、として一定の評価を置いている。

79. AP 2006.6.1

第 5 章

第5章 統治機構とカダフィ大佐の後継者問題

1 カダフィ大佐の政治思想

1.1 カダフィ大佐の生い立ちと革命

以上外交の面からリビアを捉えてきたが、ここで国内政治に視点を移すことにする。リビアは1969年の革命以来カダフィ大佐が実質的な権力の頂点にある。「実質的」ということわりを入れたのは、彼には政治上の公職・肩書きがないにも拘らず、リビアの最高権力者であるからである。行政上の機構から言えば、全国人民委員会（内閣）の書記局（首相）が最高政治責任者であるが、それは形式的なものでその権限はカダフィ大佐を越えることはない。なお、カダフィ大佐は公式には、「ファーティフ革命の同胞指導者（the brother leader of the Fatih Revolution）」という尊称で呼ばれている。

このカダフィ大佐、即ちムアンマル・アル・カダフィは1942年春に地中海沿岸部のシルテから南へ約40キロメートル離れたワディ・ジャバルで、カダドファ部族のベドウィンの家で生まれた。両親は半農・半牧でのテント生活を送っていたので、彼の出産もテントの中であった。1942年という時代は第2次世界大戦の最中で、カダフィー族が暮らす地域もドイツ軍と英国軍が激突する戦場であった。自国の地が外国勢力の戦場になった記憶は幼児の潜在意識に植え付けられ、その後の反帝国主義思考に何らかの影響を及ぼしたことも考えられるが、中学、高校と進学するにつれてエジプトのナセル大統領が掲げる汎アラブ主義に心酔するようになった。その後士官学校に入学すると、1964年に地下組織である自由将校団中央委員会を結成し、5年後の革命に向けて同志との連携を深めていくことになった。そして、1969年9月1日、27歳の若さでカダフィ大佐（当時は大尉）はそれまでの王制を打倒し革命を成し遂げるのである。

革命後、国名を「リビア王国」から「リビア・アラブ共和国」に変更し、同時にカダフィ大佐を議長とする12名の将校からなる革命評議会が設置され、リビアの政治を指導することになった。アラブ社会主義を標榜する革命評議会は食糧の自給自足と国有部門の拡張を目指し、外国人資産を国有化し全ての企業活動を国の管理下に置いた。この間、カダフィ大佐は1970年に首相兼国防相に就任するが、1972年には首相職を辞任し、1979年に

は全ての公職から退くことになる。とは言え、公職如何に関わらずカダフィ大佐が最高権力者であることは言うを俟たず、反革命的な動き、経済・社会の混乱などを見た後、カダフィ大佐は革命思想を貫徹させるため 1977 年 3 月に、国名を「社会主義リビア・ジャマヒリヤ」に変え、同時に革命評議会を廃止し、代わりに革命委員会を設置するのである。この「ジャマヒリヤ」という用語は、大衆参加による政治という意味合いでカダフィ大佐の造語である。

1.2 「ジャマヒリヤ」体制

この「ジャマヒリヤ」体制の根幹を成す政治思想を、カダフィ大佐は 1976 年に著した「緑の書」で「第三世界理論」として明らかにしている。先ず彼は、「議会は権力の執行から人民を合法的に引き離すための機関になり下がった。大衆は政治から疎外され、代表機関が人民の主権を横取りしてしまった」と主張し、議会制度を否定する。次に、「政党は、一つの見解と一つの利害を持つ者たちが人民を一括して支配するのを可能にする独裁的統治機構であり、政党間の権力闘争は、社会を分裂に導く」と主張し、政党活動も否定する。更に、「人民投票において、イエスあるいはノーとする者も、実際には自分の意思を表明したわけではない。彼らは、近代民主主義の名の下に沈黙させられたのである」と主張し、選挙更には代表制を否定するのである。これら 3 つの否定を要約すれば、自由主義諸国の議会制民主主義と政党政治の否定である。それでは、カダフィ大佐が提唱する政治制度はどのようなものであるかということ、それは人民による直接民主主義である。

この直接民主主義を可能にならしめるためには、人民が直接政治に参加できる機構を設けなければならない、とカダフィ大佐は続けるのである。そこで考案されたのが、基礎人民会議という合議体である。この基礎人民会議を全国に設置し、全ての人民がそこに参加し政治に関与できるものとする。そして、基礎人民会議は人民会議書記局と人民行政委員会メンバーを選出し、書記局は、基礎人民会議で討議される各種の議題を記録する。この記録された議題を、年に一度開催される人民総会の場に付託し最終的な政策とし、人民行政委員会がそれを実行する。そして、人民委員会は基礎人民会議に対して責任を負い、基礎人民会議は、人民行政委員会に対してそのとるべき政策を定めると共に、その実行過程を監督する。この結果、人民全てが政治をコントロールする直接民主主義が実現できるのである、とカダフィ大佐は説くのである。

以上の統治機構以外にも、カダフィ大佐は「緑の書」の中で経済、社会について自説を述べている。先ず経済面について、「生産者は生産物を自ら消費する」経済を主張し、そのためには、労働者が自分の生産物を消費せず、賃金と引き換えにそれを譲り渡す仕組みを改め、人民全てが賃金労働者であることを止め、社会の共同参加者にならなければならない

いと説く。また、住居と乗り物は個々人が持つべきものであり、それを持たない者は自由でない。もし、それらを借用すれば、本来の所有者が借り手の私生活に干渉し、借り手の基本的必要を支配して自由と幸福を奪うことになるからであると説くのである。

次に社会面では、人は家族、部族、民族の三層の集団に所属してこそ安定すると主張している。特に部族については、「部族民に対して、身代金の共同支払い、連帯責任としての罰金、集団的復讐、共同防御すなわち社会的防備などを義務付ける」という長所があると指摘している。更に、男女の役割について、男女は生物学的機能が違うのであるから、相互に異なる生活の中で、それぞれに異なる役割ないし機能があると述べ、男女平等ということはありませんと主張する。また、スポーツに関しても独自の見解を披露し、「スポーツは誰もが楽しむべきものであり、誰かが代表して専門的に行なうものであってはならない。また、自らは競技に参加せず、ただ個人やチームがプレーするのを見るためにだけ競技場へ行くのも不謹慎である」とプロ・スポーツとスポーツ観戦を戒めている。

誠にユニークな発想であるが、要約すれば社会主義とイスラム主義を取り入れた政治思想であり、その底流には砂漠の部族的社会から受け継いだ伝統的価値観が支配しているように思われる。しかし、この思想が30年後の現在にも受け継がれているかという点と甚だ疑問である。社会主義経済から「大衆資本主義」（2003年にカダフィ大佐が名づけた用語）に経済体制を切り替えたことに加え、スポーツ観戦は不謹慎であると提唱しながらも、リビアには現在サッカーチームがあり、1982年には、アフリカ・カップ大会の開催地であった。また、女性は、その生物学的機能により出産と子育てに専従すべきであるとしていたが、現在は、カダフィ大佐を護衛する勇猛な女性親衛隊がいる。このように経済、社会面での思想の一貫性は時代の移り変わりにより変容しているが、政治面では、少なくとも統治機構上で形式的に受け継がれているかに見える。

2 統治機構

現在の統治機構は、図表 5.1「リビアの統治機構図」にあるように、政治の最小単位として基礎人民会議がある。これは全国に468単位あり、この単位は22の行政地域に集約され、それぞれに地方人民会議が組織される⁸⁰。因みに、トリポリには38の基礎人民会議があり、2つの行政区に束ねられている。そして、この基礎人民会議と地方人民会議にはそれぞれ行政機関である人民委員会が付設されている。この人民会議の最高位が立法機関である全国人民会議（国会）となる。全国人民会議のメンバーは人民会議と人民委員会によっ

80. 基礎人民会議及び地方人民会議の数は、General Authority of Information に対する現地ヒアリングによる。

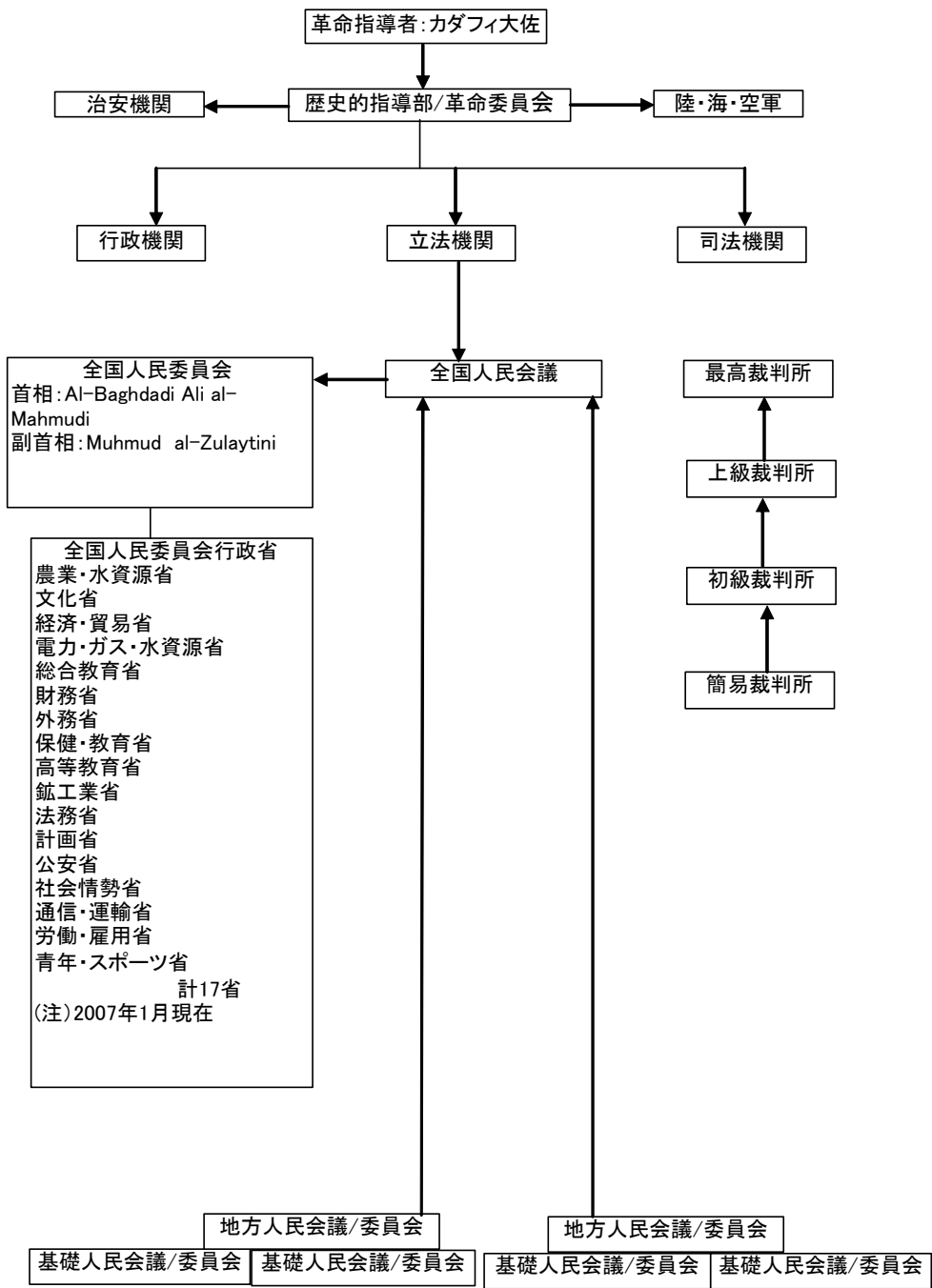
それぞれ1名、計2名の代表者が選出され、これに各界の代表者を加え合計約1000名から構成される。しかし、実態は、後述のカダフィ大佐を含む4人の「歴史的指導部」がこの全国人民会議を指導・監督している。このため、全国人民会議は立法機関としての機能は殆どなく、事実上は、カダフィ大佐の考えを追認する機関であると指摘されている⁸¹。また、この「歴史的指導部」は軍隊、報道、政府機関を監督し、その直属の機関である革命委員会が市民生活の監視を行っている。

一方、国の行政機関は人民委員会の最高位である全国人民委員会（内閣）が担う。そして、この全国人民委員会に内閣を設置し、全国人民会議が委員を選任することになっているが、首相を初めとした閣僚はカダフィ大佐が任命し、全国人民会議はそれを追認するだけである。また、現在の内閣には、首相、副首相以下17の省があるが、ここで気を付けなければならないのは、それぞれの役職の呼び名である。例えば、首相は全国人民委員会書記、経済・貿易大臣の場合は全国人民委員会経済・貿易担当書記となり、西側の議院内閣制などによる呼称と違うということである。

以上の呼称あるいは基礎人民会議を核にしたボトム・アップ式の統治機構は、カダフィ大佐が提唱した「ジャマヒリヤ」体制を踏襲しているかに見えるが、実態はこれまで見てきた通り、カダフィ大佐の独裁政治である。全員参加による直接民主主義は基礎人民会議によって保証されていると主張されているが、現実には、この制度への大衆の信頼と参加は低いと指摘されている。また、機構上は、基礎人民会議が提案する立法議案が全国人民会議に諮られることになっているが、実態は、全国人民委員会が立法議案の殆どを全国人民会議に提出している。このように、直接民主主義が機能している状態とは言い難く、現実政治の場ではカダフィ体制を維持するために、カダフィ大佐の政治理念が形式上利用されているだけと思われる。

81. EIU “Country Profile 2006, Libya”

図表5.1 リビアの統治機構



3 内閣改造

3.1 内閣改造と保守派の返り咲き

以上の統治機構を舞台に、カダフィ大佐は自分の権力基盤を確実にするため度々内閣改

造を行なっている。直近の内閣改造は 2006 年 3 月及び 2007 年 1 月に実施され、特に昨年 3 月の内閣改造では、ガーネム首相の交代を含む内閣改造が断行された。このうち昨年 3 月時点の閣僚名簿は図表 5.2 の通りであるが、このうち最も注目すべき点はショクリ・ガーネム首相の降格とエネルギー省の廃止である。

図表 5.2 2006 年 3 月 5 日の内閣改造による新閣僚名簿

	首相	al-Baghdadi Ali al-Mahmudi	新任（前副首相）
	副首相	Muhammad Ali al-Huwayz	新任（前財務相）
新設	農業・水資源相	Abu Bakr Mabruk al-Mansuri	新任
	文化相	Nuri Dhaw al-Humaydi	新任
	経済・貿易相	al-Tayyib al-Saif al-Tayyib	新任
新設	総合教育相	Abd al-Qadir Muhammad al-Baghdadi	新任
	財務相	Ahmed Abd al-Hamid Munaysi	新任（前中央銀行総裁）
	外務相	Abd al-Rahman Muhammad Shalgam	留任
新設	保健・環境相	Muhammad Abu Ujailah Rashid	新任
	高等教育相	Ibrahim al-Zarruq al-Sharif	新任
新設	鉱工業・電力相	Ahamad Fathi ibn Shatwan	新任（前エネルギー相）
新設	法務相	Ali Umar al-Husnawi	新任
	計画相	al-Tahriri al-Hadi al-Juhaymi	留任
	公安相	Salih Rajab al-Misumari	新任（前公安省副大臣）
新設	社会情勢相	Bakhitah Abd al-Alim al-Shalwi	新任
新設	通信・運輸相	Ali Yusuf Zikri	新任
	観光相	Ammar al-Mabruk al-Tayif	留任
	労働・雇用相	Matuq Muhammad Matuq	留任
	青年・スポーツ相	Mustafa Miftah Bel'id al-Dersi	新任
閣僚以外の重要ポスト			
	リビア国営石油総裁	Shurik Muhammad Ghanim	新任（前首相）
	中央銀行総裁	Farhat Omer Ben Gdara	新任
	ワシントン代表事務所長	Ali Suleiman Aujali	留任

出所：CIA（米国中央情報局）ホームページ、Chiefs of State and Cabinet Members of Foreign Government 2006.3.7

リビアの前回の内閣改造は 2004 年初頭に実施され、それから 2 年経った昨年 3 月の改造は時期的には驚くことでもなく大方の想定内であった。しかし、内閣改造があってもガーネム首相の交代はないであろうと言うのも大方の見方であった。ところが、その予想に反しガーネム首相は降板することになったのであるが、リビアの情報筋によると、「守旧派」が経済改革推進派を追い落としたのではと観測されている。

ガーネム首相はカダフィ大佐と同じ 1942 年にトリポリで生まれ、1963 年にベンガジの大学を卒業後、リビア国営石油、石油省に勤務する。その後、1975 年に米国の大学で国際経

経済学博士号を取得し、1993年から2001年まではOPECの研究所長を努める傍ら事務局長の代理を努めるなど要職を経験し、リビアに戻ってからは経済貿易相を努めた後2003年6月に首相に就任したのである。

このようにリビアでは国際派といえるガーネム首相はその在任中に、国営企業の民営化、公務員賃金の凍結、補助金の削減、関税の撤廃などの経済改革を推進したが、保守層の厚い地方の人民委員会から攻撃を受けていた。ガーネム首相は米国での留学経験を生かした手法でリビア経済に市場原理を導入し、経済の活性化と近代化に努めていた改革の旗手であったが、既得権益を手放したくない閣内外の「守旧派」によってしばしば抵抗に遭い、改革のスピードは遅々たるものであった。一方、国営企業の民営化において、一部の特権階層が入札時に利益を得ているとの批判もあり、慎重な舵取りを要求されていたが、2005年末カダフィ大佐はガーネム首相の改革姿勢を支持すると公言していたのである。

しかし、リビア側の要請によりリビア経済の高度化と競争力向上に関する調査を実施したハーバード・ビジネススクールのポーター博士は2006年2月に、改革が成功するには政治変革が必要であると提言していた。カダフィ大佐にとって自分の政権基盤を揺るがすような政治変革は受け容れ難いものであり、これを敏感に読み取ったカダフィ大佐の政治感覚が「守旧派」を蘇らせたと解釈できる。また、2005年末ガーネム首相を支持する発言をしたとは言え、自分以外の人間に権力が集中することを防ぐために、これまで内閣改造を行ってきた巧妙なバランス感覚が今回のガーネム首相降板にも活かされたとも解釈できる。ただ単に革命を指導したカリスマ性を備えるだけではなく、現実の権力闘争にも睨みを利かせた権謀術数に長けた指導者であることが察知できるのである。

一方、昨年3月の内閣改造でもう一つの焦点であったエネルギー省の廃止について、その詳細は後述するが、エネルギー省とNOCの間では、主導権争いを背景にした石油行政に関する両者の意見に相違が生じ、石油行政の停滞を招いていた。この二頭体制による弊害を解消するため、今回の改造によってNOCに石油行政権限を一本化することになったのである。そして、NOC総裁には首相を降板したガーネム氏を起用し、実力者の指揮下で石油開発を推進していく体制が取られた。しかし、その後「石油・ガス検討委員会」が設置され、NOCがその指揮・監督の下に入ったため、NOCの権限は当初と較べ狭まれたと観測されている。これも、改革派であるガーネム氏を狙った保守派の巻き返しの一環であると解釈できる。なお、ガーネム氏の前任者であるNOCのサレム・アル・バドリ前総裁は、2007年1月にOPECの事務局長に就任している。

また、本年1月には、昨年3月に引き続き2回目の内閣改造を行なっている。改造の中身は、以下の通りとなる。

(省の新設と廃止)

新設省

電力・水・ガス資源省

廃止省

観光省

機能の縮小された省

鉱工業・電力省が鉱工業省になり、電力部門の管掌が新設の「電力・水・ガス資源省」に移管された。

(閣僚の交替)

以下の閣僚が新任された。

副首相 Abd al-Hafid Mahmud al-Zulaytini

経済・貿易相 Ali Abdul Aziz al-Isawi

電力・水・ガス資源相 Umran Ibrahim Abu Kra' aa (前リビア電力公社総裁)

財務相 Muhammad Ali al-Huwayz (前副首相)

高等教育相 Aqi Husayn Aqil

鉱工業相 Ali Yusuf Zikri (前通信・運輸相)

法務相 Mustafa Muhammad Abd al-Jail

社会情勢相 Ibrahim al-Zarruq al-Sharif

通信・運輸相 Muhammad Abu Ujail al-Mabruk

本年1月の改造で9人の閣僚が交替となり、このうち新設されたポストである電力・水・ガス資源相を除く8ポストの閣僚は昨年3月の内閣改造で新任されたばかりであったが、1年を満了せずに交替を余儀なくされた。特に、今回財務相に就任した al-Huwayz 氏は、昨年3月の改造で財務相から副首相に起用されたが、1年を待たずに古巣に返り咲くことになった。また、昨年の改造でエネルギー省が廃止され、エネルギー省の担当大臣であったシャトワン氏が新設の鉱工業・電力省の担当大臣に横滑りしたが、今回の改造では、鉱工業・電力省の機能縮小に伴い閣外に去っている。

一方、リビアは古代遺跡に恵まれた国であるため、観光資源開発に力を入れているかと思いきや、今回の改造で観光省は廃止されちぐはぐな印象が拭えない。観光開発から一歩引き下がることはないであろうが、最近、カダフィ大佐の三男であるサーディ氏が、トリポリから西のズワーラ地区の観光も含めた複合施設の開発を行うズワーラ・カンマーシュ開発局長官として頭角を現している。同氏に観光開発の権限を一本化したいカダフィ大佐の思惑があるとすれば、今回の観光省廃止に影響していると勘ぐられてもおかしくない。

いずれにしても、前回3月の改造ではガーネム氏の首相更迭、大幅な改造、エネルギー省の廃止などがあり、欧米のマスコミは保守派の台頭という論評記事を載せていたが、今回の改造については一部の事実報道を除いて、大きく取り扱われることはない。今回の改造によって、リビアの政権内部に大幅な変更があったとの報告もない。閣僚の半分以上は入れ替えられたが、度々内閣改造を行なうことによって、自身の勢力温存を図るカダフィ大佐特有の権力操縦術の一環と見ることも出来る。

3.2 内閣改造を促した「ベンガジ暴動」

一方、昨年3月の内閣改造にはもう一つの理由があった。それは、昨年2月に起きた「ベンガジ暴動」である。このベンガジ暴動というものは、ムハンマドの風刺漫画に抗議した群衆がベンガジのイタリアの領事館に放火し数台の車を破壊し、治安部隊との衝突で多数の死傷者が出た事件である。ことの発端は、2005年9月にデンマークの新聞社がムハンマドをテロリストに擬した風刺漫画を掲載したところに遡る。このイスラム諸国の猛反発を招いた事件はリビアも巻き込み、デンマークのリビア大使館の閉鎖処置、トリポリのデンマーク大使館への抗議デモ、デンマーク製品の不買運動が起きていた。また、カダフィ大佐は風刺漫画を掲載するマスコミに対し「憎しみを広める」罪があると非難し、リビア国民のイスラム意識は否が応でも高揚していたのである。

そんな不穏な情勢の中、イタリアのカルデロリ制度改革相（当時）が2006年2月、イタリアのニュース番組にムハンマド風刺漫画が描かれたTシャツを着て出演したのである。同改革相はかつてイタリアのイスラム移民を「アリ・ババ」と呼ぶなどしてイスラムに対し挑戦的な態度をとってきた人物で、その曰く付き人物の挑発的な振る舞いがベンガジ住民の逆鱗に触れ、その一部が暴徒化したのである。

この暴徒集団の領事館襲撃によって、多数の死傷者が出た事態を重く見たリビア、イタリアの両国政府は素早い事態収拾策に乗り出した。まず、カダフィ大佐とイタリアのベルルスコーニ首相（当時）は電話会談を行い、暴動によって両国の関係が悪化してはならないことを確認し合った。次に、リビア政府は今回の暴力事件を遺憾とし、一部の無責任な集団が引き起こしたものでありリビア国民に影響を及ぼすものではないとすると同時に、ベンガジのイタリア領事館の警護に当たった警察隊に任務を越える不適切な方法と過剰な武力行使があったのではないかと非難し、公安相と治安関係者の停職処分を発表したのである。その後、この公安相は今回の内閣改造で罷免されることになった。

このように、素早い対処が暴動を沈静化したかのように見えるが、実は、今回の暴動には見逃せない危機が含まれていたのである。そもそも、今回のイタリア領事館に対する示威行動は政府主催の官製デモであったが、死者が出るまでの暴動に発展したのは、そこに反体制活動家が紛れ込んでいたからである。事実、イタリアのリビア大使は暴動後に、イタリアの新聞社のインタビューに答え、ベンガジ暴動にはイスラム過激派と一緒に反体制派が参加していたと証言していた⁸²。つまり、反体制活動家の参加により、当初の政府の目論見がはずれ、官製デモは暴徒と化し、領事館のみならずキリスト教教会への襲撃、更にはベンガジ以外の都市にも波及するほどの広範囲な暴動になったのである。

この政府の目論見が外れた理由の一つとして、ベンガジ地域の反体制派を根絶やしにしたと思込んでいたことが挙げられる。しかし、実際は、単に抑圧していただけであり、それを知らずに政府はデモを許可しても何の問題はないと判断したのである。ベンガジは、1990年代に反体制的暴動が起きた地域で、そのせいで、ベンガジ住民は政治的、経済的に冷遇されてきたと言われる。また、イスラム過激主義者が潜伏していると言われ、ベンガジは長年不満の温床であると形容されているが、今回の暴動によって、カダフィ大佐は、反体制派はその活動を休止しているだけであり、何かことがあれば、行動に立ち上がることを学んだのであろう。そして、反体制派は改革の気運に乗じて活発化することを知り、それに重大な懸念を感じたカダフィ大佐は、保守的基盤を固める必要性を再認識し、そのことが、昨年3月の内閣改造の理由の一つになったのである。

4 カダフィ大佐親子の連係プレー

このように、保守派の返り咲きが目立つ中、カダフィ大佐の次男で、カダフィ国際慈善基金の総裁を務めるサイフ・アル・イスラム氏は2006年8月に、極めて過激な政治的発言をしている。若者を前にした集会で同氏は、「一部の公務員と特権階層がマフィアのようにつるんで、(国営企業が)まるで自分たちの会社であるかのように振舞っている⁸³」と国営部門の役人を指弾し、リビアの経済及び政治改革の遅れは彼らにあるとして厳しく追求した。同時に、「国民の名前で下される決定事項が蔑ろにされ、あるいは、理由もなしに投獄され虐待を受ける事態を誰が説明できるのか」と語り、「リビアには我々の考える民主的システムがない」と訴えたのである。更に、革命の時代は終わったとして、今後の時代に相応しい新しい戦略を築く必要性を説き、新しい憲法の制定に言及したのである。この現政権に対する厳しい攻撃はテレビ放送で全国に放映され、全国民の注目を浴びることになっ

82. AP 2006.2.21

83. AFP 2006.8.21

た。

しかし、カダフィ大佐はこのイスラム氏発言から約 10 日後の革命記念日演説会で、「神のおかげで革命は勝利した。我々の敵はリビア国内から一掃された。敵が再び現れるようであれば、彼らを殺す心構えが必要である⁸⁴」と生々しい言葉で訴え、政治改革を要求する敵に対しては微塵も容赦しないことを強調したのである。政治改革あるいは権力の移行を明確に拒否したこの発言は、先程のイスラム氏の演説に政治改革の期待を微かに抱いた反体制派の希望を挫くものであり、リビアの政治には何ら変わりがないものであることを示すものであった。

このようにイスラム氏の革新的思考を抑え込むカダフィ大佐であるが、問題は、親子がこのように衝突する意見を表明できる状況にある。まず、イスラム氏と同じ考えを表明しようとしても、一般市民はそれを許されない、たとえ批判意見を開陳してもそれは当局によって弾圧される。このような言論統制下にあっても、イスラム氏の発言は許されるのであり、カダフィ政権を刺激してもカダフィ大佐の身内であるという「聖域」にいる限り安全なのである。これに加えるに、イスラム氏の発言は言葉の範囲に止まり、現実行動に向かうことはない。また、イスラム氏に対するリビア国民の評判は芳しくなく、「リビア国民の多くは、イスラム総裁はカダフィ国際慈善基金を自分の政治的野心の追求に利用しているだけであると確信している⁸⁵」と指摘されていて、イスラム氏に疑いの眼差しを向けている。EIU はこのような状況の中で親子が衝突する場面を捉え、彼らの政治姿勢はリビアの政治舞台での入念に仕組まれた演技であると指摘するのである⁸⁶。

そして、この演技の目的は、カダフィ大佐が権力の座から退いた時に、イスラム氏がその後継者としての道のりを歩むことが出来るしっかりとした基盤を構築しておくためのものであると分析している。イスラム氏に現政権の攻撃を許すことによって、将来予想される反体制派の動きをあらかじめ封じ込めておこうという目論見が見て取れるのである。イスラム氏は、カダフィ大佐の強権政治とは違う開明的姿勢を示すことによって、市民社会の到来をリビア国民に告げ、それを実現するリーダーは自分であることを発信しているのである。

また、一方で、両者の相反する政治姿勢は「管理された改革へのプロセス⁸⁷」とも解釈で

84. Reuters 2006.8.31

85. EIU “Country Profile 2006, Libya”

86. EIU “Country Report October 2006, Libya”

87. Business Monitor International(BMI) “North Africa November 2006”

きる。イスラム氏は改革への道のり整備を手がける一方、カダフィ大佐は改革に反発する保守派勢力の囲い込みに傾注する。このような二人の役割分担によって、緩やかな改革を進めていこうという筋書きであるが、カダフィ大佐にとって、自分の指導する革命体制を維持するには保守派勢力の支持が必要である。しかし、大衆の風向きを読むことに敏感なカダフィ大佐は、改革姿勢に背を向けることは出来ず、自分は保守派に肩入れしながら、イスラム氏には改革の役割を与えるといった図式である。

また、更には、両者とも表面上は衝突しながらも、内実は、カダフィ大佐が「第三世界理論」で提唱した直接民主主義を擁護する点では変わらないということも指摘できる。イスラム氏の発言の根幹にあるのは、直接民主主義が機能していないからこそ、リビアには改革が求められるとの主張である。一方、カダフィ大佐によると、改革を叫ぶ者こそ直接民主主義を破壊する者であり、糾弾の対象になるのである。直接民主主義の現実的態様を巡る議論であるが、少なくとも政治理念としての直接民主主義は両者とも否定していないのである。このような親子の連係プレーは、昨年11月の全国計画委員会の場でカダフィ大佐が官僚の腐敗に目を付け、彼らに資産の申告を命じる演説を行ない、イスラム氏がそれを擁護した場面でも見られる。カダフィ大佐は、4カ月以内の申告を迫り、申告後は、特別委員会がそれを査定することを決めたのである。これに対し、イスラム氏は12月に、申告をしない官僚は罰せられるべきであると発言し、カダフィ大佐の指令を擁護している。腐敗追求に腐心する両者の政治姿勢は評価できるものであるが、一方では、カダフィー族に一番の富の集中があることに目を向けていないことも指摘されなければならない。

5 カダフィ大佐の後継者問題

5.1 「歴史的指導部」による集団指導体制の可能性

以上のように直接民主主義に名を借りたカダフィ大佐の独裁的手法がリビア政治の根幹を成しているが、政治の安定性からみれば、革命指導者であるカダフィ大佐が統治機構の頂点に君臨している限りリビアの政治に変動が起きることは考えにくい。しかし、当然のことながら、リビア政治の支柱であるカダフィ大佐が政権の座を降りる、あるいは死去するという事態になった時には、後継者を巡る権力闘争などの社会不安が出来ることは充分予想できることである。今後のリビアの行方を探る意味でも、この後継者問題は避けて通れない課題である。そこで、本受託調査の一環として、駐リビア・前日本大使の塩尻宏氏（現職は中東調査会・常任理事）からその見解を執筆いただいたので⁸⁸、以下その分析を

88. 執筆原稿の全文は巻末資料の「リビア革命の軌跡とカダフィ指導者の後継者問題」に掲載してある。

もとに後継者問題を探ってみる。

先ず、塩尻氏はリビアの政治体制は、「国民が国家の方針を直接決定するのがジャマヒリヤ体制（大衆による直接統治体制）のはずである」としながらも、「リビアの重大な方針に関わる『大量破壊兵器計画』の放棄宣言』を行なった際のリビア外務省の声明は『大量破壊兵器計画の放棄はリビア国民の賢明な決定である』と説明している。しかるに、現地に在勤していた筆者が観察したところでは、その件について事前に全国人民会議などで議論された様子が見られないまま、その発表は突然に行なわれたものである。極秘裏に交渉されていた問題であるので、国民の間で議論すればその秘密は守れなかったであろう」とカダフィ政権が標榜するジャマヒリヤ体制に疑問を投げかけている。それでは国政は誰によって運営されているのかとの疑問に、旧革命評議会のメンバーのうち現在まで権力の座に留まっている4人の存在を挙げ、「彼らは公職には就かず、『歴史的指導部』と呼ばれる最高指導部を構成し、国政の舵取りを行なう構造になっている。従って、リビアの内外政策の全ては、この最高指導部の意向を反映したものである」として、図表5.3の「歴史的指導部」が国政の頂点に位置している実態を明らかにしている。

図表 5.3 歴史的指導部

2006 年 11 月現在

序 列	氏 名	職 務
Colonel （大佐）	Muammar Gadhafi	革命指導者：軍最高司令官
Major General （少将）	Mostafa El Kharroubi	情報機関担当：軍監察官
Major General （少将）	Khweldi El Homeidi	公安組織担当
Major General （少将）	Abu Bakr Yunis Jaber	正規軍組織担当：国防暫定委員会書記官・国防相

更に、「この4人の中では、30年前にジャマヒリヤ体制に移行して以来、革命指導者と称するようになったカダフィ大佐が圧倒的なカリスマ性を持ち、他の3人の元革命評議会メンバーが彼を支えている形となっている。そのため、最高指導部の意向とは、即ち、カダフィ指導者自身の意向と見られている」と指摘し、カダフィ大佐による独裁体制を裏付けているのである。

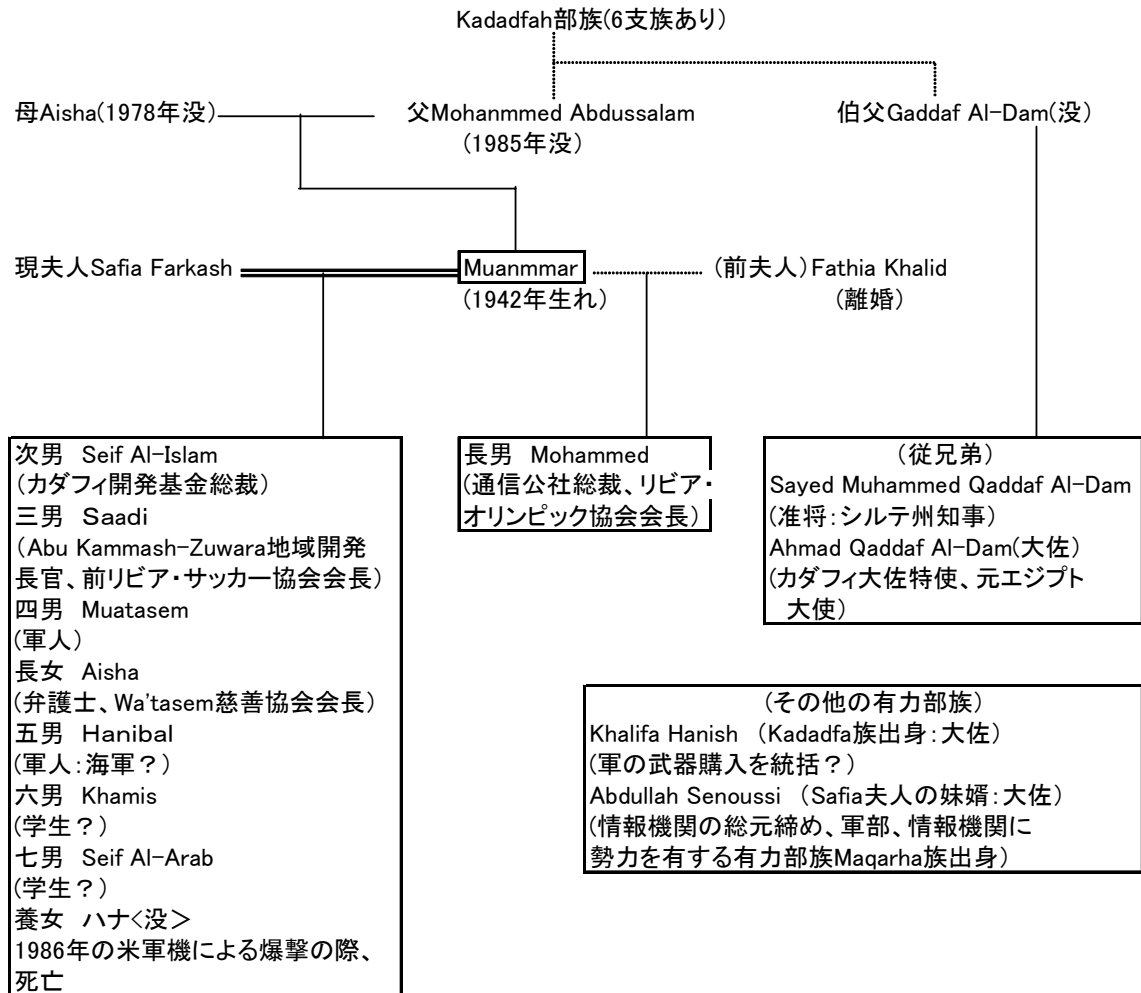
以上のことを前提にポスト・カダフィのリビアを想定した場合、塩尻氏は「カダフィに不測の事態が起きた際には、取り敢えず当面の間は残りの『歴史的指導部』メンバーによる実質的な支配が行われるものと思われる」と分析し、カダフィ大佐なき後の一時的空白を3人によるトロイカ体制が埋めると予測している。しかし、「彼らの間で今後の方針につ

いて意見の対立が起きた際には、力関係により政権の行方が左右される可能性も否定できないであろう。従って、それぞれが配下に持つ実力部隊の動向によっては深刻な事態となる可能性も否定できない。また、依然として部族社会の伝統が残るリビアにおいては、それぞれの出身部族への帰属意識は現在の我々が想像するよりもかなり強いと感じられる。ある面では明治維新当時の藩閥政治にも似たところがあるように思われる。そのため、彼らの間に軋轢が生じた際には、それぞれの出身部族の動静にも留意すべきであろう」と述べ、トロイカ体制も決して磐石ではないことを示唆している。

5.2 サイフ・アル・イスラム氏の可能性

配下の実力部隊あるいは出身部族の動向如何によっては、権力闘争の危険性も孕んでいることに留意しなければならないが、一方、カダフィ大佐の地位にその子息であるサイフ・アル・イスラム氏が座ることが出来るのかどうかという問題もある。先ずその前に、カダフィ大佐の家族関係であるが、塩尻氏の作成した図表 5.4「カダフィ指導者の家族関係図」によれば、カダフィ大佐には前妻との間でもうけた長男 1 人と現夫人との間でもうけた 6 男 1 女の合計 7 男 1 女の子息がいる。

図表5.4 カダフィ指導者の家族関係図



【外務省資料等を基に塩尻氏が作成
した図を中東研究センターで転記】

サイフ・アル・イスラム氏は現夫人との間でもうけた6男1女のうちの長子であり、カダフィ大佐から見れば次男に当たる。これら子息がカダフィ大佐のあとを継ぐ一番近い存在であると見られるが、子息以外で有力な親族として、カダフィの従兄弟であるサイイド・ムハンマド・カッターフダム (Sayed Muhammad Kaddafi al-Dam、以前、在外反体制派の粛清を担当、元在英大使館参事官) やアフマド・カッターフダム (Ahmad Kaddafi al-Dam、カダフィ指導者個人代表、元駐エジプト大使)、アブドッラー・セヌーシ (Abdullah Senoussi、現夫人の妹婿、情報機関責任者) などに塩尻氏は注目している。

さて、カダフィ大佐の後継者として最有力視されているサイフ・アル・イスラム氏について塩尻氏は、「彼は、父親のカダフィの意向を受けて NGO の代表 (当時カダフィ国際慈善基金) としてロッカビー事件や UTA 事件の補償交渉を纏め上げた実績に加えて、各種の

国際会議に出席してリビアの対外政策等について発言するなど外国メディアへの露出度が高いことから、欧米のマスコミ関係者の中には彼をカダフィの有力後継者と見る向きがある」との事実認識を示すが、「しかし、国内に動員できる有力な支持勢力を持たないことから、カダフィという後ろ盾がなくなった後も、現在と同様の存在感を維持して後継候補となるか否かは不明である」として、サイフ・アル・イスラム氏が後継者に一番近い席にいるとの見方に疑問を呈している。寧ろ、「リビアを代表するサッカー選手でもあり、国民的スポーツであるサッカー界のカリスマである 3 男サアーディの動向に注目すべきかもしれない。彼は直属の部隊を有していると言われており、一時リビア・サッカー協会会長を務めていたが、現在はアブー・カンマーシュ＝ズワーラ地域（チュニジア国境に近いリビア革命揺籃の地）の開発長官として国政に関与し始めている」と分析し、サイフ・アル・イスラム氏より 3 男のサアーディ氏の存在に注目している。サアーディ氏はサイフ・アル・イスラム氏に比べ、これまであまり外国メディアに取り上げられなかったため、目立たない存在であったが、直属の部隊を有しているという点においては、軽視できない勢力である。但し、彼の政治的傾向がどのようなものであるか不明であるが故に、不安定な点もある。

以上見てきたように、カダフィ大佐の後継者として注目されるのは「歴史的指導部」、サイフ・アル・イスラム氏、サアーディ氏であるが、塩尻氏は「現在のリビアの体制や政策は、カダフィ個人の思想を彼なりのやり方で実践しようとしているものである。従って、誰が後継者になったとしても現状の体制や政策がそのまま維持されるとは考えにくい」と指摘し、ポスト・カダフィのリビアは現行の体制がそのまま継続されることはないと予測している。

いずれにしても、カダフィ大佐というカリスマ性をもった実力者がいなくなったリビアには相当の混乱があるであろう。この混乱を避けるためには、後継者を選ぶための正式なルール作りが求められる。リビアの行政機構から言えば、実態は別にして、首相に相当する全国人民委員会書記が行政の長と思われるが、この首相職は他の閣僚と同等であり上下の序列にはない。この特異な機構の改革も含め、最高指導者たる地位を明確に位置づけ、名実共にその責任と権限を明らかにする必要がある。そして、そのポストに選任される資格者、選任のための手続きなどをカダフィ大佐が健在のうちに検討し、明文化しておかなければならない。

第 6 章

第6章 経済再建の現状と課題

1 石油依存型経済

先ず初めにリビアの経済構造を概観すると、リビアは他の産油国と同じく、石油部門収入が経済を牽引している。輸出額に占める原油輸出額の割合は96%強（図表6.1）、名目GDPに占める炭化水素部門の割合は60%台から70%台（図表6.2）、国家財政収入に占める炭化水素部門の割合も高く、80%後半から90%前半の水準である（図表6.3）。当然のことながら、リビア経済は原油価格の変動と生産量の増減に左右される構造であるが、原油価格が高値圏に張り付いている今日の状況は追い風となってリビア経済を押し上げている。

図表 6.1 リビアの経済指標

	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
GDP(名目) 10億ドル	28.0	37.3	46.2	53.6	59.3
実質成長率 (1987 年基準)	7.9%	8.4%	8.1%	7.5%	7.3%
外貨準備高、金除く 10 億ドル	25.9	39.7	57.5	69.5	79.9
輸出 10億ドル	19.2	28.8	37.0	37.6	39.3
(原油輸出) 10億ドル	18.5	28.6	35.6	36.2	37.8
(原油輸出の占める割合)	96.3%	99.3%	96.2%	96.3%	96.2%
原油生産量 千 b/d	1,550	1,640	1,708	1,753	1,875
原油価格 ドル / バレル	38.5	54.7	65.3	64.6	63.3
為替レート LD/1ドル	1.30	1.31	1.31	1.22	1.26
人口 百万人	5.7	5.9	6.0	6.1	6.2

(注) 2004 年、2005 年は推定値、2006 年以降は予測値
原油価格はリビア原油の指標原油である Brent 原油価格である。

リビアの通貨単位の LD はリビア・ディナールである。

出所：EIU “Country Risk Service January 2007, Libya”

EIU “Country Report January 2007, Libya”

図表 6.2 GDP に占める炭化水素部門の割合

	2003 年	2004 年	2005 年
名目 GDP に占める割合	61.2%	67.1%	72.6%
実質 GDP に占める割合	32.6%	32.9%	32.2%

(注) 2005 年は推定値

出所：IMF “Staff Report for the 2005 Article IV Consultation”

図表 6.3 リビアの国家予算

		2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
歳入	10億LD	16.3	23.3	37.4	44.0
(炭化水素部門)	10億LD	14.2	20.1	34.7	40.9
(炭化水素部門の占める割合)		87.1%	86.3%	92.8%	93.0%
歳出	10億LD	13.4	17.3	21.1	21.0
収支バランス	10億LD	2.9	6.0	16.3	23.0

(注) 2005 年は推定値、2006 年は予測値

出所：IMF “Staff Report for the 2005 Article IV Consultation”

この原油価格高騰の恩恵を受けて、2005 年 9 月シルテで開催された政治集会で、リビア中央銀行の Menesi 総裁（当時）は、石油収入の一部を将来の世代に残すため 1990 年代に設けられた石油準備基金の残高が 300 億ドルに達したことを明らかにした⁸⁹。また、カダフィ大佐は、2005 年 1 月から 7 月までの原油価格高騰による収入増が 70 億ドルとなり、2005 年末には 100 億ドルに達するであろうと述べている。更に、「石油は富める者の所有物ではない。それは、貧しい者を含む全人民に恩恵を与えるものでなければならない」と語り、「外国に頼るのではなく自分たちでこの国を運営しなければならない⁹⁰」と訴えた。石油準備基金の使途は基本人民会議で討議されるが、中身は公表されてない。

上記 2005 年の発言以降、リビア当局による石油収入に関する言及はなされていないが、原油価格高騰により国庫が潤っているのは確かである。このため、2006 年 3 月の内閣改造による保守派の巻き返しと相俟って、リビア当局が進めている経済改革の進展に遅れを来たすのではとの懸念がある。財政収入の潤いが経済改革の意欲を減衰させる方向に作用するのではとの心配であるが、次にこの経済改革を追ってみる。

2 経済改革

2.1 リビア経済の病巣

リビアは 2003 年にカダフィ大佐が「大衆資本主義」を唱えてから、経済の近代化に踏み出すことになった。この年の 6 月にガーネム氏が首相に就任し、国営企業の民営化、関税の撤廃などの一連の改革措置を断行したことは既述の通りであるが、これと平行して 2004 年に「国家経済戦略（NES）」プロジェクトを立ち上げ、その具体的計画作りを米国のハー

89. Bloomberg 2005.10.1

90. UPI 2005.10.1, Arabic News 2005.10.3

バード・ビジネススクール及びケンブリッジ・エネルギー・センター（CERA）に依頼した。そして2006年2月に両者は「リビア・アラブ・ジャマヒリヤの競争力評価」と題する報告書を纏め、リビア経済全体に指摘できる点は生産性の低さであるという認識を示している。特に、エネルギー部門以外の経済分野が立ち遅れている原因は、石油依存体質と非効率的な国営企業にあるとし、その成長阻害要因として官僚主義的体質、腐敗、情実主義、全体を統制する機能の欠如を挙げている。そして、これらの課題に取り組むための行動計画として経済開発委員会、競争力評価委員会などの新しい政府機関の設置を提案し、リビア政府はこれを受けて2007年1月に経済開発委員会（EDB:Economic Development Board）を立ち上げた。このEDBの役割は、外資の誘引とビジネス環境の改善を図ることにある。また、このEDBの発足に先立ち、2006年1月には世界貿易機関（WTO）への加盟に向けて専門家チームも発足させている。

因みに、リビアの前近代的な欠陥として官僚主義的体質がよく引き合いに出されるが、この官僚的体質はどのようなことを含んでいるのか、リビアでの現地調査の結果以下の点が浮かび上がる。まず、仕事の効率性が悪い。例えば、ある書類を担当部署に手渡して然るべき手続きを期待しても、それが正確に処理されるかどうか不安な面がある。次に、組織内の情報伝達が機能していない。ある案件に関して質問をしても、部署ごとにその回答内容が違い、組織全体に情報が共有されていない。更に、組織内の上層部とその下の実務部隊にはその能力において大きな乖離がある。実務部隊は、給与が低く抑えられているので、勤労意欲が乏しい。優秀な人材は上層部にしかいない。最後に、人治国家であること。法令の下で業務が遂行されるのではなく、属人ベースで物事が動いていく。以上これらのことを官僚主義的体質と一括りするのが妥当かどうかの議論はあるにせよ、社会主義体制の官僚主義から生じる弊害を物語るものである。

さて、官僚主義的体質から目を転じ先程の改革プロセスに戻ると、具体的な行動目標が設定されていた中、2006年3月の内閣改造によって改革の旗手であったガーネム氏が首相の職を解かれ、その後任には温厚と評されるバグダディ・マハムーディ氏が就任したのである。マハムーディ氏は、意思堅固なガーネム氏と違い、自分の意見より周りの意見を優先させると言われている。このため、保守派が台頭した新内閣は保守層の意見が前面に出て、改革の歩みがこれまで以上に鈍くなるのではと危惧されている。ガーネム氏の手腕に対する期待が大きっただけに、マハムーディ氏の評価が相対的に見劣りするのであるが、一方、ガーネム氏に対し手厳しい評価をするリビア政府機関に勤めるエコノミストもいる⁹¹。そのエコノミストは、ガーネム氏は補助金を削減することによって国民に損害を与えた

91. リビア情報局 (General Authority of Information) に対する現地ヒアリング。

として、ガーネム氏の功績を国民生活レベルから評価し直し、補助金の削減によって得られる財源を経済改革に振り向けるというが、その財源は小さいものであると批判する。更に、経済改革のビジョンと足元の実態に違いがあり過ぎるとして、経済改革にはそれなりのプロセスが必要であり、現実を見据えてからビジョンを建てるべきであることを指摘している。このための戦略家が必要であるが、リビアには残念ながらその人材に恵まれていないし、改革を牽引する指導者にも不足するとして、リビアの人材不足を鋭く指摘している。また、経済改革を実りあるものにするためには、中小規模の企業を育成する必要があると説き、リビアには大企業の育成は相応しくなく、国営企業の民営化を議論する場合はこの点を考慮しなければならないと主張する。

2.2 IMF の提言

以上はリビアの実態を目の当たりにしているエコノミストの率直な意見であるが、一方でマクロ的な観点から IMF は以下の提言を行なっている。即ち、原油価格が高値圏に張り付いている現況下ではリビアの財政収入は豊かであるため、経済制裁解除後の一時期に比べ改革意識は低下していると思われるが、財政状況が良好なうちに果敢に実行しなければならないと指摘しているのである。

その IMF は 2006 年 4 月に、リビア当局との意見聴取に基づく第 4 条協議 (Article IV Consultation) 報告書を発表し、リビアの抱える問題点を抽出した。先ず IMF は、2005 年の GDP 実質成長率は 3.5% になるとし⁹²、その内訳は石油部門で 1.5%、非石油部門で 4.5% の成長率であると指摘、特に、貿易・ホテル業・運輸部門で 7%、建設・サービス部門で 5% の高い伸び率が見られることを報告している。これは非石油部門への財政支出を拡大したためであり、それも好調な石油収入の伸びが可能にしたと分析している。同時に、関税の撤廃 (但し、タバコは除く)、リビア中央銀行の独立性を高める新銀行法の施行、事業申請手続きの簡素化、外資参入分野の拡大などを評価しながらも、以下に示す分野において、一層の努力が必要であると提言している。

＜経済改革＞

- ・ IMF がリビア当局の要請に基づき作成した「中期総合戦略」に沿った行動。
- ・ 優先順位の選択、中央銀行と財務省を軸にした各部署との連携、ハイレベルな閣内統合委員会の設置。
- ・ 政府の民営化戦略の高度化、外資投資条件の改善。

92. IMF の実質 GDP は 1997 年を基準価格にしている。

- ・民営化担当機関に法律的な地位と明確な権限を授与する民営化法の制定。

外部専門家の導入と活用。

＜財政管理＞

- ・国家予算管理体制の改善、財務省への権限移行、予算外執行の廃止。
- ・支出管理、税体系の整備、税務当局の近代化。
- ・現行の石油準備基金（Oil Reserve Fund）並びに投資基金（Investment Fund）の貯蓄・安定化基金（Savings and Stabilization Fund）への変更と厳格なルールのもとでの運用管理。

＜金融政策＞

- ・（政府による）直接金融の廃止、銀行間市場の再開、国際的慣習に従った銀行監督機能の強化。
- ・国営銀行のリストラ推進。

＜貿易、その他＞

- ・国家による輸入部門独占の廃止。
- ・WTO 加盟審査に備えた外部専門家からの技術的アドバイスの確保。
- ・統計システムの整備のため、国家統計委員会並びに国家統計局の設置。

以上の提言から浮かび上がるリビアの現状は、改革を軌道に乗せるための実行計画が欠如していること、政府予算の執行を統一的に管理できていないことである。近代的な管理手法が要求され、そのためには外部からの専門家を招聘することが求められている。また、専門家以外に外国企業の参入も、国営企業民営化の受け皿としてあるいは老朽化したインフラ整備事業の推進役として重要であり、このため IMF は外資投資条件の改善を提言している。しかし、カダフィ大佐は 2006 年 7 月にリビア人エンジニア向けの講演で、リビアの経済建設は自国の手で行なわなければならないと力説したのである。大佐はその前段として、困難な問題に立ち向かう一つの例に「かつて核兵器の完成まで目前であった⁹³」と核兵器開発努力を挙げ、続けて「新しい時代には、リビアで建設されるものはリビア人の手によるものでなければならない⁹⁴」と訴え、外国企業の参入に厳しい態度を示したのである。

とは言え、このカダフィ大佐の発言とは裏腹に、リビアの経済復興には外資の技術と資金が必要であることは自明のことであり、2006 年 4 月と 12 月にはトリポリで国際フェアを開催し外国企業との交流を積極的に進めている。また、2006 年 6 月には、外国企業にリビア人の雇用を義務付ける新しい労働法が導入され、失業問題を打開するため外国企業を利用する措置が講じられている。ある外国企業は、「（リビア当局から）我々が雇用しなければならない数百人のリビア人名簿を受けとった。彼らは何者であるか知らず、彼らと面接

93. Reuters 2006.7.24

94. FT.com 2006.7.24

する機会もないであろうが、給料は支払わなければならない⁹⁵」と嘆いている。更に、同年11月には、リビア人労働者の教育研修並びに外国人労働者と同一賃金の支給を義務付け、外国企業の負担を重くする措置を導入している。このように外資の存在は欠かせないことを考えると、カダフィ大佐の自立経済論はリビア人を鼓舞するための精神訓話以上のものではないと思えるが、国の最高指導者の発言であるが故に軽視できず、今後どのような影響が出てくるか案じられる中、同じく11月にリビア政府は外国企業にジョイント・ベンチャーの設立を命じる政令を發布したのである。この政令によると、オイル・サービス、建設、工業、電気、通信、輸送、農業、海洋業、牧畜業の分野で事業を行なおうとする外国企業は、リビア側のパートナーとジョイント・ベンチャーを設立しなければならない。この措置は、リビア人の手による経済発展と雇用の創出を目指すものであると解説され⁹⁶、先のカダフィ大佐の自立経済論に呼応するものであるが、リビアに参入する外国企業にとっては、リビア人雇用義務と相俟って、大きな負担となるものである。

一方、石油収入で国民経済を運営している分配国家における政権の正当性は、富の配分を実行する能力にあり、従って、カダフィ政権が国民の支持を得る大本は社会福祉と補助金の実施にあると指摘されている⁹⁷。この主張に従えば、社会福祉、補助金の廃止を含む経済改革は国民の反発を買い、カダフィ政権の基盤を危うくする可能性も孕んでいることになるが、これまで実施された補助金の削減によって、国内に動揺が生じたとの報道はない。寧ろ、国内に混乱が起きない程度に緩やかに改革を進める、これが政府の方針であるように解釈できるが、今年1月に政府は、公務員の削減計画を発表したのである。マハムードイ首相は全国人民会議の場で、約100万人いると言われる公務員の4割に相当する40万人をレイ・オフすることを発表し、対象となる公務員には3年間分の給与支給の保証と、事業を始める者には4万3,000ドルを上限とする融資の実施を行なうことも併せ明らかにした。狙いは、過剰な人員整理とそれに伴う財政支出の削減及び民間部門の活性化にあるとされるが、この措置が実施された場合、公務員がリビア労働者の過半を占める状況からして、国内に混乱が生じる可能性も孕んでいる。

2.3 国営企業の民営化進捗状況

それでは、リビアはこれまでどのような改革の道を辿ってきたのか、「日本リビア友好協会」の顧問を務める長岡裕司氏（現職は石油鉱業連盟企画調査部・主査）から国営企業の民営化を中心に執筆いただいたので⁹⁸、同氏の調査報告書をもとに国営企業の民営化進捗状

95. MEED 2006.9.15

96. Yahoo Finance 2006.12.12

97. “Libya and The West” by Geoff Simons, Center for Libyan Studies-Oxford

況を辿ってみる。

先ず長岡氏は、国営企業に対するカダフィ大佐の考え方に注目し、カダフィ大佐の 2003 年 6 月の全国人民会議での、「能力のない従業員や国家の利益に関心のない者たちによって国家の経済発展は阻まれてきた」との演説を引用し、それまでの非効率な国営企業のあり方を鋭く認識していたことを示している。そして、このカダフィ大佐の危機感を契機として、改革派であるガーネム氏を首相に起用し改革への具体的な道のりを歩むことになる。首相に就任したガーネム氏は 2004 年 3 月に、国営企業の民営化を促進するため「国営企業所有権移転委員会（General Board of Ownership Transfer）」を設置すると共に、2004 年から 2008 年の 5 年間で 360 社の国営企業を民営化する計画を発表したのである。この計画段階では、国営企業を資本金や従業員数など企業の規模を基にし、小企業－中企業－大企業に分類し、基本的には中企業および小企業についてはリビア人を対象にし、大企業については外国企業を含めて売却先を探していく方針であった。同時に、2004 年 1 月に革命以来初めてとなる IMF の専門家チームによるリビア訪問を受け容れ、その結果が翌年公表され、中でも、「国営企業のリストラと民営化路線の推進」、「銀行業界の再編と民営化推進」が強く打ち出されている。

さて、問題は国営企業民営化の進捗状況であるが、ガーネム首相（当時）は 2004 年 7 月トリポリで、英米の著名な経済専門家を集めて行われたリビア経済再生計画会議の席上で、360 社の半数にあたる 160 企業が既に民営部門に移行され、多くの外国企業に対して資本参加への呼びかけが開始されたことを明らかにしている。しかし、その成果について、長岡氏は 2006 年 7 月付けの EIU の Country Report を引用し、360 社のうち民営化されたのは小規模企業の 66 社であると報告している。同氏が入手した図表 6.4 の国営企業の民営化対象リストを見ると、確かに、工場などの小規模企業が多数を占めているのが一覽され、小規模あるいは中規模の企業体から民営化していく姿勢が確認される。

98. 原稿の全文は巻末資料の「リビアにおける国営企業の民営化など経済改革の課題」に掲載。

図表 6.4 全国人民委員会 No. (107) -1373 号による
民営化承認企業リスト (2005 年) の一部

Sr. No.	地域	企業 / 工場名	企業形態	企業価値の 評価方法	政府保有 株式の価値
01.	サブラタおよび サルマン	サルマン・プラス チック工場	株式会社	修正簿価 純資産法	7,010,115
02.	アル・ザウィア	アル・ザウィア オープン工場	同上	同上	1,975,162
03.	ガファラ	アル・スワニ プラス チック工場	同上	同上	7,525,552
04.		カード箱工場	同上	同上	2,904,566
05.		ハルゾウル ガス工場	同上	時価純資 産法	5,837,448
06.		香水石鹸工場	同上	修正簿価 純資産法	3,272,513
07.		ジャンズール 乳製品 工場	同上	同上	651,794
08.		アウグバ 牛乳工場	同上	同上	12,616,238
09.	トリポリ	タハルール 合成洗剤 工場	同上	同上	3,945,301
10.		ハリヤ スポンジ工場	同上	同上	567,866.2
11.		アル・アマル オープン / 冷蔵庫工場	同上	同上	901,813
12.		バヤン・アル・サハ スポンジ工場	同上	同上	1,902,962
13.		床タイル工場	同上	時価純資 産法	637,718
14.		アル・シャボウル工 場	同上	時価純資 産法	6,401,382
15.	タジュラおよび 周辺 4 地域	マニー・ビン・カ ティール工場	同上	修正簿価 純資産法	12,826,838
16.	マルガブ	アル・クムス 牛乳工 場	同上	時価純資 産法	7,033,123
17.		アル・クムス冷蔵庫 製造工場	同上	時価純資 産法	578,666
18.		ザラテン魚類加工工 場	同上	時価純資 産法	4,675,039

(注) 株式の価値の通貨単位はリビア・ディナール。

出所：長岡氏の入手した資料の一部を中東研究センターで転記。

一方、大規模企業の民営化については、リビア・アラブ・セメント会社、国営製粉・家畜飼料会社の部分的民営化が行なわれている。また銀行部門については、リビア中央銀行は 2004 年 4 月、国営 2 大銀行の Al-Wahda 銀行と Al-Sahari 銀行を民間に売却することを決定し、Al-Sahari 銀行は現在すでに民営化され、Al-Wahda 銀行についても民営化が進行中である。そして、これらの民営化を効率的に進めるため、「所有権移転公社 (Public Corporation of Ownership Transfer)」が国営企業の評価と資産価値の認定、所有権移転方法の決定、監督官庁への民営化の実行促進などを行い、民営化動向を監督している。因みに、Al-Wahda 銀行の 88% の株式はリビア中央銀行が保有しており、リビア中央銀行はこの全株を、新しく設立された経済社会開発基金 (ESDF: Economic and Social Development Fund) に売却する方向で作業を進めている。その他、Gumhouria Bank、National Commercial Bank、

Umma Bank も民営化の対象とされている。

このように、「所有権移転公社」という専門機関を設置し積極的に取り組んでいるとはいえ、民営化の速度は遅い。この原因として長岡氏は、「改革に対する最高指導者とのいわゆる実力者と呼ばれる人物の考え方の相違や⁹⁹、ガーネム氏の改革路線をカダフィ大佐自身が支持した矢先の同氏の更迭劇、それに伴う守旧派首相の登用、いまだ国内に蔓延る官僚体制、責任の所在の不透明性」を指摘している。このような欠陥はリビア社会に深く根付いているため、一朝一夕で変身できるわけではない。経済改革に至る道には様々な障害を克服する必要があり、それには時間を要する。一番の問題はカダフィ政権内で隠然たる勢力を持つ守旧派の存在である。長岡氏は 2006 年 3 月に就任したの閣僚の中で、マハムーディ首相、タイブ経済・貿易相、ムナイン財務相、グダラ中央銀行総裁を守旧派と位置づけ、この守旧派勢力が改革の流れを遅らせていると指摘する。しかし、2007 年 1 月の内閣改造で経済・貿易相と財務相は新しい人物に入れ替わった。これをもって、守旧派勢力は弱まったと解釈したいところであるが、新しい人物が改革派であるとの保証はない。

いずれにしても、今後の改革の展開は守旧派の動向に左右されるであろうが、守旧派といえども、かつての経済制裁下での鎖国経済に後戻りする愚策は弄しないであろう。改革への道筋は一直線ではないが、後戻りできない道のりを歩んでいることは確かである。

3 経済プロジェクト

以上これまで経済改革の進展を見てきたが、改革以外にもリビアは経済制裁で着手できなかった社会・都市基盤の整備に乗り出している。以下に大型プロジェクト案件を例示するが、いずれも外国企業の参加が欠かせず、それだけに外国企業にとってはリビアの復興事業から目が離せなくなっている。しかし、リビア側からの工事代金支払い遅延が、外国企業の資金繰りを悪化させている事実も報告されている¹⁰⁰。これは、リビア側に資金が不足しているからではなく、支払いまでの決裁に非常に時間がかかるためである。支払い手続きのためには、契約当局者のみならず、工事を管轄する委員会更には監査局の承認を得なければならないと言われている。これまでのところ、この障害による重大な問題は発生していないが、このような遅延状態が常態化すると、リビアの信用問題に発展し、外国企業がリビアを敬遠する事態になる恐れがある。契約の遵守という基本的なビジネス・ルールの徹底が早急に望まれると共に、外国企業もこのようなリスクを認識した上で、リビア

99. カダフィ大佐とその子息であるサイフ・アル・イスラム氏が 2006 年 8 月に、双方相反する演説を行なったことを指している。

100. MEED 2006.9.15

の事業に取り組む覚悟が必要である。

【大人工河川（GMR:Great Man-made River）事業】

大人工河川事業とは、リビア南部の砂漠地帯の地中に存在する「化石水」に含まれる真水を井戸から汲み上げ、それを井戸元から沿岸部に通じるパイプラインを通して沿岸部の耕作地帯に送水する事業である。1984年に着工されたこの事業は、カダフィ大佐によりリビアをリビアの国旗と同じ緑色にするものであり、「世界七不思議」に次ぐ8番目の不思議になると形容された。当初計画では、1日に500万m³の水量を灌漑用として沿岸部に供給することによって、沿岸部地帯の耕作可能面積を約15万ha造成し、このための送水用パイプラインを5,000km敷設することになっている。

工期は第1フェーズから第4フェーズまであり、現時点では、東部砂漠地帯とベンガジ及びシルテを結ぶ第1フェーズと、西部砂漠地帯からトリポリを結ぶ第2フェーズが完成している。これらの工事は韓国、トルコ、ドイツ、日本（日本工営株式会社）、フィリピン、英国の企業によって、第1フェーズは1993年に、第2フェーズは1996年に完成した。現在は、第3フェーズの工事に進み、井戸元のクフラ地域とサリルを結ぶ383kmのパイプラインをトルコのTakfenが建設中である。更に、東部地帯からトブルクを結ぶ500kmのパイプライン工事に関する入札準備が進められている。しかし、この大事業は、技術的問題と巨額の投資負担が重荷になっていると報告されている¹⁰¹（図表6.5）。技術的問題とはパイプラインの腐食で、今後はガラス強化プラスチック製のパイプラインを使用する構えである。また、これまでの投資額は300億ドルと伝えられている¹⁰²。

図表 6.5 GMR 資金収支

単位：100万LD

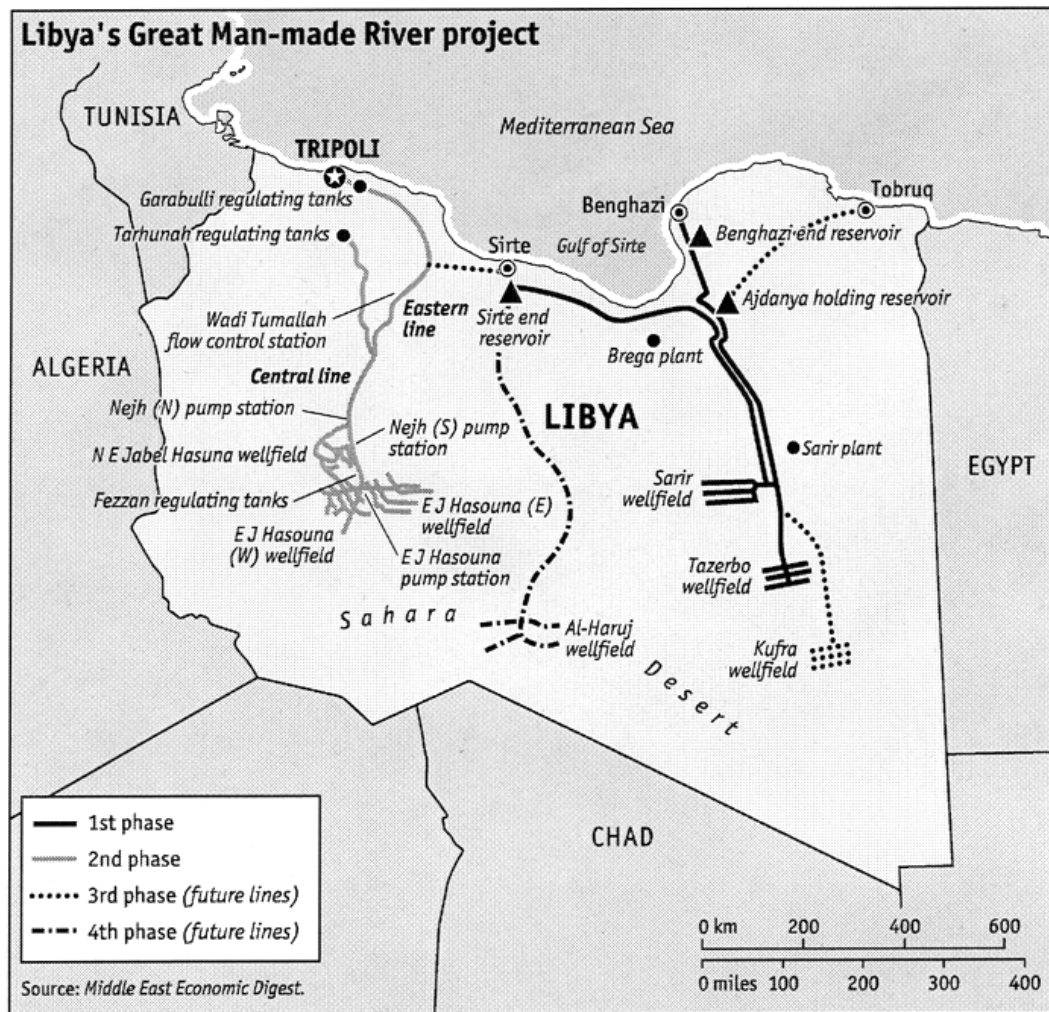
	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
収入	375.5	447.7	883.9	699.3	637.0
支出	365.9	350.5	853.8	627.7	708.0
単年度収支尻	9.6	97.2	30.1	71.6	-71.0
累積収支尻	-894.9	-797.7	-767.6	-696.0	-767.0

出所：IMF “Staff Report for the 2005 Article IV Consultation”

101. EIU “Country Profile 2006, Libya”

102. BBC 2006.3.18

図表 6.6 大人工河川プロジェクト図



出所：EIU “Country Profile 2006,Libya”

【空港整備事業】

トリポリ空港、ベンガジ空港、セブハ空港、ミティガ空港の既存施設の改修、新ターミナルの建設、滑走路の増設などを目的に 10 億ドルの整備事業が計画されている。このうち、トリポリ空港の拡張工事には 4 億 5,000 万ドルがあてがわれ、工事のコンサルタント業者として、フランスの Aeroports de Paris (ADP) 社、ドイツの Dorsch Consult 社、オランダの Aorport Consultants (NACO) 社が候補に挙がっているが、2007 年第 1 四半期までにはコンサルタント業者を決定する見込みである。一方、ベンガジ空港については、その第 1 弾として 2006 年 11 月に、乗客ターミナル建設の入札が行われ 9 社が参加したと報じられている¹⁰³。

103. MEED 2006. 11. 17

【都市・不動産開発事業】

ズワーラ経済・観光都市開発

トリポリの西に位置する地中海沿岸都市であるズワーラ（Zuwara）に観光、産業・ビジネス、空港、港湾施設を建設するためドバイの Emaar Properties 社とリビアのズワーラ・カンマーシュ開発局が 2006 年 11 月に事業開発の覚書に調印した。この事業のフィージビリティ・スタディは英国の Atkins 社が行なっている。なお、ズワーラ・カンマーシュ開発局の長官はカダフィ大佐の 3 男サアーディ氏が努めている。

バレー地区・経済都市開発

トリポリ東部のバレー地区に住居・商業タワー、ビジネスセンターを 40k m²の区域に建設する計画がシャルジャの Tameer Holding 社によって進められている。総投資額は 200 億ドルという大型案件である。

タジュラ（Tajura）都市開発

トリポリ郊外のタジュラ地区に都市開発を行うためマレーシアの Ranhill Bhd 社が 2006 年 8 月に、20 億ドルの建設工事を受注し、まず下水処理施設の建設に向けての工事契約が調印されている。

マタキ（Mataki）地区・複合施設開発

トリポリのマタキ地区に複合施設を建設するため、パキスタンの Hashoo Group 社が開発を請負、現在は工事業者の選定が行われている。工事金額は 2 億 2,900 万ドル、開発面積は 2 万 5,000 m²で、ホテル、マンション、商業ビル、ショッピング・センター、コンベンション・センター、ボーリング場などからなる複合施設が 2009 年から 2010 年にかけて完成される予定である。

パーム市・複合施設開発

トリポリ郊外のパーム市に複合施設を建設するため、マルタの Corinthia Group 社とクウェートの国営不動産公社が開発を請負、その第 1 弾として 2006 年 6 月にバーレーンの Pojacs 社が、370 戸の住宅と観光施設建設のための工事マネジメント契約を 7,650 万ドルで調印した。

【観光開発】

イタリアの不動産開発会社である Gruppo Norman 社はリビア国営の Farwa 観光会社（FTC）と組んで、チュニジュアとの国境に近い Farwa 島にホテル、ビラなどの建設を 2007 年に開始する予定であったが、FTC が 2006 年 10 月に解散したため、目下のところ開発案

件は流動的である。

【インフラ整備事業】

道路・橋梁補修工事

海岸道路補修工事（工事金額、1 億 1,000 万マレーシア・リングgit）並びに 6 箇所の橋梁設計及び補修工事（工事金額、920 万マレーシア・リングgit）をマレーシアの Protasco Bhd 社が 2005 年 12 月に受注した。海岸道路補修工事は 238Km の区間を補修するため、工期は 3 年間と見込まれている。6ヶ所の橋梁工事はシルテ市に架かる橋で、2006 年 1 月から 1 年間にかけて行われる。

グリーン・マウンテン地域・下水処理施設工事

ベンガジの東方に位置するベイダ（Beida）市を中心とする自然景観に恵まれたグリーン・マウンテン地域の下水処理施設の修復・拡張工事及びスタッフの教育訓練、管理・運営に関し、英国の Biwater Construction 社が 2005 年 10 月に 4,000 万ドルの契約を受注した。工期は 2 年間、その後 2 年間の施設運営と管理を行う。

ベンガジ下水処理施設工事

ベンガジの下水処理施設に関する工事契約をチェコの Geosan Group 社が 2006 年 1 月、2,700 万ドルで受注した。

【通信事業】

携帯電話ネットワーク構築事業

携帯電話ネットワーク構築に関する工事契約をスウェーデンの Ericsson 社が 2005 年 12 月に 5,800 万ユーロで、中国の Huawei Technologies 社が 2005 年 11 月に 4,000 万ドル、更に 2006 年 5 月に 3,700 万ドルで受注している。また、ノルウェーの Nera ASA 社も 2006 年 7 月に 650 万ユーロの工事を受注している。

光ファイバー網敷設工事

次世代型通信ネットワークを構築するため、フランスの Alcatel 社とイタリアの Sirti 社が 2006 年 10 月に 1 億 6,100 万ユーロで、全国に光ファイバー網を敷設する工事契約を受注した。

【工場建設】

印刷工場

アラビア語及び外国語の出版物を 4 色印刷により 36 万部印刷できる最新鋭の印刷工場を

建設するため、ドイツの Hiderlberg 社が 2006 年 1 月に 1,600 万ドルで建設を請け負った。工期は 9 カ月と見込まれている。

セメント工場

Arab Union Contracting Company (AUCC) が操業するセメント工場に製造ラインを増設するため、デンマークの F.L.Smith 社は 2006 年 5 月に 1 億 4,400 万ユーロで増設工事を受注した。

4 二国間協力プロジェクト

以上の社会・都市基盤整備事業の外に、経済協力などの面で二国間協力プロジェクトも積極的に推進され、リビアの経済発展の一翼を担っている。以下は、最近におけるプロジェクトである。

【トルコとの共同経済委員会協定書】

リビアの al-Isawi 経済・貿易相とトルコの Kursad Tuzmen 国務相は 2007 年 2 月に、共同経済委員会に関する協定書を締結した。この協定によって、両国は二重課税の防止、相互投資の促進を図り、ビジネス上の問題を解決する委員会を設置することになる。

【フランスとの観光開発協力協定並びにウラン鉱石探査契約】

リビアの観光開発局とフランスの観光・観測・開発・技術庁 (ODIT) は 2007 年 1 月、トブルクとサブラタ地域の観光開発に関する協定書に調印した。協定の目的は投資家と観光業者による観光開発のマスタープランを作成することにある。リビア当局は、フランスとの協力は、フランスが観光開発に実績があるからであるとしている

また、同年 2 月にはフランスの Areva 社と、リビアの砂漠地帯でウラン鉱石鉱床を探査する覚書に調印した。発見されたウラン鉱石をリビア国内で使用するのか、あるいは輸出するのかは不明である。

【英国とのバイオ廃棄物共同研究】

英国ウエールズの Bangor 大学と 2007 年 1 月、バイオ廃棄物を産業目的に再利用するための共同研究に合意した。

【エジプトとの経済協力協定】

リビアのマハムーディ首相とエジプトのナジフ首相は 2006 年 12 月に、貿易、観光、教

育の分野での両国の協力を強化するための 18 の協定書に調印した。協定には、自由貿易圏の設立が含まれていて、全体としては、関税の撤廃と両国の多分野における関係強化を目的にしている。リビアは、エジプトの企業にリビアの開発事業の優先的参入を認め、2007 年にエジプトに 1 億 7500 万ドルを投資する計画である。

【日本との石油開発協力協定】

NOC のガーネム総裁と石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の掛札理事長は 2006 年 11 月、石油・天然ガス分野における相互協力を目的とした基本協定書に調印した。本協定により、石油・天然ガス分野での探鉱・開発に関連する共同技術研究及び技術者研修事業が実施されることになり、JOGMEC と NOC 間の協力の促進・拡大が図られる。

【米国との科学・技術協定】

2006 年 7 月のドビリアンスキ国務省次官のリビア訪問を受け、米国の海洋・環境・科学省は同年 11 月に、リビアとの科学・技術協力関係を強化する協定書に調印した。同協定書では、保健、太陽エネルギー、水資源、地震調査、環境保護、遠隔治療、気象、水・油の分離、淡水化を扱うことになる。また、再生可能エネルギーの開発、米国地質調査からの地震情報の配信、鳥インフルエンザを予防するための 100 万ドル基金の設立なども提案されている。

【エリトリアとの投資協力覚書】

エリトリアの Afwerki 大統領は 2006 年 11 月、リビア・アフリカ投資庁の Saleh 総裁と会談し、投資協力に関する覚書に調印した。

【フィリピンとの協力覚書】

フィリピン商工会議所（PCCI）とリビア農・商工合同会議所（LUCCIA）は 2006 年 7 月、建設、家具・調度品、観光、医療分野における協力覚書に調印した。この覚書により、フィリピンはリビアと共同してマニラに建設会社を設立し、リビアが必要とする労働者の派遣を行う。また、リビアには C-130 機が多くあることに関し、フィリピンは、ASEAN の中で米国が認めたメンテナンス国 2 カ国のうちの 1 カ国であることを強調し、メンテナンス技術の提供を申し出ている。

【ドイツとの生体組織研究協定】

リビアの生体組織移植計画とドイツの専門医療機関は 2006 年 9 月、人工生体組織の研究に関し協定を締結した。同協定により、トリポリの Abou Slim Causality 病院に研究室を設置し、リビアの専門スタッフを研修し、必要な材料を提供することになる。

【韓国との放送事業協定】

韓国は 2006 年 8 月に、政策番組の提供、放送技術に関する研修、データの交換などに関する協力協定書に調印した。

【EADS 社との航空メンテナンス覚書】

欧州を基盤とする EADS 社とリビア・アフリカ投資ポートフォリオは 2006 年 7 月に、リビアの航空メンテナンスに関する覚書に調印した。この協定により、EADS 社は、リビアに航空メンテナンス・センターを設立することになる。

【マルタとの投資協定及び農業技術協力協定】

マルタと 2006 年 6 月に、投資促進・保証・保護協定を締結した。この協定により、両国への投資は、公共の利益及び正当な法執行に反しない限り、没収あるいは国有化されないことが保証される。

また、同年 5 月に、両国の特産品を保護するため技術協力を進める合意書に調印した。漁業分野では、リビアが保存海域とした海域でマルタの漁民が漁を出来るような協定が必要であるとして、今後両国が検討していくことになった。環境分野では、生物の多様性に配慮した地中海汚染問題に関する意見交換が行なわれた。

【ロシアとの経済協力協定】

ロシアのリビア国際協力委員会の Shafranik 委員長とリビアのビジネスマン協議会の Mansouri 議長は 2006 年 5 月、ロシア・リビア・ビジネス協議会の設立協定書に調印した。同協議会は、経済、ビジネス、産業、サービス、観光、投資、文化、科学、教育、医療に関する問題を扱うもので、両国の民間企業の直接投資を引き出すものである。

【インドとの通商協定及び医薬部門協定】

インドと 2005 年 8 月に、二国間投資促進及び保護協定に調印した。更に、インドの医薬輸出促進協議会（Pharmexcil）と 2006 年 3 月、医薬部門における技術、販売両面での協力覚書を調印した。リビアの製薬・医療機器会社（GMPMSC）は Al-Maya 工場での増産を計画していて、インド側はこれに必要な技術支援を行うことになる。

【スーダンとの環境保護協定】

スーダンと 2006 年 2 月に、環境保護に関する協力覚書に調印した。覚書は環境保護、持続的発展、砂漠化防止対策、環境立法、環境アセスメントなどを対象にしたものである。

【チュニジアとの観光実施計画書及び製油所建設等の協力事業】

チュニジアと 2006 年 2 月に、観光分野での協力を推進するための観光実施計画書に調印をした。また、2007 年 1 月には、チュニジアでの製油所建設とリビアとチュニジアを結ぶ石油・ガスパイプラインの敷設に協力することで合意した。

【モロッコとの相互協力協定】

モロッコと 2005 年 12 月に、両国の経済協力と促進に関する協定書に調印した。

【ウクライナとの経済協定】

ウクライナと 2005 年 11 月に、両国の経済協力に関する協定書に調印した。

【カタールとの相互協力協定】

カタールと 2005 年 9 月に、文化、芸術、相互投資、経済、技術にわたる分野での一連の相互協力協定に調印した。

【オマーンとの経済協力】

リビアの全国農・工・商連合は 2005 年 9 月に、オマーンの商工会議所（OCCI）と経済協力協定に調印した。内容は、経済、貿易、投資協力の強化・促進、両国の民間企業の交流などである。

【カナダとの通商友好の枠組み協定】

カナダと 2005 年 9 月に、通商友好関係に繋がる協定に調印した。

以上は協定書の調印を行い具体的な協力体制を固めたものであるが、以下の案件は協定書の調印までには至っていないが、その方向に向けての交渉があったものである。

【インドと石油・天然ガス開発の協力枠組みについて話し合う】

インドの石油・天然ガス相は 2007 年 1 月リビアを訪問し、リビアとインド両国の石油・天然ガス分野での投資、第三国への共同投資などを中心にした協力体制の枠組み作りに関する話し合いを行った。

【英国と観光事業分野の投資協力などで話し合う】

英国の通商相とリビアの観光相はロンドンで 2005 年 11 月に、リビアの観光事業分野における投資協力などについて会談した。英国側は、リビアへの事業参加に興味を示すビジネスマンが多くいることに触れ、特に観光・貿易分野の相互関係の促進に強い関心を示し

た。

【米国と観光分野での協力を話し合う】

リビアの Letayef 観光相は、Ross Coonal 氏を団長とする米国投資局の訪問団と 2005 年 10 月に会談し、観光分野での協力の可能性について話し合いを持った。2,000 キロに及ぶ地中海沿岸に位置する遺跡などが投資対象として挙げられた。また、同訪問団は Siaia 外務省事務局長とも会い、経済協力の可能性についても話し合いを行った。

第 7 章

第7章 外資導入を基盤にした石油開発の現状と課題

1 石油産業史に名を残すリビア

リビアは過去に、国際石油資本（メジャー）の石油支配に風穴を明ける快挙を成し遂げた国であるが、先ずこの事跡を振り返ってみる。

1969年に革命を起こしたカダフィ大佐率いる革命評議会は石油資源に目をつけ1970年1月、石油需給が逼迫していたことを背景に¹⁰⁴、リビアで操業していた外国石油会社のトップを呼び公示価格の値上げを迫った。「リビア国民は5千年も石油なしでやってきた。正当な権利を獲得するためならば、もう数年石油がなくなっても、どうということはない¹⁰⁵」と生産禁止も辞さないと言明をかけたのである。この圧力の矛先は独立系の Occidental 石油であった。生産削減を要求するリビア側に対し、リビア以外に油田を持たないという弱点を抱える Occidental 石油が対等な交渉を出来る筈もなく、ロイヤルティーの20%値上げを呑まされたのである。その後、他の石油会社もこの要求に屈することになるのだが、同時に、公示価格の30セント値上げとリビア側の利益配分率の50%から55%への引き上げも含んだ「リビア協定」は、「産油国政府と石油会社の力のバランスを決定的に変えてしまったのである。石油輸出国にとって、リビアの勝利は勇気付けられる快挙であった」。

事実、公示価格と利益配分率の更なる値上げを巡って、石油輸出国機構（OPEC）諸国と石油会社は1971年2月テヘラン（「テヘラン協定」¹⁰⁶）で、同年4月トリポリ（「トリポリ協定」¹⁰⁷）で交渉の場を持ち、何れも産油国政府の権益拡大が実現することになった。このように長年の OPEC の念願が叶い、次なる標的は事業参加である。これも1972年12月の「リヤド協定」¹⁰⁸で産油国政府の事業参加が保障されることになったのであるが、火を付けたのは1971年12月に強行されたリビアによる BP が操業する油田の100%国有化であった。

104. スエズ運河の閉鎖、TAP ライン（サウジ～地中海）の爆破により、リビア原油は欧州にとって重要な供給地となっていた。

105. 「石油の世紀」（ダニエル・ヤーギン著）

106. 「テヘラン協定」により、産油国政府の最低取り分を55%とする。公示価格は35セント値上げされ、以降毎年改定されることになった。

107. 「トリポリ協定」により、公示価格は90セント値上げとなった。

108. 「リヤド協定」により、産油国政府は即時25%の事業参加を得、以後段階的にその率を高め、最終的には1983年までに51%にすることになった。

その後もリビアは国有化の手を緩めず、1973 年 5 月の Bunker Hunt の 100% 国有化を手始めに、Occidental, Esso, Mobil 等については 51% までの国有化を実施し、1974 年 3 月には Shell を 100% 国有化した。このリビアの断行が他の産油国も刺激し、「リヤド協定」を遥かに上回るペースで国有化の波が広がったのである。

このように、産油国が自国の資源に対する主権確立闘争に乗り出すきっかけは、正にカダフィ大佐の革命政権であった。資源ナショナリズムに鬱勃とした気持ちを抱くものの、メジャーとその背後に控える大国の抵抗を先取的に心配する穏健な産油国政府に

とって、リビアの急進的態度は「救世主」であった。しかし、石油産業史に名を残すリビアであったが、西側帝国主義に反発するカダフィ大佐の政治的企みが国際テロ活動と繋がり、その結果西側諸国の包囲網に晒されることになった。米国及び国連は経済制裁を科し、そのため肝心の原油生産量は 1970 年の 331 万 8,000b/d をピークに減退を始めるのである。

2 石油行政の変遷

それではリビアの石油開発体制を見てみると、まず 1955 年に外国石油会社の鉱区入札を監督する独立した組織である石油委員会を設置する目的で石油法が施行された。この法のもとで 1955 年から革命前の 1968 年の 13 年間で、外国石油会社 42 社に対し 137 鉱区を開放したが、この間 1962 年に OPEC に加盟し、その翌年の 1963 年には石油省が創設され、同省が石油産業全般を所管することになった。しかし、当時の石油法では、石油省の機能は外国石油会社からの税金徴収に限られていたため、石油開発に関する事業活動は外国石油会社の自由裁量にあった。時は石油生産量が増大していく中であつたので、リビア政府は石油開発に対する自主性を確保し、外国石油会社と対等の立場で交渉できる組織の必要性を痛感し、1968 年 4 月に石油省傘下にリビア総合石油公社（LGPC:Libyan General Petroleum Corporation）を設立し、LGPC に探鉱、生産、精製、販売に至る操業権限を付与した。

しかし、1969 年の革命後のカダフィ政権は、前項に述べた外国石油会社との対決姿勢を鮮明にしていく中で、1970 年 12 月に抜本的な石油産業改革を実行するため LGPC を廃止し、新たにリビア国営石油（NOC:National Oil Corporation）を創設し、NOC に LGPC よりも更に幅広い権限を与えた。その後リビア油田の全てを国有化した 1974 年にリビア政府は、外国石油会社との利権協定を探鉱・生産分与契約（EPSA:Exploration and Production Sharing Agreement）に切り替え、NOC と外国石油会社が原油生産量を契約上の比率で分け合う方式

が導入され、NOC のリビア石油産業での役割は格段と増すことになった。この EPSA はこれまで 1980 年、1988 年、2003 年の 3 回にわたりその契約条件の修正を重ね、現在適用されているのは EPSA-IV である。

一方、2005 年、2006 年に行われた原油鉱区入札は EPSA-IV に基づく公開入札であるが、それ以前は外国石油会社との相対交渉による方式であったため、交渉過程の不透明さから石油省内に不正と腐敗が生まれ、石油行政の停滞を招いていた。そこで、リビア政府は 2000 年に、外国石油会社との契約手続きの迅速化・透明化を図るため石油省を廃止し、石油行政を含めた機能を NOC に一元化することにした。NOC がリビア石油産業を一手に引き受けることになったのだが、これは長続きせず、2004 年 3 月に石油と電力を所管するため新たにエネルギー省が創設され、NOC はリビア電力公社（GECOL:General Electricity Company of Libya）と共にその傘下に入ることになった。新設のエネルギー省は NOC と二人三脚で石油開発を担っていくことになるのであるが、この両者は行政機関と現業部隊と言う組織上の関係プレーに沿った関係にはならなかった。後述する既存油田の開発と原油鉱区入札のどちらを先行させるか、あるいは、Oasis Group のリビア復帰を巡る問題について、両者の意見は大きく食い違っていたのである。既存油田の開発を先行させたいとするエネルギー省と原油鉱区入札を先とする NOC、Oasis Group の復帰に承認を与えた NOC に対しそれに待ったをかけたエネルギー省という対決の構図が浮かび上がっていた。

NOC はエネルギー省の管轄下にあるものの、開発・操業で実績ある多くの子会社を傘下に抱える実務を熟知した石油公社であり、期間は短かったとは言え石油行政も担った自負がある。対するエネルギー省は NOC を監督・指導する立場にあり、公式には石油行政に関わる権限を有する。両者共に石油開発政策に自信を持っているが故に、両者の角逐が表面化していたのであるが、これも、2006 年 3 月の内閣改造によって解消されることになった。全国人民会議はその年次総会において、首相の交代とエネルギー省の廃止を含む大幅な改造を発表し、多くの耳目を集めることになった。特にガーネム氏が首相の座を降板し NOC 総裁に転任することになったこと及び、エネルギー省が廃止された代わりに鉱工業・電力省が新設されたこと、に多くの関係者の注目が集まった。ガーネム氏という実力者が総裁に就任する NOC とは言え、行政組織上はあくまで閣外の現業部隊である。行政上はその現業部隊を所管する組織が新設の鉱工業・電力省であってもおかしくない。しかも、鉱工業・電力省の大臣にはシャトワン前エネルギー相が就任することになったので、石油行政に関する 2 頭体制が続くのではと言う不安があった。そこで、内閣改造当初のガーネム氏は、NOC の総裁を引き受けるにしても何らかの保証を要求するであろうと観測されていた。何らかの保証とは、石油・ガス開発分野におけるこれまでの NOC とエネルギー省の主導権争いを終息させるため、自分への全権委任を要求することであった。そしてこの間、水面下

でいろいろな駆け引きがあったと思われるが、4月の「国際エネルギーフォーラム」に出席したガーネム氏はDowjonesのインタビューに答え、「私が石油部門を全て所管することになった。エネルギー省が廃止されたことにより、石油政策の立案と実行はNOCに一本化される¹⁰⁹」と述べ、NOCに権限が集中されたことを明らかにした。

3 「石油・ガス検討委員会」の設置

しかし、事態はガーネム総裁が公言したNOCの権限独占には至らなかった。2006年9月に全国人民委員会は、石油・ガス開発に関する事項を総合的に審議する「石油・ガス検討委員会」を設置することを発表したのである¹¹⁰。その委員会メンバーと審議事項は以下の通りである。

(委員会メンバー)

委員長：マハムーディ首相

委員：経済貿易相、計画相、労働雇用相、鉱工業・電力相、財務相、中央銀行総裁、NOC 総裁

(審議事項)

- ・ 国益と国策に沿った石油・ガス開発計画の評価・検討を行なうこと。
- ・ 石油資源の最適保存に沿った原油生産量及び価格決定に必要な基礎的データを全国人民委員会に提供すること。
- ・ 石油・ガス開発のやり方をフォローアップし、最大の利益を確保し石油会社に適用される投資条件を提案すること。
- ・ 鉱区の更新あるいは放棄がある場合、NOC が外国石油会社に適用する契約条件を検討し、事案に相応しい条件を整えること。
- ・ 石油・ガスの生産、精製、石油化学分野への投資を検討すること。
- ・ NOC 及び石油ガス開発に関するあらゆる活動を監督すること。

以上の委員会メンバーと審議事項からすれば、「石油・ガス検討委員会」は石油行政を担い、NOCは「石油・ガス検討委員会」の監督下に入る構図であり、ガーネム総裁が一旦手にした権限は大幅に縮小されることになる。今回の発表は、2006年8月に第3次原油鉱区入札が発表され、ガーネム総裁の指導によるNOCの石油開発が大きく前進する矢先に行な

109. Dowjones 2006.4.21

110. MEES 2006.9.11

われたものである。NOC に権限が集約され、これまで以上にスピーディな意思決定が行なわれると期待されていたのであるが、今回の措置は屋上屋を重ねることになり、エネルギー省と NOC の角逐の時代に逆戻りするのではという不安が残る。しかし、NOC 幹部との現地ヒアリングでこの点を訊いたところ¹¹¹、ガーネム総裁は前職が首相であったので、全部門のことを掌握しているから、委員会の設置によっても NOC には大きな影響はないと述べ、ガーネム総裁の手腕に期待する姿勢であった。また、あるリビアの日系企業は、第 3 次原油鉱区入札までは NOC の主導のもとに行われてきたので NOC の権限内であるが、第 4 次鉱区入札以降からは委員会の影響が出てくるであろうと指摘している¹¹²。いずれにしても、今後の成り行きを見守らなければならないが、迅速かつ透明な意思決定が、外国石油会社の投資を呼び込む重要な鍵であることを踏まえ、石油行政を停滞させるような多段階に及ぶ意思決定過程は避けなければならない。

4 リビア国営石油（NOC）の事業活動

次に、石油開発の最前線を担う NOC であるが、NOC はその開発・生産操業を子会社を通じて行なっている。その子会社は以下の通りである。

- (1) 【Arabian Gulf Oil Company (AGOCO)】
石油・天然ガスの探鉱・開発・生産
- (2) 【Sirte Oil Co. For Production & Processing of Oil and Gas (SOC)】
石油・天然ガスの探鉱・開発・生産及び石油精製
- (3) 【Waha Oil Company (WOC)】
石油・天然ガスの探鉱・開発・生産
- (4) 【Zuetina Oil Company (ZOC)】
石油・天然ガスの探鉱・開発・生産
- (5) 【Zawia Oil Refining Company】
石油精製と製油所の運営
- (6) 【Ras Lanuf Oil and Gas Processing Company】
石油精製と製油所の運営及び石油化学製品の生産
- (7) 【Brega Petroleum Marketing Company】
リビア国内における石油製品の貯蔵・流通・販売業務
- (8) 【National Drilling and Workover Company】

111. NOC の Member of The Management Committee（財務・技術担当役員）に対する現地ヒアリング。

112. リビアに進出している日系企業に対する現地ヒアリング。

掘削作業、改修作業

(9) 【Jowfe Oil Technology Company】

掘削泥水、安全装置の供給業務

(10) 【Hamada Pipeline Company】

パイプライン補修関連業務

(11) 【National Oil Fields and Terminals Catering Company】

油田及び集油基地への物資供給業務

(12) 【Mediterranean Oil Services Company】

(Umm Al Jawaby-London) (Med Oil Dusseldorf)

石油関連情報の収集業務

(13) 【North Africa Geophysical Exploration (51%)】

地質調査業務

出所：「Arab Oil & Gas Directory 2006」を基に中東研究センターで作成

(1) から (12) までは NOC の 100% 子会社であるが、(13) は NOC が 51% の権益を持つ関連会社である。合計 13 社であるが、このうち NOC の石油開発にとって重要な役割を果たしているのは (1)、(2)、(3)、(4) の 4 社であり、何れも以下のように石油生産の最前線に立っている。

(1) 【AGOCO】

設立は 1979 年 12 月で、NOC 子会社の中で最大規模の生産量を誇り、生産量は推定 42 万 5,000b/d と見積もられる。同社が操業する主要油田は Sirte 堆積盆に位置する Sarir 油田、Nafoora/Augila 油田、Messla 油田で、ここから産出される原油は Ras Lanuf ターミナルに送油され、そこから Sarir 原油 (API37°)、Brega 原油 (API40°) として出荷される。

(2) 【SOC】

1985 年に NOC と米国の Grace Petroleum の合併で設立されたが、その 1 年後に NOC は Grace Petroleum の権益を接収し、100% 子会社にした。同社が操業する油田は Sirte 堆積盆に位置する Nasser 油田、Raguba 油田で、生産量は推定 7 万 b/d 前後と見積もられている。ここから産出される原油は Ras Lanuf ターミナルに送油され、そこから Siritica 原油 (API42°) として出荷される。

(3) 【WOC】

1986 年に米国の経済制裁によりリビアからの撤退を余儀なくされた米国の Oasis Group (Amerada Hess, ConocoPhillips, Marathon Oil3 社による企業連合) の操業を引き継ぐため同年

に設立された。NOC 子会社の中では 2 番目の生産規模を誇り、生産量は推定 35 万から 40 万 b/d と見積もられている。しかし、2005 年末に Oasis Group がこの生産現場に復帰したので、Oasis Group の最先端回収技術の導入により今後生産量の増加が期待できる。同社が操業する主要油田は Sirte 堆積盆に位置する Dahra 油田、Gialo 油田、Waha 油田で、これらから産出される代表原油は Es Sider 原油（API37°）である。

(4) 【ZOC】

1986 年に米国の経済制裁によりリビアからの撤退を余儀なくされた米国の Occidental の操業を引き継ぐため同年に設立された。同社が操業する主要油田は Sirte 堆積盆に位置する Intisar 油田、Zella 油田で、これらから産出される原油は Zueitina 原油（API42°）である。生産量は不明であるが、2005 年に Occidental がこの生産現場に復帰したので、今後の生産量の増加が期待できる。

以上の油田操業会社に石油精製及び石油化学製品の生産を行なっている (5) Zawia Oil Refining Company と (6) Ras Lanuf Oil and Gas Processing Company の 2 社を加えた 6 社が NOC の事業主体である。6 社以外の会社については、その事業の実態からして NOC 傘下である必要性が決定的でないためリストラの対象にされている。リビア情報筋は「NOC の体制は経済制裁時代につくられたもので、古くなっている¹¹³」と指摘しているが、当時の状況からすれば石油開発にかかる全てを自前で行なおうという構えであったことが窺われる。しかし、経済制裁解除後においては、掘削あるいは地質調査などの専門分野は高度な技術を持つ外国企業をコントラクターとして雇うことが出来る状況にある。そこで、2006 年 7 月 NOC のガーネム総裁は、(8) National Drilling and Workover Company、(9) Jowfe Oil Technology Company、(10) Hamada Pipeline Company、(11) National Oil Fields and Terminals Catering Company、(13) North Africa Geophysical Exploration の 5 社を売却すると発表したものである¹¹⁴。また、(7) Brega Petroleum Marketing Company についてはその一部を売却することで、既に複数の欧州石油会社と交渉中であることが伝えられている。更に、石油分野の人材と技術を確保するため、(12) Mediterranean Oil Services Company のロンドン支社 Umm al-Jawady とディセルドルフ支社 Medoil をリビア本国に移転することにした。但し、両社の会計処理は従来通りそれぞれ英国とドイツで行なう。

このリストラを決断したガーネム総裁の狙いは、石油・ガス開発の周辺事業を行なう関連会社を整理し、NOC を石油・ガス開発の中心的事業に専心させることにある。総裁は 2005 年 11 月に、首相としての最後の仕事の一つとして、石油部門の人事異動を行い、NOC

113. MEED 2006.7.21

114. MEED 2006.7.21

の油田操業会社のトップを入れ替えている。肥大化した NOC の組織体制を見直し、油田操業と製油所運営を担う子会社を NOC の中核会社として育成しようとするのが総裁の目論見である。石油・ガス開発に経営資産が集中的に投下されるばかりでなく、リビア政府が進める国営企業の民営化計画にも寄与する歓迎すべき動きである。

また、2006 年 11 月に NOC は、我が国の石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と、石油・天然ガス分野での技術共同研究・技術者研修事業協力に関わる基本協定書に調印し、今後の展開次第では、共同プロジェクトを立ち上げることになる。更に、資金調達能力を高めるため 2006 年 12 月にバーレーンの Arab Banking Corporation（ABC）と、NOC の一定の事業分野で ABC が金融面での協力を行なう覚書に調印している。この ABC の大株主の一つとしてリビア中央銀行が 28% を出資しているが、関係筋の話によると、当面の間の協力分野は貿易・輸出に関するファイナンスが中心になる見込みである。

5 外国石油会社との合併事業

以上は NOC の単独事業であるが、この他にも外国石油会社との合併事業で油田操業を行っている。その合併事業でオペレーターとして操業する外国石油会社のうち主要な会社は以下の通りである。

(1) 【Agip（イタリア）】

Agip はイタリアの Eni の子会社でリビアに 1974 年に進出した古株であり、12 鉱区に権益を持つリビアでは筆頭の外国石油会社である。最初の成功は 1976 年のオフショアの Bouri 油田の発見で、生産は 1988 年に開始され、現在の生産量は推定約 5 万 b/d と見積もられている。原始埋蔵量は 50 億バレル、可採埋蔵量は 6 億 7,000 万バレルと推定される。その後、Sirte 堆積盆の Bu Attifel 油田を開発し生産規模を拡大する中、更に 1998 年に Murzuk 堆積盆に El Feel (=Elephant) 油田を発見しリビアでの存在を磐石なものにしている。現在の生産量は Bu Attifel 油田から推定約 15 万 b/d、Elephant 油田から推定約 9 万 b/d と見積もられている。Eni は Elephant 油田の可採埋蔵量を 7 億 6,000 万バレルと推定している。

なお、Eni は後述するように、リビアからイタリアに天然ガスを供給するために NOC と西リビア・ガス開発プロジェクト（WLGP）を共同事業として立ち上げ、2004 年 10 月にリビアとイタリアを結ぶ海底パイプラインを完成させている。

(2) 【Total（フランス）】

フランスの Total は 1993 年、米国の Exxon（当時）が 1959 年に発見した Sirte 堆積盆の

Mabruk 油田を開発するためリビアに参入した。その後 1994 年に、ノルエーの Saga Petroleum に Total 持分権益の 25% を譲渡し、Saga を共同事業者に組み入れ開発を進め、1995 年に生産を開始した。現行の生産量は推定 2 万バレルと見積もられ、可採埋蔵量は 1 億 5,000 万バレルと推定される。更に 1996 年には、オフショアの Al Jurf 油田の開発に進み、新たな探鉱・開発を経た後 2003 年に同油田の生産を開始した。現行の生産量は推定 4 万 b/d と見積もられ、可採埋蔵量は 1 億から 1 億 5,000 万バレルと推定される。

(3) 【Repsol YPF (スペイン)】

スペインの Repsol YPF は 1993 年、イタリアの Petrom が発見したが資金難のために開発を断念した El Sharara 油田を開発するためリビアに参入した。同年、フランスの Total とオーストリアの OeMV を共同事業者に引き入れ開発を進めた後、1996 年に生産を開始した。その後、水攻法を導入した結果、現行の生産量は推定 20 万 b/d と見積もられ、埋蔵量は 20 億バレルと推定される。この他 1997 年に Total、OeMV、Saga Petroleum と共同で Murzuk 堆積盆の A and B Field 油田の開発に乗り出し、2004 年に生産を開始、現行の生産量は推定 4 万 5,000b/d と見積もられている。また、可採埋蔵量は 1 億 4,000 万バレルと推定される。

(4) 【Petro-Canada (カナダ)】

カナダの Petro-Canada は 2001 年、カナダの Lundin Oil が開発した Sirte 堆積盆の En Naga 油田の権益を買収し、同油田の操業者となった。現行生産量は推定 3 万 b/d と見積もられ、可採埋蔵量は 9,100 万バレルと推定される。また、Veba Oil Libya が 1950 年代後半から 1970 年代後半にかけて発見した Hofra 油田、Amal 油田、Ghani 油田、Zenad 油田の 4 油田の権益を 2002 年 5 月に買収し、これら油田の操業も行っている。

(5) 【Wintershall (ドイツ)】

ドイツの Wintershall が操業する油田は As-Sarah 油田で、1989 年に発見された。1994 年に生産が開始され、生産能力は推定 5 万 3,000b/d と見積もられ、埋蔵量は 2 億 5,000 バレルと推定される。

なお、2006 年 4 月に、Wintershall の親会社であるドイツの BASF とロシアの Gazprom は、Gazprom のガス田の権益 35% を Wintershall に譲渡し、Gazprom は BASF のガス販売権益 50% を取得する契約に調印した。この結果、Gazprom は Wintershall が有するリビア鉦区での探鉱・生産活動に参加できることになった¹¹⁵。

115. Dowjones 2006.4.27

上記の他、先述のように米国の Oasis Group と Occidental もそれぞれ NOC 子会社の Waha Oil Company と Zuetina Oil Company と共同操業を行っている。

図表 7.1 主要な生産油田と操業者

操業者	主要油田	堆積盆	代表原油	推定生産量 (1,000b/d)
リビア国営石油 (NOC)				
AGOCO	Sarir, Naffora/ Augila, Messla	Sirte	Sarir (API37°) Brega (API40°)	425
SOC	Nasser, Raguba	Sirte	Siritica (API42°)	70
WOC*	Dahra, Gialo, Waha	Sirte	Es Sider (API37°)	350-400
ZOC*	Intisar, Zella	Sirte	Zueitina (API42°)	n.a
外国石油会社				
Agip	Bouri Bu Attifel El Feel (=Elephant)	Offshore Sirte Murzuk	Bouri (API26°) Abu Attifel (API40°)	50 150 90
Total	Mabruk Al Jurf	Sirte Offshore	Al Jurf	20 40
Repsol YPF	El Sharara A and B Field	Murzuk Murzuk	El Sharara (API40°)	200 45
P e t r o - Canada	En Naga Hofra, Amal, Ghani, Zenad	Sirte		30 N.A
Wintetrshall	As-Sarah	Sirte		53

(注) *WOC は米国の Oasis Group、*ZOC は米国の Occidental との共同事業である。

出所：Arab Oil & Gas Directory 2006 を基に中東研究センターで作成。

図表 7.1 の Agip が操業する Bu Attifel 油田については、水攻法のための水圧入施設の増強工事とコントロール・システムの高度化工事に関する入札が実施され、2006 年 10 月にドイツの MAN Ferrostaal 社が水圧入施設増強工事を、イタリアの Bonatti 社がコントロール・システム高度化工事の入札を射止め、同年 12 月に Agip は両者と工事契約を行なった。また、ガス再圧入施設の増強工事に関する入札も進められていて、イタリアの Bonatti 社と UAE の Petrofac International 社によるグループ、キプロスの Joannou & Paraskevaides と欧州に拠点を置く ABB 社によるグループ、ドイツの MAN Ferrostaal 社とオランダの Iv-Oil & Gas 社によるグループの 3 グループによる企業連合体およびドイツの Uhde 社が入札参加資格を得て

いる¹¹⁶。

また、Agip の親会社である Eni は 2006 年 9 月に、NOC 及びカダフィ開発財団とリビアの社会プロジェクトに 1 億 5,000 万ドルを投資する覚書に調印している¹¹⁷。このプロジェクトは病院の建設、遺跡の保存・修復、学校の再建を内容とし、NOC、カダフィ開発財団、Eni の三者が共同して計画を構想する。そして、Eni は複数年計画のもとに、建設された施設を運営することになるリビア人スタッフを教育・研修することになる。

今回の決定は Eni によると、Eni が操業する国の人的資源を開発するとした Eni の企業戦略に沿ったものであるということである。また、Eni の Maugeri 副社長は 2006 年 9 月のロンドンでのエネルギー会議で、外国石油会社は産油国での社会プロジェクトに投資する中国国営石油会社のような戦略が必要であり、それによって産油国への参入を容易にすることが出来ると述べている。しかし、人的資源の開発あるいは中国国営石油の戦略を持ち出すまでもなく、既に、Eni はリビアでの存在を磐石なものにしていると思われるので、ここまですりばに深入りされると他の外国石油会社への影響が懸念される。

一方、イタリアとリビアの関係にも目を向けておく必要がある。両国の間には植民地時代の賠償問題が依然として未解決のままであり、リビアは事あるごとにイタリアに強硬な要求を突きつけている。他方、イタリアのアマト内務相は 2006 年 7 月に「リビアには賠償請求権がある¹¹⁸」と発言し、それまでの政権より一歩踏み込んだ姿勢を示している。このように両国の賠償問題が大きく前進していく中で今回の Eni の決定を位置づけると、Eni の企業戦略以上のものが見えてくる。今回の決定を見ていく際には、イタリアとリビアの歴史上の関係も見落としてはならず、外国石油会社はこれを他山の石として見習うほどのことではないであろう。

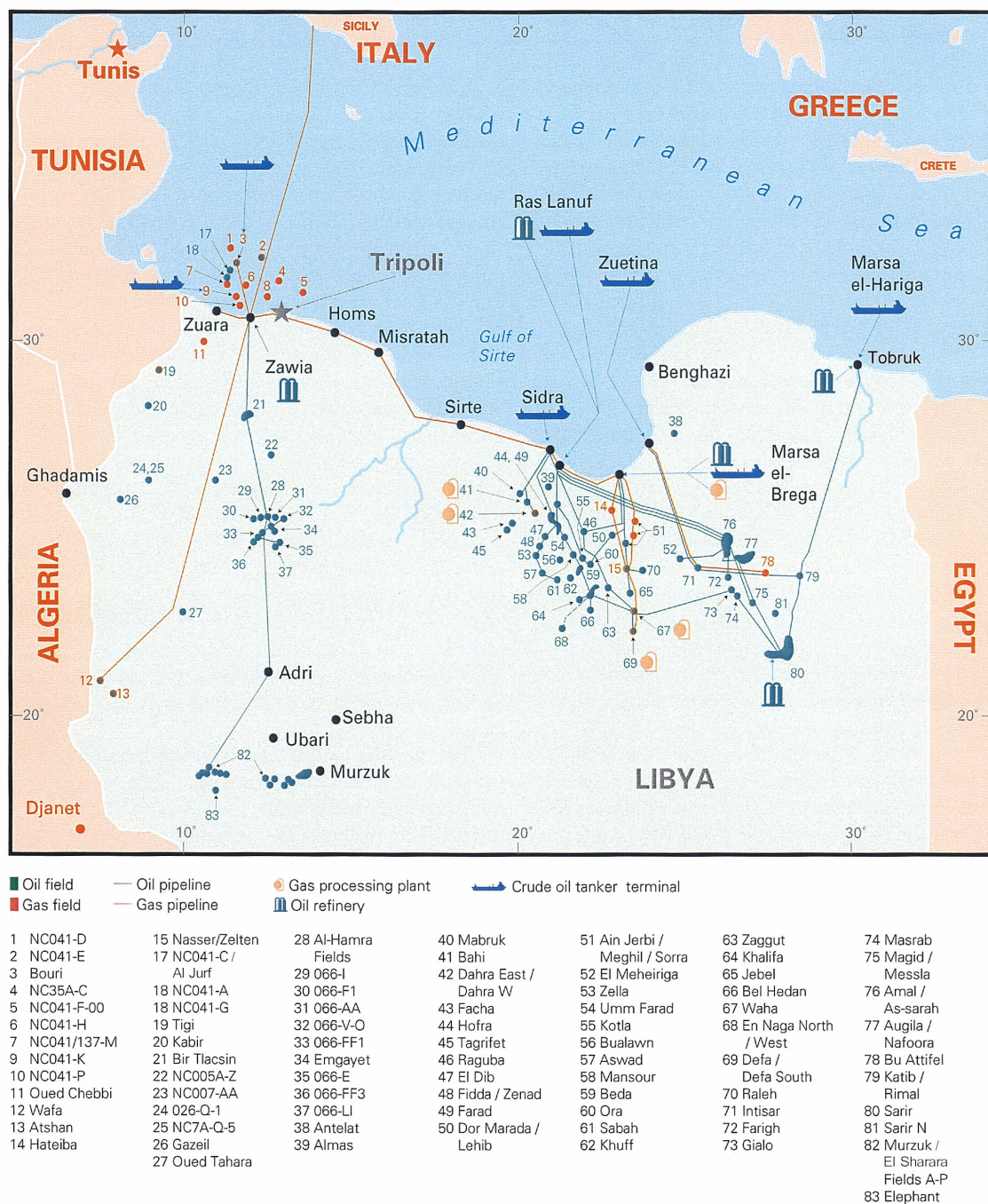
このように石油以外での関係も強化する Eni は 2006 年 12 月、カダフィ大佐の次男であるサイフ・アル・イスラム氏と会談し、Eni の利権更新、石油・ガス・精製部門への新規投資、80 億 m³ の LNG プラント建設への参加について意見交換を行い、今後 20 年にわたる関係の構築と、新しいマスター・プランの検討を行なっている。本業の石油部門での基盤固めにも余念がない Eni であるが、会談相手が NOC 総裁ではなく、サイフ・アル・イスラム氏であることに、同氏が実力者とは言うものの、会談の実効性に多少疑問が残る。

116. MEED 2006.11.24

117. Dowjones 2006.9.22

118. Reuters 2006.7.3

図表 7-2 油田、製油所、パイプライン、出荷基地ロケーションマップ



出所: Energy Intelligence Research “Libya Oil & Gas: Back in Business”、一部中東研究センターで編集。

6 原油埋蔵量と生産量の推移

6.1 原油埋蔵量

2005 年末の原油の確認埋蔵量は OPEC 統計によると図表 7.3 にあるように 414 億 6,400

万バレルである。

図表 7.3 原油確認埋蔵量

単位：100 万バレル

2001 年末	2002 年末	2003 年末	2004 年末	2005 年末
36,000	36,000	39,126	39,126	41,464

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”

2005 年末のリビアは、OPEC 加盟国では 7 番目に位置する埋蔵量を保有していることになる。

図表 7.4 2005 年末 OPEC 加盟国の原油確認埋蔵量

単位：100 万バレル

順位	国名	確認埋蔵量
1	サウジアラビア	264,211
2	イラン	136,270
3	イラク	115,000
4	クウェート	101,500
5	UAE	97,800
6	ベネズエラ	80,012
7	リビア	41,464
8	ナイジェリア	36,220
9	カタール	15,207
10	アルジェリア	12,270
11	インドネシア	4,301
	合計	904,255

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”

このように OPEC 統計では、2005 年末の埋蔵量を 414 億 6,400 万バレルと公表しているが、一方、BP 統計（BP Statistical Review of World Energy June 2006）によると 2005 年末の確認埋蔵量は前年と変わらず 391 億バレルである¹¹⁹。両者には 23 億 6,400 万バレルという違いが見られるが、リビアの埋蔵量を巡る議論で一つ参考になる見解がある。

それは、414 億 6,400 万バレルという埋蔵量が発表される前の 391 億バレルという確認埋蔵量に対し疑問を呈する石油アナリストの出現である¹²⁰。2005 年 9 月にロンドンで開催さ

119. BP 統計では、リビアの原油確認埋蔵量は世界で 9 番目になるが、OPEC 統計の 414 億 6,400 万バレルを当てはめると、カザフスタンを抜いて 8 番目となる。

120. AOG 2005.10.1

れた英国の Target Exploration 社主催の「中東・北アフリカ（MENA）石油・ガス会議」でスピーカーを務めた英国の Clark-Lowes Consulting 社の Clark-Lowes 氏が、リビアの確認埋蔵量はだまかに見積もっても 200 億バレルを超えることはなく、189 億バレルであろうとの推定値を出したのである。同氏によれば、リビアはこれまで明確な根拠を提示することなく確認埋蔵量の改定を行ってきた。特に、1999 年の改定においては原油回収率を 30% から 38% に修正したが、そこに合理的根拠が見当たらないと非難するものである。確かに、1999 年末の確認埋蔵量は 295 億バレルであったものが 2000 年末には 360 億バレルに改定されている。今回の改訂も合理的根拠のないまま改定されたと即断できないが、OPEC 統計と BP 統計には約 24 億バレルの差があることを指摘しておく。一方で、今後の新規埋蔵量の発見について、2006 年 8 月に NOC の開発担当マネジャーは、2015 年までに新たに 200 億バレルの発見を期待していることを表明している。

ところで、IEA は 2005 年 11 月に公表した「World Energy Outlook 2005」の中で、確認埋蔵量が 391 億バレルであった時の堆積盆地（Basin）ごとの賦存比率で次のように区分けしている。

図表 7.5 確認埋蔵量の堆積盆地ごとの賦存比率

堆積盆地	賦存比率 (%)
Sirte	87
Offshore	5
Murzuk	3
Ghadames	3
Kufra 他	2

出所：IEA “World Energy Outlook 2005”

Sirte 堆積盆に圧倒的に存在するが、沿岸部に比較的近いため他の堆積盆に先行して開発がなされてきた経緯がその豊富さを支えている。裏返して言えば、Ghadames、Murzuk、Kufra などはこれからの開発が期待できる場所であり、NOC はそれら地域を優先的に開発する意向であるが、Ghadames は全体としては相当な広がりを持つ一方、堆積盆一つ一つの構造が小さいのが難点であると指摘されている¹²¹。また、Murzuk については、北のエリア開発が先行していて、南のエリアはこれから開発がなされると見られている。更に、Kufra については、これまで Agip が 2 本の試掘井を掘削しただけであり、それも 2 本ともドライ・ホールであったと言う未開発地域で、ここに根源岩があるかどうか未確認な段階であると指摘されている。しかし、Kufra の西に位置する Murzuk と堆積盆の構造が似ている

121. リビアに進出している日系企業に対する現地ヒアリング。

ため可能性を秘めていること、及びこの地域が未開発であることが、Kufra の有望性の根拠になっている。

一方、堆積盆ごとの試掘井の成功率が NOC から公表されている。2005 年に実施された第 1 次原油鉱区入札の説明会で公表された成功率であり、1957 年から 2002 年までの平均成功率を 34% としている（図表 7.6）。

図表 7.6 1957 年から 2002 年までの試掘井成功率

堆積盆	試掘井成功率	掘削本数
Offshore	61%	66 本のうち 40 本成功
Murzuk	44%	92 本のうち 40 本成功
Ghadames	42%	358 本のうち 150 本成功
Sirte	31%	1,735 本のうち 537 本成功
合 計	34%	2,251 本のうち 767 本成功

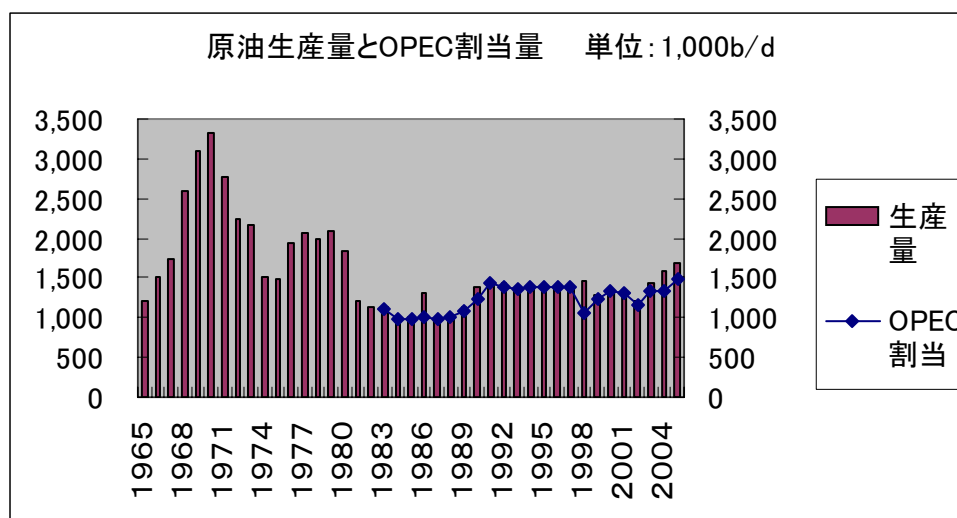
出所：Arab Oil & Gas Directory 2005

しかし、34% という成功率は、概ね 10% 程度という世界の水準に比べ、随分と高いが、試掘井の成功イコール商業量の発見ではないことに留意しておかなければならない。

6.2 原油生産量

リビアの石油探査活動は 1953 年に開始、最初の油徴が 1957 年に確認され、1961 年に原油の初出荷が行われた。その後生産は 1970 年まで増産を続けるが、1971 年を境に減退を始め現在に至るまで 300 万 b/d の大台に復活することはない。この間の生産推移を以下追ってみる。

図表 7.7 原油生産量と OPEC 割当量



単位: 1,000b/d

1969 年	1970	1971	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
3,109	3,318	2,761	1,287	1,347	1,323	1,201	1,432	1,581	1,693

出所: OPEC “Annual Statistical Bulletin 2004 & 2005”

1970 年の 331 万 8,000b/d から下降を始めた生産量は 1973 年まで 200 万 b/d 台を維持するが 1974 年からは、途中 1977 年と 1979 年の 2 年間を除いて、100 万 b/d 台に落ち込む。1971 年からの下降の理由としては先ず初めに來るのが、既述した油田国有化の影響であろう。それまで操業していた外国石油会社の権益をゼロあるいは縮小したことは同時に、外国石油会社の操業意欲を削ぐと共に高度な生産管理技術を失うことであった。次に、挙げられるのは、第 4 次中東戦争が引きがねとなった 1973 年の第 1 次石油危機である。アラブ石油輸出国機構 (OAPEC) が中東戦争を優勢に進めるため、生産削減とアラブ諸国に友好的であるかないかで供給量を調整するといった石油戦略を発動したのである。一方、原油価格も大幅な値上りとなったが、反面、石油需要の後退を招くことになり、OAPEC の加盟国であるリビアも生産削減、石油の禁輸措置そして需要後退により生産量を削減したと見られる。

その後 1977 年に 200 万 b/d に復帰するが、1980 年にまた 200 万 b/d を切り 1981 年には 121 万 8,000b/d となる。この年、米国は禁輸措置の一環としてリビア原油の輸入を禁止すると同時に、Exxon, Mobil が撤退するのであるが、これらの動きと後述の OPEC 生産削減により 120 万 b/d への落ち込みに至ったのである。更に 1986 年には、米国による経済制裁の発動により Oasis Group と Occidental 石油も撤退し、1987 年には 100 万 b/d を切るようになった。この間、1979 年のイラン・イスラム革命、1980 年のイラン・イラク戦争の勃発に

より原油価格は急騰するが、1981 年に入ると世界的な石油需要の減退、サウジアラビア及び非 OPEC 産油国の増産などにより、原油需給は供給過剰傾向に転じ、原油価格も急落し始めた。原油価格の下支えに必死な OPEC は生産削減を実施するが、原油価格の下落を食い止めることはできず、とうとう 1982 年に OPEC は加盟各国に生産量の割当を行うのである。リビアも 1983 年以降現在に至るまでその生産量は、上限を超える傾向はあるものの、ほぼ割当枠に沿って増減している。

このように、リビアの原油生産量の推移は 1982 年までは石油を巡る内外の政治的戦略、1983 年以降は OPEC の割当枠で説明できるが、地下資源である限り油田は自然減退していくのであり、その減退も考慮しなければならない。同時に、減退を食い止める回収法の導入、新規油田の発見も生産量の推移を見る上で欠かせないが、石油専門誌は一樣に米国並びに国連の経済制裁の影響を指摘するのである。制裁によって油田保守並びに回収用技術、資機材そして資金の投入が阻まれたことにより油田は老朽化を早め、その結果、自然減退以上に衰微していると分析している。また、新規油田の開発も遅れ殆どの油田地域は未開発のままであると論じている。

7 生産計画

7.1 200 万 b/d 到達の実現性

いずれにしても、経済制裁は油田の適切な生産管理が妨げられたという事態を招いたのであるが、制裁解除後生産は順調に伸び、2007 年 1 月の原油生産量は、米国エネルギー情報局の公表データによると 165 万 b/d である¹²²。NOC のガーネム総裁は 2006 年 9 月の NOC ホームページ上で、今後この生産量を 2007 年に 200 万 b/d、更に 5 年から 7 年以内に 300 万 b/d に引き上げることを明らかにした。一方、このガーネム総裁の発言前の 8 月に NOC の開発担当マネジャーは、ロンドンでの第 3 次原油鉱区入札の説明会場で、2015 年までに 300 万 b/d に引き上げ、2019 年にピークの 350 万 b/d に到達するとした計画を公表している¹²³。このために 2 次元地震探鉱を 1 万 k m²、3 次元地震探鉱を 4,000k m²実施し、毎年 50 本の試掘井を掘削することを明らかにした。

ガーネム総裁と開発担当マネジャーの 300 万 b/d 到達時期には多少の違いはあるが、2007 年以内に 200 万 b/d に到達するという点では一致している。ところが、2005 年の段階における原油生産計画¹²⁴では、今後 10 年間に探鉱から生産、インフラ整備まで含めた総投資

122. Dowjones 2007.2.6

123. Dowjones 2006.8.31

額として 300 億ドルの外資を呼び込み、2010 年までに 200 万 b/d、2015 年までに 300 万 b/d に増産する計画であった。このうち、探鉱投資に関わる外国石油会社からの投資は 70 億ドルであり¹²⁵、投資額については変わらないものの、200 万 b/d 到達時期については 3 年前倒しになっている。それでは果たして、この前倒しが実現可能なものなのかどうか、一つの興味あるデータを石油専門誌の PIW は報告している。

PIW は 2006 年 1 月 2 日号で、2007 年までに期待できる増産量は図表 7.8 の通り 26 万 500b/d であると報告しているのである。

図表 7.8 PIW による 2007 年末までの増産量予測

単位 : b/d

油田	操業者	増産量
Elephant	Agip	125,000
El Sharara (NC-115)	Repsol YPF	64,000
A Field (NC-186)	Repsol YPF	30,000
En Naga	Petro-Canada	6,500
Mabruk/Al Jurf	Total	35,000
合 計		260,500

出所 : PIW 2006.1.2

上記の増産量の中には 2005 年の原油鉱区入札で公開された鉱区からの生産量は、地震探鉱に着手したばかりであるとして加味されていない。2010 年までに探鉱が順調に進んだとしても、開発にも時間をかけなければならず、バルブ・オープンが生産ラインに繋がるのは 2010 年以降になるであろう。従って、2007 年までの短期的増産に寄与するのは現在生産を続けている既存油田が対象となる。しかも、Eni, Repsol YPF, Total などの外国石油会社が操業している油田が対象であり、増産できるかどうかは彼らの増産努力にかかっていると PIW は指摘している。また、NOC の子会社が操業している油田について触れていないことは、NOC の回収技術が外国石油会社の域に達していないという証左であろうが、約 20 年にわたる経済制裁が先端技術の導入を阻んだことの影響は大きい。従って、現在約 40 万 b/d を産出しているリビア最大の Waha 油田からの増産も見込んでいない。というのも、この油田を操業する米国のオアシス・グループが、米国の経済制裁解除後にこの油田に戻ってきたのは 2005 年末のことであるため、増産に向かうのはこれから先のことであるとして除外している。

いづれにしても、PIW が予測をした当時のリビアの全生産量が 165 万 b/d であったので、

124. Energy Information Administration(EIA) “Country Analysis Briefs, Libya”(February 2005)

125. Dowjones 2005.9.26

これに増産見込み量約 26 万 b/d を加算すると、2007 年末の生産量は 191 万 b/d となり、200 万 b/d には届かない。ところが、2006 年 5 月に米国がリビアとの外交復活を発表した直後に、ガーナム総裁は、それまで規制のかかっていた資機材、専門技術者の流入が容易になったとして、Waha 油田も 2007 年までには 10 万から 15 万 b/d 増産されとの観測を述べたのである¹²⁶。もしこの観測が実現すれば、Waha 油田の増産量が加算され、図表 7.9 にある通り、従来計画の 2010 年よりも 3 年早い 2007 年までに 200 万 b/d に到達することになり、NOC の目標は俄然現実味を帯びてくる。

図表 7.9 2007 年に予想される生産量

単位 : b/d

2005 年 12 月現在の生産量	1,650,000
PIW の増産見込み量	260,500
Waha 油田の増産見込み量	100,000 ～ 150,000
合 計	2,010,500 ～ 2,060,500

但し、生産油田の自然減退が加味されているのかどうか不透明な部分もあるので、増産見込み量が純粋に上乗せされると言い切るには、注意を要する。また、後述の OPEC 生産調整問題もあり、たとえ 200 万 b/d が達成されたとしても、全量市場に出荷される保証はないことも考慮しておかなければならない。

7.2 IEA の指摘

一方、300 万 b/d については、ガーナム総裁は先程の NOC のホームページ上で 5 年から 7 年以内に到達するとして具体的な年次は避けているが、2006 年 6 月の外国人記者団との会見では 2010 年に到達できると明言している¹²⁷。開発担当マネジャーは到達年次を 2015 年としていることに比べ、随分と大胆な発言であるが、ここで注意しなければならないのは国際エネルギー機関（IEA）の指摘である。

IEA は 2005 年 11 月に発表した「World Energy Outlook 2005」の中で、2015 年までに 300 万 b/d に到達するとして計画に対し非現実的であると異を唱えたのである。IEA は 300 万 b/d に到達するまでには更に 15 年かかり、2030 年までに 410 億ドルの投資が必要であると指摘し、更に、経済改革と投資条件の改善がなければ外国からの投資の遅延を招き、2030 年においても 200 万 b/d に止まるであろうと予測している。

126. Petroleum Argus 2006.5.22

127. Dowjones 2006.6.13

NOC の計画に対する真っ向からの反論であるが、翻って見れば、油田の老朽化が予想以上に進んでいることを窺わせる指摘であり、同時に、掛け声だけが先行し実質が伴っていない経済改革と過当競争から来る投資条件の厳しさに対し、早急な改善策を実行しないと期待するほどの資金は集まらない、というリビア当局に対する警告である。

この IEA の指摘を NOC がどこまで真剣に受け取っているかは分からないが、2006 年 7 月にガーネム総裁が来日し、石油業界紙関係者と会見した折、IEA に対する姿勢を窺い知ることが出来た。IEA は 2006 年 7 月に発表した「Medium-Term Oil Market Report」の中で、リビアの 2010 年の生産量を 180 万 b/d としていたのであるが、この予測はガーネム総裁の目標に反するもので、これをどう考えるか質問したところ、「IEA はいつも間違う。原油価格の予測でもそうであった」と答え、IEA の予測を意にも介しない素振りであった。ガーネム総裁の石油開発に対する意気込みは自信に溢れているが、IEA の見方も客観的な指標として見据えておかなければならない。

7.3 OPEC の割当枠と生産調整

さて、先程の NOC のホームページ上でガーネム総裁は生産量の増産計画を明らかにする一方、今後生産量が増加しても、OPEC の生産割当枠を遵守することも述べている。OPEC 加盟国として責任ある発言であるが、200 万 b/d あるいは 300 万 b/d の増産が実現しても、OPEC の生産割当如何によっては、割当枠を超える増産量がそのまま市場に出るかどうか分からないということである。ところが、この NOC のホームページ上での発言から約 1 週間後に開催されたロンドンでのオイル・アンド・マネー会議では、「現行の割当枠は数年になるが、産油各国の生産量と能力は変化してきているので、割当枠は見直さなければならない¹²⁸⁾」と、割当枠見直しを求める発言を行なっている。

リビアにとって原油輸出収入がリビア経済の牽引役である限り、増産された量は出荷しハード・カレンシーに交換したいのが本音であろう。また、外国石油会社にとっても權益原油の出荷が阻まれることは避けたいところである。昨年 11 月の OPEC の生産調整までは、リビアの生産量は 172 万 b/d であった。これは、リビアの生産割当枠 150 万 b/d に対し既に 22 万 b/d 超過していたのであるが、当時の原油需給の逼迫及び OPEC の余剰生産能力の縮小によって原油価格が高止まりしていることを背景に、生産割り割当枠の超過に対して OPEC は傍観するのみであった。このような事情にも後押しされて、先ほどのガーネム総裁の割り当て枠見直し発言がなされたと推測できる。

128. PIW 2006. 9. 25

しかし、昨年夏を境に原油価格が下落傾向に転じたことを受けて、昨年 10 月に OPEC は原油価格を下支えするため、当時の OPEC の全生産量から 120 万 b/d 削減する決定をした（図表 7.10）。生産割当枠は現状のままで、実生産量を基準に削減幅を決めたのであるが、リビアもこの決定に従い当時の生産量 172 万 b/d から 7 万 2,000b/d 削減し、2006 年 11 月から 164 万 8,000b/d を生産上限値にしたのである。一方で、このリビアの削減量は削減率にするとサウジアラビアと同じ 4.2% であったが、それでも生産割当枠 150 万 b/d に対し 14 万 8,000b/d 超過している。リビアを含め割当枠を超過している国は UAE、クウェート、アルジェリア、カタールの 5 カ国となるものの、他の国が割当枠を大幅に下回るため、全体の削減幅はバランスが取れるものになった。サウジアラビアの盟主としての義務あるいは他国の生産能力の限界のおかげで、リビアなどの超過国はある意味恩恵に浴していると思えるが、それ以上に現行の各国の生産割当枠を見直すべき時期に来ていることが浮き彫りになっている。

図表 7.10 2006 年 10 月 OPEC 生産削減内訳（2006 年 11 月から実施）

単位：1,000b/d、%

国 名	(A) 削減 量	(B) 削減 率	(C) 削減後 の生産量	(D) 生産割 当枠	割当枠超 過量 (C) - (D)
サウジアラビア	380	4.2%	8,700	9,099	-399
イラン	176	4.5%	3,694	4,110	-416
ベネズエラ	138	5.4%	2,412	3,223	-811
UAE	101	3.9%	2,469	2,444	25
ナイジェリア	100	4.5%	2,100	2,306	-206
クウェート	100	4.0%	2,410	2,247	163
リビア	72	4.2%	1,648	1,500	148
アルジェリア	59	4.3%	1,311	894	417
インドネシア	39	4.4%	841	1,451	-610
カタール	35	4.25	795	726	69
合計	1,200	4.4%	26,380	28,000	-1,620
イラク	0	-	2,070	-	-
再計	1,200	-	28,450	28,000	-1,620

出所：Dowjones 2006.10.20 を基に中東研究センターで編集。

このように、OPEC は生産割当は現行のまま据え置き、実生産量を削減することで何とか原油価格の下落を食い止めようとしたが、消費国の石油在庫の積み増しと暖冬のせいで、原油価格の軟調傾向に歯止めがかかることはなかった。このため、OPEC は再度価格下落防止のため 2006 年 12 月に、50 万 b/d を 2007 年 2 月から追加削減することを決定した。Dowjones 誌の推定によると、今回のリビアの削減量は 3 万 b/d となり、前回の削減量とあわせ 10 万 2,000b/d となる（図表 7.11）。しかし、それでも、リビアの生産上限値は 161 万 8,000b/d で、割当枠 150 万 b/d を 11 万 8,000b/d 超過している。前回既に OPEC 加盟各国の

生産能力と割当枠が現状を反映していないことが浮き彫りになったように、今後、OPEC が更なる生産削減を検討する時には、先のガーネム総裁の「見直し」発言が具体的な争点になる可能性が強い。奇しくも、今回の OPEC 総会で NOC の前総裁であるアル・バドリ氏が 2007 年 1 月から OPEC の事務局長に就任することが決定した。同氏は NOC の総裁時代に、当時首相であったガーネム氏の意を汲んでリビアの石油開発を牽引してきた責任者であり、リビアの石油行政に精通している人物である。そのバドリ氏が、今後、事務局長として生産割当枠の見直しを迫られたとき、リビアの増枠を視野に入れた加盟国間の調整を避ける訳にはいかないであろう。

図表 7.11 2006 年 12 月 OPEC 生産削減内訳見込み (2007 年 2 月から実施)

単位 : 1,000b/d、%

国 名	(A) 削減量	(B) 削減率	(C) 削減後の 生産量	(D) 生産割当 枠	割当枠超過 量 (C) - (D)
サウジアラビア	158	1.8%	8,542	9,099	-557
イラン	73	2.0%	3,621	4,110	-489
ベネズエラ	57	2.4%	2,355	3,223	-868
UAE	42	1.7%	2,427	2,444	-17
ナイジェリア	42	2.0%	2,058	2,306	-248
クウェート	42	1.7%	2,368	2,247	121
リビア	30	1.8%	1,618	1,500	118
アルジェリア	25	1.9%	1,286	894	392
インドネシア	16	1.9%	825	1,451	-626
カタール	15	1.9%	780	726	54
合計	500	1.9%	25,880	28,000	-2,120
イラク	0	-	2,070	-	-
再計	500	-	27,950	28,000	-2,120

(注) 本表の国別の削減量はあくまで Dowjones 誌の推定数値である。

出所 : Dowjones 2006.12.24 を基に中東研究センターで編集。

なお、ガーネム総裁は 2007 年 3 月の OPEC 総会の見通しについて、原油価格が 60 ドル近辺であれば、更なる生産削減は必要ないであろうと述べ、原油価格の成り行き次第で生産削減をするかどうか決まるとの見解を示している¹²⁹。

7.3.1 既存油田の回収率向上策

さて、生産削減の問題はあるが、リビアは増産努力を諦めていることはなく、積極的な姿勢に変わりはない。それでは、当面の増産を確保する手段は何であろうか。先述したように、向こう 5 年先位は 2005 年、2006 年に原油鉱区入札で公開された新規鉱区は探鉱段階

129. Dowjones 2007.2.6

にあるから、増産には寄与しない。当面の増産に寄与するのは既存油田の開発である。

2005 年末に操業復帰の叶った Oasis Group は、復帰前から Waha 油田の生産量を回復するには増進回収法（EOR）が必要であると指摘していた。また、Waha 油田に限らずリビアの減退を始めた油田には何らかの回収法を導入しなければならないとするリビア当局の認識も大きい。ガーネム総裁は首相在任中の 2005 年 10 月に、減退している油田の回収率を上げた外国石油会社に対して、回収された原油は石油会社の所有とし、追加埋蔵量も石油会社の帳簿に計上できるような措置を検討中であることを明らかにした。また、英国の Business Monitor International（BMI）社は 2005 年 12 月号の「North Africa Monitor」誌の中で、リビアの老朽化油田の回収率を上げるため、NOC が新しい開発・生産分与契約（DPSA：Development and Production Sharing Agreement）を検討中であることを紹介した。この新しい契約は 2 年前から検討されてきたもので、2005 年末に新方式による契約が成立すると見られていたが、当時の NOC 幹部には成立は 2007 年であろうと指摘する幹部もいた。しかし目下のところ、この DPSA が施行されるとの発表はない。

いずれにしても、経済制裁により先端技術の導入が阻まれたことは、当然のことながら、油田の最適な生産管理に支障を来し、減退を始めた老朽化油田の生産維持がままならなくなったことを意味する。このため、NOC は DPSA 方式により外国の石油会社を誘引しようとしているのであるが、DPSA がどのようなスキームなのか公表されていないので、それが外国石油会社にとって魅力的なのかどうか判定できない。しかし DPSA を採用するにしても、NOC 内部では、老朽化油田の回収率向上に公開入札で外国石油会社を選定するのがよいのか、外国石油会社と直接交渉をするのがよいのか意見が割れている。どのような回収法が最適なのかは油層の状態によるが、一次回収、二次回収、増進回収のどれを採用するにしても回収技術に熟知した石油会社と直接交渉をするほうが生産量回復にとって確実な方法であろう。

一方、原油鉱区入札は EPSA－IV のもとで実施されたが、後述のように、EPSA－IV における石油会社の取り分はコスト回収を終わった後、利益原油（profit oil）を NOC と配分する時にもう一段下がるのである。このように、石油会社にとっては厳しい条件であるが、ハイ・リスク、ハイ・リターン of 未開発鉱区での入札であるからこそこのような仕組みも可能なのである。しかし、DPSA は老朽化したとは言え生産を続けている油田に適用され、またリビア側にとっても生産量回復は経済の建て直しに必須な事業であることを考えれば、EPSA－IV とは違う石油会社にとって参入しやすい投資条件であることが求められる。

上述のように老朽化油田対策は進められているが、同時に、小規模油田開発にも注目が集まっている。既に開発されているが、採算性が危ぶまれていたため未着手となっていた

小規模油田（untapped existing fields）は 300 以上あり、埋蔵量は古い調査であるが 30 億バレルあるとされる。ところが、この小規模油田の採算性が原油価格高騰のおかげで見通しのつくものになったため、ガーナム総裁は 2006 年 9 月の NOC のホームページ上で、これら小規模油田にも積極的に投資を進めていくことを表明したのである。その具体的な方策は明らかにされていないが、2006 年 1 月に当時のシャトワン・エネルギー相がこの開発のために外国石油会社の参入を積極的に推進する意向を示した際に、その導入策として、イランの「バイ・バック」契約方式に似た新しい「サービス・コントラクト」を検討中であることを明らかにしている¹³⁰。

しかし、イランの「バイ・バック」契約は、外国石油会社が投下した探鉱・開発投資額をあらかじめ決められた投資回収率（ROR）に従って生産原油から回収する仕組みであり、外国石油会社取り分相応の埋蔵量を外国石油会社の資産として認めていない。一方、リビアの探鉱・生産分与契約では、その埋蔵量を自社の資産に計上できるため、外国石油会社は将来にわたって自社処理できる量が保証される。しかし、イランの「バイ・バック」契約はこの方式を認めないため、石油会社には不興である。先の「サービス・コントラクト」がイラン方式になるとしたら、石油会社の参入は望むほどに集まらないであろうから、工夫を凝らした契約方式を考案する必要がある。

以上のように老朽化油田及び小規模油田の開発に適用すべく新しい契約方式が考案されているが、外国石油会社の参入意欲を削がないことが肝要であることは言を俟たない。そして、今後の更なる 300 万 b/d の目標を実現するには新規鉱区の開発が必要不可欠であり、そのため後述のように 3 回の原油鉱区入札が実施された。しかし、一時期この原油鉱区入札に異議が差し挟まれる事態があった。2006 年 1 月に当時のシャトワン・エネルギー相が小規模油田の開発に見解を述べたときに、「新規の探鉱開発に一息入れ、既存油田の開発にサービス・コントラクトの導入を検討中である¹³¹」とした発言である。新規の探鉱開発とは原油鉱区入札のことであり、当時のエネルギー省はそれに「一息入れ」既存油田の開発に軸足を移す意向であったのであるが、それもエネルギー省の廃止により、この方針には終止符が打たれた。現在の NOC は、既存油田の開発と原油鉱区入札を同時に進めていく方針であるが、2006 年 9 月に新設された「石油・ガス検討委員会」の委員にシャトワン氏が鉱工業・電力相として名を連ねていることを考えると、同氏の「一息入れる」が復活しはしないかとの懸念もあった。しかし、2007 年 1 月の内閣改造により、シャトワン氏は閣外に去ることになり、この懸念は払拭された。

130. Gulf Times 2006.2.8

131. Gulf Times 2006.2.8

8 米国石油会社の操業復帰

ここで前項で述べた、米国の Occidental と Oasis Group (Amerada Hess, ConocoPhillips, Marathon Oil³ 社による企業連合) がリビアの操業現場に復帰した経緯に触れておきたい。まず、両者は 1986 年の米国の経済制裁でリビアからの撤退を余儀なくされたのであるが、撤退に際し、石油採掘施設などの資産を保全するため「権益保全契約 (standstill agreement)」をリビア側と締結し、経済制裁が解除された暁には戻ってくることを確約していたのである。

そして、経済制裁から 18 年を経た 2004 年 9 月に米国が制裁を解除したことを受けて、両者は復帰のための交渉をリビア当局と始めるのであるが、いち早く復帰を認められたのは Occidental であった。同社は 2005 年 7 月にリビア当局と合意に至り、9 月には復帰後初めてとなるリビア原油の積荷、約 90 万バレルを米国に向けて出荷したのである。ところが、交渉から出荷まで順調に進んだ Occidental に反し、Oasis Group の場合は復帰までの道のりが起伏に富んだものとなった。

まず、Oasis Group は NOC との交渉を重ねた結果 2004 年 12 月に操業再開協定書に調印するところまで漕ぎついたのであるが、2005 年 2 月リビア政府はこの協定書を白紙に戻した¹³²。理由は公表されていないが、NOC とエネルギー省の権限を巡る角逐あるいはリビア政府の対米姿勢にまつわる政治的思惑などが推察される。そこで、白紙に戻された Oasis Group はリビア当局と仕切り直しの交渉を再開し話し合いを続けていたが、2005 年 10 月 Amerada Hess と ConocoPhillips はそれぞれ自社の投資家説明会で、復帰への意欲は見せるものの、2005 年の生産計画から当初は計上していたリビア産原油を除外することを明らかにし、事実上 2005 年内の決着はないことを投資家に報告した。

更に、2005 年 12 月 12 日、当時のシャトワン・エネルギー相は、契約期間の延長と新条件を巡り交渉が暗礁に乗り上げていることを明らかにしたのである。実は、Oasis Group に与えられていた操業契約は 1955 年に締結された 50 年間契約であったため、50 年目の 2005 年で失効したのである。シャトワン・エネルギー相は Oasis Group の延長要求に対し、延長を望むのなら新条件で始めなければならないとし、「我々は自分たちの石油会社を持っているから、問題はない。Oasis Group がいなくてもやっていける¹³³」と強気の発言を行ったのである。

132. BMI “North Africa Monitor September 2005”

133. Dowjones 2005.12.12

そして、この強気の発言が功を奏したのかどうか、2005 年末事態は急転し、Oasis Group は 12 月 29 日にリビア当局と復帰合意に到達したことを発表した。この合意によると、当初から主張していた 25 年間の操業期間延長は認められたが、Oasis Group は Waha 油田の操業再開のためにリビア政府に 13 億ドルを支払うことになった。更に、1986 年の権益保全契約に基づき預託 (in escrow) されていた Oasis Group の 5 億 3,000 万ドルの資産をリビア政府に寄付することになったのである。投資条件の改定内容は明らかにされていないが、ConocoPhillips と Marathon Oil に投資している Large-Cap Value at Loomies Stayles & Co., は、今回の合意で最も評価される点は、投資条件が 1986 年に撤退する以前のもと同じであることを強調している。足掛け 2 年にわたる復帰交渉の最終決着は 13 億ドルという「復帰料」であった。先程のシャトワン・エネルギー相の強硬姿勢が「復帰料」に繋がったのかどうか不明であるが、原油価格が安値であった時代の投資条件が、高収益を享受できる高値原油の今にそのまま維持されたことを鑑みれば、「復帰料」は妥当とも見える。

この Waha 油田での権益比率は NOC 59.18%、Oasis Group 40.82% (Amerada Hess 8.16%, ConocoPhillips 16.33%, Marathon Oil 16.33%) であるが、Oasis Group 各社は復帰直後の 2005 年 12 月に、操業再開により新たに追加される埋蔵量と生産量を図表 7.12 の通り予測している。

図表 7.12 Oasis Group による Waha 油田の新規埋蔵量と生産量

会 社	新規発見埋蔵量	2006 年の予想生産量
Amerada Hess	8,500 万バレル以上	2 万 b/d から 2 万 5,000b/d
ConocoPhillips	未公表	約 4 万 5,000b/d
Marathon Oil	1 億 6,000 万バレル以上	4 万 b/d から 4 万 5,000b/d

出所：Dowjones 2005.12.30

ConocoPhillips は埋蔵量を公表していないが、Marathon Oil と同じ権益比率であることを考慮すれば、Marathon Oil と同じ 1 億 6,000 万バレル以上と推定できる。新規鉱区の開発と違い、現在生産を続けている油田に復帰するのであるから各社の予測は到達可能な数値であるが故に、収益貢献に対する期待は大きいであろう。

この Oasis Group が追加取得する埋蔵量は、先程の予測によれば 4 億 500 万バレル以上となるが、仮に 4 億 500 万バレルとすると、13 億ドルの「復帰料」は 1 バレル当たり 3.2 ドルに相当する。これに、今後の生産コスト、あるいは増産に必要とされる増進回収 (EOR) 投資コストが加算されても、Oasis Group は採算が取れると判断したのであろうが、その自信は高値原油が今後も続くという読みにあるのであろう。

しかし、「ナイジェリア、ベネズエラがそうであったように、油田への再投資を呼び込むために最初は魅力的な条件を提示し、生産が軌道に乗ったらその条件を変更する可能性もある¹³⁴」と警告する ConocoPhillips 株主の一人である投資家もいる。もし、この警告が現実のものとなったとき、あるいは原油価格が反落したときには「復帰料」は高い代償となるであろうが、既述のようにガーネム総裁の Oasis Group への期待は大きい。それ以上に、200 万 b/d 到達を左右するのはこの Oasis Group による Waha 油田の回収率向上がいかに効率よく実施されるかにかかっている。従って、リビア当局には Oasis Group の重要性を認識し、協調的な姿勢を堅持することが期待される。

9 送油、出荷体制

リビアの生産油田はパイプラインで製油所あるいは出荷基地ターミナルに接続されている。その敷設ルートは図表 7.2 にあるが、主要なパイプラインは以下の通りである。

図表 7.13 主要な原油パイプライン

敷設ルート	操業者	敷設距離 (km)	口径 (インチ)
Sarir -Tobruk	AGOCO	320	34
Sharara - Hamada - Zawia	Repsol YPF	452	18 30
Amal - Ras Lanuf	Veba	170 × 2 本	30, 36
Nasser - Brega	SOC	107	36
103A - Zueitina Terminal	ZOC	137	40

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”

この他にも油田と油田を結ぶパイプラインが敷設されていて、総延長は約 4,000km 以上に及ぶ。このうち、Sarir - Tobruk 間のパイプラインの一部 80km を取替えるため、2006 年 7 月に AGOCO はエジプトの Petrojet 社に工事を発注した。また、計画中のものとしては El Sharara と Melitah を結ぶ 740km のパイプライン及びリビアとエジプトを結ぶパイプライン建設がある。リビア・エジプト間のパイプライン建設計画はエジプトの Egyptian General Petroleum Corporation と NOC の共同事業であり、リビアの原油をエジプトに、エジプトの天然ガスをリビアに送るものである。このようにパイプライン網は広範な地域に敷設されているが、2005 年、2006 年の原油鉱区入札で開放されたリビア南東部の Kufra 地域にはパイプライン網が延びていないので、その地域で原油を発見し生産に漕ぎ着けたときにはパイプライン網の整備が必要になってくる。

134. Dowjones 2005.12.29/30

一方、石油出荷基地ターミナルは以下の通りとなる。

図表 7.14 石油出荷基地ターミナル

ターミナル	最大載貨重量トン (dwt)	積荷油種
Es-Sider	250,000	原油
Marsa el-Brega	300,000	原油、石油製品、LNG
Tobruk	120,000	原油、石油製品
Ras Lunuf	250,000	原油、石油製品、石油化学製品
Azzawia	175,000	原油、石油製品
Zueitina	270,000	原油

出所：Arab Oil & Gas Directory 2006

以上のほか、海上出荷基地ターミナルとして Bouri ターミナルがあり、合計で7ヶ所から原油、石油製品等を出荷している。このうち、2006年2月に Azzawia 出荷基地ターミナルの増強工事計画が発表されたが¹³⁵、その実施時期は明らかになっていない。一方、Marsa el-Brega では港湾の保守と浚渫をオランダの Van Oord 社が行なっているが、2007年3月で工事契約が切れるため、同港湾を管理する SOC が同年2月に新たな工事入札を行なう予定である¹³⁶。

10 石油需給、精製、輸出、価格

10.1 石油需給

最近5年間の原油及び石油製品需給を OPEC の統計データから追跡すると以下の通りとなる。

図表 7.15 原油需給バランス

単位：1,000b/d

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
生産量	1,324	1,201	1,432	1,581	1,693
輸出量	988	984	1,127	1,285	1,306
国内精製用	336	217	305	296	387
輸出の占める割合	74.6%	81.9%	78.7%	81.3%	77.1%

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”

135. Libyaninvestment 2006.2.26

136. MEED 2007.1.19

図表 7.16 石油製品需給バランス

単位：1,000b/d

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
生産量	342	370	323	401	460
国内消費量	213	216	222	230	243
輸出量	225	221	145	162	163

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”

上表の「原油需給バランス」の国内精製量は国内製油所で精製されるので、「石油製品需給バランス」の生産量に相応するが、いずれも生産量が上回っている。これは一つには、原油在庫が精製用に供給されるためと考えられる。また、製油所の実質処理能力と考えられる 34 万 2,000b/d（設計上の処理能力 38 万 b/d に、実質の処理能力率と報告される¹³⁷ 平均値 90% を乗じたもの）を超える 2002 年、2004 年、2005 年の石油製品生産量には製品在庫が加算されていると考えられる。

いずれにしても、2005 年に限ってみれば生産される原油の 77% は輸出に回され、残りの 38 万 7,000b/d は国内製油所で精製されるが、製油所の実質処理能力は 34 万 2,000b/d なので、処理しきれない 4 万 5,000b/d は原油在庫に積み上がる。次に、製油所で生産された 34 万 2,000b/d に、製品在庫で調達した 11 万 8,000b/d を投下し生産量を 46 万 b/d とした上で、石油製品消費量と輸出量の合計 40 万 6,000b/d の需要を賄っている。そして、残った 5 万 4,000b/d は再び製品在庫となる。

10.2 石油精製

製油所は以下の通り沿岸部に 4 箇所、内陸部に 1 箇所の合計 5 箇所あり、精製処理能力は合計で 38 万 b/d である。

137. Arab Oil & Gas Directory 2005

図表 7.17 リビアの製油所

単位：b/d

製油所	常圧装置 処理能力	減圧装置 処理能力	改質装置 処理能力	分解装置 処理能力	建設時期
Brega 製油所	10,000	0	1,200	1,200	1965 年
Zawia 製油所	120,000	3,775	15,750	36,530	1974 年
Ras Lanuf 製油所	220,000	0	3,300	5,600	1985 年
Tobruk 製油所	20,000	0	0	0	1986 年
Sarir 製油所	10,000	0	0	0	1989 年
合 計	380,000	3,775	20,250	43,330	

出所：Arab Oil & Gas Directory 2006、OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”
Oil & Gas Journal 2006.12.18

これら製油所から生産、消費される石油製品は以下の通りである。

図表 7.18 石油製品油種別生産量

単位：1,000b/d

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
ガソリン	n.a	n.a	n.a	n.a	18
灯油	n.a	n.a	n.a	n.a	33
中間留分	n.a	n.a	n.a	n.a	219
重油	n.a	n.a	n.a	n.a	118
その他	n.a	n.a	n.a	n.a	72
合計	342	370	323	357	460

(注) 2000 年の油種別生産量はガソリン 49b/d、灯油 35b/d、中間留分 86b/d、重油 102b/d、その他 68b/d となっている。

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”

図表 7.19 石油製品油種別消費量

単位：1,000b/d

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
ガソリン	42	46	47	50	54
灯油	15	16	14	13	14
中間留分	74	75	75	79	84
重油	49	47	47	47	48
その他	33	32	39	41	43
合計	213	216	222	230	243

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”

以上から特徴的なのはガソリンの得率が低いことと、ガソリンの消費量が毎年増加していることである。このガソリン消費の増加に加え、欧州向け輸出のガソリン、軽油の品質を欧州の環境基準に適合させるため、製油所の増強及び高度化工事が計画されている。ま

た、国連による経済制裁が製油所用資機材の輸入を禁止したため、適切な維持・保守が実施されなかったことによる老朽化の進展も大きい。このため、Zawia 製油所と Ras Lanuf 製油所の増強・高度化工事が候補に挙がっているが¹³⁸、具体的に進められているのは Zawia 製油所である。

この Zawia 製油所の工事は 2002 年に開始すべく、当初、フランスの Technip 社と交渉したが工事価格の面で折り合いがつかず、Technip 社を諦め韓国の LG Engineering & Construction (LG) 社に発注することになった。しかし、LG 社が要求した前払い金の支払いを NOC が実行できなかったため、2003 年に LG 社もこの工事から手を引き、次にドイツの Uhde 社が交渉相手として登場した。しかし、これも NOC 側の厳しい契約内容により、2004 年 Uhde 社もこの工事から降りることになった。このように迷走を続けてきた案件であるが、Zawia 製油所を運営する Azzawia Oil Refinery Company (ARC) は 2005 年に工事内容、契約条件を見直し、2006 年に新たに工事入札を行った。工事内容は処理能力を 2 万 8,800b/d 増強するための蒸留塔の建設及び、軽質留分の得率を高めるための連続触媒再生式接触改質装置 (CCR)、ナフサ・軽油脱硫装置、異性化装置の建設で、これらにコントロール・システムの高度化工事が加わる。契約方式は EPC (Engineering, Procurement, Construction) 契約で、工事見積額は 6 億 5,000 万ドルと想定されていた。

しかし、工事請負業者の資格審査を合格した 7 社の企業は 2006 年 7 月に応札をすることになっていたが、同年 5 月に実施した現場視察会に参加した企業は 1 社だけという低調振りであったので、ARC は応札期限を 8 月 20 日まで延長し参加企業の関心を引きとめようとした。何故このような事態を招いたのかは、ARC 側の入札条件と ARC の組織体質にある。問題とされる入札条件とは、落札者は工事契約額の 10% を地元の医療、高等教育、研究開発計画に投資しなければならないとする義務条項である。入札に意欲を示していたある企業は、「我々はコントラクターであり、投資家ではない¹³⁹」と不満を漏らし入札を断念している。また、障害となる ARC の組織体質とは、その事務手続きが官僚的であり古臭いため、入札手続きに時間がかかることである。リビア以外にも仕事を抱えるコントラクターにとっては、この遅々たる進み具合が特に気になるところである。

以上の厳しい入札環境の結果、2006 年 8 月 20 日の入札期限に応札した企業は僅か 2 社だけであった。1 社はドイツの Uhde 社、もう 1 社はインドの Engineers India と Punji Lloyd の企業連合であり、Uhde 社は 5 億 7,800 万ドル、Engineers/Punji Lloyd 企業連合は 18 億ドルの工事金額を提示した。Uhde 社は、既述のように、かつてこの工事請負に乗りかかったが、

138. Dowjones 2006.6.13

139. MEED 2006.7.14

契約内容の厳しさから断念している。今回は、工事想定金額を下回る請負金額を提示しているが、同社にとってこの工事が魅力あるものであるのか、それとも今後計画されている他の製油所工事に優先的に参入するための足場としているのか、その真意に興味あるところである。この興味はさて置いて、ARC による両社に対する技術評価が終了した 10 月 ARC は、両社の応札内容が大幅に食い違うため、入札手続きを含めた仕切り直しを再度行った。ARC はカナダの Winfield Resources に入札手続きの検討、工事金額の見直し、工期の確定などを依頼し、その結果に基づき入札を再度行なうことにしたのである。

このように、Zawia 製油所はその構想から 4 年を経ても工事に漕ぎつくことが出来ていないが、一方で ARC は、同製油所の潤滑油製造プラントに原材料供給、製造技術を提供できる国際企業を求めている。また NOC は、以上の既存製油所の増強計画と併せ、製油所の新設も検討している。一つは、Murzuk 原油を処理し、リビア南部地域の需要に対応するために Sebha に 2 万 b/d の製油所を建設し、もう一つは Misrata に 20 万 b/d の輸出用製油所を建設する計画である。しかし、計画段階であり、具体的な動きは目下のところ報告されていない。

10.3 原油輸出

原油生産量の 80% 前後が輸出されるが、原油生産量が毎年増加するに連れて、輸出量も増加している。その地域別輸出先は図表 7.20 の通りとなる。

図表 7.20 地域別原油輸出先

単位：1,000b/d

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
北米	0	0	0	22	65
南米	0	0	0	2	0
東欧	14	8	4	2	0
西欧	964	961	1,049	1,172	1,135
オーストリア	26	14	12	22	5
ベルギー	0	4	0	1	1
フランス	61	47	71	82	86
ドイツ	203	188	180	257	240
イタリア	410	485	432	445	434
オランダ	0	0	0	0	7
スペイン	146	130	153	144	115
スイス	48	44	49	48	50
英国	0	27	0	0	0
その他	70	22	152	173	197
アフリカ	10	14	20	21	24
アジア・太平洋	0	1	54	47	82
その他地域	0	0	0	19	0
合 計	988	984	1,127	1,285	1,306

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”

殆どの輸出が西欧向けであるが、中でもイタリア、ドイツ、スペイン向けが他を圧倒し過半を占めている。これは、それぞれの国の石油会社がリビアの油田操業に携わり、権益原油を保有しているからである。イタリアは Agip、ドイツは Wintershall、スペインは Repsol YPF が権益原油の全量あるいは一部を自国に出荷する結果、それぞれの国への輸油量が多くなっている。また、この理由とは別に、リビアの下流部門における海外展開を担っている Oilinvest International NV（Oilinvest）とその子会社である Tamoil の存在も大きい。

Oilinvest は欧州の製油所あるいは販売施設への投資を進めるべく 1988 年に、NOC、リビア・アラブ外国投資会社（LAFICO）、リビア・アラブ外国銀行（LAFB）の 3 者が出資して設立された会社である。この 3 者はいずれも国有企業であるが、会社登記はオランダ領アンティル諸島で行なわれた。Oilinvest による最初の欧州進出は、イタリアで製油所と給油所を運営する Tamoil Italia の買収であった。1988 年に、Tamoil Italia を子会社にするこによって、イタリアの下流部門に投資する足がかりを築く一方で、1990 年にはスイス、1991 年にはスペインに進出した。スイスでは製油所と給油所を運営する Gatoil を買収した後、Tamoil (Suisse) SA という子会社を設立し、2002 年にはフランスの Total がスイスで運営していた給油所の買収に成功した。スペインでは、給油所の運営を行なうため Oilinvest Espana という現地法人を設立し、1992 年に 2ヶ所、1993 年に 7ヶ所の給油所を開設した。その後毎年 20ヶ所の給油所を開設する計画であったが、目標には届いてない。スイス、ス

ペイン進出の次に来るのがドイツで、1992年に給油所を運営する Hamburg Eggert GmbH (HEM) の権益 60% を取得することによってドイツ市場に参入した。その後この権益を 80% までに引き上げることに成功した後、Holborn Europa 製油所を運営する Coastal Corporation の権益 66% を取得し、精製部門にも進出した。これらの国以外にも、旧チェコスロバキア、エジプト、パキスタンにも手を広げ、更に 2004 年にはエリトリアとニジェールにも食い込んだ。しかし、エリトリアでは Royal Dutch/Shell から、ニジェールでは ExxonMobil から給油所販売網を買収したが、その後これらの運営から得られる利幅が少ないことが判明し、撤退している。

以上の欧州下流部門での権益基盤を背景にした海外事業を展開・維持するため、欧州向け原油輸出の比重が圧倒的に高い一つの大きな理由になっている。この海外展開の主翼を担っているのが欧州に事業展開している Tamoil Europe である。Tamoil Europe の主要な事業地域はイタリアとスイスで、2ヶ所の製油所と約 3,000ヶ所の給油所を運営している。しかし、リビア政府は 2005 年 9 月に Tamoil Europe の権益の 60% を売却することを発表した。売却目的の一つは精製設備の高度化資金の調達と観測されているが、アフリカでの投資が思いうような収益を生まず経営を圧迫しているとの憶測もあり、その穴埋めのための資金調達との憶測も流れている¹⁴⁰。早速、フランスの投資顧問会社である BNP Paribas を売却の窓口指名し、同社は買い手との交渉に乗り出したが、リビア政府内に売却する権益の比率を巡る議論が出て早くも躓くことになった。当初は 60% と公表していたが、100% にすべきではないかとの意見が出たのである。全てを手放せば、海外事業の大幅な縮小は免れないが、売却資金は膨らむ。事業の縮小度合いを一定程度にするのか、精製設備高度化資金の調達額を最大限にするのか簡単には結論が出ないようであるが、この方針が統一されていないにも拘らず、2006 年 4 月の時点ではイタリアの ERG、フランスの Total、スペインの Repsol YPF、ロシアの Gazprom などを買収に関心を示していた。しかし、リビア側の提示する売却条件と折り合いがつかなかったのか、あるいは売却される権益比率が定まらないことに嫌気がさしたのか、同年 8 月までに買収に応じた会社はイタリアの ERG とスペインの Repsol YPF の 2 社だけであったが、同年 10 月突如として米国の投資会社 Carlyle 社が名乗りを挙げ、最有力候補に残ったと報じられた¹⁴¹。しかし、その後も決着は付いておらず、サイフ・アル・イスラム氏は昨年 12 月に、「我々は急いでいない。売却は来年（2007 年）でも良い」と述べ、慎重に進める姿勢を示している。

140. EIU Business Middle East 2005.10.1-15

141. Reuters 2006.10.1

10.4 原油価格

リビアで生産される原油の公式販売価格は毎月 NOC から発表される。2006 年 12 月、2007 年 1 月、2 月の価格は図表 7.21 の通りであるが、発表される値は基準原油との価格差であり、基準原油に発表される値を加減した値が実際の公式販売価格となる。

図表 7.21 原油公式販売価格

油種	API 比重	2006 年 12 月	2007 年 1 月	2007 年 2 月
Es Sider	37°	-1.60	-1.60	-1.60
Brega	40°	-0.10	+0.10	+0.10
Sharara	43°	+1.55	+2.30	+2.30
Zueitina	42°	-0.60	-0.40	-0.40
Sirtica	42°	-1.00	-1.00	-1.00
Amna	36°	-1.40	-1.40	-1.40
Sarir	37°	-2.60	-2.60	-2.60
Abu Attifel	40°	+0.20	+0.40	+0.40
以上の原油は北海の dated Brent 原油価格を基準とする。				
Bouri	26°	-3.80	-3.80	-3.80
Al-Jurf	n.a	-1.55	-1.55	-1.55
以上の原油はロシア Ural 原油の地中海 Augusta 渡し価格を基準とする。				

出所：Arab Oil & Gas Directory 2006, Dowjones 2006.11.30/2006.12.29/2007.2.1

因みに、Es Sider の公式販売価格は、米国エネルギー省（DOE）の公表によれば、2007 年 1 月 13 日から 19 日の週が \$49.97/1 バレル、20 日から 26 日の週が \$52.51/1 バレル、27 日から 2 月 2 日の週が \$53.43/1 バレルである¹⁴²。

11 経済制裁下での原油鉱区入札

さて、原油鉱区入札であるが、未開発地域を多く残し、その原油の性状が軽質で低硫黄、大消費地である欧州大陸に近接していることから、国連の経済制裁下でも原油鉱区入札は実施されていて、図表 7.22 に示す通り、Agip、Total、Repsol YPF などの外国石油会社はリビアの鉱区を取得していた。これは、国連の石油開発に関する制裁は、製油所及び石油輸出用ターミナルで使用される資機材の禁輸だけを対象にして、石油開発に関する規制を除外していなかったことによる。但し、米国の石油会社は米国の単独経済制裁により参加することはできなかった。また、経済制裁解除後の公開入札とは違い、外国石油会社はリビア当局との直接交渉で鉱区取得条件を決めていたが、これが不透明な手続きにつながり不正と腐敗を生む結果になったと指摘されている。

¹⁴². Dowjones 2007.2.7

図表 7.22 1993 年から 2003 年までに締結された探鉱契約

石油会社	契約調印時期	エリア	鉱区
Agip (イタリア)	1993 年 12 月	Sirte, Ghadames	n.a
Pan Canadian Petroleum (カナダ), Ranger Oil (カナダ), Energy Africa (南ア), SK (韓国)	1996 年 5 月	Sirte	NC-184, NC-185
Bula Resources (UAE), Canadian Occidental (カナダ)	1996 年 8 月 1997 年 10 月	Sirte, Ghadames	n.a
Repsol YPF (スペイン), Total (フランス), OeMV (オーストリア), Saga (ノルウェー)	1997 年 11 月 1999 年 11 月	Murzuk	NC-186, NC-187 NC-190
TPAO (トルコ), ONGC Videsh (インド)	1999 年 11 月	Sirte Ghadames	NC-188 NC-189
Total	2001 年 5 月	Sirte Murzuk	NC-192 NC-191
Repsol YPF, OeMV	2003 年 5 月	Offshore Sirte Murzuk Kufra	09, 010 S36 M-1 K1, K3
RWE Dea (ドイツ)	2003 年 5 月	Sirte Cyrenaica Kufra	S54, S57, S58 C1, C9 K2
Woodside Energy (オーストラリア), Repsol YPF, Hellenic Petroleum (ギリシャ)	2003 年 12 月	Sirte	S11, S16, S42 S50, S64

出所：Arab Oil & Gas Directory 2006

上表のうち探鉱活動の実施により最近出油が確認されている鉱区を見ると、Total が 1997 年 11 月に他の石油会社と共同で取得した Murzuk 堆積盆 NC-186 で 20005 年 10 月から 2006 年 2 月にかけて 3 本の試掘井から出油があったことを報告している¹⁴³。この NC-186 は A Field 油田と呼ばれ既に生産操業下にあるが、生産と平行して探鉱活動が継続的に行なわれている。同じく Total は、2001 年 5 月に取得した Murzuk 堆積盆 NC-191 で 2006 年 7 月に出油に成功したことを発表している¹⁴⁴。また、RWE Dea も 2006 年 10 月に、2003 年 5 月に取得した Sirte 堆積盆 NC-193（上表の S54, S57, S58 に相当する）で出油に成功したことを発表している¹⁴⁵。更に、原油ではないが天然ガスでは、Repsol YPF は 2006 年 7 月に 2003 年 12 月に取得した鉱区で天然ガスの産出を確認したことを発表している¹⁴⁶。

143. Dowjones 2005.10.3/11.7, 2006.2.16

144. Dowjones 2006.7.26

145. Rigzone 2006.10.31

146. Dowjones 2006.7.14

12 経済制裁解除後の原油鉱区入札

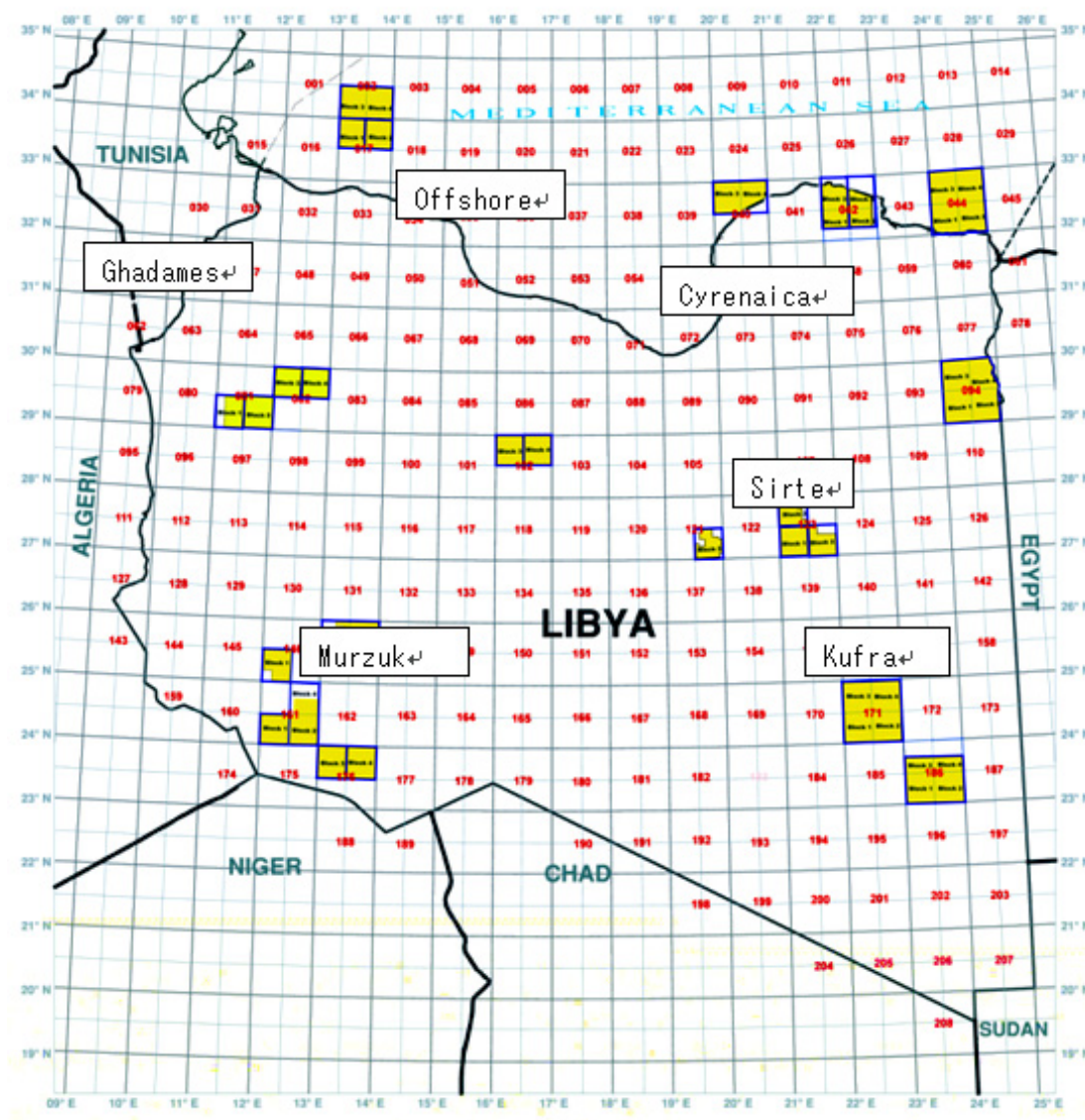
12.1 入札方式

次に、経済制裁解除後の入札であるが、第1次は2005年1月29日、第2次は同年10月2日、第3次は2006年12月20日に実施された。上述のように経済制裁解除後は公開入札形式を採用しているが、入札の条件提示方式は、第1次、2次と第3次とではその方式が違う。先行した第1次と2次では、石油会社は希望する鉱区ごとに生産原油のリビア側の取り分（“M” factor）とサイン・ボーナスの額（“B” factor）を提示し、他の石油会社と競争する方式であった。“M” factor を一番高く設定した会社、逆から見れば、会社の取り分（この会社の取り分を通称“X” factor と呼ぶ）を一番低く設定した会社はその鉱区の落札者になるが、設定率が他の会社と同率であった場合は、“B” factor の高い会社が落札する。一方、第3次では、リビア側の取り分とサイン・ボーナスに新たに探鉱作業計画を加え、3つの条件を石油会社が提示する方式に改められた。そして、この3つの条件それぞれに一定の点数を配分し、それぞれを加算した合計点で落札者を決めることになった。

探鉱作業計画とは探鉱期間に地震探鉱、試掘井をどのくらいの規模で実施するかその作業計画である。この探鉱作業計画を第3次から新たに入札条件に加えたということは、石油会社側に石油開発を急がせようとする NOC 側の意図の現れではないかと考えられる。また、第1次、2次では、サイン・ボーナスという2次的な条件提示があったにせよ、リビア側取り分が勝敗を決する条件であったため、競争の厳しさも加わり石油会社の取り分を低めに設定する傾向が現れていた。しかし、第3次では3条件による得点方式を採用したことにより、取り分の過当競争は緩和されることが期待されたが、後述するように台湾の Chinese Petroleum が 10% を切る取り分を提示し、その効果は限定的なものとなった。

一方、対象鉱区は経度、緯度を1度毎に区切った四角形で、その四角形を更に四等分した升目が1ブロックとなる。鉱区には北西から北東に1から順番に番号が付され、最終番号が208となる（図表 7.23）。

図表 7.23 原油開発鉱区マップ



出所：リビア国营石油（NOC）のホームページを基に中東研究センターで編集。

12.2 第1次、2次入札

このようなリビアほどに大規模に公開入札を行う産油国が現状見当たらない中、第1次、2次共に入札応募者は120社以上に上り、そのうち事前の資格審査を合格した50社から60社の石油会社が応札したのである。第1次では15鉱区、55ブロックに対し12社が落札した（図表 7.24、7.25）。第1次で特徴的なことは、米国石油会社が他の石油会社との企業連も含め11鉱区を落札していることである。中でも、Occidentalが他の石油会社との企業連合で9鉱区を落札していて、Occidentalの積極姿勢が窺われる。他の2鉱区はAmerada HessとChevronによるものであるが、Amerada HessとOccidentalは、既述のように、1986年の米国の経済制裁によりリビアからの撤退を余儀なくされた石油会社である（Amerada Hess

は Oasis Group の一員である)。この第 1 次入札は、両者の操業していた油田への復帰交渉に決着がついていない段階で実施されている。そのような状況での入札と落札であることを考えると、両者のリビアへの参入意欲は根強いものがあつたと推察できる。

図表 7.24 第 1 次鉱区入札の結果

A. エリア	B. 鉱区 (ブロック数)	C. 落札会社	D	E	F
Offshore (海上)	36- (4)	Woodside (オーストラリア) & Occidental (米国) & Liwa (UAE)	17.4	16.0	10.4
	52- (4)		17.9	10.0	6.1
	53- (4)		19.8	8.1	8.0
	35- (4)		10.4	5.2	9.0
	54- (4)	Amerada Hess (米国)	12.4	6.1	9.7
	18- (4)	Petrobras (ブラジル) & Oil Search (パプアニューギニア)	31.8	1.0	10.3
Cyrenaica (北東部)	59- (2)	Occidental & Liwa	38.9	1.1	5.2
Ghadames (西部)	65- (2)	Sonatrach (アルジェリア)	25.0	2.0	4.3
	47- (4)	Verenex (カナダ) & Medco (インド ネシア)	13.7	0.2	10.5
Sirte (中部)	106- (4)	Occidental & Liwa	12.4	25.6	6.5
	124- (3)		10.8	15.3	6.1
	86- (4)	Oil India & Indian Oil (インド)	18.4	0.0	7.0
Murzuk (南西部)	131- (4)	Occidental & Liwa	13.3	25.6	10.3
	163- (4)		15.9	15.3	11.2
	177- (4)	Chevron (米国)	12.8	0.6	11.3

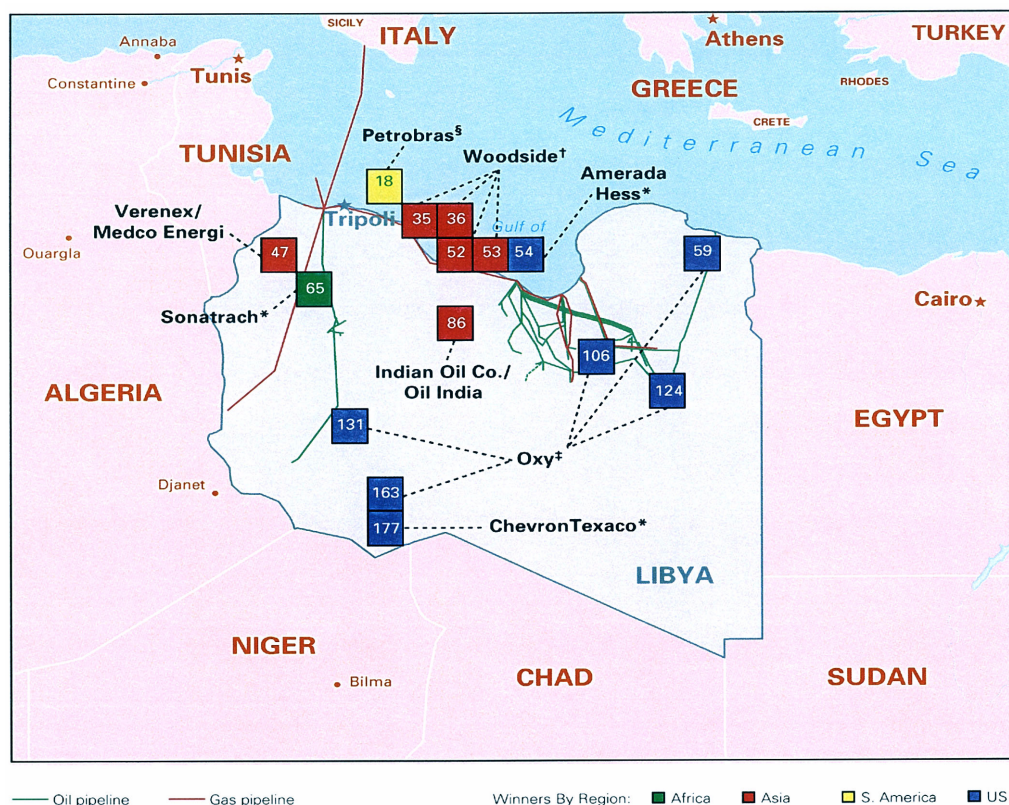
(注) D 欄は石油会社の取り分 単位：%

E 欄はサイン・ボーナス 単位：100 万ドル

F 欄は鉱区面積 単位：1,000K m²

出所：Oil & Gas Journal 2005.4.18

図表 7.25 第1次原油鉱区入札での落札鉱区



出所：Energy Intelligence Research, “Libya Oil & Gas: Competition Heats Up”

続く第2次では17鉱区、40ブロックに対し18社が落札した（図表7.26、7.27）が、入札者数に対する落札者数の比率を見ると、競争の激しさが伝わってくるのである。それを裏付けるのが石油会社の取り分とサイン・ボーナスであり、第1次の石油会社の取り分の平均値は18.06%、第2次13.2%である（図表－7.28）。特に、第1次では見られなかったが、第2次では6.8%を筆頭に10%を切る鉱区が10あり、落札鉱区のほぼ半数以上に達している。第1次では落札できなかった日本勢も、第2次では5社が入札を射止めたが、会社側取り分はフランスのTotalと共同落札した鉱区を除いて10%を切る結果となった。

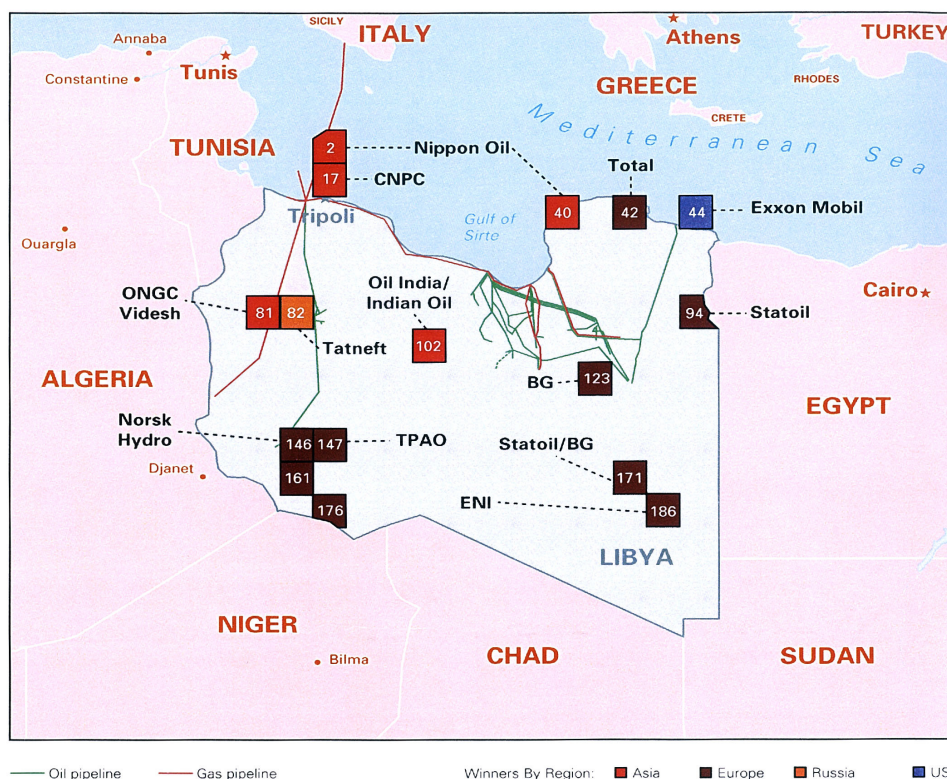
朝日新聞は2005年11月5日付の「原油高、いま世界市場は」と題する記事の中で、「世界の有望鉱区は産油国やメジャーが押さえている。リビアの入札は日本にとって数少ない好機。無理して取りにいかざるを得なかった」と業界関係者の本音を紹介している。また、日本経済新聞は2005年11月16日付の「資源争奪が呼ぶ石油再編」と題する記事の中で、第2次鉱区入札の「会場では、日本勢が落札した際の額などが伝わるたびに声が上がった。『明らかに冷笑だね』、ある幹部はため息をついた。あまりに開発者にとって不利な条件だったからだ」と競争の生々しさを伝えている。

図表 7.26 第 2 次鉱区入札の結果

A. エリア	B. 鉱区 (ブロック数)	C. 落札会社	D	E	F
Offshore (海上)	2- (2)	新日本石油 & 三菱商事	8.0	2.5	4.6
	17- (1)	Pertamina (インドネシア)	11.7	8.0	2.0
	17- (1)	CNPC (中国)	28.5	6.0	2.5
	40- (2)	新日本石油 & 石油資源開発 & 三菱商事	8.0	1.7	4.5
	44- (4)	Exxon Mobil (米国)	28.3	1.5	10.2
Cyrenaica (北東部)	42- (2)	入札者なし			
	42- (2)	国際石油開発 & Total (フランス)	27.8	1.8	3.3
	94- (4)	Statoil (ノルウェー)	24.9	2.9	10.0
Ghadames (西部)	81- (1)	ONGC Videsh (インド)	11.8	6.0	1.9
	81- (1)	帝国石油 & 三菱商事	7.5	6.0	2.6
	82- (1)		7.5	6.0	2.5
	82- (1)	Tatneft (ロシア)	10.5	6.0	2.3
Sirte (中部)	102- (1)	入札者なし			
	102- (1)	Oil India & Indian Oil (インド)	10.5	3.0	2.7
	121- (1)	入札者なし			
	123- (1)	British Gas (英国)	10.9	7.5	2.7
	123- (1)		14.2	7.5	2.0
	123- (1)	Pertamina	8.8	7.0	2.0
Murzuk (南西部)	146- (1)	Norsk Hydro (ノルウェー)	7.0	7.0	2.4
	147- (2)	TPAO (トルコ)	9.7	7.2	2.2
	161- (1)	Eni (イタリア)	8.5	3.1	2.7
	161- (2)		7.9	4.0	3.9
	175- (1)		9.8	3.3	2.7
	176- (1)	石油資源開発	6.8	3.0	2.7
Kufra (南東部)	171- (4)	Statoil & British Gas	19.8	1.0	11.0
	186- (4)	Eni	15.4	1.1	8.4

(注) D 欄は石油会社の取り分 単位 : %
 E 欄はサイン・ボーナス 単位 : 100 万ドル
 F 欄は鉱区面積 単位 : 1,000K m²
 出所 : Libyaninvestment.com 2005.10.3、MEES 2005.10.10

図表 7.27 第 2 次鉱区入札での落札鉱区



出所：Energy Intelligence Research, “Libya Oil & Gas: Competition Heats Up”

次に、サイン・ボーナスであるが、第 1 次の平均値が 8.8 百万ドル、第 2 次が 4.4 百万ドルと平均値では半減しているが、総額で見ると第 1 次 132 百万ドル、第 2 次 103 百万ドルと平均値ほどには減少していない。リビア側から見れば僅かな収入減で済むが、サイン・ボーナスの最高額は第 1 次の 25.6 百万ドルであり、石油会社にとっては大きな負担である。

以上の入札条件の厳しさに加えて、第 1 次、2 次の落札結果には 2 点の特徴が浮かび上がる。1 つは企業連合による共同入札である。両次合わせて 32 鉱区のうち半数以上の 19 鉱区が共同入札であり、石油会社お互いの技術補完もあるだろうが、企業連合により財務・投資基盤を固めた上で入札に臨むほうが有利と判断した結果である。長期に亘る開発・生産計画の採算性を決める要素は原油価格の動向、ドルと自国通貨の為替レートの先行きそして生産量の見込みであり、何れも遠い将来を見越しての予想であるので大きな不確実性を伴う。この不安定な採算基盤を支え、開発に進める力が資金力に裏付けられた投資基盤である。

2 番目の特徴は、第 2 次の入札をもって世界の石油会社が図表 7.28 に示すように一通り顔を揃えたことである。

図表 7.28 第 1 次、2 次で落札した石油会社のリスト

国	社数	石油会社
米国	4	ExxonMobil, Chevron, Occidental, Amerada Hess
カナダ	1	Verenex Energy
英国	1	British Gas
イタリア	1	Eni
フランス	1	Total
ノルウェー	2	Statoil, Norsk Hydro
ロシア	1	Tatneft
日本	5	新日本石油開発、石油資源開発、帝国石油、国際石油開発、三菱商事
中国	1	CNPC
インド	3	Oil India, Indian Oil, ONGC ViDesh
インドネシア	2	Pertamina, Medco Energio
オーストラリア	1	Woodside Petroleum
パプアニューギニア	1	Oil Search
UAE	1	Liwa
トルコ	1	TPAO
アルジェリア	1	Sonatrach
ブラジル	1	Petrobras

第 1 次では落札できなかった日本、欧州、中国、ロシアがリビアの原油開発に参入することになった。公開入札である限り、値段を一番高くつけた会社が落札するのであるが、偶然にも各国からの石油会社が轡を並べるようになった。欧州の石油会社が落札したことに触れ、ある石油アナリストは「リビア当局はオイル・メジャーとのバランスに配慮した政策をとっている¹⁴⁷」とコメントしている。この一言をもって公開入札という経済原則以上の政治判断があったと断言できないが、経済制裁が解除され国際協調を目指すリビアにとって、各国からの石油会社が集うことは歓迎すべきことであった。

12.3 第 3 次入札

そして、このように第 1 次、2 次の鉱区入札が活況を呈した中、リビアの内閣改造などの理由で延び延びになっていた第 3 次鉱区入札が昨年 12 月に実施されたのである。前述したように、入札方式が変更されたこの第 3 次入札には約 70 社が応募し、このうち米国の 7 社、日本の 6 社、英国とロシアのそれぞれ 3 社など合計 47 社が事前資格審査に合格した。しかし、この 47 社のうち実際に応札した企業数は 23 社であり、見事落札を射止めた企業数はロシア 2 社、日本 2 社、米国 1 社、カナダ 1 社、スペイン 1 社、ドイツ 1 社、インド 1 社、台湾 1 社の合計 10 社であった。なお、第 3 次から探鉱作業計画も入札条件に組み入れ

147. Dowjones 2005.10.3

られたため、その結果も併せて公表されている（図表 7.29）。

図表 7.29 第 3 次鉱区入札の結果

A. エリア	B. 鉱区 (ブロッ ク数)	C. 落札会社	D	E	F	G	H	I
Offshore (海上)	19- (4)	Gazprom (ロシア)	10.0	10.1	n.a	4.0	2.0	6
	20- (4)	ExxonMobil (米国)	22.3	10.0	n.a	20.0	1.0	4
	43- (4)	ONGC Videsh (インド)	28.0	10.0	n.a	1.0	4.0	1
Cyrenaica (北東部)	57	入札者なし	-	-	-	-	-	-
	59	//	-	-	-	-	-	-
	77	//	-	-	-	-	-	-
Ghadames (西部)	82- (1)	Tatneft (ロシア)	10.4	10.0	n.a	2.0	0.7	5
	98- (2)		10.4	10.0	n.a	2.5	0.5	5
Sirte (中部)	69- (4)	Tatneft	12.0	10.0	n.a	5.0	0.7	6
	137- (2)	Petro-Canada (カナダ) & Repsol YPF (スペイン)	18.0	10.0	n.a	1.0	0.5	1
Murzuk (南西部)	162- (2)	Cinese Petroleum (台湾)	7.8	5.0	4.3	1.6	0.0	3
	113- (2)	国際石油開発 & 三井石油開発	12.9	10.0	4.2	1.0	0.5	3
Kufra (南東部)	201- (4)	Wintershall (ドイツ) & 三井石油開発	13.5	3.0	n.a	3.0	0.0	1
	196	入札者なし	-	-	-	-	-	-

(注) D 欄は石油会社の取り分 単位：％
 E 欄はサイン・ボーナス 単位：100 万ドル
 F 欄は鉱区面積 単位：1,000K m²
 G 欄は 2 次元地震探鉱面積 単位：1,000km
 H 欄は 3 次元地震探鉱面積 単位：1,000K m²
 I 欄は試掘井掘削本数

出所：NOC ホームページ 2006.12、国際石油開発ホームページ 2006.12、Dowjones 2006.12.21

さて、第 3 次の鉱区入札の結果を見ると以下の特徴が浮かび上がる。

(1) 落札規模が小ぶりになった。

まず、落札した会社数で見ると、第 1 次が 12 社、2 次が 18 社、今次が 10 社である。次に、落札鉱区数では第 1 次が 15 鉱区、2 次が 17 鉱区、今次が 10 鉱区である。更にブロック数でも第 1 次が 55 ブロック、2 次が 40 ブロック、今次が 29 ブロックといずれも今次の落札規模が小ぶりになっている。当然のことながら、サイン・ボーナスの総額も 88 百万ドルと、第 1 次 132 百万ドル、2 次 103 百万ドルに比べ減少しているが、但し、平均額で見れば、第 1 次と同じ 8.8 百万ドルとなり、第 2 次の 4.4 百万ドルよりは多い（図表 7.30）。

Wood Mackenzie 社の石油アナリストであるクレイグ・マクマホン氏は、「前回に比べ今回は、入札への関心度合いが落ちている。公開されたブロック数はそれほど多くなく、鉱区も魅力あるものではなかった¹⁴⁸」と述べ、小ぶりな原因を指摘している。また、石油専門

誌の Arab Oil & Gas は、今回の低調な原因を、ExxonMobil を除いたオイル・メジャーが過当競争を避けたことにあると指摘している¹⁴⁹。同誌によれば、オイル・メジャー以外の石油会社が提示する積極的な入札条件には、採算性が危ぶまれるとして、彼らとの勝負を避けたと分析している。更に、オイル・メジャーは NOC に対して、リビア側にとってあまりにも有利な条件は、今後契約条件の見直しを迫られる可能性があるとして、リビアの中期の利益に反することを伝えようとしていたのであると分析している。

(2) 前回に比べ会社取り分はアップ。

今次の会社取り分の平均値は 14.5% と、前回第 2 次の 13.2% に比べアップしている。特に、10% を切ったのは台湾の Chinese Petroleum が落札した鉱区だけで、前回の 10 鉱区に比べ大幅に改善している。前回の熾烈な競争による採算ぎりぎりの提示を反省した結果、リーズナブルな応札を選択する石油会社が大勢を占めた結果であろう。しかし、それでも、第 1 次の 18% には届いていない。

また、今次から探鉱作業計画を加えた 3 条件得点方式が新しく導入されたことにより、10% を切る会社取り分を提示する石油会社は出てこないであろうと予想されたのであるが、案に相違し、Chinese Petroleum は 7.8% を提示し、Murzuk の鉱区を落札している。同社は今次の入札で、Ghadames の鉱区にも入札したが落札できなかったことを明らかにしているが¹⁵⁰、Ghadames の鉱区は Tatneft が 10.4% で落札している。Chinese Petroleum は 10.4% を上回る取り分を提示したと予想されるが、リビアに初めて進出することになる同社の積極的な姿勢を考えれば、Murzuk と同じ 10% を切る取り分を提示した可能性もある。但し、サイン・ボーナス及び探鉱作業計画が Tatneft の提示条件より大幅に後退したため、総合点で Tatneft に追いつかなかったとも読める。この推測通りであれば、得点方式は取り分の極端な低下をある程度防ぐ効果があったと見られる。

(3) 新顔は 3 社。

今次の入札で初めて落札できた石油会社は Gazprom（ロシア）、Petro-Canada（カナダ）、Repsol YPF（スペイン）、Chinese Petroleum（台湾）、Wintershall（ドイツ）、三井石油開発（日本）の 6 社であり、このうち既に生産オペレーターとしてリビアで操業している Petro-Canada、Repsol YPF、Wintershall を除けば、今回初めてリビアに進出することになる会社は Gazprom、Chinese Petroleum、三井石油開発の 3 社である。但し、先述のように、Gazprom は 2006 年 4 月に、Wintershall の親会社であるドイツの BASF との権益交換により

148. MEED 2006.12.22

149. Arab Oil & Gas 2007.1.1

150. Dowjones 2006.12.21

Wintershall が有するリビア鉦区での探鉦・生産活動に参加できていることになっている。

(4) ロシア勢がリードする。

今次落札された 10 鉦区のうちロシア勢が 4 鉦区を取得している。中でも、3 鉦区を獲得した Tatneft の活躍が目立つ。

(5) Cyrenaica には応札者がなし。

今次は 14 鉦区が公開されたが、このうち 4 鉦区には応札者が現れなかった。中でも、Cyreniaca 堆積盆の 3 鉦区は全滅であった。

(6) 3 次通じて全て落札した国は米国とインド。

第 1 次、2 次、3 次を通じそれぞれの入札に落札できた国は米国とインドの 2 カ国である。中でも、米国の ExxonMobil が提示した会社取り分比率は第 2 次で 28.3%、第 3 次で 22.3% と高い比率で落札していることが注目される。

(7) 企業連合が減少する。

企業連合による落札鉦区数が第 1 次では 15 鉦区のうち 11 鉦区、第 2 次は 17 鉦区のうち 8 鉦区と高い比率を示していたが、第 3 次では 10 鉦区のうち 3 鉦区に留まった。

図表 7.30 第1次、2次、3次の比較表

		第1次	第2次	第3次
国別落札会社数	米国	3社	1社	1社
	英国	0	1	0
	フランス	0	1	0
	イタリア	0	1	0
	ドイツ	0	0	1
	スペイン	0	0	1
	ノルウェー	0	2	0
	カナダ	1	0	1
	日本	0	5	2
	中国	0	1	0
	台湾	0	0	1
	インド	2	3	1
	インドネシア	1	1	0
	オーストラリア	1	0	0
	パプアニューギニア	1	0	0
	ブラジル	1	0	0
	UAE	1	0	0
	トルコ	0	1	0
	アルジェリア	1	0	0
	ロシア	0	1	2
	合計	12	18	10
入札参加社数		50～60	50～60	23
落札鉱区数		15	17	10
落札ブロック数		55	40	29
鉱区総面積 (1,000 K m ²)		126	92	n.a
サイン・ボーナス総額 (100 万ドル)		132	103	88
石油会社取り分平均値 (%)		18.06	13.2	14.5
サイン・ボーナス平均値 (100 万ドル)		8.8	4.4	8.8

以上第1次、2次、3次の落札結果を、堆積盆別の落札鉱区数で見ると図表 7.31 の通り、Offshore で 13 鉱区、Murzuk で 10 鉱区、Sirte で 7 鉱区、Ghadames で 6 鉱区、Cyrenaica で 3 鉱区、Kufra で 3 鉱区落札されている。このうち、Kufra はこれまで未開発の地域であったので、今後の探鉱活動の結果が大いに注目される場所であるが、原油パイプラインは貫通していないので、狙い通りに出油し生産する段階になった段階では、送油網整備の投資を覚悟しておかなければならない。

図表 7.31 堆積盆別落札鉱区数

堆積盆	第1次	第2次	第3次	合計
Offshore	6 (24)	4 (10)	3 (12)	13 (46)
Cyrenaica	1 (2)	2 (6)	0	3 (8)
Ghadames	2 (6)	2 (4)	2 (3)	6 (13)
Sirte	3 (11)	2 (4)	2 (6)	7 (21)
Murzuk	3 (12)	5 (8)	2 (4)	10 (24)
Kufra	0	2 (8)	1 (4)	3 (12)
合計	15 (55)	17 (40)	10 (29)	42 (124)

(注) () 内はブロック数。

また、図表 7.32 の通り、世界の石油会社がリビア鉱区に参入することになったが、オイル・メジャーとしては英国の BP と英国・オランダの Royal Dutch/Shell が顔を見せていない。今後、第 4 次以降の入札で、落札することが期待されるが、後述するように、両者とも天然ガス開発の分野には積極的に進出している。原油開発よりも天然ガスに関心があるようであるが、天然ガス開発は NOC との直接交渉で進められている経緯を考えると、競争の厳しい公開入札を取って避けている面も感じ取られる。

図表 7.32 第 1 次、2 次、3 次で落札した石油会社のリスト

国	社数	石油会社
米国	4	ExxonMobil, Chevron, Occidental, Amerada Hess
カナダ	2	Verenex Energy, Petro-Canada
英国	1	British Gas
イタリア	1	Eni
フランス	1	Total
ドイツ	1	Wintershall
スペイン	1	Repsol YPF
ノルウェー	2	Statoil, Norsk Hydro
ロシア	2	Gazprom, Tatneft
日本	6	新日本石油開発、石油資源開発、帝国石油、 国際石油開発、三菱商事、三井石油開発
中国	1	CNPC
台湾	1	Cinese Petroleum
インド	3	Oil India, Indian Oil, ONGC Videsh
インドネシア	2	Pertamina, Medco Energio
オーストラリア	1	Woodside Petroleum
パプアニューギニア	1	Oil Search
UAE	1	Liwa
トルコ	1	TPAO
アルジェリア	1	Sonatrach
ブラジル	1	Petrobras
計	34	

(注) 3 回の鉱区入札で落札した企業数は延べにすると 40 社になるが、このうち 1 次、2 次共に落札した Oil India と Indian Oil、2 次、3 次共に落札した ExxonMobil, Tatneft, ONGC Videsh それに国際石油開発の合計 6 社の重複を除くと 34 社になる。

なお、これら 3 回の鉱区入札で油層の発見が初めて報告されたのは、第 1 次鉱区入札で Verenex と Medco が取得した Ghadames 堆積盆の 47 鉱区である。Verenex は 2007 年 2 月に、試掘第 1 号井の生産テストにより油層の存在が確認されたことを発表し、NOC も第 1 次鉱区入札での原油発見はこれが初めてのことになることを確認している¹⁵¹。

151. MEES 2007.2.12

13 探鉱・生産分与（EPSA）IV 契約

13.1 EPSCA — IV の仕組み

以上の原油鉱区入札は探鉱・生産分与契約（Exploration and Production Sharing Agreement）IV に基づき行われたが、その基本概念は石油産業界で言われる PS（Production Sharing）契約である。この PS 契約は、産油国が石油資源に対する主権を確立するために産み出された契約であり、産油国が主権を留保しつつ、石油会社に会社のリスク負担で一切の作業を行わせ、生産に応じた報酬を与えるという形態である。鉱業権は産油国にあり、石油会社は産油国の請負人（contractor）に位置づけられる。PS 契約の第 1 号はインドネシアで、石油会社は請負人として作業を実施し、コストを生産物から回収、残りの生産物（利益原油）をインドネシア側と石油会社双方で配分する方式であった。その後、PS 契約を採用する国が増えるに従って、その構成や内容は多様化しているが、日本の石油技術協会は全般的に通じる長所を次の通りとしている¹⁵²。

石油会社にとっては、コストを優先的に回収できること、次に、コスト及び報酬を原油で受け取ることが出来ることである。原油価格が高騰している場合大きなメリットである。他方産油国にとっても、石油操業を国家が遂行する建前を保持し、原油に対する直接支配権を留保できる。

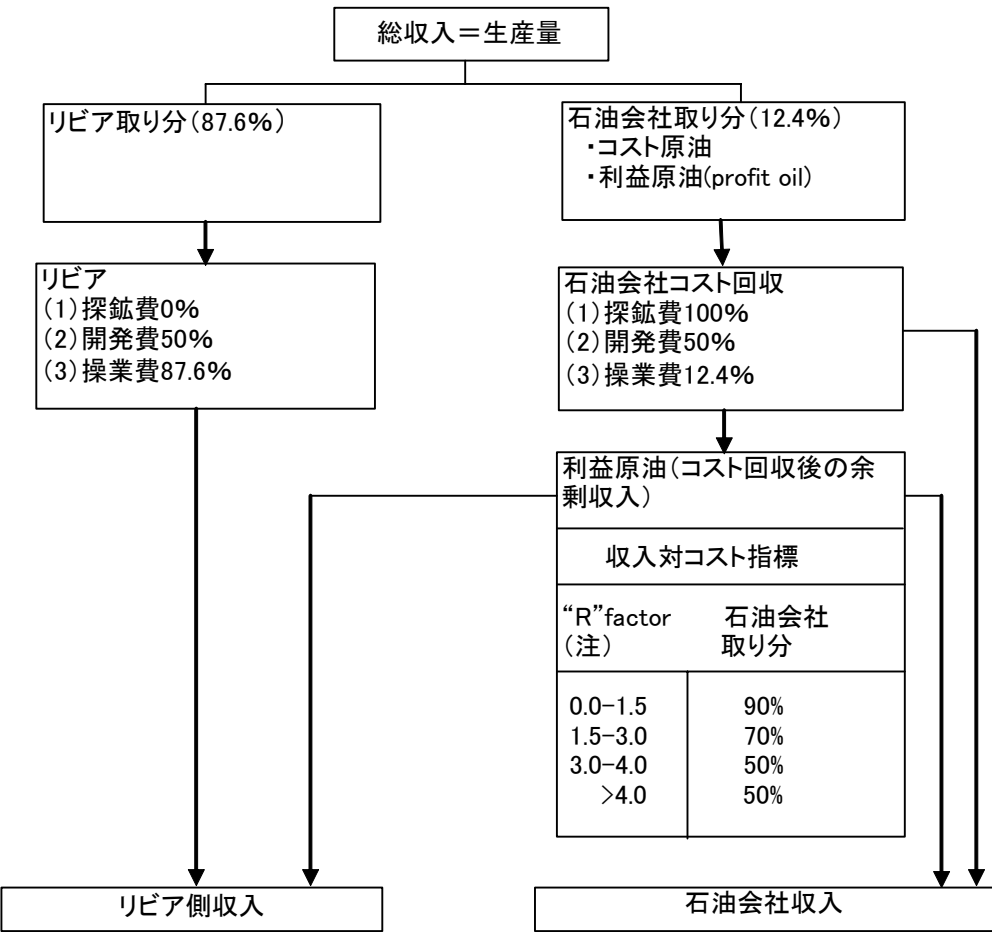
それでは、リビアの EPSCA — IV はどのような仕組みになっているのであろうか。その概念図を図表 7.33 並びに 7.34 に示したが、着目すべき点が 3 つある。1 つは、石油会社の取り分にコスト回収原油が含まれていることである。2 番目は費用負担割合、3 番目は利益原油（profit oil）の配分である。入札時に石油会社が提示する石油会社の取り分はコスト原油と利益原油の 2 要素を含み、石油会社は探鉱費、開発費、操業費をこの取り分から回収し続け、探鉱費、開発費を回収し終わった後の余剰収入を利益原油とするのである。次に、リビア側と石油会社の費用負担割合は、探鉱費は 100% 石油会社の負担、開発費はリビア側と石油会社の折半、操業費はリビア側と石油会社がそれぞれ取り分に応じて負担する。

そして、利益原油は全量石油会社のものになるのではなく、一定の方式に従って配分される。一定の方式とは、毎年の会計年度における収入とコスト比率（これを“R” factor という）を基準に配分する方式である。例えば、収入が 100 ありコストが 70 の場合、“R” factor は 1.42（ $100 \div 70 \div 1.42$ ）となり、指標テーブルの“R” factor にある 0.0 — 1.5 の範

152. 「石油鉱業便覧 1983」（石油技術協会）

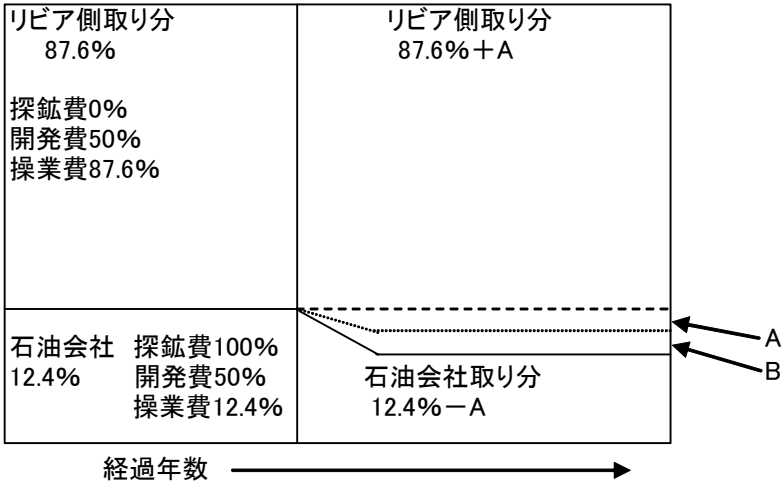
囲内であるから、石油会社の利益原油に対する取り分は 90%、リビア側は 10% となる。この利益原油の配分が EPSA - IV の最大の特徴であり、入札時に石油会社が提示した取り分は、配分後、実質的には下がるのである。図表 7.32 にある通り、リビア側取り分は入札時の取り分に配分後の利益原油が加算され、石油会社の取り分はその分減算されるのである。

図表7.33 探鉱・生産分与契約(EPSA)Ⅳ概念図(1)



(注) “R” factor 収入に対するコスト比率(収入が100ありコストが70の場合、 $100 \div 70 \div 1.4$ となる。これを“R” factorに当てはめると石油会社取り分は90%となる)

図表7.34 探鉱・生産分与契約(EPSA)Ⅳ概念図(2)



(注) A=利益原油(profit oil)のリビア側取り分 B=利益原油の石油会社取り分
出所:Oil & Gas Journal 2005.4.28を基に中東研究センターで編集。

13.2 ケーススタディによる検証

以上を検証するのが図表 7.35 の 2005 年 4 月 18 日付の Oil & Gas Journal 誌によるケーススタディである。生産開始から終了するまでの総生産量を 10 億バレルと仮定し、想定原油価格 35 ドル /1 バレルを乗じた総収入が 350 億ドルとすると、リビア側の収入は取り分比率 87.6% により 306.6 億ドル、石油会社の収入は取り分比率 12.4% により 43.4 億ドルとなる。この 43.4 億ドルから石油会社負担費用 13.4 億ドルを差し引いた 29.9 億ドルが利益原油相当分となるのだが、会計年度毎の“R” factor から導き出される取り分により、石油会社の配分額は 75.5% の 22.5 億ドルとなる。つまり、リビア側に取りられる 7.3 億ドルが当初の取り分 43.4 億ドルから控除され、その結果、石油会社の取り分は 36.1 億ドルとなり、総収入 350 億ドルに対する比率は 10.3% に下がるのである。

更に、キャッシュフローで見ると、石油会社はサイン・ボーナスと生産ボーナスを合わせ 3,900 万ドルをリビア側に支払うから、配分後の利益原油相当額 22.5 億ドルは 22.2 億ドルに圧縮される。この結果、総収入 350 億ドルから総費用 41 億ドルを差し引いた収支尻 309 億ドルに対し、石油会社の収入 22.2 億ドルは僅か 7.2% でしかなく、一方リビア側は 286.8 億ドルの 92.8% となる。

図表 7.35 EPSA IV におけるケーススタディ

前提条件

取り分比率	リビア 87.6%	石油会社 12.4%
原油価格	35 ドル /1 バレル	
累計生産量	1,000 百万バレル	
探鉱費用	100 百万ドル (地震探鉱、試掘井 4 本)	
開発費用	2,000 百万ドル	
操業費用	2,000 百万ドル (2 ドル /1 バレル)	
ボーナス	39 百万ドル (内、サイン・ボーナス 6 百万ドル)	

単位：百万ドル

項 目	総収支	リビア収支	石油会社収支
A. 総収入	35,000	30,660 (87.6%)	4,340 (12.4%)
B. 総費用	4,100	2,752	1,348
C. 利益原油			2,992
D. 利益原油の配分		733 (24.5%)	2,259 (75.5%)
E. ボーナス		+39	-39
F. 収支尻	30,900	28,680 (92.8%)	2,220 (7.2%)

(注) A. $35,000 = 1,000 \text{ 百万バレル} \times 35 \text{ ドル}$ $30,660 = 35,000 \times 87.6\%$ 4,340 = $35,000 \times 12.4\%$ B. $2,752 = \text{開発費用 } 2,000 \text{ 百万ドル} \times 50\% + \text{操業費用 } 2,000 \text{ 百万ドル} \times 87.6\%$ $1,348 = \text{探鉱費用 } 100 \text{ 百万ドル} + \text{開発費用 } 2,000 \text{ 百万ドル} \times 50\% + \text{操業費用 } 2,000 \text{ 百万ドル} \times 12.4\%$

D. 利益原油の配分比率 = 各年の“R” factor による取り分比率

出所：Oil & Gas Journal 2005.4.18

このように、利益原油の配分によって、石油会社の取り分は入札時に提示した“X” factor よりも低くなる。石油会社に不利に働く仕組みを捉えて、石油専門誌 Arab Oil & Gas は「商業量の発見があった暁には、契約の見直し交渉をするところも出てくるのではないか¹⁵³」という石油専門家の観測記事を紹介している。当然のことながら、NOC は見直し交渉には応じないとしているが、探鉱を終了し開発に移行する 5 年後位には、低い取り分に甘んじていた会社を中心に条件改定を巡る何らかの動きが予想される。しかし、ガーネム総裁は 2006 年 9 月のロンドンでのオイル・アンド・マネー会議で、「石油を発見し、取り分の問題になった時、その取り分ではコスト回収に見合わないということになれば、外国石油会社は撤退するであろう¹⁵⁴」と当初の条件に固執する姿勢を見せ、「しかし、その時はその鉱区をもう一度入札にかける」と断言している。

153. AOG 2005.10.1

154. PIW 2006.9.25

なお、所得税（TAX）、ロイヤルティ（Royalty）の支払いは免除されているが、厳密に言えば、石油会社が払うべき所得税は NOC が NOC の収入から代行支払いをすることになっている。低い取り分から更に Tax, Royalty を負担しなければならないとしたら、石油会社の負担は過重であり、リビア鉱区に参入する石油会社は激減するであろう。寧ろ、この EPSA IV には最初から Tax, Royalty の負担は織り込み済みと考えるのが妥当である。

以上見てきたような厳しい投資条件にも拘わらず、リビアの鉱区入札が盛況であるのは何故であろうか。石油アナリストはこの理由を先ず、石油会社が現在の原油価格はこのまま高値で推移すると見込んでいることによるとする¹⁵⁵。次に、中東において、外国の石油会社には開放される新規探鉱地域はリビア以外殆どない。更には、採算性が危ぶまれるにも拘わらず落札した会社の真意は、将来のより大きいチャンスを掴むための足場づくりである、と分析している。

注目すべきは原油価格の先行き予測であるが、IEA は 2006 年版「World Energy Outlook 2006」の中で、基準ケース（Reference Scenario）における 2010 年の原油価格を 51.50 ドル / 1 バレル、2015 年を 47.80 ドル / 1 バレル、2030 年を 55.00 ドル / 1 バレルと予測している。2015 年に 50 ドルを下回るがその後上昇に転じるこの予測は、構造的に高値原油が基調としてあるもので、この通りに推移したならば、リビアに参入した石油会社の採算性は安全圏内にあるであろう。しかし、原油価格というものは大きなサイクルの中で上下することは歴史を見れば分かることなので、予断は許されない。

一方、原油価格以外で留意しなければならないのは、探鉱コストの先行きである。原油価格高騰が石油開発資機材の高騰を引き起こしている影響も見逃せない。NOC のバドリ前総裁は 2006 年 4 月に、「現在の原油価格は懸念される状況にある。スぺア・パーツから掘削・開発用の資機材に至るまでその価格が高騰している。このままの状態が続けば、石油会社は探鉱・開発を中断せざるを得ない¹⁵⁶」と当時の状況に憂慮の念を漏らしている。また、資機材の高騰ばかりでなく、掘削リグの契約レートもじわじわと値上がりが続いている。2006 年 11 月にリビアの現地調査をしたところ¹⁵⁷、リグの需給がタイトで、海上のリグ・レートが 25 万から 30 万ドル / 1 日となり、更に 30 万から 40 万ドル / 1 日に上昇するのではと危惧する声が聞かれた。この水準は、2005 年に原油鉱区入札のために行った採算性計画と比べ、2 倍以上になっているとのことであり、採算ラインが高くなる要因を孕んでいる。

155. Dowjones 2005.10.16

156. Dowjones 2006.4.11

157. リビアに進出している日系企業に対する現地ヒアリング

第 8 章

第 8 章 天然ガス開発、石油化学産業、電力事業の概況

1 天然ガス開発

以上これまで、石油開発の実態を見てきたが、ここで天然ガス開発に触れておきたい。リビアはこれまで石油を重点的に開発してきたため、天然ガス開発については石油ほどにその開発が進んでいないが、今後火力発電所の燃料に供給されてきた石油をガスに転換する計画があり、後述の西リビア・ガス開発プロジェクト（WLGP:Western Libya Gas Project）の進展と共に天然ガス開発にも勢いがつくことが予想される。火力発電所の石油からガスへの転換は、石油を出来るだけ輸出に回し外貨獲得を拡大する構想が背景にある。

まず、天然ガスの確認埋蔵量は図表 8.1 の通りとなる。

図表 8.1 天然ガス確認埋蔵量

単位：10 億 m³

2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
1,314	1,503	1,491	1,491	1,491

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”

2005 年末の確認埋蔵量は 1 兆 4,910 億 m³ であり、OPEC 内では最下位の埋蔵量である（図表 8.2）。なお、BP 統計においても 1 兆 4,900 億 m³ であり、原油確認埋蔵量で見られた違いはない。¹⁵⁸

158. BP 統計によると、リビアの天然ガス確認埋蔵量は世界で 22 番目になる。

図表 8.2 2005 年末 OPEC 加盟国の天然ガス確認埋蔵量

単位：10 億 m3

順位	国名	確認埋蔵量
1	イラン	27,580
2	カタール	25,783
3	サウジアラビア	6,900
4	UAE	6,060
5	ナイジェリア	5,152
6	アルジェリア	4,580
7	ベネズエラ	4,315
8	イラク	3,170
9	インドネシア	2,769
10	クウェート	1,557
11	リビア	1,491
	合計	89,357

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”

次に、生産量と輸出量の推移は以下の通りであるが、ここで取り上げる生産量は、随伴ガスのうち大気中に放出・燃焼される量、地下に再圧入される量などを除く出荷に供された生産量である。

図表 8.3 出荷に供された天然ガス生産量と輸出量

単位：100 万 m3/ 年

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
生産量	6,180	6,210	6,400	8,060	11,700
輸出量	790	630	750	1,200	5,400
国内消費量	5,390	5,580	5,650	6,860	6,300

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005”

2005 年の生産量は前年を 45% 上回る大幅な増産となり、これに準じて輸出量も 4.5 倍という飛躍的な伸びを示した。この大幅な増産は WLGP によるガス田生産開始による。WLGP は NOC とイタリアの Eni が、イタリアに天然ガスを供給する共同事業として着手し、2004 年 10 月に生産施設が完成し供給が開始されたものである。供給される天然ガスは内陸部の Wafa ガス田とオフショアの Bahr Essalam ガス田で産出され、そこで産出された天然ガスはトリポリ西方の Mellitah にあるガス処理施設に送られる。このガス処理施設と Wafa ガス田は 530km のパイプラインで、Bahr Essalam とは 110km の海底パイプラインで繋がっている。そして、Mellitah で処理された後、地中海のシチリア島を経由しイタリア本土に繋がる海底パイプラインを通してイタリアに供給される。Mellitah とシチリア島の Gela にある受け入れターミナルを結ぶ海底パイプラインはグリーン・ストリームと称され、全長 520km ある。

この Wafa ガス田の生産能力は 40 億 m³/ 年、Bahr Essalam ガス田は 60 億 m³/ 年あり、WLGP の当初計画は、両ガス田合わせた 100 億 m³/ 年のうち 80 億 m³/ 年を輸出に、20 億 m³/ 年を国内消費に配分することになっていた。そして、生産施設完成から 2 年後の 2006 年 10 月に Eni のガス・発電部門総責任者は記者会見で、同年 11 月に年間を通して計画通りの 80 億 m³ のガス供給が達成されることを発表した¹⁵⁹。2005 年の冬にロシアとウクライナとの天然ガス価格を巡る論争で、ロシアからのガス供給に支障を来たしたイタリアにとってはこの WLGP は願ってもないガス供給源である。

また、今後更にガス田を開発し将来的には 110 億 m³/ 年まで引き上げる計画であるが、第 1 段階での輸出量 80 億 m³/ 年はイタリアの Edison Gas が 40 億 m³/ 年、同じくイタリアの Enerigia Gas が 20 億 m³/ 年、フランスの Gaz de France が 20 億 m³/ 年、それぞれティク・オア・ペイ契約で引き取るになっている。

以上のようにリビアの天然ガス開発は WLGP が中心になるが、原油生産から産出される随伴ガスも見逃せない。今後の原油生産量の増加に伴って随伴ガスも多くなる。この随伴ガスの有用性を高めるためには、油田におけるガス・処理施設の増強が必要であり、Bouri 油田、Bu Attifel 油田での増強工事が進められている。この他天然ガス開発に拍車をかけると期待されるのは、英国・オランダの Royal Dutch/Shell (Shell) が 2005 年 10 月に NOC と天然ガス探鉱・開発長期契約を締結し、Sirte 堆積盆の中心地に位置する 5 エリアの探鉱・開発を実施することになったことである。探鉱・開発対象面積は 2 万 km² で、最低探鉱投資義務は 1 億 8,700 万ドル、2005 年 11 月から地震探鉱を開始し 2007 年半までに地震探鉱データを収集する計画である。試掘井の掘削は 2007 年後半を予定している。

また、この契約には Marsa el-Brega の LNG プラントの修復・増強工事計画も含まれている。この LNG プラントは天然ガスから LPG 分を分離する装置がないため、リビアの供給する LNG には LPG 分が含まれる。このため、LPG 分を含む LNG を敬遠する引き取り先が多く、現在のところその引き取り先はスペインの Enagas だけである。これを解消すべく Shell は LPG 分離装置の建設を行い、併せて処理能力を 70 万トン / 年から 320 万トン / 年に増強する工事を行なう。加えて、この LNG プラントへの天然ガス供給量が増加すれば、NOC と共同して新プラントの建設を行なうことも含まれている。この第 1 フェーズの工事入札を行うため、Shell は 2007 年 3 月までに入札資格者を発表する予定である¹⁶⁰。今回の工事金額は 1 億ドルと見積もられている。

159. Dowjones 2006.10.17

160. MEED 2007.1.19

更に、天然ガス開発に勢いをつけるものとして、この Shell との共同事業の他、2006 年初頭に英国の BP がリビアの天然ガス開発に参入する意向を示し、これを受けて NOC と BP は交渉を続けている。ガーネム総裁は 2006 年 12 月に、具体的な契約に漕ぎ着けるのは 2007 年になるであろうが、確実に調印されると断定できる段階ではないと述べている¹⁶¹。

以上の天然ガスを供給する主要なパイプライン網は図表 8.4 の通りである。

図表 8.4 主要な天然ガスパイプライン

敷設ルート	操業者	敷設距離 (km)	口径 (インチ)
Nasser-Brega	SOC	108	36
Brega-Tripoli	SOC	489	34
Brega-Bengazi	SOC	160	34
Waha-Mellitah	ENI/NOC	530 × 2 本	32-16
Bahr Essalam-Mellitah	ENI/NOC	110 × 2 本	36-10
Mellitah-Sicily (Greenstream)	ENI/NOC	520	32

出所：OPEC “Annual Statistical Bulletin 2005” , Arab Oil & Gas Directory 2006

この他、2006 年 8 月に Mellitah-Tripoli 間の 98.4km、Khoms-Tripoli 間の 157km を結ぶ天然ガスパイプラインの敷設工事がインドの Punj Lloyd に発注された¹⁶²。Mellitah-Tripoli 間の工事金額は 1 億 4,900 万ドル、工事期間は 22 カ月で、この工事には 21km の支線の建設も含まれている。また、Khoms-Tripoli 間の工事金額は 1 億 4,100 万ドル、工事期間は 18 カ月である。Mellita-Tripoli 間のパイプラインは Tripoli 西部の発電所及び Zawia 地域の消費に、Khoms-Tripoli 間のパイプラインは Tripoli 南部の発電所、セメント工場及び Tripoli 地域の消費のために天然ガスを供給する。これらパイプラインは図表 8.5 に示す天然ガス処理施設に送られ処理される。

図表 8.5 天然ガス処理施設

単位：1,000m³/日

処理施設	設計上能力	実稼働能力
Mellitah Gas Plant	27,400	27,400
Brega LNG Facility	10,780	2,500
Brega NGL Facility	6,000	4,000
Intisar Gas Plant	20,320	18,840
Intisar Dry Gas Reinjection Plant	11,000	4,000

出所：Arab Oil & Gas Directory 2006

161. Dowjones 2006.12.13

162. Dowjones 2006.8.21

以上の天然ガス開発状況を踏まえ、IEA は今後の天然ガス生産量の見通しを、2005 年 11 月に公表した「World Energy Outlook 2005」の中で、2010 年に 120 億 m³、2030 年に 570 億 m³ にまで増産されるであろうとの見通しを発表した。しかし、リビアの経済改革と投資条件の改善がなければ、外資の参入が阻まれ 2030 年においても 330 億 m³ に留まるであろうとの警告を発している。

なお、2007 年 1 月の内閣改造でガス・電力・水資源省が新設され、天然ガス部門における NOC の権限が新設の省に移管されるのではないかと懸念もあったが、MEES 誌は、新設の省は末端ユーザーへの物流関係を担当するだけであり、NOC の従来の役割には変更がないと分析している¹⁶³。

2 石油化学産業

次に石油化学産業を概観する。リビアが石油化学産業に本格的に乗り出したのは、1977 年に NOC の子会社である Sirte Oil Company が Marsa el-Brega に石化コンプレックスを建設した時からである。その後 1982 年に、国営産業公社（General Industrialization Corp.）の子会社である General Company for Chemical Industries（GCCCI）が Abu Kammash に小型コンプレックスを建設し、引き続く 1987 年に NOC の子会社である Ras Lanuf Oil & Gas Processing Company が Ras Lanuf に大型コンプレックスを建設し現在の体制となった。そして、NOC は Ras Lanuf 及び Marsa el-Brega コンプレックスの増強計画を推進中であり、このため米国の Dow Chemical、ドイツの BASF などと交渉を重ねているが、Dow Chemical との交渉が先に進んでいる模様である¹⁶⁴。Ras Lanuf ではベンゼン、ブタジエン、MTBE 製造プランとの増設が主力のようであるが、工期は同コンプレックスに石化原料を供給する Ras Lanuf 製油所の増強計画の進み具合の如何にかかっている。しかし、目下のところ同製油所の具体的な進展はない。

これら以外にも Sirte に石化コンプレックスの建設が計画されていたが、資金面での制約により実施には至っていない。各コンプレックスの 2005 年末の設備能力は図表 8.6 の通りである。

163. MEES 2007.2.5

164. MEED 2006.8.4

図表 8.6 2005 年末の設備能力

プラント	設備能力 (1,000 トン / 年)		
	Marsa el-Brega	Abu Kammash	Ras Lanuf
メタノール	730	0	0
アンモニア	803	0	0
尿素	1,003.75	0	0
二塩化エチレン	0	104	0
塩化ビニルモノマー	0	60	0
塩化ビニル樹脂	0	60	0
エチレン	0	0	330
プロピレン	0	0	171
ブテンー1	0	0	135
高密度ポリエチレン	0	0	80
低密度ポリエチレン	0	0	50
ポリプロピレン	0	0	68

出所：Arab Oil & Gas Directory 2006

以上のプラントで生産された石油化学製品は、国内消費を除いた余剰分を Chempetrol International を通じて主に欧州向けに輸出されている。Chempetrol は 1986 年に、リビア・アラブ外国投資公社（LAFCO:Libiyan Arab Foreign Investment Corporation）とイタリアの Attilio Carmagnani が折半出資で設立した会社であるが、その後 LAFCO はリビアの投資会社である Oilinvest にその権益を譲渡し、Oilinvest は 1988 年に Attilio の権益を買収している。そして 1993 年には、買収した権益の大半をイタリアの Triboldi に売却し、現在に至っている。

3 電力事業

最後にリビアの電力事業であるが、リビアの電力事業はリビア電力公社（GECOL:General Electricity Company of Libya）のもとで運営されていて、その GECOL の統計によると、2005 年の発電能力は 5,125MW であった。対する 2005 年の発電量は図表 8.7 の通り 22,451Gwh で、前年に比べ 11.1% の伸びを示している。1 人当たりの消費量も、電力需要の高まりを受けて、前年比 10.9% 増の 3,119Kwh であった。

図表 8.7 発電量

単位：Gwh

発電形態	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
スチーム	7,803	8,131	7,707	7,804	8,972
ガス	8,283	9,376	11,209	12,391	13,479
ディーゼル	25	24	27	7	0
合計	16,111	17,531	18,943	20,202	22,451

出所：MEES 2006.10.23

上表で見るように、発電量は需要に応じて毎年大幅な伸びを示し、今後の予測として 2010 年のピーク時の消費電力は 5,800MW、2020 年には 8,000MW になると見込まれている。このため、GECOL は 2010 年までに新たに 4,000MW の発電能力を、35 億ドルで建設する計画である。この計画によれば、コンバインド・サイクル方式とスチーム・サイクル方式の発電所を 8ヶ所新設することになるが、既存発電所の殆どが石油火力であるのに対し、新設発電所はガス火力になる可能性が高い。というのも、国家財政収入の柱である石油は出来る限り輸出に回し外貨獲得につなげ、石油で不足する火力はガスで補う国の政策があるためである。このため、新設のみならず既存発電所についても石油火力からガス火力に転換する方針である。

上記の新設発電所のうち最大規模の発電所は、ベンガジとトリポリの間の地中海沿岸に建設される予定で、発電能力は 350MW タービン 4 基からなる 1,400MW である。この発電所はガルフ・ストリーム発電所と呼ばれ、火力は石油・ガス両用、発電形態はスチーム、総工事費 10 億ドルと見積もられている。その他主要な計画としてはベンガジとミスラタに設置される、ガス火力・コンバインド・サイクル方式の 750MW の発電所があり、韓国の Daewoo Engineering & Construction 社が 2006 年 12 月に 7 億 8700 万ドルでこの 2ヶ所の建設を受注している。受注金額はベンガジで 3 億 6600 万ドル、ミスラタで 4 億 2100 万ドルとなり、工期は 2007 年 1 月から 2010 年 7 月までである。また、発電所以外にも、400/220-kV の変電所を 15ヶ所、総延長 4,500km の 400-kV の送電網からなるネットワーク建設も計画には含まれている。しかし、このネットワーク建設以外の新規発電所計画は、GECOL の資金不足のため、遅々として進んでいない。

この資金不足は、現行の電力価格体系と消費者の料金不払い及び盗電を原因として起きており、このため GECOL の経営は赤字操業であると言われている。具体的にはまず、GECOL の発電・送電コストに見合った価格体系になっていないことが最大の障害であり、次に、電気料金の請求に不満を持つ消費者に不払い事態が発生していること、更に、違法に電線をつなげ盗電をしている事例があることである。このような状況の中、GECOL を管轄する鉱工業・電力省は 2006 年 10 月に、GECOL の経営改善と一般市民の電力料金に対する不満を和らげるため、電力料金を消費量に応じて 3 段階に設定する従量制価格の導入を検討することを発表している。同時に発電コスト及び電力開発プロジェクトの調査及び評価を行なうことにした。今後、どのような結論が出るか、リビアの経済発展にとっては重要な課題であるだけに目が離せない問題であるが、昨年 12 月政府は GECOL の資金不足に対処するため、新たに 30 億 LD（約 24 億 6,100 万ドル）の予算を GECOL に割り当てたと報道されている¹⁶⁵。この予算が実際に執行されることになれば、先の 1,400MW の新規発電所建設も具体的に動くことになるので、リビアの電力事情は大きく改善されることになる。

第 9 章

第9章 我が国の石油開発に占めるリビアの位置と今後の見通し

1 カントリーリスク

以上見てきたように、国連による対リビア経済制裁は「ロッカビー事件」の解決により2003年9月に解除され、同年12月には大量破壊兵器開発計画の放棄を宣言し、各国はこの勇気ある宣言を賞賛し、リビアを他国とりわけイラン、北朝鮮が見習うべき「模範国」と評価した。しかし、イラン、北朝鮮にリビア方式を適用し、大量破壊兵器開発計画の放棄を迫るには、両国とリビアの置かれた国際的政治環境並びに核開発進展度合いなどに大きな相違があり、両国はリビアを「模範国」とすることはなかった。

その後2004年9月に米国による単独経済制裁が解除され、晴れて国際社会の仲間入りを果たしたリビアは2004年9月以降、国際社会との協調に向け大きく舵を切ることになった。しかし、2004年9月に国際舞台に復帰したとはいえ、米国による「テロ支援国家」の烙印は押されたままであった。この喉もとに突き刺さった最後の棘が、米国との完全外交復活に至る障害であったが、この間2回の原油鉱区入札が実施され石油開発は活況を呈していた。この原油鉱区入札で米国石油会社も新鉱区を取得し、経済の分野では実質的な関係が構築されていった。米国内では、欧州諸国のリビアへのアプローチが米国の一歩先を進んでいた事情にも押され、経済が政治を先行する中で、この「テロ支援国家」リストからの削除を求める声がリビア側からだけでなく米国側関係者からも高まりを見せていた。このように解除への機運が盛り上がる中、遂に2006年5月米国ライス国務長官は、リビアの大量破壊兵器開発計画放棄とその後の対テロ戦争への協力姿勢を評価するとして、リビアを「テロ支援国家」指定国から解除するとの声明を発表するに至った。

しかし、米国との完全外交復活がなったとは言え、「ロッカビー事件」の賠償金支払い問題が未解決なため、リビア、米国の両国とも大使の任命は未だなされていない。米国政府は、これを民事の問題としながらも、遺族団並びに米国議会の圧力を無視するわけにはいかず、大使任命に加え、ライス国務長官のリビア訪問も実現していない。この賠償金問題に対するリビア政府の姿勢は建前論に終始しているが、支払いそのものを拒否していることはなく、法律上の論争が今後も続けられるであろう。最終的な決着までは、相当の時間を必要とするため、米国との関係は時には摩擦を起こすかもしれないが、両国の石油を軸

にした経済的利益及び対テロ戦争における協力体制からして、再び過去の絶縁時代に戻ることはない。

一方、国際社会に仲間入りしたリビアに立ち塞がっている国際問題として「エイズ感染事件」がある。事件当事国であるブルガリアが2007年1月にEU加盟国になったことを契機に、EUはこの事件をEU全体に関わる問題として捉え直し、欧州議会は、被告達が釈放されなければ、EU及び加盟国はリビアとの関係を見直すとする決議案を採択している。これに対し、リビアのサイフ・アル・イスラム氏は、ブルガリアの新聞社のインタビューで、被告達に死刑を執行することはないと述べ、遺族への賠償金支払いも含めた解決策を関係者と検討中であることを明らかにしている。同時に、「あなた達が看護婦達の無実を信じているように、我々も al-Magrahi の無実を信じている¹⁶⁶」と述べ、「ロッカビー事件」服役者の釈放を求めている。この「エイズ感染事件」と「ロッカビー事件」の交換取引は以前にも、リビアから水面下でブルガリア政府に持ちかけられた経緯があり、今回また蒸し返されることになったのだが、英国政府は、「エイズ感染事件」と「ロッカビー事件」は何の関係もないとして、この交換取引を拒否している。また、大規模国際テロの核心を覆す取引は国際社会の反発を招き、リビアにとっても得策ではない。このような状況の中で、被告達の運命はリビアの高等司法委員会が下す決定を待たなければならないが、死刑の執行はないと言える。しかし問題は、どのような方法で釈放するかである。賠償金支払いはブルガリア政府の認めるところではなく、他方、犠牲者家族への補償がなければ、国内政情が大きく動揺する。詰まるところ、この事件解決の成り行き次第によっては、内外の政治が大きく不安定化するため、カダフィ政権は大きな試練の内にある。

以上の国際政治上の問題を抱えるリビアは、一方では、アフリカ統一に傾注しているが、リビアから財政援助を受ける貧困国は別にして、ナイジェリア、南アフリカの大国からはカダフィ大佐の政治的思惑に疑念を持たれ、足並みが揃っていない。しかし、国内政治では、度重なる内閣改造によって保守派の返り咲き、早すぎる閣僚の交替などが見られたのであるが、カダフィ大佐の独裁体制に揺るぎはなく堅固である。しかし、ポスト・カダフィのリビアには、カダフィ大佐の子息あるいは歴史的指導部が後を継ぐにせよ、相当の混乱が予想されるため、後継者選出ルール of 明文化が早急に求められる。

一方、リビアにとって喫緊の課題は外資導入による経済の再建である。とりわけ、国家財政を支える石油分野の挺入れは重要であり、これまで原油鉱区入札が3回実施された。いずれも多数の外国石油会社の参加を得激しい競争となり、リビア当局の原油開発に対す

166. AFP 2007.1.29

る自信を深めている。また、国営企業の民営化など経済の近代化も重要課題であり、とりわけ石油分野以外の産業の育成にとって、社会主義経済から市場経済への移行は避けて通れない道筋である。しかし、改革派と保守派の勢力争い、官僚主義体質の蔓延、権限と責任の不透明性などにより経済改革の歩みは遅々としている。とは言え、既に外資に開放された経済にブレーキがかかり、昔日の鎖国経済に後戻りすることはない。

以上の政治・経済環境の中にあるリビアに我が国の石油開発会社は、第2次と3次の原油鉱区入札で新規鉱区を落札した。リビアは中東よりも遥かに遠い北アフリカに位置し、日本からの地理的遠隔性がリビアを馴染みの薄い国にしているが、上述のようにリビアは石油開発に積極的に外資を誘引している。一方で、リビアのカントリーリスクも冷静に判断しなければならないが、リビアの国際関係には既述のような問題点を抱え一時的な摩擦が予想されるにせよ、リビアと西側の接触は途絶えることなく、今後益々、国際社会との連携が深まるであろう。また、国内においては、人権抑圧、政治犯の弾圧などが報告されるもののカダフィ大佐の独裁体制が強固であるが故に、開発独裁型の安定性を保っている。この安定性と治安を強化するため、リビア当局は2007年1月、テロと不法移民を防止するため、アラブ諸国のアラブ人のリビア入国に対してもビザの取得を義務付ける措置を発表している¹⁶⁷。このように、カダフィ大佐が権力の頂点にある限り、政変は予想できず、リビアへの投資はリスクなものとは考えにくい。

2 今後の見通し

また、最近のロシア政府による横暴とも思えるサハリン事業への介入に見られるような、エネルギー大国としての傲慢さはリビアにはない。あるいは、一方的な国有化を宣言したボリビア、一方的な権益条項変更を通知したベネズエラのような無謀さも持ち合わせていないし、資源ナショナリズムに後戻りすることはない。何故ならば、リビアは外国石油会社の資本と技術が必要であり、それらがなければ石油開発の明日が見えず、ひいては経済再建も覚束なくなるからである。更に、イラン、イラクなどのように国際政治の利害が複雑に絡まり、参入したくても参入できない国ではない。外資に開放されている数少ない産油国の一つである。

しかし、それだけに競争は厳しく、投資条件のハードルは高い。石油会社の取り分が10%を切る鉱区もあり、採算性が疑問視されるケースも出ている。リビアに進出する石油会社には財務体質の強化が求められるが、低い取り分で甘んじることには更なるビジネスチャ

167. AP 2007.1.31

ンス獲得の足場作りとい側面があることも見逃せない。新規鉦区ばかりでなく、既存油田の開発という採油の確実性が高い事業に参入できるとすれば、石油会社にとって収益源の拡大に繋がるビジネスチャンスである。また原油開発だけでなく、Zawia 製油所のように余計な投資を迫られる可能性があるものの、精製部門の能力増強・高度化工事にも参入し易くなるであろう。更には、天然ガス開発への進出も視野に入るであろうが、オイル・メジャーとの競争も覚悟しておかなければならない。

ところで、我が国の石油会社が掘り当てた原油をどのように流通させるか、原油の出荷先問題が一方では浮上してくる。日本まで海上輸送し、石油開発会社の親会社に販売する方法が先ず考えられるが、これは余程の緊急事態以外は非合理的な流通ルートである。地中海を出航し、アフリカ南端の喜望峰を経由、インド洋、東シナ海を航海する距離を想定すると、アラビア湾からの航海の倍以上の日数を要する。それよりも、平時は、欧州あるいは米国の企業にリビア原油を販売するほうが合理的であり、採算性にも適っている。この場合、石油開発会社の独立採算で収益を確保することは当然のことであるが、販売先の欧米企業が中東に持つ権益原油とバーター、あるいはスワップ取引をすれば、欧米の中東の権益原油が日本に流通する道が開ける。また、このような取引を組まなくても、欧米企業によるリビアの石油開発が加速されれば、欧米の中東依存度は減少し、日本の中東原油獲得競争には余裕が出来る。更には我が国の石油戦略にとって、リビアの存在は原油供給先の多元化にも大きく寄与する。

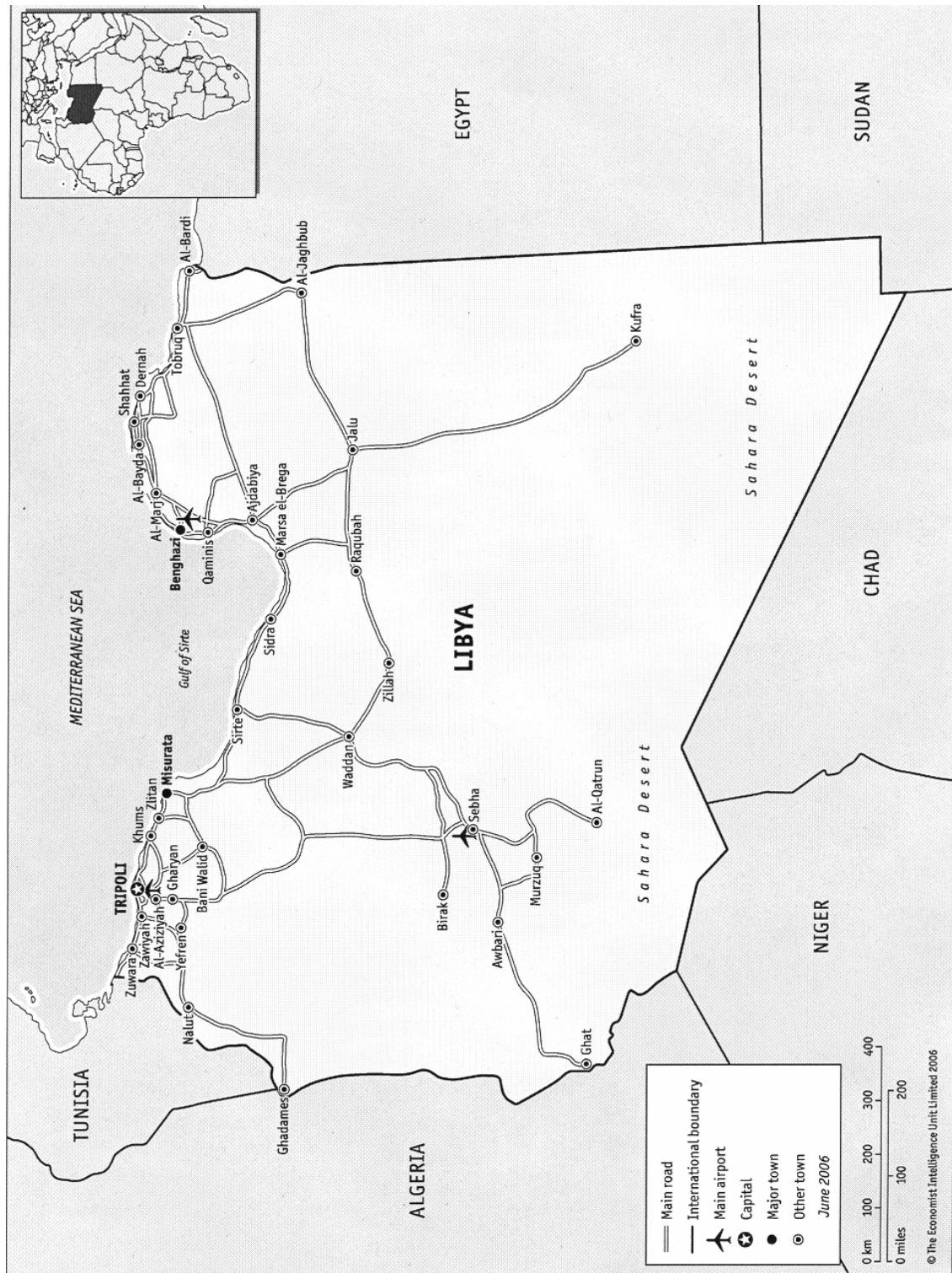
とは言え、リビア社会に根付いている官僚主義的体質によって、当局との交渉から日常業務に至るまで時として捗らなくなることも覚悟しておかなければならない。また、リビアは法規範よりも有力人物の指図で物事が進むという人治主義的傾向を強く残している。しかし、このような弊害は他の中東産油国にも多かれ少なかれ見られることであるので、リビア特有のことではない。寧ろ、リビアの石油部門は非石油部門に比べビジネス手法の近代化が進んでいて、NOC を監督する「石油・ガス検討委員会」が設置され石油行政の意思決定が二段階的になる懸念はあるものの、石油行政そのものは相対的に透明性を確保している。一方、この「石油・ガス検討委員会」についてガーネム総裁は、外資の投資意欲を削ぐような政策決定をしてはならないと注文を付け、外資との協調姿勢を明確にしている。このような状況の中で、日本勢が取得した鉦区から原油が産出されるのは、4、5 年先であろう。カナダの Vernex が第 1 次鉦区で取得した鉦区で油層を掘り当てたように、見事出油を見たときにはリビアと日本の距離は短縮され、石油以外のビジネスにも、これまで以上の多くの関心が寄せられるであろう。

NOC は、今後更に、4、5 回の原油鉦区入札を行ない、合計で 220 ブロックを開放する計

画である。外国石油会社の参加を確保するために NOC に求められるのは、EPSA - IV に内在する石油会社取り分の逡減条項の撤廃である。NOC には外国石油会社にとって魅力ある投資条件を整備することが求められると共に、我が国も含めた外国石油会社はそのような改善に向けた働きかけを行なっていくことも必要である。一例としてあげれば、第3次原油鉦区入札において、オイル・メジャーは NOC に対して、リビアの中長期的利益に立った姿勢を喚起している。このように外国企業と共存共栄できる環境の創出こそ、リビアの経済復興に欠かせないものである。このためには、リビアの柔軟な姿勢が求められるが、NOC は 2006 年 9 月、掘削リグのタイトな需給に鑑み、探鉦期間を延長する措置をとった。それまでは、評価井の掘削期間は 3 カ月に限られていたが、この縛りを撤廃し探鉦期間の延長を認めたのである。石油会社に歓迎される措置であり、リビアの石油開発を無理なく前進させる賢い選択である。他方、リビアを注目する国は多く競争は厳しいが、リビアに参入する外国企業は中長期的な視野でリビアと向き合い、事業基盤の確立に繋がる粘り強い努力が求められる。

卷末資料

リビアの地図



出所：EIU “Country Profile 2006”

リビアの地誌

(国土面積) 1,759,540k m²。

耕作地は国土面積の 1.22% を占めるに過ぎず、あとは砂漠地帯であるが、灌漑用地が 4,700k m²ある。

(首都) トリポリ (Tripoli)

(海岸線) 1,770km。

(地形) 高原、窪地などの起伏はあるが大部分は平坦地。

(気候) 沿岸部は地中海性気候、内陸部は砂漠気候。

(水資源) 自然の水資源は限られているため砂漠化が進行している。このため、サハラ砂漠地下の化石水を沿岸都市部に供給する「大人工河川プロジェクト」が開発されている。

(人口) 5,900,754 人 (2006 年 7 月時点の推定値)。

このうち外国人 166,510 人を含む。

(年齢別人口構成) 0 歳から 14 歳まで : 33.6% (男 1,012,748 人 / 女 969,978 人)

15 歳から 64 歳まで : 62.2% (男 1,891,643 人 / 女 1,778,621 人)

64 歳以上 : 4.2% (男 121,566 / 女 126,198)

(平均年齢) 全体 : 23 歳

男 : 23.1 歳

女 : 22.9 歳

(人種) アラブ人が大半で、他にベルベル人がいるが、両者合わせて全人口の 97% を占める。

(宗教) イスラム教スンニ派が全人口の 97% を占める。

(言語) アラビア語。

(識字率) 全体 : 82.6%

男 : 92.4%

女 : 72%

(2003 年の推定値)

出所 米国中央情報局 (CIA) ホームページ “The World Factbook Libya” (2007 年 1 月 23 日時点)

リビア現代略史

1911 年 10 月

イタリア、リビア（当時、オスマントルコの属国）に侵略。

1912 年

トルコ・イタリア講和条約により、リビアがイタリアに割譲される。

1951 年 12 月

リビア連合王国（連邦制）として独立。

1963 年

連邦制を廃し、リビア王国となる。

1969 年 9 月

カダフィ大尉（当時）を指導者とする自由将校団の軍事クーデタにより、無血革命が成る。国名を「リビア・アラブ共和国」とする。

1977 年 3 月

国名を「社会主義リビア・アラブ・ジャマヒリヤ」に改称する。

1978 年 5 月

米国は反欧米帝国主義、反イスラエル主義を掲げたテロ事件にリビアが関与していると判断し、航空機を含む武器禁輸措置を発動する。

1979 年

米国はリビアを「テロ支援国家」に指定する。

1980 年 2 月

米国は在リビア・米国大使館を閉鎖する。1981 年 5 月、米国は在米国・リビア大使館の閉鎖を命じ、大使館員を国外退去処分にする。

1984 年 4 月

英国ロンドンで行われたリビア人国外反体制派による反カダフィ運動の最中に、リビア大使館の近くで英国の婦人警官が射殺される。英国当局はリビア大使館から発砲されたと判断し、リビアとの外交関係を絶つ。

1986 年 1 月

1985 年 12 月にウィーン、ローマ両空港のイスラエル航空カウンターで起きたパレスチナ急進派によるテロ事件で米国人ら 18 人が死亡。背後にリビアが関与していると判断し、米国は経済制裁に踏み切る。

同年 4 月

1986 年 4 月 5 日、米国兵が頻繁に出入りする西ベルリン（当時）のディスコ「ラ・ベル」で爆破事件が発生。米国兵 2 名とトルコ人女性 1 人が死亡、200 名以上が負傷。米国はリビアが関与していると非難声明を出し、10 日後の 4 月 15 日、トリポリ

とベンガジを空爆。カダフィ大佐の宿舎も爆撃を受け、養女が死亡する。

国名を「大リビア・アラブ社会主義人民ジャマヒリヤ」に改称する。

1988年12月

1988年12月12日、スコットランドのロッカビー村上空でロンドンからニューヨークに向かう Pan Am 航空機 103 便が爆破され、乗員・乗客 259 人、同村住民 11 人の計 270 人が犠牲となる事件が発生する（これを「ロッカビー事件」という）。その後、リビアの関与が疑われる。

1989年9月

コンゴ共和国からパリに向かうフランスの UTA 航空機 772 便がニジェール領のサハラ砂漠上空で爆発・炎上し、乗員・乗客合わせて 170 人全員が死亡する。この事件もその後、リビアの関与が疑われるが、最終的に犠牲者遺族に賠償金を支払うことで結着する。

1992年3月

国連安全保障理事会は、リビアの関与が濃厚とされる「ロッカビー事件」に関する捜査協力をリビアに要請したが、リビアがこれを拒否したため、国連は経済制裁を科す。

1996年8月

米国で「イラン・リビア制裁法」が成立する。

1999年2月

「エイズ感染事件」がベンガジの病院で発生する。

同年4月

リビアがロッカビー事件の容疑者 2 名をトリポリ空港で国連側に引き渡したことで、国連制裁は一時停止される。

同年7月

英国との国交が回復する。

2002年3月

オランダのザイスト基地に設けられたスコットランド法廷のロッカビー事件控訴審判決で容疑者 2 名のうち元リビア諜報機関員である al-Megrahi 容疑者の有罪が確定、27 年の有期刑を宣告され、スコットランド・グラスゴーの刑務所に収監される。もう 1 名の Khalifa Fahimah 容疑者は 2001 年 1 月の一審判決で無罪が確定。

2003年3月

アラブ・サミットの席上で、カダフィ大佐とサウジアラビア皇太子が、サウジアラビアへの米軍の駐留を巡って公然と罵り合いを演じる。この時のサウジアラビアへの憎悪が、後のサウジアラビア皇太子暗殺未遂事件の原因となる。

同年8月

リビア政府とロッカビー事件犠牲者遺族との間で、リビアが遺族に対し総額 27 億ドル（一遺族に対し 1,000 万ドル）の賠償金を支払うことで合意。賠償金は分割払いとなりその支払い時期は、(1) 国連制裁が解除された段階で賠償金の 40%、(2) 米国の経済制裁が解除された段階で 40%、(3) 米国による「テロ支援国家」リストから削除された時点で残り 20% を支払う。

同年 9 月

国連がその制裁解除の条件としていた (1) ロッカビー事件犠牲者遺族への賠償金支払い、(2) 同事件の責任の認知、(3) 同事件の全ての情報提供、(4) テロ行為の放棄を認めた書簡をリビア政府が国連安保理に提出したことを受けて、同安保理は 13 対 0（米国とフランスは棄権）で経済制裁を解除する。

同年 11 月

サウジアラビア皇太子暗殺計画に加担したとして、リビア人がサウジアラビア当局に逮捕される。

同年 12 月

リビア政府は大量破壊兵器開発計画の放棄を宣言する。同時に、IAEA の核査察チームを受け入れ、エル・バラダイ事務局長自ら関連施設 4ヶ所を立ち入り調査し、「リビアは核兵器製造には達していない状況である」と述べる。

2004 年 1 月

包括的核兵器禁止条約（CTBT）を批准する。

同年 2 月

化学兵器禁止条約の締約国となる。

米国はトリポリに米国通商利益代表部を開設する。

同年 4 月

米国はイラン・リビア制裁法（ILSA）からリビアを除外する。

同年 5 月

「エイズ感染事件」の被告に対しベンガジの裁判所が死刑判決を下す。

同年 6 月

米国は米国通商利益代表部を連絡事務所に格上げする。

同年 9 月

米国はリビアに対する経済制裁を解除する。

2005 年 1 月

第 1 次原油鉱区入札が実施される。

同年 10 月

第 2 次原油鉱区が実施される。

同年 12 月

「エイズ感染事件」の死刑判決が却下され、一審に差し戻しとなる。

2006 年 2 月

ベンガジのイタリア領事館を襲撃する「ベンガジ暴動」が発生する。

同年 3 月

内閣改造が実施され、ガーネム氏が首相を降板し、リビア国営石油（NOC）総裁に転任する。また、エネルギー省が廃止される。

同年 5 月

米国は「テロ支援国家」リストからリビアを削除すると発表。米国との完全外交復活が成る。

同年 8 月

カダフィ大佐親子の政治改革を巡る論争が巻き起こる。

同年 12 月

「エイズ感染事件」の再審判決で再び死刑が宣告される。

第 3 次原油鉱区入札が実施される。

2007 年 1 月

内閣改造が実施され、財務相などの閣僚交替人事と一部の省の新設と廃止が行なわれる。

アフリカならびに環地中海諸国における リビア政治姿勢の評価

明治大学軍縮平和研究所 研究員

吉田 敦

はじめに

アラブ民族運動の盟主として、そして近年ではアフリカ諸国統一の主導者としてカダフィー大佐はこれまで様々な諸国間による地域連帯強化を呼びかけてきた。そしてその外交の歴史を紐解いてみれば、西欧との従属関係を断ち切り、第三世界諸国の連帯を呼びかける類まれなる政治的な手腕とカリスマ性を持つカダフィーの情熱と挫折に満ちている。現在、60歳を超える高齢にもかかわらず、カダフィーは依然として精力的にアフリカ合衆国設立構想を打ち出すなど、その理想に懸ける精神性は衰えていない。

本論では、こうしたカダフィーによるアラブ諸国の連帯とアフリカ諸国の統一に向けた政治的な変遷を検討し、現時点での評価をおこなう。第1節では、1970年代から現在までのリビアと環地中海諸国間の政治経済の連帯の歴史を概観する。1970年代のエジプトとの関係冷却化に伴いリビアはマグレブ諸国との連帯を強化し、アラブ・マグレブ連合の設立を実現する。アラブ・マグレブ連合が結成された1989年は、同地域の政治的均衡が実現し、地域協力の前進に大きな期待感がよせられた画期の年に位置づけられる。そして国連の対リビア禁輸措置による国際的孤立とアラブ連盟の実行力の乏しさに失望したカダフィーは、90年代後半以降、アフリカ諸国（サハラ以南アフリカ）との関係改善に傾注する。第2節では、そうしたカダフィーとアフリカ統一機構（OAU、現 AU）でのアフリカ合衆国設立構想やサヘル・サハラ諸国共同体について概観する。

1 第1節 環地中海諸国とリビア

1.1 カダフィーによるアラブ諸国連帯

リビア無血クーデタから半年後の1969年12月、カダフィー大佐は、アラブ諸国の連帯

を強化するため、リビア、スーダン及びエジプトの3カ国での会合をおこない、1971年9月にリビア、エジプト、シリアの3カ国でアラブ共和国連盟（Federation of Arab Republics）の創設を宣言した。ここには、1970年9月のアラブ民族運動の盟主として名高いナセルの死後、エジプトとの強固な関係を構築し、アラブ諸国統一に向けたカダフィーの外交戦略の一端がうかがえる。当時、弱冠27歳で無血クーデタを実行し権力を掌握したカダフィーは、ナセルの後継者を自認し、アラブ諸国統一の盟主としての地位を築いて新たなアラブ民族運動の礎を築こうとしたのである。

しかしながら、アラブ共和国連盟は、翌72年3月に各国での批准を経たものの、1973年10月の第4次中東戦争勃発とともに、ナセル主義は本国エジプトで退潮基調に入り、リビアとエジプトの関係は冷却化した¹⁶⁸。

その後リビアは、東部のエジプト、スーダンとの統合から西部のマグレブ諸国との統合へと目を転じる。カダフィーは1974年1月、チュニジアのブルギバ（Habib Bourguiba）大統領との数カ月に及ぶ交渉の末、統一国家の樹立を目指すアラブ・イスラム・共和国（Arab Islamic Republic）構想を打ち出している。同構想に対する両国での批准が予定されていたが、ブルギバ大統領は、リビアとの2国間での連帯ではなく、マグレブ諸国の統合を目指すことでアラブ連帯を強化させようとしたため、同構想は具体的な進展を得ずに終幕した。

1975年にはリビアは、アルジェリアと相互防衛協定を締結した。モロッコの西サハラ地域では、1976年2月に西サハラ住民によるポリサリオ戦線（POLISARIO : Frente Popular para la Liberacin de Saguia el Hamra y Ri de Oro—サギア・エル＝ハラムおよびリオ・デ・オロ解放人民戦線—）が組織され、サハラ・アラブ民主共和国（RASD : Rpublique Arabe Saharaouie Dmocratique）の独立をめぐる独立戦争が開始されていた。アルジェリアはモロッコと国交を断絶して、西サハラ住民の独立闘争を支援し、自国領土内のティンドーフ

168. 同連盟は1977年3月に解消する。David E. Long and Bernard Reich, *The government and politics of the Middle East and North Africa*, Westview press, 2002, pp. 372-391.

169. 19世紀末以降、スペインによる長年の植民地支配を受けてきたモロッコ南部に広がる西サハラ地域は、1975年11月にマドリッドで調印された3カ国合意（スペイン、モロッコ、モーリタニア）で、スペイン軍の完全撤退と西サハラ地域の臨時行政府の創設が約束された。しかし、同合意の調印後、モロッコとモーリタニアが同地域の領有権を主張したことで独立をめぐるゲリラ闘争が開始された。モーリタニアは1979年8月に西サハラ領有権の放棄を宣言したが、モロッコは15年間に亘り戦闘を継続したが、国連による調停により1991年に停戦に至っている。国連安保理は、1991年4月に国連西サハラ住民投票監視団（MINURSO : Mission des Nations Unies pour le Rfrendum au Sahara Occidental）を派遣（決議S/RES/690）して停戦監視及び調停努力をおこなっているが、同地域の最終的解決である西サハラ住民投票は現在も実施されていない。

(Tindouf) では難民の受け入れを行っていた。このときリビアはアルジェリアとの相互防衛協定にのっとり、ポリサリオ戦線の資金・軍事支援を6年間にわたり続けていたといわれている。

マグレブ諸国間の統一が軌道にのらないなか、リビアは1973年に、チャド北部のリビアとの国境付近に広がるアオズ地区 (Aozou Strip) に侵攻し、同地区の領有権をめぐる紛争が勃発した。1980年代は軍事介入を続けているが(1981年には泥沼化したチャドと紛争に終止符を打つために統合を呼びかけたが実現に至らなかった)、87年3月にリビア軍の敗退が決定的となったのを契機に、OAUの調停により1988年10月に停戦が実現する¹⁷⁰。

しかし、チャドとの紛争を続けたリビアはマグレブ諸国間での孤立を深めていくなかで、新たな外交戦略として、カダフィーは1984年8月に、それまでは関係が悪化していたモロッコを突如、訪問してアラブ・アフリカ連合協定 (Arab-Africa Federation) を締結した。同時にポリサリオ戦線に対するリビアの資金援助は大きく減退した。

他方でカダフィーと同様、巧みな外交戦略家として知られるモロッコのハッサン2世 (Hassan II) 国王は、1986年7月にイスラエル首相と会談し、米国に急接近を図ったため、モロッコもアラブ世界での孤立を深めていたが、翌87年11月にはエジプトと、1988年5月にアルジェリアと国交を回復し、1988年8月には国連の勧告にしたがって西サハラの住民自決選挙の実施を受託した¹⁷¹。

1.2 アラブ・マグレブ連合におけるリビア

マグレブ諸国間の統合の前進に大きな期待感が抱かれ、諸国間の均衡が実現したのが1989年のアラブ・マグレブ連合 (UMA : Union Maghreb Arab) の設立である。アラブ・マグレブ連合は、マグレブ諸国間における地域経済統合の強化を目的とし、同目的達成に向け、マグレブ4カ国 (リビア、アルジェリア、モロッコ、チュニジア) 経済閣僚会議が1964年9月、11月にタンジェで開催されマグレブ協定議定書が調印、UMA設立の準備機関として、マグレブ常設諮問委員会 (CPCM : Comit Permanent Cunsultatif Maghrbin) が設立された。同

170. 数年間に及ぶ両国間の停戦交渉は成功に至らず、1994年に国際司法裁判所がアオズ地域に対するチャドの領有権を認め、リビアは同地域から撤退、チャドとの国交が回復した。1998年にはカダフィーはチャドを訪問し、高等合同委員会を設置、1999年6月にはチャドのFaya地区にリビア領事館を開設した。チャド紛争に関しては以下を参照。Geoff Simons, *Libya and the West from independence to lockerbie*, Centre for Libyan Studies, 2003, p.59.

171. 福田邦夫「マグレブ経済統合の現段階」山田俊一編『開発戦略と地域経済統合』2005年3月、アジア経済研究所、3ページ。

委員会は、マグレブ 4 カ国間の関税障壁を撤廃し、地域経済統合開発計画を作成するため、あらゆる産業部門ごとに委員会を設置して、マグレブ地域統合作業を開始され、1970 年までに数多くの多国間合意が締結された。また、アラブ・マグレブ連合は、欧州諸国との垂直的な経済従属関係に甘受しているマグレブ諸国間の水平的経済連携を深め、相互諸国間の補完的な貿易の促進、及び市場の拡大に重点が置かれている。また同地域経済統合のモデルは EC (European Community) を模したものといわれている。

1983 年 3 月に、モロッコを除くアルジェリア、チュニジア、リビア、モーリタニアの 4 カ国が大マグレブ樹立を目指す友好・親和協定を締結、だが、西サハラ問題をめぐって孤立を恐れたモロッコがブルギバの呼びかけに応え、アルジェリアと和解して、同友好・親和協定に調印した。

1988 年 6 月、アルジェリアのゼラルダ (Zeralda) でマグレブ 5 カ国 (アルジェリア、モロッコ、チュニジア、リビア、モーリタニア) により開催された首脳国会議で、UMA 設立に向けたマグレブ高等委員会 (Maghreb High Commission) の設置が決められたほか、様々な委員会の設立が定められ、翌 89 年 2 月に再びモロッコのマラケシュ (Marrakech) で同 5 カ国による首脳国会議が開催され、UMA の設立が宣言された。

以下、UMA 首脳国会議は 1995 年まで定期的に行われ、関税撤廃による自由貿易圏の創設、共通関税や共通通貨の創設、ビザ廃止、物 (商品)、資本、サービスの移動の自由など様々な決議が採択されてきた (図表 1 UMA 首脳国会議)。

図表 1 UMA 首脳国会議

	年月日	開催地	内容
第 1 回 UMA 首脳国会議	1990 年 1 月 23 日	チュニス (チュニジア)	組織機構が協議
第 2 回 UMA 首脳国会議	1990 年 7 月 23 日	アルジェ (アルジェリア)	長期経済戦略を採択
第 3 回 UMA 首脳国会議	1991 年 3 月 10 日	Ras Lanouf (リビア)	統合強化に向けた合意締結
第 4 回 UMA 首脳国会議	1991 年 9 月 15 日	カサブランカ (モロッコ)	制度基盤が協議
第 5 回 UMA 首脳国会議	1992 年 11 月 10 日	ヌアクショット (モーリタニア)	
第 6 回 UMA 首脳国会議	1994 年 4 月 2 日	チュニス (チュニジア)	26 項目の決議を採択

(出所) 各種報道から作成。

1991 年 3 月に開催された第 3 回 UMA 首脳国会議では、3 段階のマグレブ経済統合計画が打ち出され、自由貿易圏の創設、共通関税、経済統合を 2000 年までに実現することが謳われた¹⁷²。しかしながら、UMA で掲げられたロードマップは全く現実味を帯びることなく、西サハラ問題と 1994 年 8 月にマラケシュでのイスラーム原理主義のテロ事件をめぐっ

て再びアルジェリアとモロッコの対立が深刻化し、1995 年 12 月にモロッコのハッサン 2 世国王が UMA の活動凍結を宣言した。

西サハラ問題の政治的解決に向けて元米国国務長官であるジェームス・ベーカー（James A. Baker III）国連事務総長特使が任命され、1997 ～ 99 年にかけて「ベーカープラン」が打ち出された。「ベーカープラン」では、モロッコと西サハラの両当事者間の直接交渉の場を設け、住民投票選挙を実施する際の有権者認定プロセスの受け入れを求めた。しかしながら、両者の交渉は平行線をたどり現在でも解決の糸口は依然として見えていない。さらにモロッコは、サハラ・アラブ民主共和国（RASD）を加盟国として正式に承認（1984 年）していることを理由に、1985 年にアフリカ統一機構（OAU : Organization of African Unity、現 AU）から脱退している¹⁷³。

かねてからマグレブ諸国間の統合の構図を描いてきたカダフィー大佐は、1998 年 12 月にトリポリで開催されたマグレブ諸国間政治対話会議で、膠着状態に陥った UMA の現状を憂慮し、「あらためて北アフリカ諸国が有する人的・文化的資源の重要性を認識し、民族、言語、宗教の相違を乗り越えることで EU のような統合が実現できる」と熱弁を振るった¹⁷⁴。

しかしながらカダフィー大佐の政治的な先導にもかかわらず、UMA が膠着状態に陥った理由は、90 年代のマグレブ諸国が抱えていた国内情勢の影響が大きい。先に述べたように暗礁に乗り上げているモロッコの西サハラ問題に加え、アルジェリアでは 1992 年から国内テロが頻発し内戦状態に陥っていた。アルジェリアでは、1991 年末に実施された国民議会選挙で大勝したイスラーム救国戦線（FIS : Front Islamique du Salut）の非合法化と選挙の無効化宣言を契機にして、イスラーム原理主義者による凄惨なテロ旋風が吹き荒れ、10 年間で約 10 万人が犠牲となり、破壊活動による被害総額は 200 億ドルにも達した¹⁷⁵。また、UMA が目指した地域経済統合に関しても、マグレブ諸国間の貿易（輸出入）額は、貿易全体の 0.3 ～ 6% を占めるに過ぎず、相互補完的な貿易構造は全く未成熟なままである。マグレブ諸国にとって主要な貿易相手国は、フランス、スペイン、イタリアをはじめとする EU

172. Ahmed Mahiou, L' état de l' UMA l' heure des nouvelles perspectives Euro-Mediterranennes, *L' annuaire de la Méditerranée 1998*, Publisud, 1998, pp.92-119.

173. 南アフリカ共和国のターボ・ムベキ（Thabo Mbeki）大統領は、2004 年 9 月 16 日に開催された汎アフリカ会議（AU の諮問機関として各加盟国議会から代表者を選出して構成される議会で南アの Midrand に設置された）の開幕式で、「西サハラ住民の自決選挙問題が未解決のままであることは、極めて遺憾で恥ずべき事態である」と述べている。現在の AU 加盟諸国は、モロッコを除くアフリカ 52 カ国と 1 機構（RASD）である。

Didier Samson, “Thabo Mbeki accueille la RASD”, *RFI*, 16 Septembre 2004.

174. *Arabic News*, 6/Dec/1998.

175. 拙稿「悪夢から新生の 10 年へ」『季刊軍縮地球市民』No.05、明治大学軍縮平和研究所、2006 年、238 ～ 239 ページ。

諸国であり、地中海を挟んで垂直的で強固な経済関係を構築している。このような経済関係のなかで新たな EU 諸国とのイニシアティブとして打ち出されたのが後に検討する EU・地中海諸国パートナーシップ構想（バルセロナ・プロセス）であった。

2005 年 3 月 22 ～ 23 日には、第 17 回アラブ首脳国会議がアルジェで開催された。同首脳国会議に先立ち、モロッコ政府は 2004 年 7 月 30 日に、アルジェリア人に対するビザ義務付けを解除し、モロッコとアルジェリアの友好関係の改善が期待され、10 年以上に亘り膠着状態に陥り進展が見られない UMA が再開される可能性があるとして報道された¹⁷⁶。しかし同首脳国会議では、西サハラ問題は不問に付され、またしても両国の友好関係が進展することがなかった。こうしたなかカダフィー大佐はブーテフリカ大統領とベン・アリ（Zine El Abidine Ben Ali）大統領に特使を派遣して招待状を送付し、2005 年 5 月 25・26 日にトリポリで第 7 回 UMA 首脳国会議開催を呼びかけたが、モハメッド 6 世（Sidi Mohammed VI）は、西サハラ住民の自治を支持するアルジェリアに対して政治的不和を表明し参加を辞退し、またしても UMA 開催は実現されずに終わった¹⁷⁷。このようにマグレブ諸国間の政治的な足並みの乱れと脆弱な経済関係がマグレブ統合の大きな阻害要因となっており、カダフィーの政治的手腕をもってしても近年に至るまで大きな前進が見られないのが現状である。

1.3 アラブ連盟におけるリビア

アラブ連盟（The League of Arab States, The Arab League）は、第二次世界大戦末期の 1945 年 3 月 22 日にエジプトを中心とする 7 カ国のアラブ諸国¹⁷⁸により結成された。リビアは 1953 年 3 月 28 日に加盟し、現在はパレスチナを含む 22 カ国で構成され、本部はカイロに置かれている¹⁷⁹。その目的は、広大な地域にまたがるアラブ諸国の政治的、経済的、文化・防衛面での連帯を深め、統合することにおかれている。

これまでアラブ連盟の最高の意思決定機関であるアラブ首脳国会議は、28 回以上に亘り開催されてきたが、全会一致の原則で決議されるため、アラブ諸国での問題を解決または西サハラ問題のような紛争の和解・調停を実行できるだけの力を持っていないと評価されている。

176. *Courrier International*, 22 mars 2005.

177. *Communiqué du ministre des affaires étrangères et de la coopération*, 23/05/2005, Rabat.

178. エジプト、イラク、ヨルダン、レバノン、サウジアラビア、シリア、イエメン。

179. 1979 年 3 月にエジプトのサダト（当時）大統領がイスラエルとの平和条約締結を契機にエジプトは除名され、1979 ～ 1989 年間、同連盟本部はチュニスに移転された。

リビアでは、1988年のスコットランドのロッカビー村上空でのパン・アメリカン機爆破事件、1989年9月のニジェールのテネレ上空でのUTA フランス航空機（DC-10）爆破事件以降、国際的孤立を深め、1992年3月に国連は対リビア禁輸措置（安保理決議748）、同年11月には対リビア禁輸強化措置（決議883）が発動された。アラブ連盟は1998年9月、同措置の解決案として容疑者の身柄保証の発表するにとどまったが、アフリカ統一機構（OAU）は、98年6月に開催された第34回 OAU 首脳会議（於ワガドゥグ、ブルキナ・ファソ）で、米英政府が国際司法での容疑者の裁判を拒否した場合、国連の禁輸措置を一方的に解除すると宣言した。その結果、1999年3月、カダフィーは、パンナム機爆破事件の容疑者2人を国際司法裁判にかけすることに同意し、容疑者の引渡しに応じたため、国連は1999年4月に制裁を解除した。2003年8月にはリビア政府はパンナム機爆破事件の犠牲者全員に対する賠償金支払いを受け入れ、04年1月にはDC-10機犠牲者及び同年9月には西ベルリンのディスコテロの犠牲者への賠償金支払いにも応じている。

他方、リビアはこれまでアラブ連盟からの脱退と加盟を繰り返してきた。2002年10月24日、カダフィーは「イラク、パレスチナ問題でアラブ連盟が効果的な活動をしていない」と表明し、同連盟の脱退を発表した¹⁸⁰。だが翌03年1月16日には再加盟、同年4月3日には脱退、5月25日には再加盟を果たしている。カダフィーは米国の中東政策を是認するアラブ連盟に対して、その存在意義を疑問視し、近年、実行力の乏しいアラブ諸国の連帯からサハラ以南アフリカ諸国の統合宣言（アフリカ合衆国設立）やサヘル・サハラ共同体の設立に見られるように、サハラ以南アフリカ諸国との関係改善を図っている。

1.4 地中海諸国（バルセロナ・プロセス）におけるリビア

リビアが国連の禁輸措置によって国際的な孤立を深めている間、EUは90年代後半から地中海諸国（マグレブ諸国、マシュレク諸国）との政治・経済的な協力関係を強化するために新機軸を打ち出している。

それが1995年11月、EU15カ国と地中海諸国12カ国の外相が、スペインのバルセロナで一堂に会してバルセロナ・サミットが開催されて採択されたバルセロナ宣言を契機とするバルセロナ・プロセスである¹⁸¹。地中海諸国からは、アルジェリア、モロッコ、チュニジア、エジプト、シリア、レバノン、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ自治政府、マルタ、キプロス、トルコが参加している。バルセロナ宣言では、両地域の平和と安定秩序構

180. 毎日新聞、2002年10月25日。

181. 現在は、2004年のマルタ、キプロスのEU加盟により地中海諸国側の参加国は10カ国となった。

築に向けた政治・安全保障の協力、繁栄を共有する地域の創設に向けた経済・金融面の協力、人的資本の発展、相互理解と市民社会間の交流増進に向けた社会・文化・人的協力が謳われ、特に経済関係では、最長 12 年間の移行期間を設け、2010 年までに関税・非関税障壁の完全撤廃による EU・地中海諸国自由貿易圏の創設が目標とされた。1992 年の国連による禁輸措置以降、欧州諸国との関係の溝を深めてきたリビアは、このバルセロナ宣言に基づくバルセロナ・プロセスには一切参加を表明してこなかったが、ロマノ・プロディ (Romano Prodi) EU 委員長 (当時) は 2000 年初頭にカダフィーを欧州本部 (ブリュッセル) に招待し、リビアのバルセロナ・プロセスへの加盟交渉を行おうとした。このときプロディ EU 委員長とカダフィーとのブリュッセルでの対話は実現しなかったものの、2000 年 4 月にカイロで開催されたアフリカ、カリブ海、太平洋諸国 (ACP) 欧州首脳会議で両者による約 2 時間の対談が実現した¹⁸²。アフリカ・欧州首脳会議を契機にして、EU によるリビアの受け入れが認められ国際社会への復帰が果たされ、リビアは 2000 年 11 月からオブザーバー国として参加を表明しているが、イスラエルの参加を理由として正式加盟はしていない¹⁸³。

バルセロナ・プロセスの目的は、EU と地中海を挟んだ中東・北アフリカ諸国との政治、経済、文化面での協力関係の構築であり、EU は同地域に向けた金融支援パッケージを編成し、経済的収斂と制度的調和に向けた資金援助を行ってきた¹⁸⁴。EU は地中海諸国との各国別交渉を重ね、1998 年 3 月のチュニジアとの連合協定発効を皮切りに、現在レバノン (批准待ち) とシリアを除きすべての地中海諸国と連合協定を発効している。

1997 年 4 月のマルタ・サミット、1999 年 4 月のシュトゥットガルト・サミットでもバルセロナプロセスが確認され、バルセロナ宣言が採択されて 10 年目にあたる 2005 年 11 月には、再びバルセロナでサミットが開催された。しかし、同サミットでも再確認されたように、現在までのところ、EU と地中海諸国間での経済政治協力面で劇的な進展はみられておらず、両地域間の経済格差は依然として大きいままである¹⁸⁵。

182. Bulletin UE4-2000, *Pays d' Afrique, des Carabe et du Pacifique (ACP) et pays et territoires d' outre-mer (PTOM)*, Communauts Europennes. また、カダフィーは 2004 年 4 月 27 日にブリュッセルを訪問している。

183. Sad Haddad, Les thtres non-africains de la gopolitique libyenne, *Annuaire de l' Afrique du Nord 1999*, CNRS-Editions, Paris, pp.191-198.

184. MEDA I (1995 ~ 99 年) では EU との経済格差、社会格差 (失業、インフラ)、市場経済化の促進に向けて約 57 億ユーロ、MEDAII (2000 ~ 06 年) では 2000 ~ 06 年間で 53 億ユーロの金融支援予算が編成されているが、実行額は予算の 3 割程度に過ぎず、これまで度々 MEDA プログラムの遅延が指摘されてきている。

185. 拙稿「EU ー統合の進展と地域経済協力の展望ー」福田邦夫・小林尚明編著『グローバリゼーションと国際貿易』大月書店、2006 年、240 ~ 252 ページ。

EU との対岸に位置し地中海沿岸に広大な国土面積に加え、豊富な原油・天然ガス鉱床を保有するリビアは、EU にとってもまた地中海諸国にとっても極めて重要な経済的影響力を有する国である。すなわち、世界でも有数のエネルギー消費国が密集している欧州大陸にとって、膨大な炭化水素資源を保有するマグレブ諸国は、巨大なエネルギー供給基地として大きな重要性を保っている。

リビアからイタリアに向けて地中海を縦断する全長 520Km の GreenStream ガス・パイプライン（リビアーシチリア島、年間 80 億 m³ の輸送能力）が 2004 年 9 月に完成された。リビア内陸のワファ（Wafa）ガスプラントから地中海沿岸のメリタ（Mellitah）ガスプラントまで接続するパイプライン（540Km, 年間 100 億 m³ の輸送能力）もすでに敷設が済みであり、現在はウェストリビアガスパイプライン計画の第 2 フェーズとしてチュニジアとのパイプライン接続が計画されている。

リビアと並び巨大な炭化水素資源を有するアルジェリアからも、すでにスペインとイタリアとの間で、それぞれ GME（アルジェリアーモロッコースペインーポルトガル）と Transmed パイプライン（アルジェリアーチュニジアーシチリア島ーイタリア）が敷設されている。アルジェリアは、現在、新たなガス・パイプラインの敷設計画を実施しており、スペインには Medgaz（アルジェリアースペイン）、イタリアには Gasi（アルジェリアーサルディーニャ島ーイタリア）があり、実現すればそれぞれ年間 80 ～ 100 億 m³ の天然ガスの供給が可能となる¹⁸⁶。このような EU に対する地中海諸国の新エネルギー供給戦略のなかでリビアやアルジェリアの今後の動向が注目されている。

2 第 2 節 アフリカとリビア

2.1 AU（OAU）とリビア

2001 年 7 月にルサカ（Lusaka）で開催された OAU 首脳国会議で、カダフィーは以下のよう述べている。

「欧州の経験から我々が学ぶべきものは何もない。・・・いわゆる北アフリカ地域は、アフリカ化され、アフリカに属さなければならない。そうでないならば、同地域にはいかなる未来もないだろう。その北アフリカ地域に住む人間として、私は常にバルセロナ合意を退けてきた。バルセロナ合意は、北アフリカを中東地域の一部とみなし、欧州への参加を

186. *El Moudjahid*, 2006.04.16.

図ろうとしている。これは、アフリカ諸国の統合に対する策謀にほかならない。彼ら（欧州―筆者注―）は言った。“リビアはバルセロナ合意を受け入れることで恩恵を受け、EU との協力関係を築くことができる”と、すなわち、バルセロナプロセスを通じてアフリカ大陸を分割して北アフリカをEUの属国化するために、我々を誘引し、我々に参加を求めているという許容し難い事実である。加えて、バルセロナ合意の今日の姿をみれば、同合意は、昏睡状態に陥り、今にも消えうせようとしているではないか¹⁸⁷。

ナセルが掲げた「アラブ主義」の幻想から目覚め、リビアのカダフィーがアフリカの諸問題に介入をし始めたのは1980年代からと言われている¹⁸⁸が、以上の発言にみられるように、近年のカダフィーは、アラブ諸国の連帯からアフリカ統一汎アフリカ主義（*panafricanisme*）への傾向をとくに深めている。この傾向はすでに触れたように、国連の禁輸措置にアラブ連盟が全くの無力であったのに対して、OAUは1998年6月のOAU首脳会議ではっきりとしたリビアに対する支持表明と具体的方策（部分的禁輸措置の解除）を打ち出したことを契機としている¹⁸⁹。事実、カダフィーは翌99年2月にはアフリカ諸国の統一を目指すサヘル・サハラ共同体を設立し、さらに99年9月にシルテで開催されたAU臨時首脳会議では、アフリカ合衆国の創設を呼びかけた（後述）。

アフリカ連合（AU：African Union）の前身であるアフリカ統一機構（OAU：Organization of African Unity）は1963年5月に成立した。OAUの目的は、アフリカ諸国の統一と連帯、アフリカ全体の利益を国際社会に主張することであった。また、植民地主義の根絶と独立支援に向けてアフリカ解放委員会（ALC：African Liberation Committee）が設立された。

AUは、1999年9月の第4回OAU特別首脳会議（於リビア）で採択されたシルト宣言を受け、2000年7月に第36回OAU首脳会議でアフリカ連合制定法が採択され（発効は2001年5月）、2002年7月に南アフリカのダーバンにおける首脳会議で正式に発足した。AUの活動目的は、OAUと同様にアフリカ諸国の統一と連帯、主権尊重などを掲げているほか、アフリカの安全保障（紛争の予防・解決）の強化、民主的原則と制度・国民参加・良い統治（グッド・ガバナンス）、持続可能な開発など広範囲におよぶ。制度的にはEUを模した政治的・経済的・社会的統合を目指している¹⁹⁰。また、諮問機関として各加盟国議会から

187. Luis Martinez, *Quels changements en Libye?*, *Annuaire de l' Afrique du Nord* 2000-2001, CNRS-Editions, Paris, 2003, pp.187-188.

188. 塩沢和子『リビアを知るための60章』明石書店、2006年。

189. Moncef DJAZIRI, *La crise de lockerbie et le processus de rintegration de la Libye dans le systeme international*, *Annuaire de l' Afrique du Nord* 1998, CNRS-Editions, Paris, 2000, pp.190-191.

190. AU本部はエチオピアのアジス・アベバに設置され、首脳会議、閣僚執行理事会のほか、執行機関としてAU委員会が設置されている。AU委員会の初代委員長には、前マリ大統領のコナレ（Alpha Oumar Konar）が就任した（2003年9月から任期4年）。

代表者を選出して構成される汎アフリカ議会（南ア）が2004年3月に設置され、2004年5月には平和安全保障理事会、2005年3月には経済・社会・文化理事会が設置された。今後は、金融機関（中央銀行、通貨基金など）、裁判所が設置される予定である。AUは2001年10月に発表された「アフリカ開発のための新パートナーシップ」（NEPAD : New Partnership for Africa Development）の推進母体としての役割も担っている。NEPADの基本的な方針は、アフリカの新しい開発戦略として、アフリカ人自身が主体的に計画を立案し、実行するアフリカ中心の経済行動計画とされている。NEPADの考え方は、南アのムベキ大統領のアフリカ・ルネサンス論を理論的な基盤として、セネガルのワッド大統領の「オメガ計画」（Plan Omega）と、ムベキ大統領、アルジェリアのブーテフリカ大統領、ナイジェリアのオバサンジョ大統領が提起した「アフリカ再興計画のためのミレニアム・パートナーシップ」（MAP : Millennium Partnership for the African recovery Program、2000年採択）を統合して立案された¹⁹¹。

OAUがAUへの組織改変を遂げるなかでリビアはこれまでサハラ以南アフリカ諸国との関係改善を図っている。同国の炭化水素資源の輸出収益で得た豊富な外貨を梃子にして、サハラ以南アフリカ諸国に多額の援助をおこなってきた。ニジェールやマリではモスクが建設され、ウガンダ、トーゴ、ブルンジ、中央アフリカ、ガボンに対しては金融支援が行われた。

さらにリビアは、最貧国に属する諸国（ギアナビサウ、リベリア、ニジェールなど）のOAU分担金の肩代わりを行ったり、スーダン、ガボン、ジンバブエといった諸国の対外債務返済に向けた資金援助を行ってきた。またコンゴ民主共和国のカビラ（Laurent Dsir Kabila）大統領やウガンダのムセベニ（Yoweri Museveni）大統領など、内戦国の指導者をリビアに招待して、当該地域の停戦の調停役を果たしてきた。¹⁹²

2.2 アフリカ合衆国設立構想

アラブ諸国に失望したカダフィーはアフリカ統合への新たな方途を求め1999年9月、カダフィー大佐はリビアのシルテ（Syrte）で開催されたOAU臨時首脳会議でアフリカ合衆国（USA : United States of Africa）の創設を呼びかけている。アフリカ合衆国の創設構想は、外国投資に必要な基礎的インフラの整備、アフリカ基金、アフリカ開発銀行、及びアフリカ単一通貨の創設を目的とした。また同会議で、カダフィーは、ガーナ独立運動の指導者ク

191. 拙稿『モロッコを知るための45章』明石書店、近刊予定。

192. Eric Gobe, L' Afrique ou le nouvel horizon de la politique extérieure libyenne, *Annuaire de l' Afrique du Nord 1999*, CNRS-Editions, Paris, 2000, pp.186-189.

ワメ・エンクルマ (kwame Nkrumah) とザイル (現コンゴ民主共和国) 独立運動の指導者パトリス・ルムンバ (Patrice Lumumba) の子息にリビア最高栄誉賞を贈呈した¹⁹³。

カダフィーは、アフリカ諸国間で生じている悲劇的な紛争の最大の原因は、植民地期に画定された国境線をめぐる争いであると指摘し、その解決を図るためにもアフリカ統一の重要性を以下のように述べている。

「アフリカ人が自由に移動することができ、大陸の様々な国に住むことができるならば、こうした国境をめぐる問題が（一挙に）解消されるだろう。アフリカは、欧州と同じではない。欧州は国家によって構成されているが、アフリカは（部）族によって構成されている。アフリカの部族は植民地国家によって引き裂かれてきた。アフリカにおける国家は人為的な存在であり、存続する価値はない」¹⁹⁴。

カダフィーが提案したアフリカ合衆国構想は、2000年7月にトーゴのロメで開催された第36回 OAU 首脳会議で採択された。

2.3 サヘル・サハラ諸国共同体

リビアはチャドをはじめ、サハラ以南のアフリカ諸国との関係を改善して、サヘル・サハラ諸国共同体を設立した。サヘル・サハラ諸国共同体 (CEN-SAD : Community of Sahel-Saharan States) は、1998年2月4日にサヘル諸国における地域協力の推進を目的に設立された。CEN-SAD は、AU やアフリカのその他の地域経済共同体との協力を通じて、和平、治安維持及び経済・社会的な発展を目指すことも掲げられている。CEN-SAD はリビアが主導的な役割を果たして設立され、当初の参加国は、リビア、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、チャド、スーダンの6カ国であったが、1999年4月に開催された第1回 CEN-SAD 首脳会議（リビアのシルテで開催）で中央アフリカ共和国、エリトリアが加盟し、2000年12月にはトリポリで第2回 CEN-SAD 首脳会議（チャドのンジャメナで開催）では、セネガル、ジブチ、ガンビアが加盟した。その後、これまでに8回の首脳会議が開催されており、23カ国が CEN-SAD に加盟している（図表2 CEN-SAD の加盟諸国）。CEN-SAD にはアフリカ開発・貿易銀行（現サヘル・サハラ投資・貿易銀行、B.S.I.C. : Banque Sahelo-Saharienne pour l' Investissement et le Commerce）の設立資金（2億5000万ユーロ）の75% がリビアから拠出された¹⁹⁵。BSIC は加盟諸国の経済、社会発展に向けた投資及び地域

193. Bruno Callies de Salies, Relance du panafricanisme, reprise des relations avec l' occident Spectaculaire retour de la Libye, *Le Monde diplomatique*, janvier 2001.

194. Luis Martinez, Quels changements en Libye? , *Annuaire de l' Afrique du Nord 2000-2001*, CNRS-Editions, Paris, 2003, pp.189.

貿易の促進を目的として設立された。

図表 2 CEN-SAD の加盟諸国

	年月日	開催地	新規加盟諸国
第 1 回 CEN-SAD 首脳国 会議	1999 年 4 月 14 日	シルテ（リビア）	エリトリア、中央アフリ カ
第 2 回 CEN-SAD 首脳国 会議	2000 年 2 月 4・5 日	ンジャメナ（チャド）	セネガル、ガンビア、ジ ブチ
第 3 回 CEN-SAD 首脳国 会議	2001 年 2 月 12・13 日	ハルツーム（スーダン）	エジプト、モロッコ、チュ ニジア、ナイジェリア、 ソマリア
第 4 回 CEN-SAD 首脳国 会議	2002 年 3 月 6・7 日	シルテ（リビア）	トーゴ、ベナン
第 5 回 CEN-SAD 首脳国 会議	2003 年 3 月 14・15 日	ニアメ（ニジェール）	
第 6 回 CEN-SAD 首脳国 会議	2004 年 5 月 15 日	バマコ（マリ）	ギアナビサウ、コートジ ボワール、リベリア
第 7 回 CEN-SAD 首脳国 会議	2005 年 6 月 1・2 日	ワガドゥグー（ブルキナ ファソ）	ガーナ、シエラレオネ
第 8 回 CEN-SAD 首脳国 会議	2006 年 6 月 1・2 日	トリポリ（リビア）	

出所）CEN-SAD（www.cen-sad.org）から作成。

おわりに

2005 年 7 月にシルテで開催されたアフリカ連合首脳会議でカダフィーは、近年の原油価格高騰に触れ、アフリカ非産油諸国、とりわけ最貧国に対する経済支援を表明した。カダフィーは、「現在の油価高騰はリビア、アルジェリア、ナイジェリア、アンゴラといったアフリカ産油諸国に巨額な収益をもたらしている一方、この事実は非産油諸国にとって悲劇的な打撃をもたらすものである。こうした現状に対して具体的措置を実行しないならば、当該諸国の経済は破綻することになる」と述べた。2005 年 10 月 7～8 日には、上記産油諸国間の臨時経済協力会議をリビアで開催して、アフリカ諸国間のエネルギー資源を機軸にした連帯を呼びかけている¹⁹⁶。

事実、リビアは近年石油輸出を大幅に拡大し、貿易黒字額は 2005 年には 192 億ドル、外貨準備は 393 億ドルに達している¹⁹⁷。隣国アルジェリアにおいては、2006 年末の外貨準備は 700 億ドルを突破している。他方、国連貿易開発会議（UNCTAD）の国別分類によれば、

195. Bruno Callies de Salies, Relance du panafricanisme, reprise des relations avec l' occident Spectaculaire retour de la Libye , *Le Monde diplomatique*, janvier 2001.

196. Khaled Elraz, Kadhafi veut partager les bnfices du ptole pour une vraie solidarit africaine, 9 octobre 2005, afrik.com.

197. 但し数値は IMF 暫定値。IMF, “The Socialist People’ s Libyan Arab Jamahiriya: Selected Issue- Medium-Term Economic Reform Strategy, and Statistical Appendix” , *Country Report No.06/137*, april 2006, p.61.

重債務最貧国 38 カ国中 32 カ国がサハラ以南アフリカ諸国であり、依然としてサハラ以南アフリカでは全人口の半数近くが 1 日 1 ドル以下で生活している。2000 年 9 月には国連で失速を続けるアフリカの経済・社会状況の改善に向けミレニアム開発目標（MDGs : Millenium Development Goals）が採択されたが、国連開発計画（UNDP）の予測によれば、現状ではサハラ以南アフリカ諸国が貧困削減目標を達成できるのは 2147 年以降としている¹⁹⁸。

こうした状況のなかで、カダフィーは EU と地中海諸国の経済協力より、むしろアフリカ諸国間での地域経済協力、とりわけ基礎的インフラ整備、水平貿易の促進、更には国境線で画定される国家を廃止して単一市場や金融組織、通貨の導入を目指すアフリカ合衆国の創設を打ち出している。しかしながらのリビア経済構造の特徴を見れば、主要貿易相手国は、輸出入の 6 ～ 9 割が欧州諸国であり、輸出の 96% が炭化水素部門で占めており、欧州に垂直的に従属した典型的な単一資源輸出国である。

強力な指導者不在が続くアフリカ諸国のなかでカダフィーが「アフリカの賢人」（*Hakm Afrik*）となることができるかどうか予断は許さない。しかし、かつて第 1 次・第 2 次大戦後、欧州全土にわたる荒廃と国民国家間の分裂のなかで欧州統合があまりにも遠い理想であった時代、ジャン・モネ（Jean Monnet）は「政治とは今日不可能にみえることを明日可能にするアートである」と述べ、欧州統合の礎となった欧州石炭鉄鋼共同体を設立している。現在、カダフィーが目指しているアフリカ合衆国設立の理想は、絶え間ない国境間の対立と内戦が続くアフリカ諸国の統合に一筋の光明を投げかけている。

198. 国連開発計画（UNDP）『人間開発報告書 2003 — ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けて —』国際協力出版会、2003 年。

リビア革命の軌跡とカダフィ指導者の 後継者問題

駐リビア・前日本大使
(財) 中東調査会 常任理事
塩尻 宏

はじめに

リビアの9月革命指導者（Leader of the September Revolution）ムアンマル・カダフィ（Muammar Kadhafi）大佐は、1969年の革命以来、現在まで37年余りの長期間にわたり同国の最高権力者の地位にある。彼は、国内では数々の暗殺未遂やクーデター未遂をくぐり抜け、対外的には欧米との軋轢や国連制裁による国際社会からの政治的、経済的な締めつけなど、過酷とも言える厳しい試練を乗り越えてきた。



2006. 12. 07 トリポリ 筆者撮影

（彼の名前は **معمر القذافي** であるが、一般にアラビア語の発音は地域によって異なるため、人名などの英語表記が定まらないことが多い。リビアの資料でも **القذافي** は Kadhafi、Kathafi、Qadhafi、Gadhafi などと表記され、一定していない。そのため、日本語表記も定まっているとは言えないが、本稿では「カダフィ」とした。）

＝アフリカ大陸の主な長期政権＝

国 名	期間	指導者名	状 況
ガ ボ ン	39	キンゴ・オンディバ大統領	議会が3選禁止撤廃
リ ビ ア	37	カダフィ大佐	独裁。米国と国交正常化
赤道ギニア	27	ヌゲマ大統領	野党は大統領選不参加
アンゴラ	27	ドスサントス大統領	内戦が02年に終結
ジンバブエ	26	ムガベ大統領	「圧制の拠点」。経済崩壊
エジプト	25	ムバラク大統領	多選批判高まる
カメルーン	24	ビヤ大統領	大統領選「不公正」と批判
ギニア	22	コンテ大統領	国民投票で3選禁止撤廃
ウガンダ	20	ムセベニ大統領	国民投票で3選禁止撤廃
チュニジア	19	ベンアリ大統領	事実上の終身大統領制

＊期間は現在の指導者が実権を握る年数

【出典：2006.05.18 朝日新聞（朝）P7】

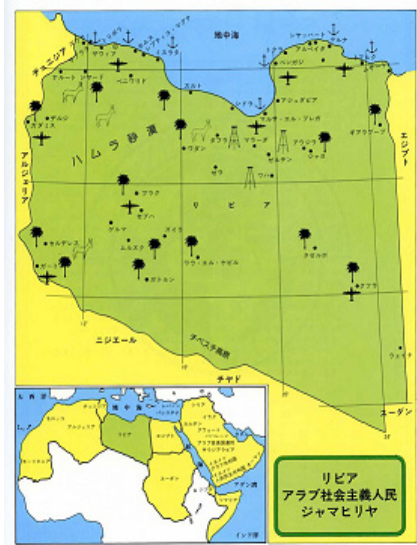
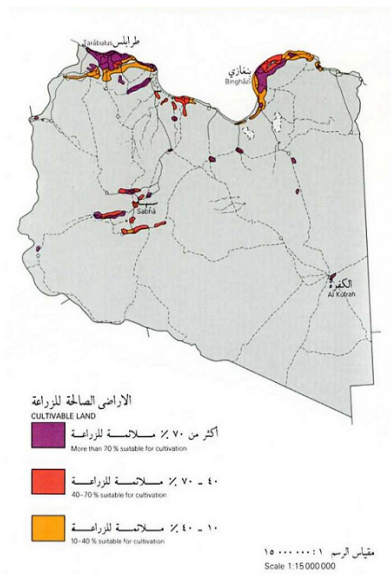
革命当時は27歳の青年将校であったカダフィも今や64歳となった。カダフィは1942年に生まれたとするのが通説となっている。当時は生年月日の登録はその時の事情や都合に合わせて行なわれることが珍しくなかった由であり、実際には1940年頃に生まれたとする説もある。他方、国連資料（UN Human Development Report 2004）によれば、リビア人の平均寿命は72.6歳だそうである。今や国際的にも注目を集めているリビアの行く末を考える際には、カダフィの後継者問題は避けて通れない検討課題であろう。

しかし、長年にわたり国際社会から孤立していたリビアについての資料や情報は余にも少ない。本稿では、限られた資料（参考資料は末尾）と2003年6月から3年近く現地に在勤した筆者自身の見聞に基づく考察などを踏まえて、カダフィが生まれ育ったリビアの風土や歴史と1969年革命に至る経緯から彼が一途に実現しようとしている直接民主主義社会を目指したジャマヒリヤ体制の確立までの紆余曲折などについて概観した。その上で、リビアの支配体制の現況とカダフィの指導力について検証しつつ、最後に彼の後継者問題につき考えてみたい。

1. 風 土

リビアはアフリカ大陸北部の中央に位置し、地中海に面する2000キロ近くの海岸線を有し、北アフリカ諸国の中で最も長い。エジプト、スーダン、チャド、ニジェール、チュニジア、アルジェリアの6カ国と接しており、その陸上国境線は約4400キロに及んでいる。その面積（176万平方キロ）は日本の4.6倍で、殆ど（95%）は砂漠地（サハラ砂漠）である。

リビアの可耕地



出典：『ジャマヒリヤ 緑の躍進』在日リビア大使館

比較的降雨に恵まれるキレナイカ地域のごく僅かな部分でも年間平均降雨量は 400 ～ 600 ミリ程度で、その他は地中海沿岸沿いの僅かな可耕地（年間降雨量 100 ～ 200 ミリ）にオリーブや柑橘類を中心に栽培されているのみである（2003 年の国連の FAO 資料によればリビアの可耕地は 1.2%）。

革命当時（1970 年頃）のリビアの人口は約 200 万人と推定されるが、現在は 5.5 ～ 6 百万人と推定されている。その殆ど（85 ～ 90%）は北部の地中海沿岸に点在する都市に集中しており、残りが砂漠地帯でラクダや羊を追って生活するベドウィンである。近年は都市圏で定住生活する人口が更に増える傾向にある。

そのリビアに 20 世紀半ばに石油が発見されてから、広大な砂漠地帯は大きな可能性を持つこととなった。BP 統計などによれば、今やリビアは 391 億バレル（世界第 9 位）の原油埋蔵量と 52.6 兆立方フィート（世界第 22 位）の天然ガス埋蔵量を有する資源大国となっている。

2. 略 史

(1) 古代：地中海文明の重要拠点

フェニキア、ローマ時代には、アフリカ大陸北部の地中海沿岸は麦やオリーブなどの食糧供給地として、また、サハラ砂漠を越えて運ばれてくる奴隷、象牙、金、銀などのアフリカ産品の集積地として地中海文明を支える重要な地域であった。当時はリビア北部の海

岸にも大規模な都市が幾つも築かれて、華やかな地中海文明の拠点となっていた。その名残はレプティス・マグナ（トリポリ東方 120 キロ）、サブラータ（トリポリ西方 80 キロ）やキレナイカ地方（リビア西部）の大規模な遺跡に見られる。

(2) 近世～近代：オスマン帝国支配～イタリアの植民地

7 世紀からのイスラム勢力の拡大に伴い、リビアを含む北アフリカもイスラム勢力圏となった。幾つかのムスリム王朝の支配を経て、16 世紀中頃にはオスマン帝国がリビアを征服した。その後、中東・アフリカでは、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけてヨーロッパ列強による植民地獲得競争が繰り広げられたが、イタリアは 1911 年にリビアに侵攻して植民地化（1938 年には併合）した。

当時は、既にエジプト、スーダンが英国が支配し、チュニジアからモロッコにかけてのマグレブ地域及びサハラ砂漠の南（サブ・サハラ）にはフランスの支配が及んでおり、北アフリカで列強の支配が及んでいない「空き地」はリビアだけであった。イタリアの過酷な植民地支配に対して、リビア人による激しい抵抗運動が起きたが、同時に、これによってリビアにおいて初めて現代の国家としての枠組みが定まったと言える。

(3) 現代：リビア連合王国の誕生～地中海の軍事拠点

第 2 次世界大戦でイタリアが米・英を中心とする連合軍に敗北し、その戦後処理の一環として 1949 年 12 月の国連総会でリビアの独立が決議された。それを受けて、1951 年 12 月にサヌーシー教団（リビアを中心に北アフリカに拡大したイスラム神秘主義教団）の指導者ムハンマド・イドリス・サヌーシー国王（King Mohammed Idris El-Sanousi）を元首とするリビア連合王国が誕生した。

しかし、その広大な国土の殆どは砂漠地（サハラ砂漠）で、当時 2 百万人足らずであった人口の殆どは地中海岸に沿った僅かな可耕地に住み、これと言った産業もない典型的な低開発国であった（リビアでの石油発見は 1959 年）。

第二次世界大戦前後からの航空機や艦船の発達によって、地中海・北アフリカ地域におけるリビアの戦略的な重要性が高まった。そのため、英国（'53/7）及び米国（'54/9）はリビアと軍事協定を締結して、財政援助と引換えにトリポリ郊外のウィーラス（Wheelus）やキレナイカ地方のトブрук（Tobruk）などの軍事基地を確保した。

3. 革命への目覚め

(1) 歴史的経験：オスマン帝国とイタリアの植民地支配

リビアの近代は、オスマン帝国とイタリアとによって蹂躪された時代であるが、オスマン帝国支配は、同じイスラム教徒同士によるものであり、一部地域の支配をリビア人に委ねるという間接支配の形を採用した柔軟なもので、また、その範囲も地中海沿岸地域に限られていた。しかし、イタリアの植民地支配は、リビア人の宗教や文化を認めることもなく、彼らの土地を収奪することのみを目的としたものであり、当初から激しい反発を招くものであった。

カダフィは幼いころからクルアーン（コーラン）の朗誦や文字の読み書きを習っていたが、折に触れてサヌーシー教団の創始者ムハンマド・アリー・アル・サヌーシーや、イタリア軍に対する抵抗運動を指揮して処刑されたオマル・アル・ムフタルなどの憂国の英雄についても教えられたようである。リビア人としてこのような歴史を受け継いだ彼が、早くから政治活動に目覚めたとしても不思議ではない。

(2) 当時の国際情勢

第二次世界大戦以降、東西対立が深まる中での植民地支配の清算と民族解放運動の激化により、国際情勢は騒然とした状況が続いていた。その頃、中東・北アフリカ地域においてもレバノン（1943）、シリア（1944）、ヨルダン（1946）、イスラエル（1948）、リビア（1951）、スーダン（1956）、モロッコ及びチュニジア（1956）、キプロス（1960）、モーリタニア（1960）、クウェート（1961）、アルジェリア（1962）、南イエメン（1967）などが次々と独立し、3度にわたり中東戦争が勃発するなど、以下のとおり情勢はめまぐるしい展開を示していた。

第二次世界大戦末期からリビア革命(1969)に至るまでの

中東・北アフリカ地域の主な動き

《出典:『20世紀全記録(Chronik 1900-1990)増補版』1991年 講談社》

レバノン共和国成立(1943/8)
シリア共和国成立(1944/1)
アラブ連盟結成(1945/3)
《第2次世界大戦終結(1945/5)》
ヨルダン王国成立(1946/3)
イスラエルの建国と第一次中東戦争(1948/5)
イランの石油国有化宣言(1951/5)
リビア独立(連合王国)(1951/12)
エジプト革命(1952/7)
アルジェリア独立戦争開始(1954/11)
スーダン独立(1956/1)
フランスがモロッコ及びチュニジアの独立を承認(1956/3)
エジプトによるスエズ運河国有化(1956/7)
第二次中東戦争(1956/10~11)
チュニジアが共和制に移行(1957/7)
アラブ連合(エジプト・シリア)共和国成立(1958/2:1961/9 解消)
イラク革命(1958/7:共和制に移行)
カイロにアルジェリア共和国臨時政府樹立(1958/9)
キプロス独立(1960/8)
OPEC設立(1960/9)
モーリタニア独立(1960・11)
クウェート独立(1961/6)
アルジェリア独立(1962/7)
イエメン革命(1962/9:共和制に移行)
アフリカ統一機構(OAU)発足(1963/5)
パレスチナ解放機構(PLO)設立(1964/5)
第3次中東戦争(1967/6)
南イエメン独立(1967/12)、
アラブ石油輸出国機構(OAPEC)設立(1968/1)

(3) クルアーンとナセル主義

エジプトでは1952年の革命に成功したナセルが国際舞台に踊り出てきた。彼はアラブ民族の解放と連帯を唱えてアラブ世界のヒーローとなり、植民地主義勢力と対決していた。当時のリビア王国政府はナセルの革命には反対であったが、人々はナセルの演説を聞くこ

とができ、彼の言動はラジオを通じてリビアにも逐一伝わってきていた。

中学校の頃には既に政治に関心を持つ早熟な生徒に育っていたカダフィは、ナセル大統領の革命と思想に心酔していった。ナセルの『革命の哲学』が青年期のカダフィに大きな影響を与えたと言える。高校時代になると、彼は革命によりリビア社会を根底から改革する必要があると考え始めて、政治活動に参加するようになった。1961年にはナセル支持を唱えた大がかりなデモを組織したとしてセブハの学校を追われ、ミスラータの高校に移っている。

組織化されていない当時の野党や反政府グループなどにはその力はないと思ったカダフィは、革命を実現するためには政治活動よりも士官学校に進学するのが早道だと考えた。1964年に士官学校に進学したカダフィは、ナセルに倣って地下組織の自由将校団中央委員会を結成し、秘密裏に人員を確保するとともに武器を貯蔵し、セブハやミスラータ時代の旧友などの中から右腕となる人物を慎重に選んでいった。

(4) 決起への決意

69年9月の革命直後にカダフィは、「革命の準備を始めたのは10年前からである」と述べているが、その頃リビアでは、既に1959年にシルテ砂漠の地下から世界で最も良質の石油が発見されて、1964年からは大々的な採掘が開始された。リビアの国家収入が急激に増加したのに伴い、王族や有力者が石油収入を廻って駆け引きと抗争に奔走し始め、資本主義経済を受け入れる準備が終わらないままに、伝統的なリビア社会はめまぐるしい変化を被ることになった。

同時に、1967年の第3次中東戦争で示されたアラブ民族主義の動きへの対応や米英に供与している軍事基地の使用期限を廻る政府の外交政策の不手際などが次々と表面化して、国内の各地で激しい抗議運動が展開されるようになっていた。

士官学校の教官であったイギリス軍下士官の記録によれば、カダフィは粗野でよく問題を起こす学生であった。その彼が1966年にイギリスでの4カ月の訓練コースへの留学が許された。このイギリス滞在中に体験したイギリスの物質主義や退廃的な雰囲気から、リビア革命の必要性をさらに強く意識することとなった。イギリス留学後の彼の目には、イギリス国王治下のリビアはもはや一刻の猶予もならないくらいに疲弊していた。

4. 69 年革命：リビア・アラブ共和国の誕生

(1) 周到な準備と無血革命

このような状況の中で、カダフィ大尉（当時：中尉であったとの説もある）をリーダーとする若手将校（自由将校団）は、当初は 1969 年 3 月に行動を起こす計画であった。しかし、政府軍当局に察知された様子が窺えたため、決行の期日を延期し、引き続き機会を狙っていた。

仲間の若手将校の幾人かが英国留学となる 9 月 2 日を控えて、彼らは 8 月 31 日の深夜に行動を開始した。周到に準備していた革命軍は、イドリス国王が外遊中で、しかもリビア軍の最高幹部たちがベンガジでの会議に出席していた隙を突いて決起し、ほとんど抵抗を受けることもなく翌 9 月 1 日の未明までにトリポリとベンガジの王宮、放送局、政府関係施設などを占拠した。いわば無血革命であった。

1969 年 9 月 1 日の早朝、当時はトリポリと共にリビアの首都となっていたベンガジの放送局を通じて声明が発表された。その要旨はつぎのとおり。

- (イ) 立ち遅れて退廃した反動政権は打倒され、トルコの支配からイタリアの専制による暗黒の時代は終わった。今後、リビアは“リビア・アラブ共和国”として自主独立の主権国家となり、自由、統一、社会正義の道を歩むこととなる。
- (ロ) 国民には、自由な同朋として平等の権利を保障され、繁栄と平等の旗印を掲げて、恐怖や欺瞞や圧制などのない社会の下で、栄光への扉が開かれる。
- (ハ) 全ての国民は、過去の恨みを捨てて、アラブ民族とイスラムと人道の敵に対して立ち上がれ。

(2) 米・英の介入を懸念

1967 年の第 3 次中東戦争によりスエズ運河が閉鎖されたため、タンカーによるアラビア半島からの石油輸送はストップした。そのため、1968 年には、リビアは英国およびイタリアにとっては最大の、また、フランスにとっては第 3 の石油輸入先となっていた。また、なお、スエズ運河が再開されたのは 1975 年 6 月である。

リビアに権益と関心を有する諸国は、権力を掌握した将校たちと早急に友好関係を確立しようと奔走した。しかし、それらの諸国、特に英国や米国などが介入することを懸念して、彼らはあくまでも慎重であった。そのため、革命直後から匿名の革命評議会メンバーがリビアに石油利権を有する英国及び米国の大使館を数度にわたり訪れて、国際協定の遵

守と外国人在留者の保護を再確認した。また、現行の石油利権協定は遵守され、石油の積み出しは通常通り行なわれる旨の革命評議会声明がラジオ放送を通じて発表された。

(3) 革命評議会メンバー

ベンガジから最初の声明を発表したのはカダフィ自身であったが、当初は彼を含めて革命評議会メンバーの名前は誰一人として明らかにされなかった。上記の如く、彼らの中心メンバーであるカダフィの名前がようやく公表されたのは、革命成功から約2週間後の9月13日になってからであった。革命評議会のメンバー12人全員の名前が以下のとおり公表されたのは、翌年の1月になってからである。彼らは全て士官学校を卒業したばかりの20歳代で、尉官クラスの若手将校であったが、カダフィと主要メンバーは革命後に佐官クラス昇進している。

当初の革命評議会メンバー

(1970年1月公表:階級は当時のまま)

Colonel (大佐)	Muammar Gaddafi (Chairman:議長)
Major (少佐)	Abdul Salam Jalloud
Major (少佐)	Bashir Saghir Hawadi
Captain (大尉)	Mokhtar Abdulla El Gerwi
Captain (大尉)	Abdul Moneim Taher El Houni
Captain (大尉)	Mostafa El Kharroubi
Captain 大尉	Khweldi El Homeidi
Captain (大尉)	Mohammed Nejm
Captain (大尉)	Ali Awad Hamza
Captain (大尉)	Abu Bakr Yunis Jaber
Captain (大尉)	Omar Abdulla El Meheishi
Lieutenant (中尉)	Mohammed Abu Bakr El Magharief

(4) 革命政権の船出

革命後数カ月以内に数回にわたり旧政権時代の高級将校らによるクーデター未遂事件が起きるような状況の中で、革命評議会は、その命運を懸けてリビア軍組織の立て直しやアラブ諸国や諸外国の認知を得るために奔走した。

革命後直ちに、旧政権時代に造船所労働者のストライキに関与したとして投獄されていたマフムード・マグラビー (Dr. Mahmoud Maghrabi) を首相とし、2名の軍人 (国防相、内務相) と7名の民間人から成る内閣が任命された。しかし、革命評議会は政府や閣僚に対して必要な権限を与えなかったために、業務の遂行に当たっては全て革命評議会の承認を

必要とした。そのため、閣僚たちは多忙を極める革命評議会の承認を円滑に得ることができず、行政機能が停滞した状況が続いた。

5. 新体制への試行錯誤

(1) 支持基盤確立への模索

1969年12月に、「革命評議会はリビア・アラブ共和国の最高機関であり、国民に代わって国家の立法、行政に関する最高の権能を有する。また、閣僚の任免権を有し、革命擁護のために必要な全ての措置をとることができる」という布告が出され、革命評議会が国権の最高機関として全権を掌握したことが宣言された。

しかし、この革命は、軍や民衆の幅広い支持を背景としたものではなく、カダフィの働きかけに応じた一部の青年将校が、言わば旧政権時代の硬直した社会の隙を突いて権力を奪ったものであった。そのため、クーデターの成功に重要な役割を果たした若手将校たちの多くも、自由将校団のメンバーではなく、また、自由将校団に忠誠を誓っていたわけでもなかった。

カダフィ自身、砂漠でテント暮らしをしていた貧しい家庭の出身であることを自認していたし、その他の革命評議会メンバーも同様に下層階級の出身であった。そのため、植民地時代や旧政権時代に抑圧されていた国民大衆の地位と生活を向上させることが革命の基本課題であると考えて、大衆を直接説得しようとした。

カダフィは、学生、農民、労働者、知識人などとの対話集会などを通じて説得を続けたが、彼の考えは従来のリビア社会の価値観を根底からくつがえすものであり、国民は戸惑いを見せた。革命評議会が労働省を通じて指導する形で大衆を動員し、革命支持勢力の結集を図ったが、徹底しなかった。そのため、当時のエジプトに倣って、1972年4月に唯一の政治組織としてアラブ社会主義連合（ASU）を設立（1972/4）し、その他の組合や団体については一切の政治活動を禁止した。

同時に、国民の間の思想統一を図るため、唯一の政治組織であるアラブ社会主義連合の傘下に人民委員会を設置して、知識人や中産階級などの反革命分子を摘発し、排除していった。また、旧政権時代からの腐敗した社会を改革するためには国民の意識改革が必要だとして1973年からは文化革命を発動し、カダフィの考えに共鳴しない実業家、知識人、学生などを検挙して裁判にかけた。この時期に約千人のリビア人が投獄され、また、治安

機関は海外に逃れた人たちをも追跡し、少なからずのリビア人が暗殺されたと言われている。

(2) 革命評議会内部の路線対立

もともとナセル・エジプト大統領の思想とその政治手法を信奉して革命を実現したカダフィは、1970年にナセル大統領が心臓発作で急死してからは、ナセルの遺志を継ぐ形で、アラブ民族の連帯と統一の実現に向けての働きかけを一層強め、国内では反対勢力に対する追求をエスカレートさせて急進的な政治・社会改革を強権的に推進した。

1973年4月15日（預言者誕生日）に、トリポリ西方約100キロにある地中海に面した町ズワラ（Zuwara）において演説したカダフィは、①旧来の法律を撤廃し、今後は全ての民事及び刑事事件はシャリーア（イスラム法）に基づき裁かれる、(2) 共産主義、ムスリム同朋団、バアス主義などの国内の政治的病根を絶つ、(3) 革命防衛を確保するために人民を武装する、(4) 官僚組織を人民大衆に取り戻すために行政革命を行なう、(5) 大学から大衆扇動の思想や外国文化の影響を排除するために文化革命を行なう、との方針を宣言（「ズワラ宣言」）して、国内の締めつけを一層強化した。

このような状況の中で、革命評議会内部の路線対立が顕在化し始めた。ミスラータの高校時代からカダフィの同志であったオマル・メヘイシ（Omar El Meheishi）少佐（革命後、大尉から昇進）などは、「夢を追いかけて兵器購入や海外でのテロ活動に熱中するよりも国内の開発に気を配るべきである」とのカダフィ批判を公然と行なうようになった。これに対してカダフィは、革命評議会内部の粛清に乗り出し、1975年には、彼の方針に同調しないメヘイシ少佐（反革命クーデターを企てたとされている）を含む6名のメンバーとともに200名以上の軍将校を逮捕（その後亡命）した。

当初12名であった革命評議会メンバーは、この時点で半数以下の5名となった（マグリエフ中尉は1972年に交通事故により死亡）。その後、この5名は「歴史的指導部（Historic Leadership）」と称して公職から離れ、30年以上にわたり実質上全ての国家組織の上に君臨するリビアの最高指導部として存続することとなる。ただし、ジャッルード少佐は90年代末に引退しているので、現在の「歴史的指導部」はカダフィを含めて4名となっている。なお、カダフィ自身は、ジャマヒリヤ体制への移行に伴い「9月革命指導者（Leader of September Revolution）」と呼ばれるようになった。

1975 年当時の革命評議会メンバー

(階級は当時のまま)

Colonel (大佐) Muammar Gaddafi (議長:革命指導者)

Major (少佐) Abdul Salam Jalloud (国内行政担当)

(90 年代末に引退)

Colonel (大佐) Mostafa Kharroubi (情報機関担当)

Colonel (大佐) Khweldi El Homeidy (民兵組織担当)

Brigadier (准将) Abu Bakr Yunis Jaber (正規軍組織担当)

(3) 第 3 世界理論から『緑の書』へ

大衆から一層の支持を獲得して革命体制を確立するためには、新たな考え方を打ち出す必要があった。そのため、カダフィは、イスラムの価値観を維持しつつ、大衆が自らの社会のあり方を直接決定するという直接民主主義の思想を 1971 年頃から唱え始めた。イスラムの価値観を基本としつつ、これまでの資本主義や共産主義に代わる新しい彼の理論は、「第 3 世界理論 (The Third Universal Theory)」としてまとめられた。彼はそれをリビアのみならずアラブ世界、引いては全世界のための新しい普遍的な理論として、1973 年にトリポリで開かれた国際青年会議で公表した。

緑の書

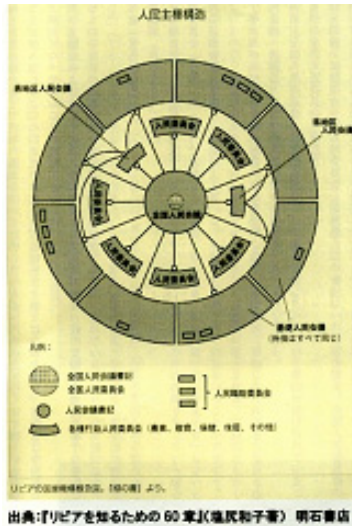


カダフィは、その考えを更に推し進めて、この「第 3 世界理論」を実践する方法論を解説した『緑の書』(The Green Book) を刊行した。この『緑の書』は、第 1 章：民主主義問題の解決《人民主権》、第 2 章：経済問題の解決《社会主義》及び第 3 章：第 3 世界理論の社会的基盤、から成っており、第 1 章は 1975 年、第 2 章は 1977 年、第 3 章は 1978 年にア

ラビア語で刊行された。その後、日本語を含めて世界の主要言語に翻訳されている。

(4) 人民主権宣言とジャマヒリヤ体制の確立

人民主権樹立宣言



この余勢をかりてカダフィは、「第3世界理論」に基づいて、統治制度の抜本的な改革を行なった。1975年頃からは人民会議と人民委員会とを組織して、内閣及び省庁から成る従来の行政組織を廃止した。1976年1月に予定されていたアラブ社会主義連合（ASU）第3回年次総会は、第1回全国人民会議（General People's Congress）に変更された。引き続き、同年11月には第2回全国人民会議が開催され、ジャマヒリヤ体制（大衆による直接統治体制）への移行準備が整った。

1977年3月セブハにおいて「人民主権樹立宣言」が発表された。それは、上記の「ズワラ宣言」や『緑の書』を指針として、9月革命の理念を具現するために人民主権を樹立し、世界中の人民にとって大衆時代の幕開けになるものとして、① リビアの国名を「リビア・アラブ社会主義人民ジャマヒリヤ」とする、(2) クルアーンはリビア社会の規範である、(3) 人民の直接主権は「リビア・アラブ社会主義人民ジャマヒリヤ」の政治体制の基礎である、(4) 国防は全ての国民の責務である、との4項目を発表した。

これにより、国家元首も国会も政府もなく、人民がその権利を直接行使して国家運営を行なうという、ジャマヒリヤ体制（大衆による直接統治）が成立した。これはカダフィの唱える「第3世界理論」を『緑の書』に基づいて実践に移したものであり、この国家組織の形態は現在まで続いている（詳細については、塩尻和子著『リビアを知るための60章』2006年、明石書店を参照）。

6. 国際社会とカダフィ：対決から関係正常化へ

(1) ナセル主義からの飛躍～欧米との対立

前述のとおり、もともとナセル・エジプト大統領が主導していたアラブ民族主義を信奉していたカダフィは、当時のエジプトに倣って国内政治体制の抜本的改革を断行すると共に、アラブ民族の連帯による解放闘争の推進に邁進しようとした。しかし、1970年9月に急死したナセルの後を継いだサダト大統領は、1973年10月の第4次中東戦争以後、その方針を欧米諸国との関係改善への方向に転換し、1977年11月には突如イスラエルを訪問、1978年9月にはキャンプ・デーヴィッド合意により同国と和解した。

他方、旧植民地諸国に対する根深い疑心暗鬼を抱くカダフィは、ナセルの遺志を継ぐ形で、パレスチナ解放闘争のみならず世界各地の民族解放運動への支援を積極化した。70年代に入り、中東での石油国有化の波にいち早く乗って豊富な石油収入を手にするようになってからは、アラブ・アフリカ世界に止まらずアイルランド革命軍（IRA）やニカラグアの反政府組織サンディニスタなどを含む欧米諸国と抗争する解放運動に対する物心両面からの支援を一層積極化した。このため、80年代から90年代の初めにかけて、アメリカを中心とする西側諸国とリビアとの間に軍事的・政治的衝突やリビアの仕業とされるテロ事件が頻発した。この時期、当時のレーガン米大統領はカダフィを「狂犬」と呼び、双方の敵対関係は頂点に達した。

1980/ 4	米、在リビア大使館閉鎖
1981/ 8	米軍機、リビア軍機を撃墜
12	米、アメリカ市民のリビア渡航禁止
1984/ 4	在英リビア大使館で発砲事件(英国人婦人警官死亡)
	英、対リビア断交
1986/ 1	米、対リビア経済制裁発動
3	米軍機、リビア軍機を撃墜
1986/ 4	「ラ・ベル」事件(西ベルリンのディスコ爆破)
	米軍機のトリボリ及びベンガジ爆撃
1988/12	ロカビー事件(スコットランド上空でのパンナム機爆破)
1989/ 1	米軍機、リビア軍機を撃墜
9	UTA 機事件(ニジェール上空でのフランス民間機爆破)

(2) リビアの孤立と国際情勢の変化

革命直後の 1970 年に約 13 億ドル（生産量は約 1.9 百万 BD）であったリビアの石油収入は、2 度にわたる石油危機を経た 1980 年には約 200 億ドル（生産量は 300 万 BD）となった。世界の抑圧された諸民族の解放闘争を支援するとの彼の思想を実践するために、カダフィは豊富な石油収入を使って過去 30 年以上にわたり世界の民族解放闘争を支援し、米国を始めとする自由主義諸国との対立を続けた。

1980 年代末から世界は緊張緩和の時代に入り、国際的な民主化、人権意識の拡大に伴って、民族解放闘争は終息化に向かった。この様に国際関係が質的に変化する状況の中でも、カダフィは相変わらず強硬姿勢をとり続け、リビアの関与が疑われるラ・ベル事件（1986/4）、ロカビー事件（1988/12）、UTA 機事件（1989/9）などが起きた。このため、1992 年 3 月に国連安保理は、これら事件の解明に協力しないリビアに対して外交関係の縮小や外国航空機の乗り入れ禁止などを含む対リビア制裁を決議した。また、1996 年 8 月には米国が、イラン・リビア制裁法（ILSA：外国企業の対イラン・リビア投資を制限）を制定するなど、リビアの国際社会からの政治的・経済的孤立が深刻化した。

特に 1991 年末のソ連崩壊後は、イスラエル・PLO によるオスロ合意（1993/9）、英・北アイルランド和平宣言（1993/12）、マンデラ・南ア大統領就任（1994/5）など、世界の主要な民族解放闘争は徐々にそれなりの決着が着いた形となった。その結果、国際社会の流れからリビアだけが取り残されて孤立するようになった。

(3) カダフィの変身

リビアは 2003 年 12 月 19 日突然に大量破壊兵器放棄を宣言し、世界を驚かせた。カダフィがこれまでの方針を大転換して孤立から脱出し、国際社会との関係正常化に進まざるを得なかった背景には、以下のような事情があった。

リビアへの人と物資の流れを遮断した 1992 年からの国連制裁は、同国に深刻な影響をもたらした。リビアへの物資の輸入は厳しく制限されて、医薬品にも事欠くようになり、国民生活は経済的に追いつめられた。また、この制裁の結果、国内インフラの整備や石油生産設備の保守に必要な資機材の確保が困難となって、国民や軍の間に閉塞感が高まり、1990 年代の終わり頃には国内の引き締めも限界に近づいていた。

外交面でも、リビアは、カダフィの政治理念に基づいて、自らを犠牲にしてアフリカ、

中南米、アジア、ヨーロッパなど世界各地の民族解放運動を物心両面で支援して欧米諸国との対立を続けてきたが、いつの間にかその当事者たちは上述の如く次々と欧米諸国と和解や妥協をするようになっていった。そして、気がつくともリビアだけが取り残された状況になっていた。

カダフィ自身もその間の事情について、演説の中で「リビアは、自らを犠牲にしてアフリカ解放のために彼らを支援し、世界と断交したにもかかわらず、彼らは我々の頭越しに妥協した。そのため、我々は奇妙な立場になった」、「リビアは、諸国民の解放のために自らを孤立させて戦った。それらの問題がなくなって戦いが終わっても、リビアは孤立したままであった。左右を見回して、戦いが終わったことが分かった」旨述べている（2004/3/2. 全国人民会議開会式での演説：塩尻和子著『リビアを知るための60章』（明石書店）巻末資料参照）。

カダフィは、同じ演説の中で「今や私たちは教訓を得て、理解し決定した」、「リビアが自らの利益のためだけを考えたら、欧米諸国と敵対する必要はなかった」、「我々は自らを幻想や後進世界と結びつけないで、先進世界と結びつけるのだ」、「アメリカは超大国であり、そのような国とできれば敵対しないほうが良い。また、リビア国民が言っているように、ヨーロッパ諸国とも敵対せず、協力したほうが良い」と述べ、世の中がそのようになったからには、リビアだけがいつまでも孤立を続ける必要はないとして、欧米諸国との対立を解消することとしたと主張している。

(4) 国際社会との関係正常化

方針転換を決断したカダフィは、先ず1999年4月にロカビー事件のリビア人容疑者を引渡して国連制裁の停止を引き出し、同年7月には1984年から断交していた英国との外交関係を再開した。その後、次男のセイフ・アル・イスラム（当時、カダフィ国際慈善基金総裁）がリビア側代表としてロカビー事件及びUTA事件の犠牲者に対する補償交渉を開始した。2003年8月には270人の犠牲者に一人1000万ドル（総額27億ドル）のロカビー事件補償合意、同年9月にはUTA事件補償合意（一人当たり追加100万ドル）を成立させ、国連対リビア制裁の正式解除（2003/9/12）を引き出した。

この時期、リビアと英、米の情報機関の間で、リビア側から提起された大量破壊兵器計画の放棄についての極秘交渉が並行して行なわれていた。2002年秋頃にリビアからの申し出を受けた英国は、米国と共に8カ月に及ぶ水面下の交渉を経てリビア側の真意を確認し、英、米の了解の上で2003年12月19日にリビアによる発表となった。その後、IAEA（国際

原子力機関)なども関与して、同国の大量破壊兵器計画の検証と廃棄作業が行なわれたが、リビア側の対応は極めて協力的であったと言われている。

当時、リビアに在勤していた筆者が同僚の英国大使から聞いたところによれば、2002年の秋頃にロンドン滞在中のセイフ・アル・イスラムが「父からのメッセージがある」としてブレア首相に面会を求めてきたのがリビア側からの最初のアプローチであったとのことである。ブレア英首相は、直ちにプッシュミ大統領と協議したが、長年にわたり敵対関係にあったカダフィの真意を計りかねた。そのため、2003年2月頃から極めて限られた人数による秘密交渉が行なわれた。8カ月に及ぶ極秘交渉の結果、リビア側の真意が確認できたので、ロンドン、ワシントンでの同時発表となった由である。

リビア国内では2003年6月に前経済貿易担当であったシュクリー・ガーネム(Dr. Shukri Ghanem)が首相ポストである全国人民委員会書記に就任した。彼は公営企業の民営化や外国投資の奨励などを唱えてリビア経済の改革を推進しようとした。また、石油分野への外国企業の進出促進を図るため国内石油鉱区の入札を開始した。このような動きに呼応して欧米諸国を中心にリビアに対する関心が急速に高まり、これら諸国からの首脳訪問が以下のとおり相次いで行なわれた。

2003/9/17-18	アスナール・スペイン首相	(肩書は当時)
2004/2/10	ベルルスコーニ・イタリア首相	
2004/3/25	ブレア英首相	
《2004/4/27	カダフィ指導者 EU(ベルギー)訪問》	
2004/10/14-15	シュレーダー・ドイツ首相	
2004/11/24-25	シラク・フランス大統領	
2004/12/19-20	マーチン・カナダ首相	

また、米国も2004年2月に米国人のリビア渡航制限(1981/12～)を解除したのを皮切りに、2004年4月対リビア制裁法解除、2004年6月連絡事務所相互設置、2004年9月在米リビア資産凍結解除と、着実に関係正常化の方向へと進んだ。2006年5月15日には米國務省は在リビア米国大使館再開(15日以内)と、テロ支援国家リストからリビアの削除(45日以内)を発表し、両国関係は26年ぶりに正常化することになり、リビアの国際社会への復帰は達成された。

7. 現在のリビアの政治体制

(1) 特異な政治体制

ジャマヒリヤ（Jamahiriya）体制と呼ばれるリビアの現在の政治体制は、「大衆による直接統治体制」とも訳すべきものである。その国家組織は単純に言えば人民会議（People's Congress）と人民委員会（People's Committee）があるだけであり、国家元首も議会も政府も存在しないことになっている。人民会議は、あらゆる問題について国民が直接意見を述べ、決定する機関とされている。全ての地区や事業体には基礎人民会議があり、全ての国民がいずれかの基礎人民会議に参加することとなっている。その上に県レベルの地方人民会議と全国人民会議がある。人民会議での決定事項を執行する機関として、それぞれの人民会議に人民委員会が設けられており、人民会議で選ばれた書記がその責任者となる。

全国人民会議に設けられている複数の全国人民委員会が国家レベルの行政機関にあたる。それぞれの分野を担当する全国人民委員会（General People's Committee）が各省に相当し、その長である書記（Secretary）が大臣に相当する。例えば、対外連絡・国際協力担当全国人民委員会が外務省に相当し、その書記が外務大臣に相当するというわけである。また、総合調整の役割を持つとされ、特定の担当分野を持たない言わば無任所の全国人民委員会というものもあり、その書記が首相にあたる。それぞれの全国人民委員会の書記は全国人民会議で選ばれることから、制度上は同等であり、上下関係にはないとされている。

上記の如く、国民が国家の方針を直接決定するのがジャマヒリヤ体制のはずである。リビアの重大な方針に関わる「大量破壊兵器計画」の放棄宣言（2003/12/19）を行なった際のリビア外務省の声明は「大量破壊兵器計画の放棄はリビア国民の賢明な決定である」と説明している。しかるに、現地に在勤していた筆者が観察したところでは、その件について事前に全国人民会議などで議論された様子が見られないまま、その発表は突然に行なわれたものである。極秘裏に交渉されていた問題であるので、国民の間で議論すればその秘密は守れなかったであろう。

（2）カダフィと「歴史的指導部」

現在のリビアでは、上記の如き人民会議と人民委員会により日常の行政が行なわれている形となっているが、実体は1969年の革命以来、カダフィを中心とする旧革命評議会メンバーが全権を握る基本的な支配構造は変わっていないようである。上述のとおり、当初12名であった革命評議会メンバーのうち現在まで権力の座に留まっているのは、カダフィを含めて4人である。彼らは公職には就かず、「歴史的指導部」と呼ばれる最高指導部を構成し、国政の舵取りを行なう構造になっている。従って、リビアの内外政策の全ては、この最高指導部の意向を反映したものである。

“歴史的指導部”

(2006年11月現在)

Colonel (大佐)	Muammar Gadhafi	(革命指導者:軍最高司令官)
Major General (少将)	Mostafa El Kharroubi	(情報機関担当:軍監察官)
Major General (少将)	Khweldi El Homeidi	(公安組織担当)
Major General (少将)	Abu Bakr Yunis Jaber	(正規軍組織担当:国防暫定委員会書記兼国防相)

この4人の中では、30年前にジャマヒリヤ体制に移行して以来、革命指導者と称するようになったカダフィ大佐が圧倒的なカリスマ性を持ち、他の3人の元革命評議会メンバーが彼を支えている形となっている。そのため、最高指導部の意向とは、即ち、カダフィ指導者自身の意向と見られている。

革命初期に支持勢力の結集に腐心していたカダフィは、国民の間に革命意識の普及を図るため、地区ごとに熱狂的な人物を指名して「革命委員会」を組織した。この「革命委員会」は、現在でも「最高指導部」に直属する市民組織とされ、人民会議や人民委員会など表向きの組織の枠外にある。彼らの活動は当初の目的を越えて、国民の動静を監視するとともに反革命的言動を摘発する機関として強権を振るうようになった。カダフィ自身は、時おり彼らの行き過ぎた行為を戒めることはあるが、彼らを通じて民衆の動静を掌握しているものと見られる。

8. カダフィの後継者問題

(1) カダフィの生い立ちと思考の軌跡

カダフィ自身の名前はムアンマル (Muammar) であるが、カダードファ (Kadadfa) 族の出身であるため、ムアンマル・カダフィ (Muammar Kadhafi 又は Kaddafi) となる。彼の父親は、シルテ (トリポリとベンガジのほぼ中間にある地中海の町) の南に広がる砂漠地でヤギやラクダを追ってテント暮らしをするカダードファ (Kadadfa) 族に属する貧しいベドウィンであった。また、リビアにはワルファッラ (Warfalla)、ズウエイヤ (Zuweiya)、バラアサ (Bara'asa)、ヌワイル (Nuwail)、オベイダ (Obeidat)、マガルハ (Magharha)、アワギル (Awaghir)、マガルバ (Magharba) などの有力部族があるが、それらと比べるとカダードファ族は弱小部族とされている。

QADDAFI and the LIBYAN REVOLUTION や *Libya the Elusive Revolution* (末尾の参考文献リスト参照) などによれば、シルテ砂漠の荒野で2人の姉と共に幼年期を過ごしたカダフィ

は、何世紀にもわたり彼の祖先が暮らしていたのと同様に、燃えつく熱さの夏と凍りつく寒さの荒野で上水道や下水道はもとより電気もない生活を経験した。カダフィは、権力の座についた後も父親の暮らす粗末なテントで過ごすのを好んだ。彼が現在でもテント暮らしにこだわりを示すのは、このあたりに理由があるのかもしれない。

砂漠に住む貧しいベドウィンの家庭に生れたカダフィは、幼少の頃から理知的な子供であつたらしい。他方、彼が生れた 1942 年頃は第 2 次世界大戦の真っ只中で、リビアはドイツのロンメル将軍が指揮する枢軸軍とイギリスのモンテゴメリー将軍が率いる連合軍との激戦地となっていた。世界大戦終了後の国際情勢の激動期に小学生から中学生の時代を過ぎた彼は、ラジオを通じてエジプトから流れてくる情報などに刺激されて植民地主義や帝国主義勢力に対する反抗心を抱くようになった。

セブハでの中学校時代、カダフィは既に政治的な問題に強い関心を持つようになり、同級生を集めてエジプトのナセル大統領を支持するデモを行なった。そのため、退学処分となり、ミスラータの高校に移ったが、そこでも、仲間を集めてナセル大統領が唱えるアラブ民族主義の実践方法などについて議論していた。後日彼が述懐したところによれば、その頃に 1969 年革命の構想が始まったとしている。ミスラータ高校当時の仲間はカダフィの勧めで士官学校に進学し、革命を実行することとなる。

士官学校当時にもイギリス人教官に反抗的な態度を示していたカダフィは、要注意人物としてマークされていた。しかし、当時は高級将校らによるクーデター計画の可能性が取り沙汰されていた時期であったため、それほど関心は持たれなかったようである。カダフィらが行動を起こした際、報告を受けた軍幹部の中には「今日ではない筈だ」と叫んだ者もあったと言われている。

カダフィが当時のナセル・エジプト大統領の政治思想を信奉していたことは上述したとおりである。1969 年に革命に成功して全権を掌握した彼は、師と仰ぐべきナセル大統領のやり方に倣って諸政策を実行しようとした。しかし、1 年後の 1970 年 9 月には彼が師と仰ぐべきナセル大統領が急死し、その後を継いだサダト大統領は次第にカダフィの考えるナセル主義とは異なった方向に進み始めた。そのため、カダフィは、アラブ民族の解放を唱えていたナセル主義を理想化した形で世界各地の民族解放闘争に対する支援を一層積極化していった。また、国内では、当初はエジプトに倣ってアラブ社会主義連合を組織して国民大衆の結集を図ろうとするが、理想主義的なカダフィの思想や政策に国民が付いて行けず、革命評議会内部の意見対立も表面化する。

1975年にカダフィの方針に同調しない革命評議会メンバー（6名）を追放して内部の引き締めを図ると共に、彼の思想を発展させた“第3世界理論”を实践するものとして1977年の人民主権宣言を発表してジャマヒリヤ体制を樹立した。人民議会と人民委員会から成るこの体制が現在も続いている。他方、対外的には、80年代の欧米諸国との激しい対立関係、90年代の国連制裁による国際社会からの孤立を経て、2000年代に入り、国際情勢の質的な変化に対応した形で、欧米諸国との関係改善の方向に向かっている。

(2) カダフィの家族関係

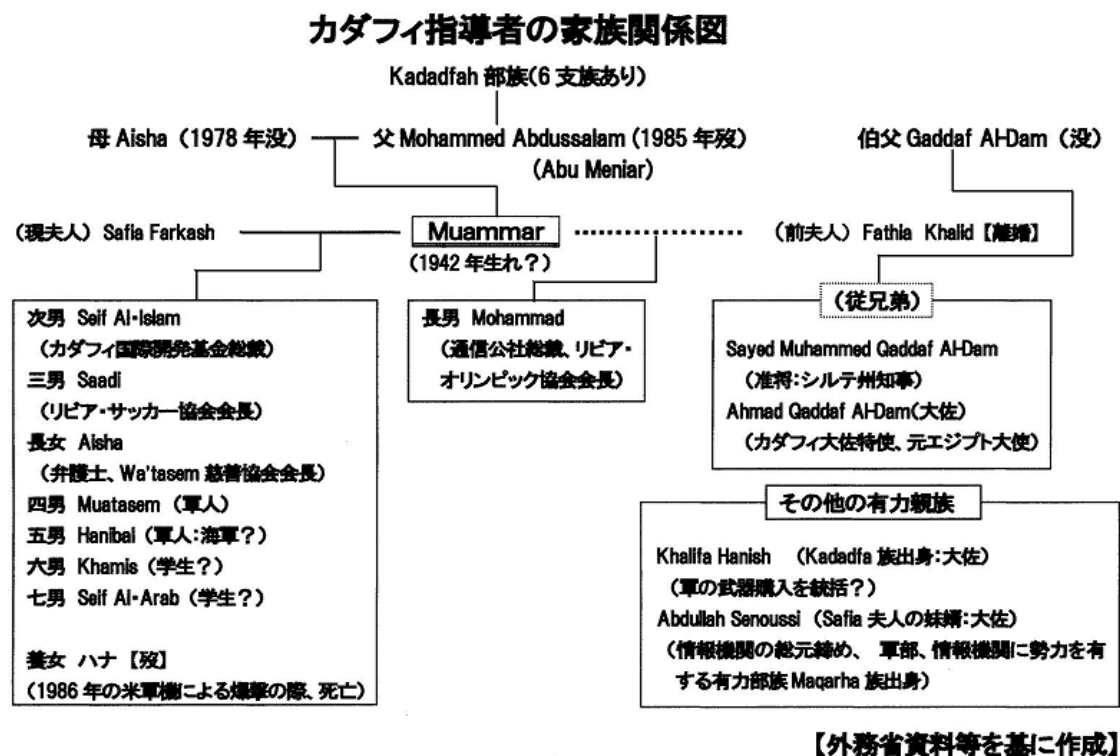
リビアでは、要人の動静や家族関係についての情報が公表されることは殆どない。そのため、カダフィ指導者の家族構成についても正確に把握することは極めて難しい。不明な点や不正確な箇所が多々あることは承知の上で、外務省資料を基にリビア人や現地外交団のロコミなどを総合して取り敢えず作成したのが、下図の「カダフィ指導者の家族関係図」である。

カダフィは、革命直後に前夫人ファトヒーヤ・ハーリド（Fathia Khalid）と結婚し、長男ムハンマド（Mohammad）を授かったが、間もなく離婚した。その後、現夫人のサフィーア・ファルカシュ（Safia Farkash）と再婚し、6男1女をもうけた。その長子（カダフィにとっては次男）がセイフ・アル・イスラム（Seif Al-Islam、1972年生れ）で、現在カダフィ国際開発基金（旧カダフィ国際慈善基金）総裁を務めている。彼は、父親のカダフィの意向を受けてNGOの代表（当時カダフィ国際慈善基金）としてロカビー事件やUTA事件の補償交渉を纏め上げた実績に加えて、各種の国際会議に出席してリビアの対外政策等について発言するなど外国メディアへの露出度が高いことから、欧米のマスコミ関係者の中には彼をカダフィの有力後継者と見る向きがある。

前夫人との間に生れた長男のムハンマドは、現在、通信公社総裁、リビア・オリンピック委員会委員長を務めている。彼は温厚かつ目立たない性格であるが、国民の評判は悪くない。現夫人との間に生れた3男サアーディ（Saadi）はイタリアのプロチームで活躍したこともあるサッカー選手で、一時はリビア・サッカー協会会長を務めていたが、現在はアブー・カンマーシュ＝ズワーラ（Abu Kammash-Zuwara）地域開発長官として国政に関与し始めている。また、唯一の娘であるアーイシャ（Aisha）はリビアのファーテフ大学法学部出身の弁護士でサッダーム・フセイン前イラク大統領の弁護団に加わったこともある。

この他、有力親族としては、カダフィの従兄弟であるサイイド・ムハンマド・カッダーフダム（Sayed Muhammad Kaddaf al-Dam、以前、在外反体制派の粛清を担当、元在英大使館

参事官) やアフマド・カッターフダム (Ahmad Kaddaf al-Dam、カダフィ指導者個人代表、元駐エジプト大使)、アブドッラー・セヌーシ (Abdullah Senoussi、現夫人の妹婿、情報機関責任者) などが取り沙汰されている。



(3) カダフィ後のリビアの行方

37 年以上もリビアの実質的な最高権力者の地位にあるカダフィは、その年齢も 64 歳を越えている (66 歳を越えているとの説もある)。そのため、今やリビア国民の間にも、そう遠くない将来に彼が居なくなる場合を想定し、その後のリビアの行く末について密かに思い巡らす向きが感じられるようになっている。

上述の如く、現在のジャマヒリヤ体制の下では、重要事情は全て全国人民会議で議論され決定されることになっているが、実質的には「歴史指導部」の意向で決められているのが実情である。現在の「歴史指導部」はカダフィがその思想的な指導力と圧倒的なカリスマ性で率いているが、その他のメンバー 3 名 (Mostafa El Kharroubi、Khweldi El Homeidi、Abu Bakr Yunis Jaber : 上記参照) はそれぞれが国軍、治安部隊、情報機関を統括している対等な同僚である。

カダフィに不測の事態が起きた際には、取り敢えず当面の間は残りの「歴史指導部」メンバーによる実質的な支配が行われるものと思われる。彼らの間で今後の方針について意

見の対立が起きた際には、力関係により政権の行方が左右される可能性も否定できないであろう。従って、それぞれが配下に持つ実力部隊の動向によっては深刻な事態となる可能性も否定できない。また、依然として部族社会の伝統が残るリビアにおいては、それぞれの出身部族への帰属意識は現在の我々が想像するよりもかなり強いと感じられる。ある面では明治維新当時の藩閥政治にも似たところがあるように思われる。そのため、彼らの間に軋轢が生じた際には、それぞれの出身部族の動静にも留意すべきであろう。

カダフィ家族の中では、次男のセイフ・アル・イスラムについて、欧米メディアが有力後継候補として取り沙汰している。確かに、彼はこれまで父親カダフィの意向を受けて非公式な形で対外的な交渉や折衝に活躍し、それなりの成果を挙げてきている。しかし、国内に動員できる有力な支持勢力を持たないことから、カダフィという後ろ盾がなくなった後も、現在と同様の存在感を維持して後継候補となるか否かは不明である。むしろ、リビアを代表するサッカー選手でもあり、国民的スポーツであるサッカー界のカリスマである3男サアディの動向に注目すべきかもしれない。彼は直属の部隊を有していると言われており、一時リビア・サッカー協会会長を務めていたが、現在はアブー・カンマーシュ＝ズワラ地域（チュニジア国境に近いリビア革命揺籃の地：上記参照）の開発長官として国政に関与し始めている。

(4) リビアの将来

筆者は複数のリビア人（官僚やビジネス関係者）と個別の機会に極めて内々でカダフィ後のリビアの将来について率直な意見を訊ねたことがある。興味深いことに彼らはいずれも、カダフィの後継者が誰になったとしても、リビアの政治体制や政策は根本的に変化することになるであろうと予想している（180度の変化が起きるであろうとする人もあった）。彼らの話を総合すれば、カダフィの深い洞察力と幅広い教養に裏打ちされた深遠な思想は、リビア人としては稀有なものであり、国民の多くは彼に畏敬の念を抱いていることは確かであるが、その思想があまりにも理想的であるために、それに見合う実践が伴わないことを認識しているようである。

筆者が現地で接触したリビア人たちの反応を見ても、殆どのリビア国民はカダフィの唱える「第3世界理論」やジャマヒリヤ体制の意義をまともに理解しているとは思えない（10人にひとりも分かっていないと言うリビア人も居た）。しかし、考えてみれば、いずれの国であっても、国民のうちどれだけが為政者の思想や政策の意図を十分に理解しているのだろうか。

要するに、現在のリビアの体制や政策は、カダフィ個人の思想を彼なりのやり方で実践しようとしているものである。従って、誰が後継者になったとしても現状の体制や政策がそのまま維持されるとは考えにくい。それはナセル亡き後のエジプトの例を見ても想像できる。強力なカリスマ性を持ち、思想的な拠りどころとなっているカダフィが居なくなった後のリビアは、遅かれ早かれ現在とは大きく変わって行き、やがて新たな指導者が出現することになるのであろう。

(2006 年 12 月記 塩尻 宏)

【参考、引用文献】

板垣雄三他編著『交感するリビア』藤原書店 1990 年

国連食糧農業機関 (FAO) 2003 年データ

小松・堺屋・立花監修『20 世紀全記録 (Chronik 1900-1990) 増補版』講談社 1991 年

リビア・アラブ社会主義人民ジャマヒリヤ在日大使館広報室

『ジャマヒリヤ 緑の躍進 — リビアご紹介 —』出版年不記載

日本イスラム協会・嶋田・板垣・佐藤監修『新イスラム事典』平凡社 2002 年

塩尻和子著『リビアを知るための 60 章』明石書店 2006 年

Blundy, David & Lycett, Andrew, *QADDAFI and the LIBYAN REVOLUTION*,

New Revised Edition, The Guernsey Press Co. Ltd., Great Britain, 1988

First, Ruth, *Libya the Elusive Revolution*, New York, 1974

The Management and Implementation Authority of the Great Man-made River Project, *The Great Man-Made River Project*, Libya, 1989

Secretariat of Planning Surveying,

NATIONAL ATLAS of the Socialist People's Libyan Arab Jamahiriya, 1978

UNDP, *ARAB HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2004*

リビアにおける国営企業の民営化など 経済改革の課題

日本リビア友好協会 顧問
石油鉱業連盟企画調査部 主査
長岡 裕司

1. はじめに

かつてテロ支援国家と呼ばれ、国際社会から孤立していたリビアは、国連と米国による二重の制裁措置の影響によって国内経済は著しく疲弊した。そのジリ貧状況を打開すべく、リビア政府はそれまでの政策を大きく転換し、国際社会との協調路線を模索するようになった。1999年3月、リビアがロッカビー事件の容疑者を国連に引き渡すことに合意したことを受けて、国連は翌4月に国連制裁の一時停止を決議した。さらにリビアは2003年3月、ロッカビー事件の犠牲者遺族に27億ドル（1遺族1000万ドル）を支払うことを明らかにし、同年8月には遺族代表と補償金支払いに係わる合意書に調印した。こうした動きを評価した国連は翌9月12日に対しリビア経済制裁を解除する決議を採択した。リビアはさらにその3カ月後の12月19日、カダフィ大佐自ら大量破壊兵器廃棄宣言を行ったことで、リビアに対する国際社会のイメージは大きく改善された。それ以後各国からは首脳、政府要人の他、官民によるミッションなどが相次いでリビアを訪問するようになった。そして2006年5月15日には米国のライス国務長官がリビアを「テロ支援国家」リストから削除し、リビアとの外交関係を完全に復活することを明らかにした。この措置によって2004年6月に米国がトリポリに設置した連絡事務所は大使館に格上げされることになった。ライス国務長官は、「今回の決定は、リビアによるテロ活動の放棄における継続的努力、並びに2001年9月11日以降の世界的脅威に対抗する形で、リビアが米国及び国際社会に果たしてきた顕著な協力実績が認められたからである」とする声明を出し、「リビアにとって本日の声明は、米国との相互関係を高め、人権擁護、言論の自由、政治・経済改革の進展などの重要な問題につき議論できる環境ができた」と表明した（BBC 2005.5.15）ここにリビアは長年の悲願であった米国との国交完全回復を実現し、国際社会の一員としての道を着実に歩むことになった。

2. リビアの経済現況

国際社会復帰の道をたどり始めたリビアであるが、同国の主要産業である石油ビジネス（外貨収入の 90% 以上、国家財政収入の 80% 以上を炭化水素部門が占める）以外の産業の生産性は極めて低いといわれている。リビアの一人当たりの GDP は 2004 年で 11000 ドルといわれている。これはエジプトの 4000 ドル、アルジェリアの 7000 ドルをはるかにしのぎ、世界最大の産油国であるサウジアラビアの 13000 ドルに迫る数字である。しかし、リビアにおける生産性や労働状況などの現状に目を向ければ、数字とは大きくかけ離れていることがわかる。1982 年以来国民の給与は据え置かれたままであり、多くのリビア人は生活のため就業後に第二の仕事を行う必要に迫られている。生産性が高く従業員数の少ない石油部門と、生産性が低く従業員数が非常に多い非エネルギー部門によってリビアの産業構造は成り立っているといえる。石油産業の雇用は全体の 3% に過ぎず、2003 年における一人当たりの GDP については石油部門 34 万 5000 ドルに対して、非石油部門平均は 2 万 2000 ドルといわれている（MEED 2006.August 4-10、EIU Country Report October 2006）。しかし、実際は石油産業労働者の給与が他産業の労働者と比べて高いわけではなく、むしろほぼ同レベルであるといえる。リビアの給与水準については第 7 章で述べる。

3. 経済改革を目指す動きが加速

リビアの最高指導者であるカダフィ大佐は以前から石油資源に大きく依存する国内経済体制を変革する必要性を強く打ち出していた。たとえば 2003 年 6 月 14 日に開催された全国人民会議でカダフィ大佐は以下のようなコメントを述べている。「リビアは経済改革を早急に行う必要に迫られている。今までわが国の財産ともいえるべき石油産業を中心とするあらゆる産業が国営企業によって運営されてきた。しかし、能力のない従業員や国家の利益に全く関心を示さないようなものたちによって長年にわたって事業が行われてきたために、国家の経済は発展を阻まれてきた。このままの状況が続けば、リビア経済は間違いなく疲弊し、公的資金は浪費され、国民の生産活動は破滅の一途をたどることになる。良い例として旧ソ連や東欧諸国で何が起こったか教訓にすべきである。今後わが国の産業運営については、有能で愛国心が強く、道徳心を持ち、国家の利益に対しても非常に深い関心を示す者によって実践されていかなければならない」。カダフィ大佐はそれ以前にも国営企業の非効率な現状を打開するために、しばしば産業界の民営化構想を口にしている。

しかしこうした経済改革への意欲は、前述した 2 つの経済制裁などによって、停滞したままの状況がしばらく続くことになる。そうした状況を大きく変えるきっかけとなったのが前述の 2003 年の国連制裁解除とリビアによる大量破壊兵器廃棄宣言であった。リビアは

国際社会への完全復帰を果たすために、経済改革の目標値を高く設定し、長年断絶状態にあった IMF と和解し、同機関のアドバイスを素直に受け入れる姿勢を示し始めた。大量破壊兵器廃棄宣言を行った直後の 2004 年 1 月には IMF の専門家チームがリビアを訪問し、ファイナンス体制の改善策などが話し合われた。これはカダフィ大佐が 1969 年に無血クーデターで権力を掌握して以来初の出来事であった。5 名の専門家は 2004 年 1 月 15 日に関税局の担当者と会談し、税金徴収による税収増額改善策などを話し合った。こうした動きの呼び水となったのは 2003 年 9 月に UAE で開催された IMF と世界銀行の合同年次総会であった。リビアのアル・ウジェイリ財務大臣はその席で、IMF 専門家のリビア訪問を強く要請したのである（AP 2004.1.17）。さらにそれに遡る 3 カ月前の 6 月にはかねてからリビア経済には民営化が不可欠であると強く主張していたガーネム貿易・経済大臣が首相職に就任している。またそのタイミングに合わせる形で、リビア中央銀行はそれまで二重為替制度（公式レートと商業レートの二本立て）であったリビア・ディナールの公式レートを引き下げて、商業レートとほぼ同じ 1 ドル=1.36 リビア・ディナールとする措置を講じた。これによってリビア・ディナールの対ドル相場は以後ほぼ一定水準で推移するようになった。そのガーネム首相（当時）は 2004 年 7 月 1 日～2 日の 2 日間、トリポリで英米の著名な経済専門家を集めて行われたリビア経済再生計画会議に出席し（CERA 2004.7.3）、その席上で 360 社におよぶ国営企業の半数にあたる 160 企業が既に民営部門に移行され、多くの外国企業に対して資本参加への呼びかけが開始されたことを明らかにした（AFP 2004.7.3）。

4. IMF の提言

リビアからの要請を受ける形で様々なアドバイスを行うようになった IMF は同機関の年次報告 IMF Survey で、「2000 年から 2002 年の 3 年間は 1 ～ 4.5% の成長率であったが、予測が 4.4% であったにもかかわらず 2003 年の実質成長率は 9.1% に達した。これは原油価格の高騰によるものである。石油に大きく依存する体質を早急に改める必要がある」と報告した（Afrol 2005.3.23, MENAS 2005.3.23）。そして IMF は 2 段階の経済改革プログラム（期間 3 年間）を提唱して、リビアの経済改革促進に対するアドバイスを行っている（IMF Staff Report for the 2004 Article IV Consultation, EIU Country Report April 2005）。その概要は以下のとおりとなっている。

第 1 段階：最初の 1 年間

- ・ 石油準備基金（Oil Reserve Fund）の管理方法改善
- ・ 信用規制の廃止と金利の自由化
- ・ 物価補助金の撤廃
- ・ 公的金融機関の再構築

- ・ 民営化戦略の見直し
- ・ 経済データベースの改善

第2段階：残りの2年間

- ・ 健全な投資環境の構築
- ・ 国営企業のリストラと民営化路線の推進
- ・ 銀行業界の再編と民営化推進
- ・ 包括的行政サービスの改革
- ・ 関税率の引き下げ

IMF はこの中でリビアの税制等に関して以下のとおり具体的な数値目標を掲げている。

- ・ 個人所得税の税区分を3段階にする（15%、25%、35%）
- ・ 法人税を一律35%とする
- ・ 社会団結税、ジハード税、投資貢献税を廃止する
- ・ 2007年までにVATを導入する

5. 経済改革の柱をなす国営企業の民営化

3. の IMF の提言の項で触れた「国営企業のリストラと民営化路線の推進」と「銀行業界の再編と民営化推進」が本稿のメインテーマである。リビア政府は長年の経済制裁によって疲弊した国内経済の再建には外資の導入と資金が欠かせないことを充分認識したうえで、それを進めるためにも国営企業の民営化と銀行業界の再編 / 民営化が不可欠であることを理解している。

リビアのガーネム首相は IMF 関係者がリビアを訪問した直後の 2004 年 3 月、ドイツの FT Deutschland 紙のインタビューに答えて、「外国からの投資を引きつけるために減税、国営企業の民営化、経済改革を推進していく。リビアの門戸は開放されている。入手できるものは何でも取り入れる」と述べている（Expatica 2004.3.20）。そうした考えの下でリビアは IMF の勧告に従って国営企業の民営化を促進するために、General Board of Ownership Transfer（国営企業所有権移転委員会）を設置し民営化5カ年計画を明らかにした。同計画によれば2004年から2008年の5年間に民営化される企業360社をリストアップし、民営化を推進していくというものである。対象に挙げた業種はセメント、鉄鋼、食品、建設、日用品雑貨など多岐に渡っている。リビア政府が計画発表段階で明らかにしたところによれば、資本金や従業員数など企業の規模を基にして、小企業－中企業－大企業に分類し、基本的には中企業および小企業についてはリビア人を対象にし、大企業については外国企業を含めて売却先を探していく方針であることを明らかにした。

また、経済改革への意欲を示す一例として、2004年10月にカダフィ大佐の次男であるサイフ・アル・イスラム氏は国家経済プロジェクト（NEC Project：National Economic Strategy Project）を推進するためにハーバード大学のモニター・グループとCERA（ケンブリッジ・エネルギー研究所）を指名した。2006年2月に提出された報告書では、リビア経済が抱える諸問題を厳しい姿勢で指摘するものであった。以下に概要を列記すれば、1）石油・ガス分野以外の産業は全体的に生産性が低い点 2）石油・ガス分野以外の産業は余剰人員が多く存在し、非生産的な仕事に従事している点 3）エネルギー部門以外が遅れている原因としては、石油依存体質と非効率的な国営企業の存在によるものである点、を挙げ、経済成長を阻害する要因として官僚主義（Bureaucracy）、腐敗（corruption）、偏愛主義（favoritism）、規制機関の欠如（lack of regulatory quality）を挙げている。また、同報告書では国営企業（SOE：State Owned Enterprises）のリストラの必要性を強く提言している。ここで注目すべきなのは、国営企業と呼ばれるものの多くが小規模で、小さな町工場のようなものまで含まれている点である。IMFはこのような小規模な企業に対しては今までのように国が関与する必要はなく、構造改革をして民間が自主的に管理していく体制を構築しなければならない、と説いている。

6. 国営企業の民営化の現状

国営企業の民営化の状況については、いまだにはっきりしていない。2006年7月7日付のEIUのCountry Reportもopaque（わかりにくい、不透明な）という言葉を用いて現状把握の難しさを表現している。そのなかで同レポートは、民営化の現状について以下のような報告を行っている。1）民営化が予定されている370社（ここでは360社ではなく370社になっている）におよぶ企業のうち144社が民営化のために企業価値（値段）がつけられており、きわめて小さな規模の企業66社はすでに民営化された。2）比較的大きな規模の国営企業数社については部分的民営化が行われている。3）リビア政府が報告したところによれば、2005年にリビア・アラブ・セメント会社（Libyan Arab Cement Company）の60%部分を売却し、2億7300万ドルを計上した。4）また同年には国営製粉・家畜飼料会社（General National Company for Flour Mills and Fodder）を部分民営化することで1億600万ドルを計上した。

以下はセメント企業民営化に関する、2005年7月12日付のArabic Newsの報告である。

リビアでは国連制裁が解除されて以来、住宅建設や都市・インフラ整備が急ピッチで進められており、セメントの需要が急増している。しかし国内の供給体制に限界があるためにセメント不足が深刻な問題となってきた。国営リビア通信（JANA）は、リビア・セメント業界関係者の話として「現在国内で進められている都市部の再開発プロジェクトや、

人工大運河建設などに使用するセメントの需要が急激に高まっている。しかし、必要とされる 800 万トン / 年の需要量に対して 400 万トン / 年弱しか国内調達できないため、残りは輸入に頼らざるを得ないのが実情である。こうした状況を解決するために、何らかの手を早急に打たなければならない」とのコメントを報じた。その具体策として、2004 年後半からリビア国営セメント会社 2 社の民営化の動きが具体的になった。2005 年 2 月には国内最大手のアラブ・セメント社 (ACC) の株式 40% 分の新規株式公開買い付け (IPO) を行い、内外からの投資家を募っている。公開されたのは 600 万株分で 1 株 100 リビア・ディナール (約 \$79) でオファーされている。参考までに、ACC は年間 580 万トンのセメント製造能力を有しているが、長年にわたる経済制裁の影響などで 330 万トン / 年の生産量に落ち込んでいる。ACC の動きに触発されるかたちで、業界第 2 位のリビア・セメント社 (LCC) でも国内外から投資家を募る計画が着々と進められている。リビアのセメント業界が生産工場の近代化を進めて生産能力を拡大するためには、民営化を早急に実現させて国内外からの投資を仰ぐことが早急の課題となっている。

また、リビア中央銀行の Ahmed Menesi 総裁は 2004 年 4 月、国営 2 大銀行の Al-Wahda 銀行と Al-Sahari 銀行を民間に売却する方針であることを明らかにした (Dow Jones 2004.4.21)。Al-Sahari 銀行は現在すでに民営化されており、Al-Wahda 銀行についても民営化が進行中である。このように 1997 年に民間銀行設立を認める法律が施行されて以来、国営銀行の民営化も着々と準備が進められてきたわけであるが (Bloomberg 2004.12.10)、それに続いて 2005 年 3 月には外国銀行の支店開設を認める法律も施行されている。これによって外国の銀行は最低資本金 5000 万ドルで支店または駐在員事務所の開設および国内企業への資本参加が可能となった。1969 年のカダフィ革命以来初めてのことであり、近い将来リビアの銀行との競争が活発になることが期待されている。この点について、カダフィ大佐の子息であるサイフ・アル・イスラム氏は「国立銀行の民営化を進めることによって、外国銀行の参加比率を 49% まで高めていく計画である」と述べた (Reuters 2005.5.11)。上記の銀行改正法が施行して 5 カ月後の 8 月にはオーストリアの Bawag PSK 銀行が欧州の銀行としては初の駐在員事務所をコリンシア・ホテル内に開設した ((Business Times 2005.8.24)。リビアの銀行はその使い勝手の悪さにおいて 111 カ国中 105 位という低位置にランク付けられている。昨今の経済発展の目覚ましい発展や国際間での取引量の増大と反比例して支払いプロセスの遅さや手続きの煩雑さなどが大きな問題となっている (MEED 2006.August 4-10)。実際リビアからの支払いがないために破産したコントラクターも多々あるという報告もある (MEED 2006.9.15)。銀行業界のリストラ計画に関連して、リビア当局は以前からリビア通貨のリビア・ディナールを通貨バスケット (主要通貨は欧州との貿易関係に鑑みユーロを採用) とのペッグ制に移行することを検討している。リビア政府当局が 2003 年にリビア・ディナールの二重為替制度を廃止して以来 1.36 リビア・ディナール /

米ドルの水準で移行している。

また、2006 年 1 月 25 日付 Business Today によれば、リビア国営航空は事実上解散し、Libyan Airline Company という新会社になり、国営投資会社（NIC）、リビア外国投資会社（LAFICO）、リビア・アラブ外国銀行を通して株式の 49% を政府が保有し、残りを民間に売却中である。このほかにもタバコ、製粉、製鉄、繊維、飼料、水産、酪農、香水など多岐に渡る国営企業（工場）が民営化リストに掲げられている。その国営企業民営化については Public Corporation for Ownership Transfer（PCOT）：所有権移転公社がその動向を監督している。同公社は 2000 年に全国人民会議決議 198 号で設立され、2005 年に全国人民会議決議 217 号で議会から経済・貿易・投資省に移管された。同公社の役割としては、民営化リストに載っている国営企業の評価と資産価値の認定、技術的検討を行っての所有権移転の方法の決定、監督官庁への民営化の実行促進、民営化した際の企業形態（株式会社、パートナーシップなど）、国内・海外の投資家に対して参加する時期の提案、などが挙げられている。

今回の報告書をまとめるにあたって、執筆者のルートを通じて現地から国有企業の民営化リストを入手したので参照されたい（別添リストは現地から入手したものがアラビア語表記であったため、同じく執筆者のルートで英語に翻訳したものである）。以下に掲載する民営化リストの 21 企業については政府保有株式の価値が示されている。これは 2005 年に開催された全国人民委員会の 107 号決議で決定されたものである。リストを見渡せば、トリポリ（およびその近郊のタジュラ）、ミスラタ、アル・ザウィヤなどの都市部の企業というよりもむしろ工場の民営化が掲げられている。リビア投資庁のホームページには Tasharukia という表記があるが、これは小規模の会社または工場を指すようであり、このような小規模の企業体もいままで国家が管理していたという実態が浮き彫りになっている。

Sr. No.	地域	企業/工場名	企業形態	企業価値の評価方法	政府保有株式の価値 (単位: リビア・ディナール)
1	サブラタおよび サルマン	サルマン・プラスチック工場	株式会社	修正簿価純資産法	7,010,115
2	アル・ザウィア	アル・ザウィア オープン工場	同上	同上	1,975,162
3	ガファラ	アル・スワニ プラスチック工場	同上	同上	7,525,552
4		カード箱工場	同上	同上	2,904,566
5		ハルソウル ガス工場	同上	時価純資産法	5,837,448
6		香水石鹸工場	同上	修正簿価純資産法	3,272,513
7		ジャンズール 乳製品工場	同上	同上	651,794
8	トリポリ	アウグバ 牛乳工場	同上	同上	12,616,238
9		タハルール 合成洗剤工場	同上	同上	3,945,301
10		ハリヤ スポンジ工場	同上	同上	567,866.20
11		アル・アマル オープン/冷蔵庫工場	同上	同上	901,813
12		バヤン・アル・サハ スポンジ工場	同上	同上	1,902,962
13		床タイル工場	同上	時価純資産法	637,718
14		アル・シャボウル工場	同上	時価純資産法	6,401,382
15	タジュラおよび周辺4地域	マニー・ビン・カティール工場	同上	修正簿価純資産法	12,826,838
16	マルガブ	アル・クムス 牛乳工場	同上	時価純資産法	7,033,123
17		アル・クムス冷蔵庫製造工場	同上	時価純資産法	578,666
18		ザラテン魚類加工工場	同上	時価純資産法	4,675,039
19	ミスラタ	ミスラタ 冷凍工場	同上	修正簿価純資産法	1,699,818
20		ミスラタ プラスチック工場	同上	修正簿価純資産法	1,596,937
21	ジャバル・アル・アクダール	バイダー プラスチック工場	同上	修正簿価純資産法	1,101,771

国家経済戦略プロジェクト（NEC）に係わる米国アドバイザー・グループの提言によって、こうした小規模のものを民間に管理させていこう、とするのもこの国営企業民営化の狙いである。なかにはリビア国営石油（NOC）の傘下にある National Company for Drilling & Oil Field Repairs や National Company for Supplying Oil Fields & Ports などの大きな企業も含まれている。2006 年 7 月 21 日付の MEED はその他にも Hamada Pipeline Company, Jowf Oil Technology など売却予定である点、Brega Petroleum Marketing Company の一部売却について、欧州の複数の石油企業と交渉中であることを伝えている。

その他のリストには全国人民委員会で決議された追加企業が掲載されている。しかし、いまだ企業価値については記載されておらず、今後の決議によって改めて公表されるものと思われる。また、66 社（EIU Country Report 2006.July）の内訳も様々なチャンネルを通じて聞いたがはっきりしたことはわかっていない。さきほど述べた小規模の工場を中心に

したものが今のところ民営化されているのだらうと推測される。なお、リビア政府は国営企業民営化計画を円滑に行っていくために、2006年5月7日付で株式市場を創設することを明らかにした。今回の決定によって民営化のスピードが速まるとともに、外国企業からの投資をさらに呼びこむことが期待されている。しかし、いつから株式市場がスタートするのか等の詳細についてはいまだ明らかにされていない。なお、アラブ・セメント会社（ACC）の株式60%が売却されたケースでは株式市場が設立されるまでの暫定措置として、経済・貿易省に設置された部門である Public Corporation for Ownership Transfer（PCOT）：所有権移転公社がその窓口となっている（MEED 2006.May 12-18）。

また、民営化に伴って外国との自由な貿易や商業・投資活動の促進のために、自由貿易地域設立の動きも活発になっている。リビア第3の都市ミスラタの港に隣接する430ヘクタールの土地にはミスラタ自由貿易地域がすでに設立されている。さらに全国人民委員会はトリポリの東約200kmに位置するイムサエド市に新たな自由貿易地域を設立することを決定した。同地域はアル・ブツナム地方自治体が管理することになっている（Mena Report 2005.5.6）。

7. 今後の課題

2005年末にカダフィ大佐はガーネム首相率いる改革派が進める経済改革を支持したことで360の国営企業の民営化を含めたリビアの経済改革は一気に加速化することが期待された。しかし、2006年3月には内閣改造が実施され、経済改革を押し進めていたガーネム氏が降板し、ガーネム体制の下で副首相を務めていたマームーディ氏が首相に任命された。新首相は守旧派といわれており、就任に際して「ガーネム前首相の改革路線を後退させないように努める」と発言したものの、今までどおりの改革路線が推進されるのかどうかを危ぶむ声もある。新閣僚メンバー（下記の閣僚名簿参照）のなかの財政および金融を扱うポジションには守旧派と呼ばれるアル・タイプ経済・貿易相、アル・ハミッド・ムナシ財務相、ベン・グダラ中央銀行総裁が名を連ねており、かねてから囁かれていたガーネム氏を軸にする改革派との勢力争いの結果、守旧派が勢力を盛り返したのではないかとされている。さらに最近の報道では、ガーネム首相の後ろ盾であるサイフ・アル・イスラム氏がリビアを離れてしばらく外国で執務を行うということが伝えられている。同氏がリビアをどのくらいの期間離れるのか、など詳細については伝えられていないが、こうした一連の動きによって改革派の勢いが急速に萎んで、ただでさえ進捗状況が芳しくない経済改革のスピードが大幅に鈍るのではないかと懸念する声が挙がっている。

2006 年 3 月 5 日内閣改造による新内閣僚名簿

首相 al-Baghdadi Ali al-Mahmudi 新任（前副首相：守旧派）
副首相 Muhammad Ali al-Huwayz 新任（前財務相）
農業・水資源相（新設）Abu Bakr Mabruk al-Mansuri 新任
文化相 Nuri Dhaw al-Humaydi 新任
経済・貿易相 al-Tayyib al-Saif al-Tayyib 新任（守旧派）
総合教育相（新設）Abd al-Qadir Muhammad al-Baghdadi 新任
財務相 Ahmed Abd al-Hamid Munaysi 新任（前リビア中央銀行総裁：守旧派）
対外連絡国際協力相 Abd al-Rahman Muhammad Shalgam 留任
福祉・環境相（新設）Muhammad Abu Ujailah Rashid 新任
高等教育相 Ibrahim al-Zarruq al-Sharif 新任
鉱工業・電力相（新設）Ahamad Fathi ibn Shatwan 新任（前エネルギー相）
司法相（新設）Ali Umar al-Husnawi 新任
計画相 al-Tahir al-Hadi al-Juhaymi 留任
公安相 Salih Rajab al-Misumari 新任（前公安省副大臣）
社会問題相（新設）Bakhitah Abd al-Alim al-Shalwi 新任
運輸・通信相（新設）Ali Yusuf Zikri 新任
観光相 Ammar al-Mabruk al-Tayif 留任
労働・訓練・雇用相 Matuq Muhammad Matuq 留任
青年・スポーツ相 Mustafa Miftah Bel'id al-Dersi 新任

（全国人民会議決定第 10 号）

閣僚以外の重要ポスト

全国人民会議議長 Al-Zanati Mohamed al-Zanati

全国人民会議副議長 Ahmed Mohamed Ibrahim

（全国人民会議決定第 8 号）

リビア国営石油総裁 Sukri Muhammad Ghanim 新任（前首相）

中央銀行総裁 Farhat Omer Ben Gdara 新任（守旧派）

ワシントン代表事務所長 Ali Suleiman Aujali 留任

（全国人民会議決定第 14 号）

（出所：CIA ホームページ：Cheifs of State and Cabinet Members of Foreign Governments

2006.3.7）

国営企業の民営化計画が打ち出されて 2 年が経過した現在、民営化が実現したのはわず

か 60 数社といわれており、そうしたなかで民営化の過程で有利な立場にいる者が入札過程において不当な利益を得ているのではないかという疑惑も生じている。国営企業を民営化することで大量の失業者が国中にあふれることを懸念する声も非常に高い。昨今の原油価格高騰の恩恵を受けて、1990 年代に設けられた石油準備基金（石油収入の一部を後世に残すための基金）の残高が 2005 年央には 300 億ドルに達したとの政府関係者の談話もあり、守旧派の中には、あえて改革を行わなくても今までどおり国家管理経済を推し進めていけば良い、とする声も多いといわれている。国民の中にもガーネム氏が首相時代に打ち出した経済改革、なかでも補助金の撤廃に不満を抱き、昔日を懐かしむものが多いとも伝えられている。

また、アフリカ諸国からリビア経由で欧州に渡る不法移民の増加が EU 諸国内で大きな社会問題となっているが、欧州に渡らずそのままリビアに居座るケースも以前からかなりの数に上っており、リビア国内でもそうしたサブ・サハラ出身のアフリカ人（以下「サブ・サハラ・アフリカン」）の流入問題が深刻な問題になっている。サハラ以南諸国から流入してくるアフリカ人の数は、1990 年代にカダフィ大佐が南部国境を開放する政策を採って以来飛躍的に増加した。トリポリ旧市街のマーケットの中にある通称“アフリカ通り”と呼ばれる一角には、電気製品、衣料品、日用・雑貨品などが所狭しと並べられ、道端では洋服や靴などを直す路上修理屋が大声で客を呼び込んでいる。理髪店も大繁盛しており、アフリカ通りは出稼ぎに来たサブ・サハラ・アフリカンであふれかえっている。彼らの多くはいわゆる 3K（危険、きつい、汚い）仕事に従事しており、日々稼いだ日銭をコツコツと貯めては遠く離れた故郷に仕送りをしている。それ以外の労働市場においても、彼らはわずかな賃金で労働力を提供するため、リビア人雇用主は率先して彼らを雇用する傾向にある。その結果、本来ならリビア人に回ってくるはずの雇用機会がサブ・サハラ・アフリカンに奪われることで就労できないリビア人が増加してさらに失業率が上昇するという悪循環に陥っている。リビアに居住しているサブ・サハラ・アフリカンに関して、執筆者が 2 年前にリビアを訪問した際、ホテルの庭で除草作業をしていた作業員、道路の補修工事をしていた日雇い労働者、街頭で働いていた清掃作業員など多くのサハラ以南諸国から来たと思われるアフリカ人に出身国をたずねたところ、多くの労働者がチャド、ガーナ、ニジェール、スーダンなどの国名を挙げた。彼らは確実にリビアの経済活動の一面を支える役割を担っている。2000 年後半にはこうしたサブ・サハラ・アフリカンと職にあぶれて不満のたまったリビア人との間で抗争が生じ、少なくとも 50 名の出稼ぎアフリカ人が殺害されるという事件が発生した。現在に至っても同様の事件は散発していると伝えられている。

リビア政府は失業問題に関する統計資料を発表していないため正確な数字は不明であるが、2005 年 4 月 18 日付の Arabic News は失業率 15% という数字を報じている（一説では

25% から 30% に達しているといわれている)。リビア政府はこうした事態を重く見て、最近になってようやく重い腰を上げ、国民の失業問題を解決すべく、外資導入政策を推進して外国企業の誘致を図るかたわら、2006 年 6 月に新労働法を導入した。同法案の具体的な内容についてはいまだ明らかにされていないが、関係者の話を総合すると、リビア人雇用義務（外国従業員数の 25% のリビア人雇用義務）の数値をさらに上げたといわれている。こうした動きの背景には国営企業の民営化に伴う外国企業のリビア進出熱の高まりに乗じてリビア人労働者を効率よくあてがおうとする当局の思惑を垣間見ることが出来る。しかし石油に大きく依存する経済構造を持つリビアにおいては、その他の産業はいまだ十分発達していないため、国営企業の民営化が進んだ場合、人員整理された国家公務員の受け皿がないという事態が生じることが容易に想像され、国内産業の有効かつ迅速な育成が叫ばれている。リビア人の人口の約 80% は 35 歳以下であり、60% は 25 歳以下といわれている。また、リビアの教育水準が高まるにつれて働き甲斐が強く求められるようになり、働く意義を見出しにくい仕事やいわゆる 3K 仕事は敬遠されるようになっている。そうした状況の中でサブ・サハラ・アフリカンたちがそうした仕事についている。

リビア人の給料が安いことも勤労意欲を削ぐ大きな要因となっている。1982 年以来賃金は凍結されており、リビア人の多くは正規の職業のほかに副業を持っている。執筆者が 2001 年にリビアを訪問した際にリビア人の家庭に招待されてお茶を御馳走になったことがある。彼は銀行員として正業に就く傍ら、写真フィルムの販売店に勤めていたが、「銀行の給料だけでは家族を養うことは出来ない」とぼやいていたのが印象的であった。リビア人の給料に関する情報として、国民の多くは月給 200 ドル（平均値）で生活しているとの報告もなされている（The Daily Star 2005.6.11）。執筆者の知人が 2005 年に日本を訪れた際にぼやいていた言葉もまた印象的である。「自分は医者の卵であるが月給は 200 ドルでありとても食べていけない。仕方がないからアルバイトをしている。国外の大学医学部に留学して外国で勤務したい」と述べていた。大部分のリビア人が抱いているこうした不満を解消するための措置としてガーネム首相（当時）は 2004 年に最低賃金（月額）を現在の 150 ディナールから 300 ディナールに引き上げ、所得税率を引き下げることがを発表した。しかしその一方で、年間 50 億ドル相当の補助金を撤廃することも明らかにした。同補助金は電気、燃料、基本食材（調理油、小麦粉、米、砂糖、お茶など）に対するものであり、市場経済への移行を目指す動きの一環である。

リビアにおける経済改革はいままで述べてきたように試行錯誤を繰り返しながら、大変スローなペースではあるが着実に進んでいるように思われる。ハーバード大学ビジネススクールのポーター博士はリビアの経済状況を改善するためには政治改革が必要であると述べており（FT.com 2006.2.11）、そうした考えを実践するために、8 月にはサイフ氏が政治改

革と経済改革の必要性を強調するコメントを発表した（AFP 2006.8.21）。

しかし、こうした流れに沿ってうまく事態が推移していくかと期待を抱いた直後の8月31日（第37回革命記念日前日）、カダフィ大佐はサイフ氏が発言した政治改革の必要性に関する部分を否定するコメントをリビア国民の前で行った。改革に対する最高指導者と他のいわゆる実力者と呼ばれる人物の考え方の相違や、ガーネム氏の改革路線をカダフィ大佐自身が支持した矢先の同氏の更迭劇、それに伴う守旧派首相の登用など政策などが頻繁にコロコロかわる政治・社会体制、いまだ国内に蔓延る官僚体制、責任の所在の不透明性などがまさにリビアの経済改革を遅らせる大きな要因になっていると思われる。国際社会復帰の道を順調にたどっているリビアではあるが、今後ますます外国資本が流入してくるなかで、国際競争を勝ち抜いていくためには、さきほど掲げた政治的マイナス要因を早急に改善しながら、経済改革を真摯に進めていく必要がある。

別添資料)

国営企業の民営化リスト

General Peoples' Committee
Resolution No. (107) 1373 (2005 G)
Regarding Accreditation of Evaluation Results for
Some Economic Departments and Permit
Conveyance of Ownership

The List Attached with the General People's Committee Resolution No. (07)-1373

Sr. No.	Locality	Economic Unit	Method of Ownership	Form of Ownership	Method of Valuing	Value of Ownership
1	Sabarata & Sarman	Sarman Plastic Factory		Joint Venture	Book value	7,010,115
2	Al-Zawia	Al-Zawia Oven Factory		Joint Venture	Net Book Value	1,975,162
3	Gaffara	Al-Swani Plastic Factory		Joint Venture	Book value	7,525,552
4		Card Boxes Factory		Joint Venture	Book value	2,904,566
5		Halzour Gas Factory		Joint Venture	Replacement cost	5,837,448
6		Perfumed Soap Factory		Joint Venture	Book value	3,272,513
7		Janzour Diary Products Factory	General subscription	Joint Venture	Book value	651,794
8		Augba Milks Factory		Net book value		12,616,238
9	Tripoli	Taharur Factory for Detergents		Joint Venture	Book value	3,945,301
10		Hurriya Sponge Factory		Joint Venture	Book value	567,866.20
11		Al-Amal Factory for Ovens & Refrigerators		Joint Venture	Book value	901,813
12		Bayan Al-Saha Sponge Factory		Joint Venture	Book value	1,902,962
13		Floor Tiles Factory	Ownership to producers	Joint Stock	Replacement cost	637,718
14		Al-Shaboul Factory		Joint Venture	Replacement cost	6,401,382
15	Kalagwa & 4 Regions	Manie Bin Kathir Factory	General Subscription	Joint Venture	Net book value	12,826,838
16	Margab	Al-Khums Milks Factory		Joint Venture	Replacement cost	7,033,123
17		Refrigerating Complex in Al-Khums	Ownership to producers	Joint Stock	Replacement cost	578,666
18		Zalaten Fish Factory		Joint Venture	Replacement cost	4,675,039
19	Misurata	Misurata Frozen Factory	General Subscription	Joint Venture	Book value	1,699,818
20		Misurata Plastic Factory		Joint Venture	Book value	1,596,937
21	Jabal Al-Akhdar	Bydaa Plastic Factory		Joint Venture	Book value	1,101,771
Total						87,662,622

Resolution of General People's Committee Secretariat No. (179), 1372 (2004 G)

Regarding Addition of Some Economic Units For

Restructuring Program of The Productive Public Companies

The following economic units shall be added to the program of restructuring the productive public companies (Expansion of Ownership Base) approve by resolution No. 313-1371, which indicated as following:

Sr. No.	Economic Unit Title	Locality
01.	Furniture Factory including home, office furniture, doors, windows, sitting rooms, wood boards.	Derna Locality
02.	Synthetic Sponge Factory	
03.	Zinc Plates Factory used in metal roofs	
04.	Concrete Manufacturing Unit and Concrete Columns	
05.	Welding and Metal Works, and Doors Windows and water tanks unit	
06.	Unit of manufacturing and assembling aluminum Partitions, doors, windows and other aluminum products	
07.	Paints Factory including mix units of oil and water	Al-Jabal Al-Akhdar Locality
08.	Sanitary Materials Factory for Casting different health materials	
09.	Ground Tiles factory	
10.	Windows and doors manufacturing unit	
11.	Zinc manufacturing unit	
12.	Gramid Factory used in roofs & d 殘 or	
13.	Welding and metal works	
14.	Concrete bricks manufacturing unit and concrete columns and concrete manufacturing unit	
15.	Windows and doors manufacturing unit	Al-Batnan Locality
16.	Welding and metal work unit	
17.	Concrete bricks manufacturing unit	

Resolution of The General People's Committee Secretariat

No. (99), 1373 (2005 G)

For

Restructuring The Public Companies

(Program of Expanding The Base of Ownership)

Attached with Resolution of the General People's Committee

No. (99)-1373 (2005 G)

The Companies Stocks that subject Circulation

Sr. No.	Company	Locality	Form of Ownership
01.	Libyan Company for Iron & Steels	Misurata	Joint Venture
02.	Socialist Company of Ports		Joint Venture
03.	Arab Cement Company	Margab	Joint Venture
04.	National Company for Mills & Animals Feed	Tripoli	Joint Venture
05.	Libyan Airways		Joint Venture
06.	Libyan Supply Company		Joint Venture
07.	Handling, Land Services & Maintenance in Airports		Joint Venture
08.	Tobacco Public Company		Joint Venture
09.	Libyan Company for Poultry & Cattle		Joint Venture
10.	National Company for Sea Transport		Joint Venture
11.	Libya Insurance Company	Al-Zawia	Joint Venture
12.	Buriagha for Oil Marketing		Joint Venture
13.	Public Company for Pipes	Benghazi	Joint Venture
14.	Libyan Cement Company		Joint Venture
15.	Public company for Wiring		Joint Venture
16.	National Company for Drugs & Medical Equipments		Joint Venture
17.	Trucks & Busses Company	Tajura & 4 Regions	Joint Venture
18.	Electronics Public Company		Joint Venture
19.	Libyan Tractors Company		Joint Venture
20.	Public Company for Chemical Industries	Five Points	Joint Venture
21.	Public Company for Drugs & Medical Equipment	Jafara	Joint Venture

Attached with The Resolution of The General People's Committee Secretariat

No. (99)-1373 (2005 G)

The Economic units which their stocks shall be circulated for general Subscription

A) Companies which subject to transfer of ownership as one unit then circulate their stocks for general subscription:

Sr. No.	Company/Factory	Locality	Form of Ownership
01.	National Company for Supplying Oil Fields & Ports	Tripoli	Joint Venture
02.	General Company for Fast Transport		Joint Venture
03.	National Company for Drilling & Oil Fields Repair		Joint Venture
04.	General Company for Oil Refining	Tajura & 4 Regions	Joint Venture
05.	Engineering Industries Company		Joint Venture
06.	National Trailers Company		Joint Venture
07.	Aman Company for Tires Manufacturing		Joint Venture
08.	Shola Company for Typesets		Joint Venture
09.	The General Company for Farming Equipments and Machineries	Benghazi	Joint Venture
10.	General Company For Textile & Garment		Joint Venture
11.	Al-Jouf Company for Oil Technology		Joint Venture
12.	National Company for Food Industry		Joint Venture
13.	Lozo Bakery-Benghazi Food Industry	Benghazi	Joint Venture
14.	Benghazi Milk Company (Alamal Factory + Commercial Branch)		Joint Venture
15.	National Company for Pipes Industry	Jafara	Joint Venture
16.	National Company for Textiles	Al-Jabal Al-Akhdar	Joint Venture
17.	Mukhtar Company for Building Materials Industry	Batnan	Joint Venture
18.	Batnan Company for Soil & Building Materials	Iqdabia	Joint Venture
19.	Hamada Company for Pipes	Derna	Joint Venture
20.	Ibrasa Contracting Company	Misurata	Joint Venture
21.	Misurata Company for Food Stuff (Milk+ commercial branch in Misurata)		Joint Venture
22.	The General Company for Building Material Industry (Headquarter+ Karareem Complex+ Ahmed Palace Complex)	Sebha	Joint Venture
23.	Sebha Co. for Machineries and Agricultural & Animal Requirements	Shoebat	Joint Venture
23.	Shoebat Contracting & Public Works Company		

Attached with The Resolution of The General People's Committee Secretariat

No. (99)-1373 (2005 G)

The Economic units which their stocks shall be circulated for general Subscription

B) Economic Units which shall subject to general subscription by constituting legal forms as a joint venture companies:

Sr. No.	Company/Factory	Locality	Form of Ownership
01.	Tripoli Plastic Complex +Headquarter	Tripoli	Joint Venture
02.	Wash Powder Factory		Joint Venture
03.	Tahrur Powder Factory		Joint Ven- ture
04.	Augba Milk Factory		Joint Venture
05.	School Furniture Factory		Joint Venture
06.	Alamal Factory for Refrigerators & Ovens		Joint Venture
07.	Arab Company for Drinks/Tripoli		Joint Venture
08.	Alwaha Factory for Synthetic Sponge		Joint Venture
09.	Huriyya Sponge Factory		Joint Venture
10.	Saha Khaidra Bian Factory for Sponge		Joint Venture
11.	Tripoli Textile Factory		Joint Venture
12.	Refrigeration Complex/Tripoli		Joint Venture
13.	Medical Al-Kohol Factory		Joint Venture
14.	Heaters Factory		Joint Venture
15.	Manera Bin Ghushair Factory	Tajura And 4 Re- gions	Joint Venture
16.	Gasr Bin Ghushair Shoes Factory		Joint Venture
17.	Tajura Tannery		Joint Venture
18.	Soap Powders Factory/Benghazi	Benghazi	Joint Venture
19.	Benghazi Tannery		Joint Venture
20.	Benghazi Textile Complex		Joint Venture
21.	Animal Feed Factory-Benghazi		Joint Venture
22.	Grain Mills and Macaroni Factory		Joint Venture
23.	Benghazi Complex for Plastic & Sponge		Joint Venture
24.	Benghazi Complex for Electronic Industries		Joint Venture
25.	Benghazi Bicycle Factory		Joint Venture
26.	Al-Zawia Oven Factory	Al-Zawia	Joint Venture
27.	Bricks Factory	Alshati Val- ley	Joint Venture
28.	Sanitary & Household Material Industry	Garian	Joint Venture
29.	7 October Milk Factory	Jafara	Joint Venture
30.	Swani Complex for Building Materials (bricks, concrete beam + marble factory)		Joint Venture
31.	Al-Azizia Glass Factory		Joint Venture
32.	Swani Plastic Complex		Joint Venture
33.	Perfumed Soap Factory		Joint Venture
34.	Nasyriya Card Boxes Factory		Joint Venture
35.	Janzour Gas Factory		Joint Venture
36.	Janzour Textile Factory		Joint Venture
37.	Medical Cotton and Dressings Factory		Joint Venture
38.	Swani Furniture Factory		Joint Venture
39.	Janzour Fish Backing Industry		Joint Venture
40.	Janzour Milk Factory		Joint Venture

41.	Al-Khums Milk Factory	Margab	Joint Venture
42.	Al-Khums Fishing Factory		Joint Venture
43.	Zalatin Fishery Factory		Joint Venture
44.	Sirt Animal Feed Factory	Sirt	Joint Venture
45.	Al-Maraj Grains Mill	Al-Maraj	Joint Venture
46.	Al-Maraj Blankets Factory		Joint Venture
47.	Al-Bydaa Animal Feed Factory		Joint Venture
48.	Fruits Factory		Joint Venture
49.	Al-Jabal Al-Akhdar Milk Factory	Al-Jabal Al-Akhdar	Joint Venture
50.	Al-Bydaa Plastic Factory		Joint Venture
51.	Al-Bydaa Furniture Factory		Joint Venture
52.	Tubruk Awimal Feed Factory	Batnan	Joint Venture
53.	Tubruk Grain Mills		Joint Venture
54.	Al-Abiar Animal Feed Factory	Green Belt	Joint Venture
55.	Derna Plastics Factory	Derna	Joint Venture
56.	Rabat Historic Factory for Fishery	Sabarta & Sarman	Joint Venture
57.	Sarman Plastic Factory		Joint Venture
58.	Sebha Grains Mills & 5 Oct. Sebha Animal Feed Factory		Joint Venture
59.	Pasta Factory	Sebha	Joint Venture
60.	Sebha Drink Factory		Joint Venture
61.	Sebha Factory for Plastics and Sponge		Joint Venture
62.	Arigra Poly Complex for Plastics	Tarhuna & Mislata	Joint Venture
63.	Misurata Pasta Factory		Joint Venture
64.	Misurata Factory for Plastic & Sponge	Misurata	Joint Venture
65.	Soap Powders Factory		Joint Venture
66.	Al-Wosta Center for Tire distribution		Joint Venture
67.	Misurata Air Compressors Factory		Joint Venture
68.	Frozen Food Factory in Misurata		Joint Venture

Attached with The Resolution of The General People's Committee Secretariat

No. (99)-1373 (2005 G)

The Economic units to be offered for transfer of ownership to producers in terms of Joint Venture

Sr. No.	Company/Factory	Locality	Form of Ownership
01.	Tripoli Floor Tiles Factory	Tripoli	Joint Venture
02.	Refrigeration Complex for Keeping & Freezing of fishes in Al-Khums	Margab	Joint Venture
03.	Al-Hwwri Butter Products	Benghazi	Joint Venture
04.	Kwaifya Cold Butters	Benghazi	Joint Venture
05.	Paper Industry Complex	Misurata	Joint Venture
06.	Marifa Notebooks Factory	Al-Zawiya	Joint Venture
07.	Al-Zawiya Sewing Hall		Joint Venture
08.	Baby Diapers Factory		Joint Venture
09.	Industrial Investment Company, Sebha: - Sebha Tiles Factory - Mahroga Tiles Factory - Cement Bricks Production Unit - Cracker (for producing small stones)	Sebha	Joint Venture
10.	Sebha Aluminum Factory		Joint Venture
11.	Agricultural Products Drying Factory		Joint Venture
12.	Mineral Water Factory	Al-Shaati Valley	Joint Venture